

史跡津田古墳群 史跡富田茶臼山古墳

保存活用計画



さぬき市
2025.3

序 文

『史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳保存活用計画』の刊行にあたり、御挨拶申し上げます。

本市津田・大川地区に所在する史跡津田古墳群は、海を意識し津田湾沿岸の低丘陵上に立地した古墳群で、古墳時代前期初頭から中期初頭に造られ、四国における古墳時代前期を代表する古墳群として、当該地域の政治状況を知る上でも重要であることから、平成25年に国指定史跡に指定されました。

一方、本市大川地区に築造された史跡富田茶臼山古墳は、津田古墳群が古墳時代中期まで継続せず、この古墳の出現を契機に急速に衰退していった当時の状況を今に伝えております。富田茶臼山古墳の傑出した規模や墳丘形態・築成方法に見られる畿内的色彩の強さを考慮すると、畿内政治勢力との緊密な結び付きを背景に、瀬戸内海南岸ルート of 四国東部の要衝である津田湾を掌握し、東讃地域を統合した有力な首長の出現が推測でき、四国地方における古墳時代の政治や社会の動向を研究する上でも高い学術的価値を有していることから、平成5年に国指定史跡に指定されたものです。

このように、史跡津田古墳群と史跡富田茶臼山古墳は、古墳時代前期初頭から中期前葉という列島政治史における重大な転換期の様相を最も典型的に反映する古墳・古墳群であることから、本市では古墳時代の歴史を語る上で極めて重要な遺跡と認識しております。

このたび、本市では、これら古墳群・古墳の本質的価値を十分に理解した上で、現状と課題を抽出し、保存活用の考え方、方針、及び具体的な方向性と方法を、『史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳保存活用計画』として取りまとめました。今後、この保存活用計画を元に、これらの貴重な文化遺産を全国に情報発信していくと同時に、地域の宝として守り活かしていきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、御指導・御協力をいただきました全ての方々に深い感謝の念を表し、お礼申し上げます。

2025（令和7）年3月

さぬき市長 大山 茂樹

例 言

1. 本書は、香川県さぬき市津田町、大川町に所在する史跡津田古墳群と、同大川町に所在する史跡富田茶臼山古墳の「史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳保存活用計画（以下、「本計画」という）」である。
2. 本計画の作成は、さぬき市教育委員会が主体となり、平成26年度（2014）～令和6年度（2024）に市単独事業として実施した。
3. 本計画は平成26年度に設置した「さぬき市史跡津田古墳群保存管理計画検討委員会」において協議、検討をしていたが、「史跡富田茶臼山古墳」との関連性が認められることや、平成31年（2019）4月に文化財保護法が改正されたことを踏まえ、「史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳保存活用計画検討委員会」に名称を変更し、協議、検討によりまとめられたものである。また、その策定にあたり、文化庁及び香川県教育委員会の指導・助言を受けた。
4. 本計画の策定に関わる事務は、さぬき市教育委員会事務局生涯学習課が担当した。
5. 本計画の執筆は、「史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳保存活用計画検討委員会」における審議結果を踏まえ、第2章第1節、第2節を信里芳紀氏、第3章、第4章、第5章第1節、第2節を大久保徹也氏が執筆し、これら以外の執筆及び編集をさぬき市教育委員会生涯学習課が担当した。
6. 図面等で示した座標は、国土座標第IV系（世界測地系）で、遺構実測図の方位は全て座標北で示した。

図版目次

図1	計画対象範囲の模式図	7
図2	さぬき市内の基本的な地形の配置	10
図3	さぬき市内の地質図	11
図4	遺跡動向（縄文時代晩期後葉～弥生時代中期前葉）	13
図5	遺跡動向（弥生時代中期中葉～弥生時代終末期）	15
図6	遺跡動向（古墳時代前期前半～古墳時代前期後半）	17
図7	遺跡動向（古墳時代中期初頭～飛鳥時代）	19
図8	さぬき市の交通環境及び公園・観光レクリエーション・休憩場	27
図9	周辺植生図	29
図10	史跡津田古墳群構成古墳および史跡富田茶臼山古墳位置図	31
図11	龍王山古墳平面図	32
図12	龍王山古墳竪穴式石槨実測図	33
図13	岩崎山4号墳平面図	34
図14	岩崎山4号墳竪穴式石槨実測図	35
図15	岩崎山4号墳石棺石枕（拓本）	36
図16	岩崎山4号墳石棺実測図	36
図17	岩崎山1号墳平面図	39
図18	うのべ山古墳平面図	41
図19	けぼ山古墳平面図	43
図20	一つ山古墳平面図	46
図21	赤山古墳平面図	48
図22	赤山古墳1号石棺実測図	49
図23	赤山古墳2号石棺実測図	50
図24	古枝古墳平面図	51
図25	上：古枝古墳第1主体 下：同左第2主体（ともに後円部）	52
図26	川東古墳平面図	54
図27	富田茶臼山古墳および1・2号陪塚平面図	56
図28	史跡津田古墳群指定告示	61
図29	史跡津田古墳群追加指定告示	63
図30	龍王山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲	64
図31	岩崎山4号墳（史跡津田古墳群）指定範囲	65
図32	岩崎山1号墳（史跡津田古墳群）指定範囲	66
図33	うのべ山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲	67
図34	けぼ山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲	68
図35	一つ山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲	69
図36	赤山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲	70
図37	古枝古墳（史跡津田古墳群）指定範囲	71
図38	川東古墳（史跡津田古墳群）指定範囲	72
図39	史跡富田茶臼山古墳指定告示	76
図40	史跡富田茶臼山古墳指定範囲	78
図41	津田古墳群分布図および富田茶臼山古墳位置図	86
図42	讃岐地域主要古墳編年表	87
図43	讃岐地域主要古墳時期別分布図（前期前半～中期前葉）	91
図44	龍王山古墳指定範囲の現状	108
図45	龍王山古墳指定範囲の植生	109
図46	岩崎山4号墳指定範囲の現状	110
図47	岩崎山4号墳指定範囲の植生	111
図48	岩崎山1号墳指定範囲の現状	113

図49	岩崎山1号墳指定範囲の植生	113
図50	うのべ山古墳指定範囲の現状	115
図51	うのべ山古墳指定範囲の植生	115
図52	けぼ山古墳指定範囲の現状	117
図53	けぼ山古墳指定範囲の植生	118
図54	一つ山古墳指定範囲の現状	119
図55	一つ山古墳指定範囲の植生	120
図56	赤山古墳指定範囲の現状	121
図57	赤山古墳指定範囲の植生	123
図58	古枝古墳指定範囲の現状	125
図59	古枝古墳指定範囲の植生	125
図60	川東古墳指定範囲の状況	127
図61	川東古墳指定範囲の植生	127
図62	富田茶白山古墳指定範囲の現状	129
図63	富田茶白山古墳指定地の植生	132
図64	うのべ山古墳、一つ山古墳、けぼ山古墳のサインの現状	147
図65	川東古墳のサインの現状	148
図66	古枝古墳のサインの現状	149
図67	岩崎山4号墳のサインの現状	150
図68	龍王山古墳のサインの現状	151
図69	富田茶白山古墳のサインの現状	152
図70	基本方針模式図	161
図71	保存管理の地区区分	164
図72	うのべ山古墳の地区区分	167
図73	川東古墳の史跡地周辺の地区区分(1)	169
図74	川東古墳の史跡地周辺の地区区分(2)	169
図75	古枝古墳の地区区分	171
図76	赤山古墳の地区区分	173
図77	一つ山古墳の地区区分	175
図78	岩崎山4号墳の地区区分	177
図79	龍王山古墳の地区区分	179
図80	けぼ山古墳の地区区分	181
図81	けぼ山古墳周辺の地区区分	181
図82	岩崎山1号墳の地区区分	183
図83	富田茶白山古墳の地区区分	185
図84	重点モニタリングカルテの一例(1)	197
図85	重点モニタリングカルテの一例(2)	198
図86	見学モデルコース模式図	205
図87	うのべ山古墳、一つ山古墳、けぼ山古墳の古墳・平野部からの眺望地点	217
図88	平野部からの鵜部山の眺望地点	220
図89	赤山古墳の古墳・平野部からの眺望地点	222
図90	岩崎山1号・4号墳、龍王山古墳の古墳・平野部からの眺望地点	224
図91	川東古墳、古枝古墳、富田茶白山古墳の古墳・平野部からの眺望	227
図92	火山・雨滝山の眺望地点	231
図93	古墳ロードと展示・便益施設、および観光地・指定文化財	234

表目次

表1	さぬき市の主な公園一覧表	23
表2	龍王山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	64
表3	岩崎山4号墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	65
表4	岩崎山1号墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	66
表5	うのべ山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	67
表6	けぼ山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	68
表7	一つ山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	69
表8	赤山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	70
表9	古枝古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	71
表10	川東古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積	72
表11	史跡富田茶臼山古墳指定地番および面積	79
表12	史跡構成要素表1 龍王山古墳	95
表13	史跡構成要素表2 岩崎山4号墳	96
表14	史跡構成要素表3 岩崎山1号墳	97
表15	史跡構成要素表4 うのべ山古墳	98
表16	史跡構成要素表5 けぼ山古墳	99
表17	史跡構成要素表6 一つ山古墳	100
表18	史跡構成要素表7 赤山古墳	101
表19	史跡構成要素表8 古枝古墳	102
表20	史跡構成要素表9 川東古墳	103
表21	史跡構成要素表10 富田茶臼山古墳	104
表22	指定地の現状と保管管理上の課題1 龍王山古墳	109
表23	指定地の現状と保管管理上の課題2 岩崎山4号墳	112
表24	指定地の現状と保管管理上の課題3 岩崎山1号墳	114
表25	指定地の現状と保管管理上の課題6 うのべ山古墳	116
表26	指定地の現状と保管管理上の課題4 けぼ山古墳	118
表27	指定地の現状と保管管理上の課題5 一つ山古墳	120
表28	指定地の現状と保管管理上の課題7 赤山古墳	124
表29	指定地の現状と保管管理上の課題9 古枝古墳	126
表30	指定地の現状と保管管理上の課題8 川東古墳	128
表31	指定地の現状と保管管理上の課題10 富田茶臼山古墳その1	133
表32	指定地の現状と保管管理上の課題10 富田茶臼山古墳その2	134
表33	津田古墳群、富田茶臼山古墳に関する現地説明会・講演会・シンポジウム	136
表34	うのべ山古墳の保存管理の方法	166
表35	川東古墳の保存管理	168
表36	古枝古墳の保存管理	170
表37	赤山古墳の保存管理	172
表38	一つ山古墳の保存管理	174
表39	岩崎山4号墳の保存管理	176
表40	龍王山古墳の保存管理	178
表41	けぼ山古墳の保存管理	180
表42	岩崎山1号墳の保存管理	182
表43	富田茶臼山古墳の保存管理	184
表44	現状変更の取扱い基準（開発・日常生活）	188
表45	現状変更の取扱い基準（保存管理・整備）	189
表46	主な点検項目	196
表47	10ヶ年計画表	240
表48	経過観察点チェックシート（案）	242

写真目次

写真1	みろく自然公園	24
写真2	みろく通池公園	24
写真3	うのべふれあい展望公園	24
写真4	津田総合公園	24
写真5	琴林公園	24
写真6	雨滝森林公園	24
写真7	クアパーク津田	26
写真8	ドルフィンセンター	26
写真9	津田のサービスエリア	26
写真10	大川オアシス	26
写真11	道の駅津田の松原	26
写真12	春日温泉	26
写真13	道の駅みろく	26
写真14	ふれあい市場みろく	26
写真15	龍王山古墳葺石検出状況（墳丘下段）	32
写真16	龍王山古墳葺石検出状況（墳丘下段）	32
写真17	龍王山古墳竪穴式石槨写真	33
写真18	龍王山古墳出土副葬品類（左：仿製内行花文鏡、右：鉄製武具および工具）	34
写真19	岩崎山4号墳墳丘下段葺石（後円部北面）	35
写真20	岩崎山4号墳竪穴式石槨写真（上：蓋石検出状態、下：破損蓋石石材除去）	36
写真21	岩崎山4号墳石棺棺身写真（棺蓋取上後）	37
写真22	岩崎山4号墳竪穴式石槨内の石棺検出状態	37
写真23	岩崎山4号墳出土斜縁二神四獣鏡	37
写真24	岩崎山4号墳出土副葬品類（鉄剣・鉄刀・銅鏃・鉄鎌・石釧・玉類）	38
写真25	岩崎山1号墳墳丘写真	39
写真26	岩崎山1号墳箱式石棺	39
写真27	岩崎山1号墳箱式石棺細部（上：西棺（A棺）、下：東棺（B棺））	40
写真28	うのべ山古墳積石と墳裾列石（後円部東面）	41
写真29	うのべ山古墳墳丘写真（前方部から後円部）	41
写真30	うのべ山古墳墳丘側面写真（東から）	42
写真31	けぼ山古墳と一つ山古墳の立地	42
写真32	けぼ山古墳墳丘（前方部から後円部）	43
写真33	けぼ山古墳葺石（前方部前面）	44
写真34	けぼ山古墳葺石（後円部後面）	44
写真35	けぼ山古墳竪穴式石槨蓋石材	44
写真36	けぼ山古墳竪穴式石槨蓋石材（両端に縄掛け突起）	44
写真37	けぼ山古墳石棺片	45
写真38	一つ山古墳下段葺石	46
写真39	一つ山古墳上段葺石と礫敷テラス	46
写真40	一つ山古墳破壊された竪穴式石槨と石棺	47
写真41	赤山古墳の立地	48
写真42	赤山古墳推定後円部第二段葺石残部（西面）	49
写真43	赤山古墳1号石棺小口部	50
写真44	赤山古墳2号石棺	50
写真45	赤山古墳1号石棺内部の現況	50
写真46	赤山古墳2号石棺内部の現況	50
写真47	上：古枝古墳遠景 下：古枝古墳墳丘（前方部から後円部）	52
写真48	古枝古墳第一主体（竪穴式石槨）	52

写真49	古枝古墳副葬品類	53
写真50	川東古墳積石墳丘（後円部）	54
写真51	川東古墳墳丘（前方部西面から後円部）	54
写真52	川東古墳墳丘（前方部から後円部）	54
写真53	富田茶臼山古墳全景（南方上空から）	56
写真54	富田茶臼山古墳後円部第一段テラス円筒埴輪列	57
写真55	富田茶臼山古墳南面周濠（前方部方向から）	57
写真56	富田茶臼山古墳南面周濠（後円部南東面方向から）	57
写真57	富田茶臼山古墳1号陪塚検出状況	58
写真58	富田茶臼山古墳2号陪塚の葺石と埴輪列	58
写真59	龍王山古墳墳頂部	95
写真60	龍王山古墳竪穴式石槨	95
写真61	岩崎山4号墳調査状況（竪穴式石槨と石棺）	96
写真62	岩崎山4号墳竪穴式石槨内石棺検出状況	96
写真63	岩崎山1号墳箱式石棺細部（上：西棺（A棺）、下：東棺（B棺））	97
写真64	うのべ山古墳墳丘写真（前方部から後円部）	98
写真65	けぼ山古墳竪穴式石槨蓋石材	99
写真66	一つ山古墳破壊された石槨と石棺	100
写真67	赤山古墳2号石棺の現況	101
写真68	古枝古墳後円部埋葬施設調査状況	102
写真69	川東古墳墳丘（前方部から後円部）	103
写真70	富田茶臼山古墳墳丘（北西から）	105
写真71	富田茶臼山古墳全景（西方上空から）	105
写真72	龍王山古墳竪穴式石槨壁体の現況	109
写真73	岩崎山4号墳後円部南西面の畑地	110
写真74	岩崎山4号墳後円部北面の葺石	110
写真75	岩崎山4号墳竪穴式石槨および石棺検出状況	111
写真76	岩崎山4号墳竪穴式石槨内の石棺	111
写真77	岩崎山1号墳墳丘の現況（獣害掘り起こし）	113
写真78	うのべ山古墳崖化した前方部前面	114
写真79	うのべ山古墳墳丘（前方部から後円部）	114
写真80	うのべ山古墳墳丘東面	116
写真81	けぼ山古墳墳丘（前方部から後円部）	117
写真82	けぼ山古墳移動された竪穴式石槨蓋石材	118
写真83	一つ山古墳墳丘北東面の崩落状況	119
写真84	一つ山古墳破壊された竪穴式石槨と石棺材	120
写真85	赤山古墳前方部削平状況	122
写真86	赤山古墳後円部（残丘部）の石棺露出状態	122
写真87	赤山古墳2号石棺露出状態	122
写真88	赤山古墳1号石棺小口部露出状態	122
写真89	赤山古墳2号石棺（棺蓋）の劣化状況	122
写真90	赤山古墳1号石棺（棺蓋）の劣化状況	123
写真91	赤山古墳1号石棺（棺蓋）の劣化状況	123
写真92	古枝古墳墳丘（前方部から後円部）	125
写真93	古枝古墳後円部の埋葬施設調査状況	125
写真94	川東古墳墳丘（前方部西面から後円部）	127
写真95	川東古墳倒木による積石墳丘の損壊	128
写真96	富田茶臼山古墳2号陪塚の葺石と埴輪列	130
写真97	富田茶臼山古墳後円部北面（県道際）の墳丘崩壊部	130
写真98	富田茶臼山古墳 旧宅地・耕作地による墳丘改変（前方部南面）	130

写真99	富田茶臼山古墳耕作地による墳丘改変（後円部南面）	130
写真100	富田茶臼山古墳後円部頂面の小祠や燈籠など	130
写真101	富田茶臼山古墳後円部北東面中段の「弥勒庵」	130
写真102	富田茶臼山古墳後円部東面の参道石段・燈籠・鳥居	131
写真103	現地説明会	136
写真104	講演会・シンポジウム	136
写真105	津田古墳群、富田茶臼山古墳に関する冊子・パンフレット	139
写真106	赤山古墳の擁壁の亀裂	144
写真107	富田茶臼山古墳の法面保全竣工時	144
写真108	うのべ山古墳前方部前面	144
写真109	うのべ山古墳前方部東面	144
写真110	一つ山古墳工事時	144
写真111～116	解説サイン	
写真111	うのべ山古墳	153
写真112	川東古墳	153
写真113	古枝古墳	153
写真114	一つ山古墳	153
写真115	岩崎山4号墳	153
写真116	富田茶臼山古墳	153
写真117～122	表示サイン	
写真117	古枝古墳	153
写真118	龍王山古墳	153
写真119	富田茶臼山古墳	153
写真120	富田茶臼山古墳（南面）	153
写真121	龍王山古墳（北面・誘導サイン）	153
写真122	富田茶臼山古墳	153
写真123～125	誘導サイン	
写真123	鵜部山の3古墳	153
写真124	川東古墳	153
写真125	龍王山古墳	153
写真126	①うのべ山古墳からの眺望	218
写真127	②うのべ山古墳からの眺望	218
写真128	③平野西部からのうのべ山古墳の眺望	218
写真129	④平野南西部からのうのべ山古墳の眺望	218
写真130	⑤平野東部からのうのべ山古墳の眺望	218
写真131	⑥一つ山古墳からの海の眺望	218
写真132	⑦一つ山古墳からの海の眺望	218
写真133	⑧平野西部からの一つ山古墳の眺望	218
写真111	うのべ山古墳	153
写真111	うのべ山古墳	153
写真111	うのべ山古墳	153
写真111	うのべ山古墳	153
写真111	うのべ山古墳	153
写真111	うのべ山古墳	153
写真111	うのべ山古墳	153
写真111	うのべ山古墳	153
写真111	うのべ山古墳	153
写真126	①うのべ山古墳からの眺望	218
写真127	②うのべ山古墳からの眺望	218
写真128	③平野西部からのうのべ山古墳の眺望	218

写真129	④平野南西部からのうのべ山古墳の眺望	218
写真130	⑤平野東部からのうのべ山古墳の眺望	218
写真131	⑥一つ山古墳からの海の眺望	218
写真132	⑦一つ山古墳からの海の眺望	218
写真133	⑧平野西部からの一つ山古墳の眺望	218
写真134	⑨平野東部（海）からの一つ山古墳の眺望	219
写真135	⑩海からの一つ山古墳の眺望	219
写真136	⑪鵜部山からの一つ山古墳の眺望	219
写真137	⑫けぼ山古墳からの海の眺望	219
写真138	⑬平野東部からのけぼ山古墳の眺望	219
写真139	⑭平野南東部からのけぼ山古墳の眺望	219
写真140	⑮鵜部山南部からのけぼ山古墳の眺望	219
写真141	⑯海からのけぼ山古墳の眺望	219
写真142	①龍王山古墳の麓から	221
写真143	②岩崎山から	221
写真144	③津田の松原から	221
写真145	④海上から	221
写真146	⑤赤山古墳から	221
写真147	⑥相地峠から	221
写真148	⑦青木海岸から	221
写真149	⑧打伏の鼻から	221
写真150	①赤山古墳からの平野部の眺望	223
写真151	②鵜部山からの赤山古墳の眺望	223
写真152	③平野北西部からの赤山古墳の眺望	223
写真153	④東の丘陵部からの赤山古墳の眺望	223
写真154	⑤平野東部からの赤山古墳の眺望	223
写真155	⑥平野南部からの赤山古墳の眺望	223
写真156	⑦平野南部からの赤山古墳の眺望（昭和17年頃）	223
写真157	⑧平野南部からの赤山古墳の眺望	223
写真158	①岩崎山4号墳からの平野部の眺望	225
写真159	②平野東部からの岩崎山4号墳の眺望	225
写真160	③平野東部からの岩崎山4号墳の眺望	225
写真161	④平野南部からの岩崎山4号墳の眺望	225
写真162	⑤平野南部からの岩崎山4号墳の眺望	225
写真163	⑥平野北部からの岩崎山4号墳の眺望	225
写真164	⑦岩崎山1号墳からの平野部の眺望	225
写真165	⑧岩崎山1号墳からの平野部の眺望	225
写真166	⑨平野南部からの岩崎山1号墳の眺望	226
写真167	⑩平野北部からの岩崎山1号墳の眺望	226
写真168	⑪龍王山古墳からの岩崎山1号墳の眺望	226
写真169	⑫龍王山古墳からの平野部の眺望	226
写真170	⑬平野北東部からの龍王山古墳の眺望	226
写真171	⑭平野東部からの龍王山古墳の眺望	226
写真172	⑮平野南東部からの龍王山古墳の眺望	226
写真173	⑯岩崎山1号墳からの龍王山古墳の眺望	226
写真174	①川東古墳からの平野部の眺望	228
写真175	②川東古墳からの平野部の眺望	228
写真176	③平野東部からの川東古墳の眺望	228
写真177	④平野南部からの川東古墳の眺望	228
写真178	⑤長福寺池付近からの川東古墳の眺望	228

写真179	⑥平野西部からの川東古墳の眺望	228
写真180	⑦古墳東の平野部からの古枝古墳の眺望	228
写真181	⑧平野南東部からの古枝古墳の眺望	228
写真182	⑨富田茶臼山古墳からの平野部の眺望	229
写真183	⑩富田茶臼山古墳からの平野部の眺望	229
写真184	⑪通池からの富田茶臼山古墳の眺望（昭和40年代）	229
写真185	⑫みろく通池公園からの富田茶臼山古墳の眺望	229
写真186	⑬讃岐往還からの富田茶臼山古墳の眺望	229
写真187	⑭讃岐往還からの富田茶臼山古墳の眺望	229
写真188	⑮讃岐往還からの富田茶臼山古墳の眺望	229
写真189	⑯讃岐往還からの富田茶臼山古墳の眺望	229
写真190	⑰古墳西からの富田茶臼山古墳の眺望	230
写真191	⑱みろくふれあい市場からの富田茶臼山古墳の眺望	230
写真192	⑲古墳北からの富田茶臼山古墳の眺望（昭和40年代）	230
写真193	⑳古墳北からの富田茶臼山古墳の眺望	230
写真194	㉑県道10号線からの富田茶臼山古墳の眺望	230
写真195	㉒富田西からの富田茶臼山古墳の眺望	230
写真196	㉓川東古墳麓付近からの富田茶臼山古墳の眺望	230
写真197	㉔石仏遺跡付近からの富田茶臼山古墳の眺望	230
写真198	①火山 国道11号線から	232
写真199	②火山 道の駅津田の松原から	232
写真200	③火山 古枝古墳の麓付近から	232
写真201	④火山 富田東八剣池付近から	232
写真202	⑤火山 岩崎山から	232
写真203	⑥雨滝山 津田川の津田橋付近から	232
写真204	⑦雨滝山 寒川町神前から	232
写真205	⑧雨滝山 富田神社南の平野部から	232
写真206	津田サービスエリアからの津田湾の景観	233
写真207	うのべ展望ふれあい公園からの津田湾の景観	233
写真208	津田総合公園から奥古墳群跡の景観	233
写真209	雨滝森林浴公園から富田茶臼山古墳の景観	233

第1章 保存活用計画の策定とその経過

第1節 計画策定の沿革

津田古墳群は海を意識した標高 30m程度の低い丘陵上に立地する古墳が多く、古墳から見た海の眺望は良好である。古墳群の広がる津田湾は海岸が弓なりに続き、海と丘陵に挟まれた平野部が狭いという地形的な特徴がある。それゆえ、古墳及び隣接地はこれまで度々開発が及んできた。また、海からの風雨を強く受ける場所にある古墳も多く、土砂災害等の自然災害も度々生じている。津田古墳群は9基の古墳が平成25年（2013）に指定されたが、中には指定前から崖面の法面保全を実施してきた古墳もある。

富田茶臼山古墳は四国最大の前方後円墳として平成5年（1993）に指定された。指定後、陪塚が発見され、古墳の新たな価値付けを行い、陪塚を含めた追加指定も視野に入れた保存対策の必要性が生じたが、平成10年（1998）以降、事業が休止する状態が続いていた。

津田古墳群と富田茶臼山古墳は互いに異なる史跡ではあるが、歴史的脈絡において密接な関係を有していることから、この2件の史跡に対して一体的な保存活用を実施していくことが計画された。平成27年（2015）に「さぬき市史跡津田古墳群保存管理計画検討委員会」を設置し、富田茶臼山古墳とともに保存管理計画の作成を開始したが、平成31年（2019）4月に文化財保護法が改正されたことを受けて検討内容を保存活用計画として作成作業を継続した。

第2節 保存活用計画の目的

史跡地の隣接地はこれまで様々な開発にさらされてきたが、近年はメガソーラーなどの大規模開発が増加しつつある一方、各古墳の墳丘の立地特性からその周辺には急傾斜地が広がっており、近年増加しつつある異常気象により、大規模災害を生じさせる危険性は著しく増加している。

こうした津田古墳群と富田茶臼山古墳を取り巻く自然環境や歴史的背景、社会状況を踏まえた上で、本計画では史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、現状変更などの取扱基準、さらに活用・整備の基本方針・方法、これら諸事業を推進していくための運営方針や体制についても同時に策定する事を目的とする。

第3節 保存活用計画策定の体制と経過

1 委員会の設置について

本計画の策定にあたっては「さぬき市史跡津田古墳群保存管理計画検討委員会」を平成27年（2015）に設置し、平成27・28年で3回開催した委員会での協議・意見等を踏まえながら策定を進めていったが、本質的価値の洗い出し、構成要素の抽出、具体的な活用案の提示が出来なかったこと、そして事務局の体制が整わなかったことから、委員会を休止した。その後、保存活用計画の素案を作成するとともに事務局の体制も強化することで委員会開催環境が整ったことから、令和3年（2021）に通算4回目の委員会を開催した。委員会を再開するにあたり新たに保存活用計画の作成に経験値の高い委員を1名増員した。その後名称も「さぬき市史跡津田古墳群・富田茶臼山古墳保存活用計画検討委員会」と改めたが、これまでの経緯や各古墳を熟知していること、そして運営を円滑に進めるために委員長、副委員長、各委員には引き続き委員をお願いした。

委員会の構成は次のとおりである。

委員長 大久保徹也（徳島文理大学文学部文化財学科 教授）

副委員長 古瀬 清秀（国立大学法人広島大学 名誉教授）

委員 阿部 大輔（龍谷大学政策学部 教授）

委員 伊澤 肇一（さぬき市文化財保護審議会 会長）

委員 井原 縁（奈良県立大学地域創造学部 教授）

委員 信里 芳紀（香川県埋蔵文化財センター資料普及課 課長）令和3年7月～

指導・助言 文化庁文化財保護部局記念物課

香川県教育委員会 生涯学習・文化財課

事務局 さぬき市教育委員会 生涯学習課

2 委員会の開催内容について

【第1回】

平成27年1月6日（火）13時30分～16時 場所:さぬき市津田支所

- 1 委員長・副委員長の選任について
- 2 今後の作業計画について
- 3 現地視察（津田古墳群・富田茶臼山古墳）

【第2回】

平成27年7月14日（火）10時～14時30分 場所：さぬき市津田支所

- 1 津田古墳群・富田茶臼山古墳の現状と課題確認について
- 2 津田古墳群・富田茶臼山古墳の価値付けについて
津田古墳群・富田茶臼山古墳の構成要素について
- 3 保存管理の方針について
- 4 保存管理計画報告書前半の内容確認について

【第3回】

平成28年10月24日（月）13時～17時 場所：さぬき市津田支所

- 1 保存管理計画の作成（古墳群の価値付け）について
- 2 史跡 富田茶臼山古墳の管理について

【第4回】

令和3年11月22日（月）13時30分～16時30分 場所：さぬき市寒川第2庁舎

- 1 津田古墳群・富田茶臼山古墳 保存管理方針について
- 2 今後の策定スケジュールについて

【第5回】

令和4年3月28日（月）13時30分～16時45分 場所：さぬき市寒川第2庁舎

- 1 保存活用計画の概要について
- 2 今後の策定スケジュールについて

【第6回】

令和4年7月1日（金）13時30分～16時45分 場所：さぬき市志度庁舎

- 1 保存活用計画（第1章～第5章）について
- 2 今後の策定スケジュールについて

【第7回】

令和5年3月30日（木）13時30分～16時45分 場所：さぬき市寒川第2庁舎

- 1 保存活用計画（第1章～第12章）について
- 2 今後の策定スケジュールについて

【第8回】

令和5年7月14日（金）13時30分～16時45分 場所：さぬき市寒川第2庁舎

- 1 保存活用計画（第1章～第12章）について

第4節 計画の位置付け及び計画期間

1 他の計画との関係

本史跡は文化財保護法を基に保存管理が実施されているが、さぬき市の上位計画であるさぬき市総合計画の基本理念などに即した保存活用を進める必要がある。また、土地利用に関する諸計画や生涯学習、観光など活用に関する計画とも関連する。

ここでは保存・活用に関わる計画等について整理する。

(1) さぬき市総合計画（第2次計画・2015～2026年度）

平成14年（2002）4月に誕生したさぬき市では新しいまちづくりの指針として、平成16年（2004）3月に第1次さぬき市総合計画が策定された。第1次さぬき市総合計画ではさぬき市の文化を学び、継承し、独自の文化を想像するまちをつくるという目標の元に具体的な方策の1つとして文化財の保全が取り上げられ、富田茶臼山古墳の復元・整備及びさぬき市の歴史文化資源としての広い活用を目指した。

平成27年（2015）には計画期間12年間の第2次さぬき市総合計画がスタートした。第2次さぬき市総合計画は「自然豊かで人いきいき 笑顔あふれて快適に みんなで暮らす ふるさとさぬき」を将来像としている。第2次さぬき市総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成される。基本計画は前期（2015～2018年度）、中期（2019～2022年度）、後期（2023～2026年度）からなり、現在は後期計画に入っている。まちづくりの方向性として6本の基本目標を掲げ、基本目標Ⅳ「学ぶ意欲と豊かな心を育むまち」の中で文化財保護を位置づけている。その中の基本施策25「歴史・文化の伝承」において、具体的な取り組みとして「市内に所在する各種文化財を適切に保存、管理するとともに、積極的な活用に努める」ことが定められている。

(2) さぬき市教育大綱（市を取り巻く情勢の変化に合わせて、適宜見直す）

さぬき市の全ての教育施策と学術、及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である。

平成27年度に策定され、平成31年度に内容を見直し、新たな大綱が策定されている。さぬき市の教育理念は『さぬき市は、地域・保護者の皆さんとともに、人と人、過去と未来をつなぐため人間としての根っこを育て、多彩な「さぬきびと」を育みます。』である。基本方針として設定した4項目のうち、次の基本方針が本計画と関連する。

2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり

豊かな自然の懷に抱かれたさぬき市が古代から長年に渡り受け継ぎ保有してきた文化や伝統に学び、その精神の理解を深め「ふるさとさぬき」への愛情と市民としての誇りを育む。

(3) さぬき市教育振興基本計画（第3次計画・2022～2026年度）

さぬき市総合計画に掲げる基本施策のうち、教育に関する基本施策を推進するための分野別計画である。さぬき市教育大綱ののっとり、さぬき市の教育施策を推進するための具体的な施策を定めている。令和4年度から4年計画で第3次教育振興基本計画を策定している。さぬき市教育大綱の基本方針に対して、以下の計画が本計画と関連する。

方針2 「ふるさと」に学び、それを愛し、さぬき市を誇りに思うひとづくり

この方針に即し、主要な施策として4項目が挙げられている。その内の2項目、「(1) 地域の歴史・文化に親しむ取組の推進」、「(2) 文化財の積極的な保存と活用」が本計画と関連する。

地域の歴史・文化に親しむ取組の推進では、さぬき市や香川県を題材とした社会科副読本「わたしたちのさぬき市」を改訂、配布し、ふるさとに対する理解と愛着を深めること、市内の歴史や文化財施設等について学習する活動を支援すること、及び歴史民俗資料館等の市内にある資料館を更に有効活用できるように努めることを計画している。

文化財の積極的な保存と活用では、文化財資料の現状に関する調査を継続的に行い、その保存と活用のための基礎資料の充実を図ること、市文化財保護協会と連携して文化財の保存と整備を進めること、及び文化財調査によって得られた成果を現地説明会や講演会等を通じて積極的に公開・活用し、市民が文化財に親しみ、その価値への理解を深められるよう取り組むことを計画している。この中で具体的な計画として、「史跡津田古墳群・富田茶白山古墳保存活用計画」を策定し、本計画に沿って保存管理をしながら活用できるよう努めることを挙げている。

(4) さぬき市生涯学習基本計画（第2次計画・2016～2025年度）

市民が生涯学習活動を通じて必要な知識や能力を身につけ、それらの成果を活かせるような市民参加型、協働性の生涯学習によるまちづくりの推進を進めていくことを目的としている。平成28年度から平成37年度までの10年間計画で第2次生涯学習基本計画を策定している。目標として5項目を掲げ、そのうちの「歴史・文化の伝承」において、文化財の保存と活用、地域の歴史と伝統文化の伝承を取り上げている。富田茶白山古墳や津田古墳群等の国指定史跡について、復元を含めた整備に努め、観光拠点施設も視野に入れた活用方法を計画している。

(5) さぬき市都市計画マスタープラン（第2次計画・2021～2040年度）

本市の特性と問題・課題を踏まえ、都市づくりを進めていく上で基本となる考え方を明確にし、市全体の骨格的都市構造（全体構想）と各地域における詳細な市街地像（地域別構想）を示している。

その中で津田古墳群が所在する地域は、「東部地域、中部地域」に該当し、将来都市構造のゾーン区分では「市街地ゾーン、森林ゾーン」に位置付けられている。また、富田茶臼山古墳は「中部地域」に該当し、「森林ゾーン」に位置づけられている。

「第4章 都市計画に関する基本方針」では、「3 都市施設の整備に関する基本方針」として「3-2 公園・緑地整備に関する基本方針」の「(7) 歴史文化資源を生かした歴史散策回遊・ネットワーク整備」に富田茶臼山古墳、津田古墳群などの歴史文化遺産を生かし、便利で快適な歴史散策回遊ネットワーク整備を図るとある。また、「3-5 その他都市施設整備に関する基本方針」の「(2) 教育・文化・コミュニティ関連施設整備の方針」では、「④文化施設の整備・充実」に位置付けられ、本市固有の歴史文化を保全していくため、国指定史跡で四国最大規模の前方後円墳の富田茶臼山古墳、津田古墳群などの文化財の保存整備を図るとある。さらに「5 都市景観に関する基本方針」としては「(5) 地域の歴史に親しむ個性的な景観づくり」に位置付けられ、富田茶臼山古墳、津田古墳群などの歴史的資源が点在する地区において、歴史に親しみ学べる環境づくりと貴重な歴史的資源の保存を図り、歴史的な町並みの景観整備を図るとある。

2 計画期間

本計画の実施期間は令和7年(2025)4月1日から令和17年(2035)3月31日までの10ヵ年とする。

次期計画は実施の進捗状況等を考慮して計画期間の後半に検討していく。なお、計画は文化財保護行政の変化や事業の実施状況等、必要に応じて改訂することとする。

第5節 本計画の対象範囲

1 計画対象範囲の設定

史跡津田古墳群は津田湾岸に所在する7基と、津田川等で結ばれる内陸部側(雨滝・火山山塊南面)の2基、計9基からなる前期～中期初頭の高墳群である。また津田川中流域に所在する古墳時代中期前葉の大形前方後円墳である史跡富田茶臼山古墳は史跡津田古墳群と密接に関係する。このため本計画では、史跡津田古墳群と史跡富田茶臼山古墳の一体的な保存及び活用を図るため、二つの史跡を対象に今後の保存と活用の方向性を定めることとする。また、既往調査などによって古墳と分離されて現在保管される副葬品類をはじめとする出土品類は文化財の種別上、記念物(史跡)と区分されるものであるが、それらは本来的に史跡の価値を反映する重要な構成要素の一部である。このことを踏まえ、本計画では既往出土品類の保存と活用に関しても言及することとする。

さて、これらの古墳は全体として東西約3.5km、南北約4.5kmの範囲に広がり、各々の間には商工業施設、住宅地及び学校や病院、保養施設などの公共的施設が展開し、その間を縫うように市域の内外を連絡する交通路網が張り巡らされている。また平地はもちろん丘陵地の一部にも営農地などが広がり、上記した古墳分布域の大部分において様々な形態で現在の土地利用が行われている。

この広い分布域全体を対象とした将来的な土地利用方針の統一的策定は、もちろん本計画のような個別の指定文化財保存活用計画においては能くするところではない。したがって本計画では、

個々の古墳の遺存状況と属性に応じてまず現指定範囲の適否を点検し、その上で個別指定範囲毎に、構成諸古墳の本質的価値の適切な保持と明示を目指した保存方針、長期的な視点に立った土地所有のあり方や現状変更の制限内容と必要な各種養生措置の計画などを定めることが基本となる。このことは史跡の本質的価値の持続的な顕在化に直結するもので、言い換えれば史跡活用の基礎的条件を整えることになる。

史跡の活用に向けた条件整備もやはり個別指定地を核に進め、既存道路網を活かすなどの工夫を加えた形で各指定地（活用核）の連結を図ることになる。この局面では指定地外において相互の連絡を検討することになる。

したがって、本計画のうち、史跡の保存に関する部分は、原則として二つの史跡の指定範囲の総和が計画範囲となる。また史跡保存の上で不可欠な追加指定を検討する範囲についてはこれに準じて言及する。一方、史跡の活用に関する部分では、各指定地、及びそれらの密接な関係を考慮して各指定地を連結して活用する構想に言及することとなる。その意味では限定的ではあるが、活用の局面では史跡保存の面の主たる計画範囲とは異なる範域を視野に入れた構想を示すことになる。

第3章で詳述するように史跡津田古墳群、史跡富田茶臼山古墳の性格を捉える上で、各古墳を視認できる範囲（可視範囲）は重要な属性である。しかし可視範囲という属性の保持は、その性質上、広域的な環境（土地利用）の制御に関連する。重要な属性ではあるが、突き詰めれば上記したように個別の指定文化財の保存活用計画レベルでは、かかる属性の意義を提示することはできても、根本的な対処は計画の性質上、原理的に困難である。この点については広域的な土地利用の方向性を主題とする上位の包括的計画に委ねる部分が多い。



図1 計画対象範囲の模式図

第2章 史跡をとりまく環境

第1節 自然環境（図2・3）

両史跡地が所在するさぬき市の基本的な地形の配列は、南方より笠ヶ峰山（559m）、檀持山（603m）、矢筈山（787m）などの讃岐山脈を構成する山塊があり、長尾・寒川・大川地区の沖積平野（以下、沖積平野）を挟み北方の雨滝山（253m）、北山（288m）、五瀬山（242m）など山塊を経て瀬戸内海の播磨灘に至る。山塊の地質は、領家花崗岩から構成されており、北部の雨滝山や北山などの山上は、安山岩や凝灰岩（図表記はデイサイト）などの瀬戸内火山活動による讃岐層群が乗り、台形状の山容を成している。この讃岐層群の安山岩や凝灰岩は、積石塚古墳の墳丘材、竪穴石槨の構築材として、凝灰岩は「火山石」と呼ばれ、赤山古墳や岩崎山4号墳などの石棺材として利用された。

主要河川である津田川、鴨部川は、笠ヶ峰山などの南方の山塊に端を発し、沖積平野において複数の流路が合流した後、播磨灘に注いでいる。史跡地である津田古墳群と富田茶臼山古墳は、前者が津田川の河口部と中流域、後者は中流域に位置することになる。

これらの河川は、上流部では複数の小河川となりマサ化が進行した領家花崗岩の山塊を開析し、これに伴う泥・砂礫により扇状地性の沖積平野が形成され、河床面の低下は、沖積平野の南部に南北方向に延びる高・低位の複数の段丘面を作出した。このうち、富田茶臼山古墳は高位段丘を基盤とし、森広遺跡や尾崎西遺跡などの縄文晩期から古墳時代の集落も高・低位段丘上に営まれている。これらの遺跡の動向から、更新世末期から縄文時代晩期までには、沖積平野の形成が進行し、遺跡立地の基盤となる段丘化が完了していたと考えられる。沖積平野内に旧石器時代から縄文時代後期の遺跡分布が殆ど知られていない点も、この時期は沖積平野の形成途上にあり、これらの遺跡は沖積層下に深く埋没していると予測される。

津田川と鴨部川は現状で別流路をとるが、雨滝山西側では約300mの間隔まで接近し、周辺には低位部となる氾濫原面が形成されていることからみて、築堤等による流路固定が行われる以前、すなわち古墳時代には双方への流向をもっていたことが想定される。

津田古墳群が所在する津田川河口は、沖積平野から運搬される砂礫により浜堤が形成され、その背後には後背湿地が広がる。浜堤の形成時期は不明な点が多く残るが、津田川河口の神野遺跡で少量の縄文時代晩期の突帯文土器が出土しており、沖積平野の形成や段丘化とともに、このころまでには一定程度の形成が行われていたと考えられる。

津田川河口を含め与田川、湊川など、香川県東部の海岸部には浜堤と後背湿地が発達しているが、弥生時代中期後葉から古墳時代にかけて、しばしば確認される土器製塩遺跡の立地などの活動痕跡が殆どみられないなど、浜堤上を中心とした河口部における活動痕跡は極めて低調であり、古墳時代前期の津田川河口部における津田古墳群の築造開始は、極めて唐突である印象を拭えない。

第2節 歴史的環境

当該地域では旧石器時代から縄文時代後期までの遺跡分布はあまり知られていない。ここでは、津田古墳群と富田茶臼山古墳の出現とその後の過程を理解するため、縄文時代晩期から飛鳥時代

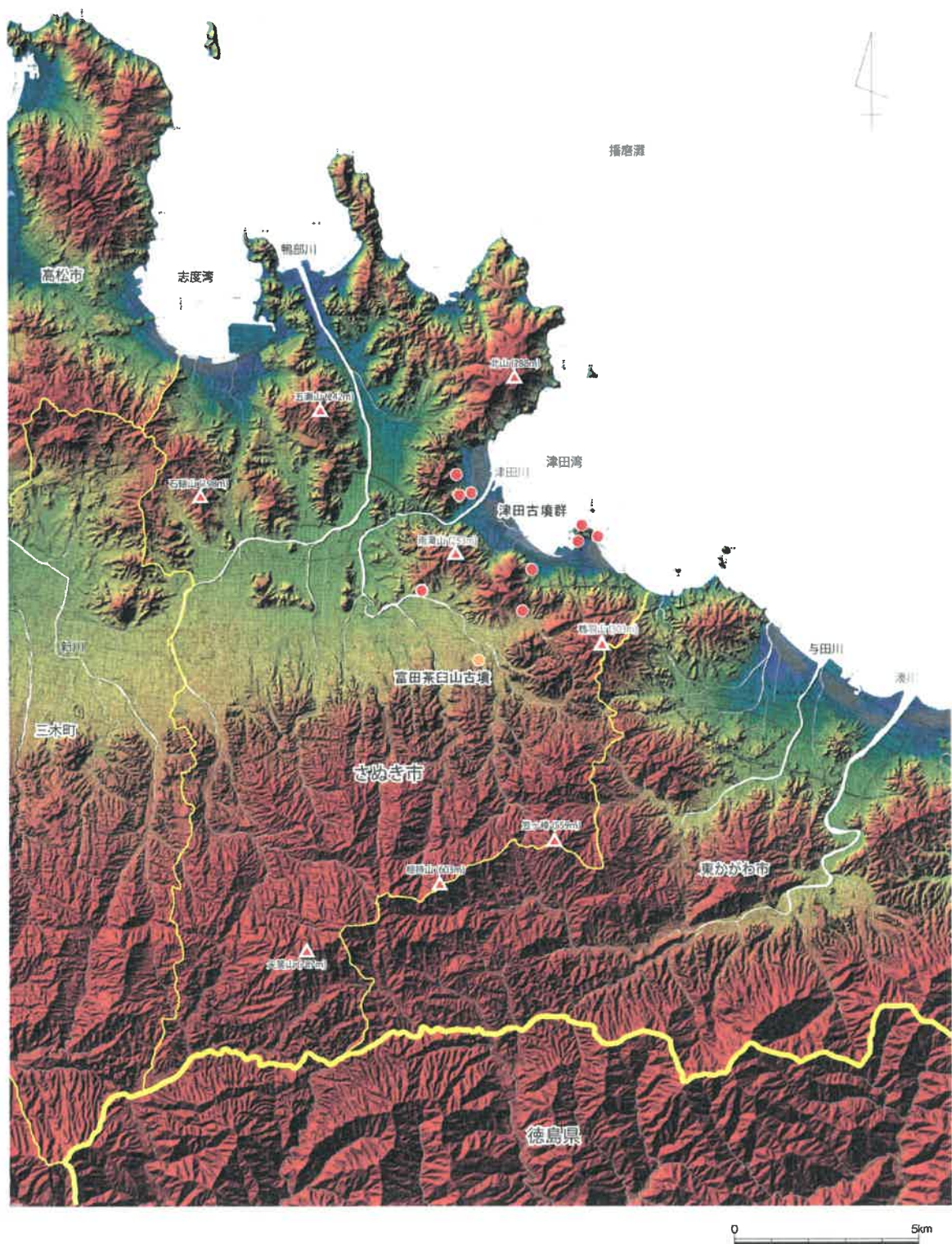


図2 さぬき市内の基本的な地形の配置

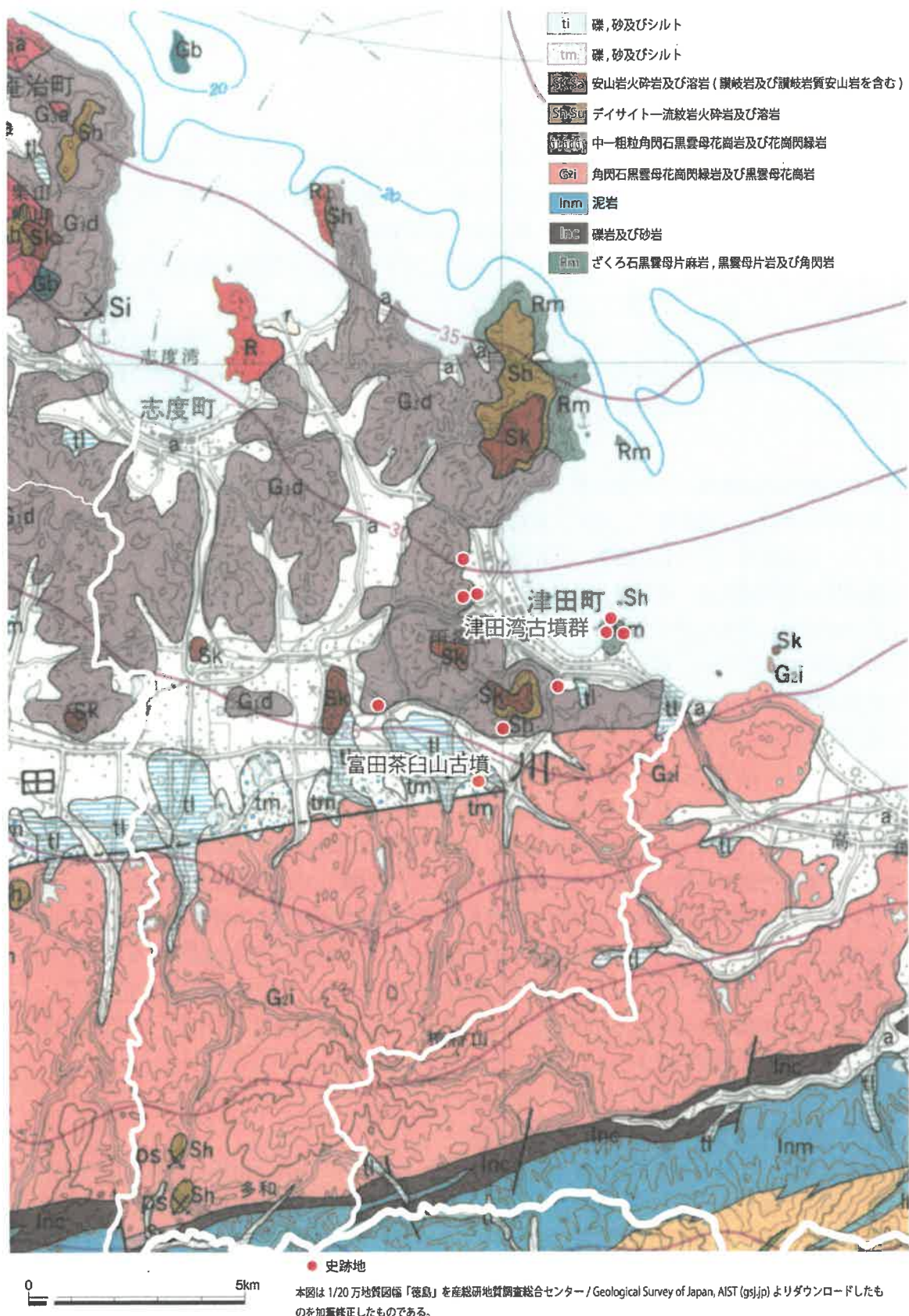


図3 さぬき市内の地質図

前半までの期間における遺跡動向を整理する。なお、各古墳（群）の時期比定は、大久保徹也氏の編年案（大久保2018a,b）に基づく。

（1）縄文時代晩期から弥生時代前期前半（図4上段）

当該期には沖積平野の段丘の縁辺や河口部の後背湿地との境界付近において散在的な遺跡分布が確認できる。突帯文土器と前期弥生土器が遺跡内で重複する遺跡も一部に存在するが、土器様式上、時間的に連続するものではなく、断続的、断片的である。

また、県内の他の遺跡の動向からみて、本段階にはアワ・ヒエの雑穀栽培を含む水田稲作が開始されたとみられるが、本地域では明確ではない。

遺跡数やその間隔、少量にとどまる遺構・遺物量、継続時期からみて、開田に適した利水環境や地形面など、限られた範囲内での試行的な農耕が開始されたことや、流動的で移動性に富んだ集落形成のパターンを想定できる。

（2）弥生時代前期後半から中期前葉（図4下段）

前段階と比較して遺跡数、立地に大きな変化はないが、内容・構成において大きな飛躍が認められる。前段階末に出現した鴨部・川田遺跡は、1条の環濠の内外に密集した住居群が営まれ、中期前葉まで継続する。出土遺物には、伐採・加工斧、石庖丁などの石器や木製鋤・鍬など本格的な水田稲作に必要な道具のセットが出揃うとともに、これらの大半を交易により獲得・集積している点も見逃せない。石庖丁を例にあげると、総数395点出土したうち、未成品や石材種別からみて遺跡内での生産品は、遺跡近隣の金山で採取可能な流紋岩製の磨製石庖丁で構成比率は約39%を占めるが、残りのサヌカイト製打製石庖丁や結晶片岩製打製・磨製石庖丁などは、すべて交易（搬入）品である。流紋岩製磨製石庖丁が自家生産可能であるにも関わらず、あえて流通品を獲得していることになる。また、石庖丁の出土点数が多量であることからみて、物資交換における集散地、交易場としての機能を想定できる（大久保2004）。周辺の寺田遺跡や尾崎西遺跡などは、必要物資交易場の鴨部・川田遺跡と関係しつつ展開した付随的な集落であろう。

このような鴨部・川田遺跡の本格化する稲作に伴う協業や必要物資の獲得・交易に呼応した集住形態には、他者との連携・連帯を強める弥生集落の基本的な姿の成立を読み取ることができ、その成立は内的な発展ではなく、一定規模の集団の移動・移住を十分に想定すべきである。

しかし、その後、弥生時代中期前葉をもって鴨部・川田遺跡は廃絶するので、この姿が決して安定的に推移した訳ではなかった。

（3）弥生時代中期中葉～後期前葉（図5上段）

遺跡立地は、前段階までの沖積平野を中心としたものから、山頂、山麓（谷奥）などの多様な立地環境へと変化し、小規模集落による分散的な分布形態をとる。山頂立地の集落は、所謂、高地性集落であり、さぬき市及びその周辺では、臨海部の北山遺跡、五剣山（だんべら遺跡）、内陸部の白山遺跡が確認されている。山麓立地は、ズバ山遺跡、鴨部南谷遺跡、星越遺跡、養神遺跡、前山遺跡、天野峠遺跡など沖積平野、谷底低地の周辺にみられる。沖積平野では、森広遺跡などにおいて少量の遺構・遺物が出土するに過ぎず、前段階に成立した鴨部・川田遺跡のような

[illegible]

弥生時代前期後半～中期前葉

志摩湾

三反池

尾崎西

寺田

屋富

与田川

阿良岐川

0 5km

図4 遺跡動向（縄文時代晩期後葉～弥生時代中期前葉）

交易場となる大規模集落はみられず、社会は沈滞、閉塞してしまったのだろうか。

これらのうち、高地性集落は、当該期に吉備南部を除く備讃瀬戸において多くみられ、相互に視認可能な位置関係をもつことから、烽火などの通信手段を用いてネットワークを形成していた（大久保2019）。当初は、軍事的な防塞としての機能が付与されていたが、物資流通における「見張り」や「仲介者」としての役割が想定される（間壁1969・大久保2019）。星越遺跡、幸田池西遺跡、池の奥遺跡などの山麓部の集落においては、伐採・加工斧を多く保有する傾向があり、立地条件を活かした木器原材などの生産活動に特化していたと考えられる。天野峠遺跡は、海から約2 km離れた山麓立地に関わらず製塩土器を保持している。位相は異なるが、当該期の青銅祭器として扁平鈕式銅鐸と平形銅剣が挙げられるが、伝承地を含めると、これらは高地性集落（北山遺跡：平形銅剣）、沖積平野（森広遺跡：扁平鈕式銅鐸）など、本地域を網羅する形で出土している。

以上のように、本段階には交易地となる大規模集落の形成はみられないが、高地性集落や青銅祭器に示されたように、交易や祭祀面でより外部との交易・交流を深化させ、山麓立地の集落にみる交易物資の特化的生産など、一見、分散的、散逸的にみえるが、より広域での連携・連帯、分掌を模索、志向した段階と評価できる。

（4）弥生時代後期後葉～終末（図5下段）

高地性集落に象徴される個別分散的な集落分布から一転し、沖積平野における集中、凝集を試みる。前段階まで小規模集落であった森広遺跡は、竪穴住居の棟数や出土土器量が増加することからみて、急速な膨張を遂げたと考えられ、尾崎西遺跡や平野は異なるが与田川水系の奥部の原間遺跡も同様な傾向を示す集落と考えられる。他の集落は小規模なものとなるが、遺跡間距離は短く、約5キロ圏内に凝集して営まれる。

これらの集落内、若しくは近隣の小集落ではしばしば鍛冶遺構を伴い、鉄器生産が行われる（信里2006）。また、少量ではあるが、製塩土器が出土している。海浜部まで3～5 km離れるが、一般的に製塩土器に詰めた状態での塩の流通は想定し難いことから、これらの遺跡内で小規模な土器製塩が行われた可能性が考えられる。

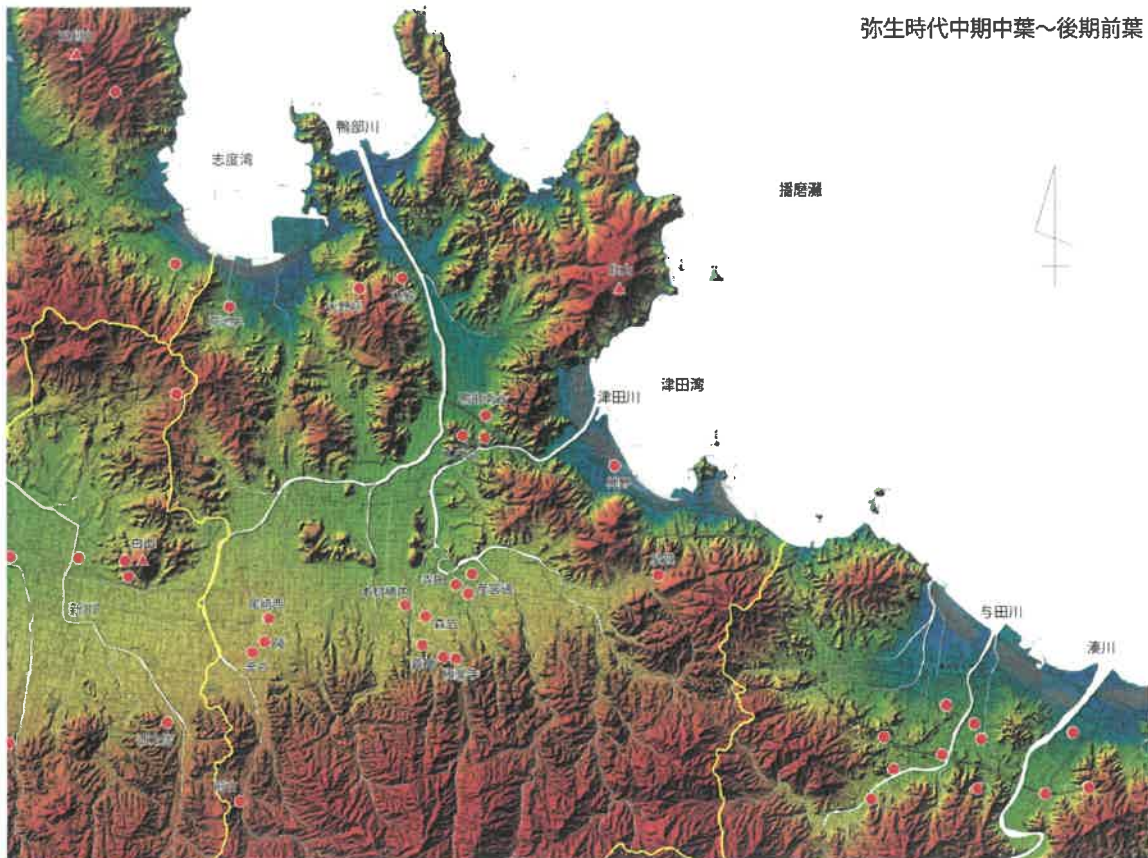
また、これらの集落及び周辺では遠隔地との交易による獲得した希少品も確認できる。森広遺跡に近接する森広天神遺跡で出土した巴形銅器8点（推定で10点）のうち、3点は北部九州産であり、形態からみて残る5点も同様と考えられる（田尻2009）。寺田産宮通遺跡では、非北部九州産の小型仿製鏡が出土している。

このように、本段階の沖積平野における森広遺跡などの大規模集落は、生産・交易機能を集約した状態で営まれている。

大規模集落が明確化する一方で、これらを見下ろす丘陵や山麓上には、墳丘墓や木棺墓群による集団墓が営まれる。代表的な墳丘墓として、雨滝山西麓の奥10号墓がある。これらの墳丘墓では、竪穴石槨や墳丘外表の配石による装飾、土器供献など、吉備の楯築墓で成立した埋葬儀礼の影響がみられる（大久保2000）。

弥生時代前期後半の鴨部・川田遺跡でみられた交易場としての機能をもつ集落は、弥生中期中

弥生時代中期中葉～後期前葉



弥生時代後期中葉～終末期

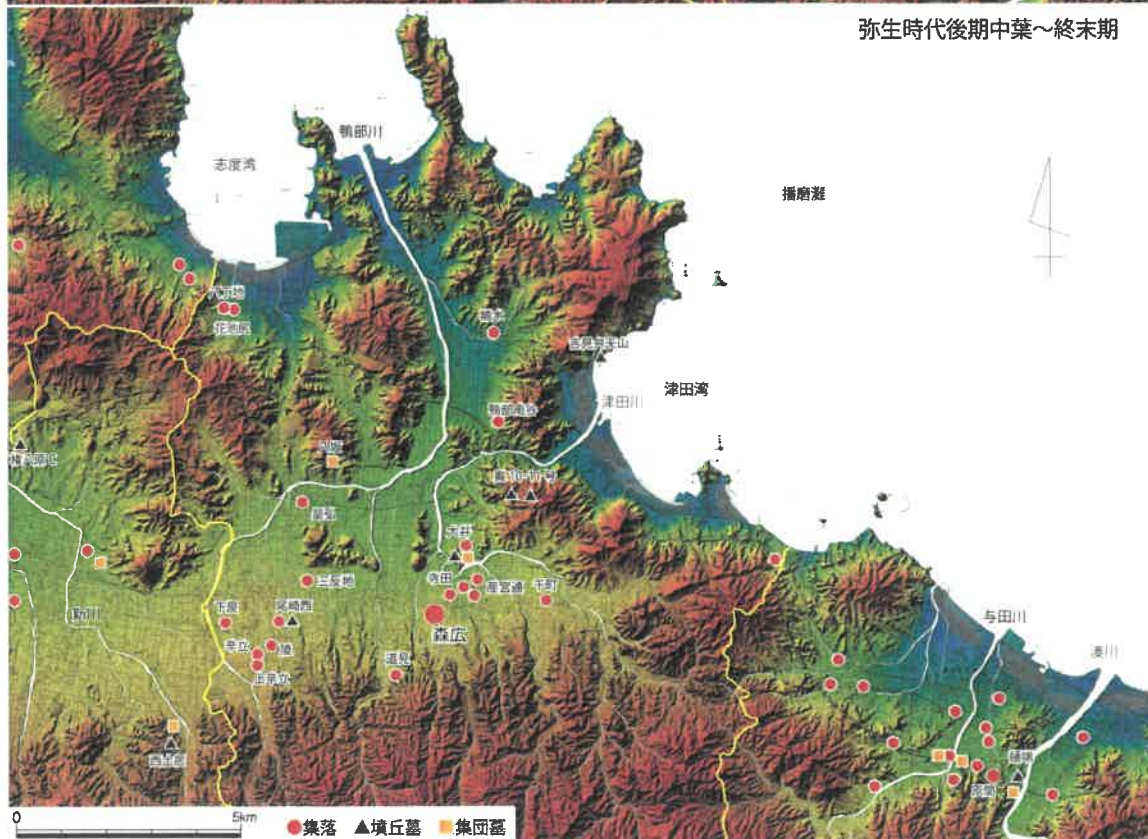


図5 遺跡動向（弥生時代中期中葉～弥生時代終末期）

葉から後期前葉までの高地性集落や山麓立地の小規模集落に象徴される分散的、分掌的なあり方を経て、後期中葉には森広遺跡をはじめとして、広域における交流・交易機能や物資生産を集約し再出現した。これに呼応して、奥10号墓に象徴される丘陵、山麓部では墳丘墓、集団墓が営まれ、階層関係が明確化するとともに、埋葬儀礼においても吉備をはじめとした広域での交流関係が認められ、古墳時代前期に向けての基盤が整う。

(5) 古墳時代前期前半（図6上段）

遺跡数はやや減少に転じるが、大規模集落である森広遺跡など、主要な集落は弥生終末期から継続した状況で、前方後円墳が出現する（信里2012）。

前方後円墳は、墳長40m以下の小規模なものが、津田湾岸（鵜ノ部山古墳：37m）、雨滝山西南麓（奥14号墳：32m、同3号墳37m、川東古墳：39m、古枝古墳：35m）、塚原丘陵（丸井古墳：30m、中代1号墳：39m、稻荷山古墳：40m）の3群に分かれて築造される。中でも、塚原丘陵の丸井古墳、雨滝山西南麓の奥14号墳、津田湾岸の鵜ノ部山古墳は、出現期の前方後円墳である。

沖積平野の森広遺跡とその周辺に築造されたこれらの古墳群との関係は、一見、弥生終末期からの継続のようにみえるが、津田湾岸は、弥生終末期にまでに浜堤上や後背湿地周辺に活動痕跡がみられない場所であり、雨滝山西南麓群の造墓位置は、蛇行する津田川に対峙する山麓が選ばれるとともに、川東古墳は津田湾岸への峠越のルート（相地峠）に接して築造される。これらは基盤となる森広遺跡が所在する沖積平野から、津田湾岸へのルートを念頭において築造されたと考えられる。

讃岐地域全体の動向は、大型双方中円墳（稻荷山北端古墳（66m）、猫塚古墳（96m）、鏡塚古墳（70m））を頂点する高松市石清尾山古墳群を頂点し、他は墳長40m以下の小型前方後円墳が多く築造されるが、その中でも、津田古墳群は、臨海部への志向を開始した点が注目される。

(6) 古墳時代前期後半（図6下段）

当該期の古墳としては、津田湾岸（赤山古墳：前方後円墳60m（推定）、一つ山古墳：円墳25m、岩崎山4号墳：前方後円墳61m、北羽立：前方後円墳35m）が築造される。前段階に大きく三つに分かれて古墳群は、津田湾岸へ収斂するとともに、前方後円墳の大型化や、円墳の追加など、構成要素に変化が認められる。周辺では、与田川下流域の大日山古墳（前方後円墳：38m）、新川中流域の池戸八幡古墳（前方後円墳：38m）が当該期に属する。

讃岐地域における当該期の前方後円墳を中心とした規模の構成は、三谷石船古墳（前方後円墳：100m）、快天山古墳（前方後円墳：100m）を頂点するが、津田湾岸には、これに次ぐクラスの墳長41m以上の前方後円墳と、これ以下の墳長40m以下の前方後円墳と円墳が築造されたことになる。周辺の前方後円墳の大日山古墳や池戸八幡古墳は、津田湾岸の中では、ワンランク下の規模になる。

讃岐地域全体では、三谷石船古墳や快天山古墳といった墳長100mの大型前方後円墳の出現と墳長40m以下の小型前方後円墳の減少が同義的に進行しているが、津田湾岸においては、赤山古墳と一つ山古墳、岩崎山4号墳と北羽立古墳のように、墳長・墳形を利用した階層性の表示が

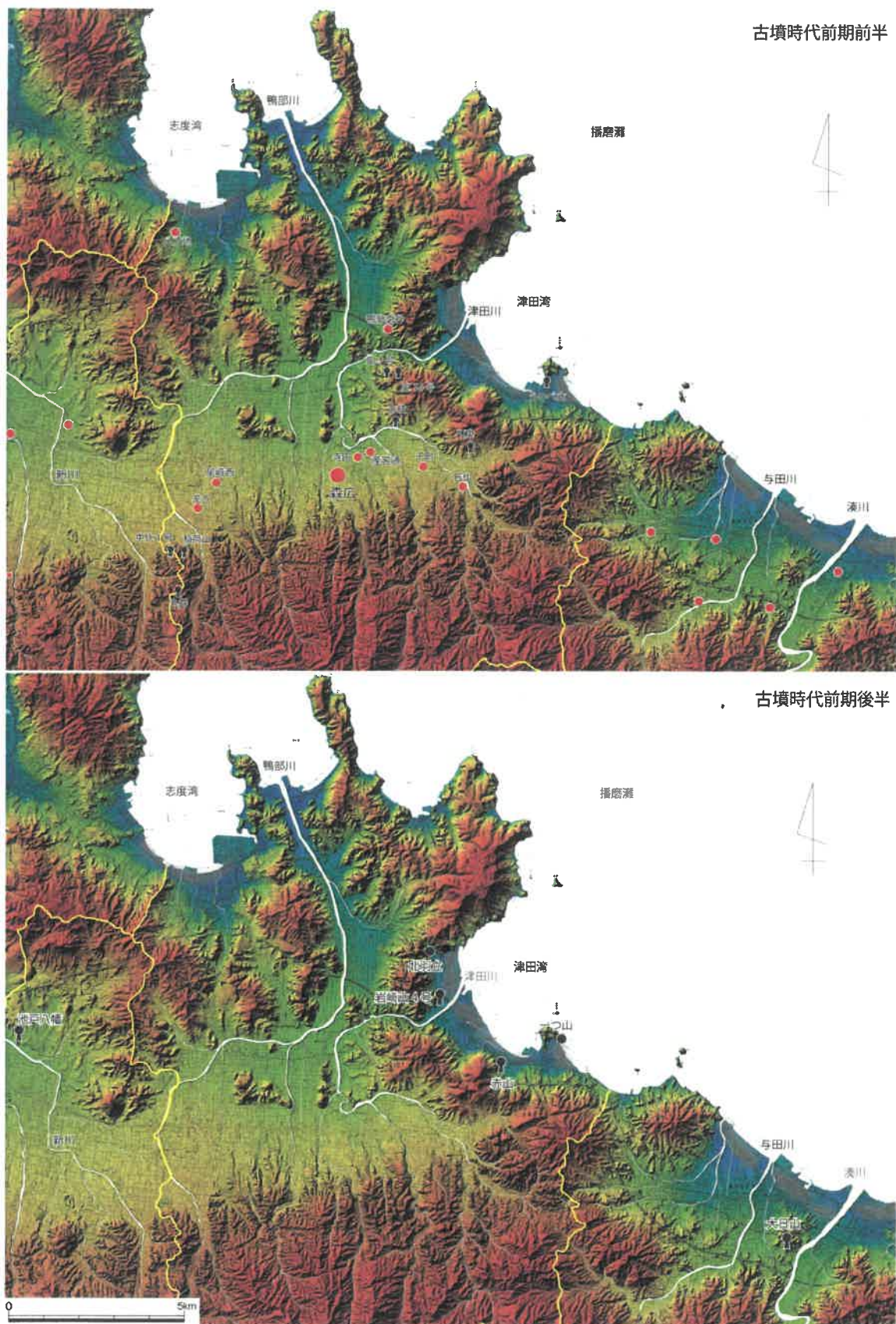


図6 遺跡動向（古墳時代前期前半～古墳時代前期後半）

強化されたと考えられる。

一方、古墳築造の基盤となる集落はどうであろうか。弥生後期から継続した森広遺跡は、前段階をもって廃絶しており、讃岐地域全体でも、本段階の集落は、中間西井坪遺跡のような埴輪生産に関係するもの以外は知られていない。古墳築造が継続しているにも関わらず、集落が沈没したような状況となる。

(7) 古墳時代中期初頭～後期前葉（図7上段）

古墳時代中期初頭の津田湾岸には、けぼ山古墳（前方後円墳：60m）と龍王山古墳（円墳：25m）が築造され、前段階に成立した墳長と墳形による階層関係は維持されるが、これらからやや遅れて周辺の湊川河口には、大型前方後円墳の岡前地神社古墳（推定95m）が築造されるなど、築造エリアが津田湾岸を離れる。

続く古墳時代中期前葉には、津田川中流域に周濠・周庭・陪塚を備えた大型前方後円墳の富田茶臼山古墳（141m）が築造され、古墳時代前期からの一連の築造系譜が終焉を迎える。讃岐地域では、これ以降、古墳時代後期中葉の北向八幡古墳（53m）や王墓山古墳（46m）の築造まで前方後円墳はみられなくなる。

その後の古墳時代中期中葉から後期前葉にかけて、埋葬主体に木槨を採用し、鉄製甲冑などを武器・武具を副葬する円墳（原間6号墳（墳長30m：TK73～216型式）、川上古墳（墳長22m：TK208型式）、大井七ツ塚4号墳（20m：TK47型式））が盟主墳として順次築造される。これらは、埋葬主体や副葬品から判断して渡来系の古墳と考えられる。

古墳築造が刷新されることと連動して、古墳時代前期後半に沈没した集落が再び明確化する。岡前地神社古墳から富田茶臼山古墳の築造期に相当する須恵器出現期（TG232型式）から川上古墳の築造期（TK208型式）を盛期とし、これらの古墳築造分布に対応する湊川水系から鴨部川水系までの沖積平野上に集落が再出現するなど、かなりの規模の集団的移入が行われたと考えられる。

(8) 古墳時代後期中葉～飛鳥時代前半（図7下段）

古墳時代後期中葉（TK10型式）までには横穴式石室が導入されたとみられる。本段階の集落である森広遺跡や尾崎西遺跡が所在する沖積平野周辺の丘陵、山麓斜面を中心に、多くの横穴墓が築造される。導入期と推測される大井七ツ塚5号墳の石室が不明であるが、玄門立柱式と片袖式の両者がみられるが、片袖式は玄室床面積が5m²以下のものが少数みられる程度であり、多数派を占め、玄室床面積が10m²を超える大型横穴式石室は玄門立柱式となる。大型化の時期は、飛鳥時代初頭（TK209型式）の中尾古墳（玄室床面積14m²）、八剣古墳（玄室床面積10m²）、平砦1号墳（玄室床面積9m²）であり、讃岐西部の三豊平野の母神山鑑子塚古墳や梶貸塚古墳よりも一段階遅れる（大久保2018a）。横穴式石室墳の築造数が多い割には、大型の横穴式石室墳は振るわない。

詳細な調査が実施されていないが、他の小型横穴式石室をもつ古墳は、中尾古墳や八剣古墳の飛鳥時代初頭（TK209型式）を築造のピークとして飛鳥時代中葉（TK217型式）に築造数の大幅な減少をみる。その後、飛鳥時代末葉（TK48型式）まで、影浦2号墳にみられるような、少数

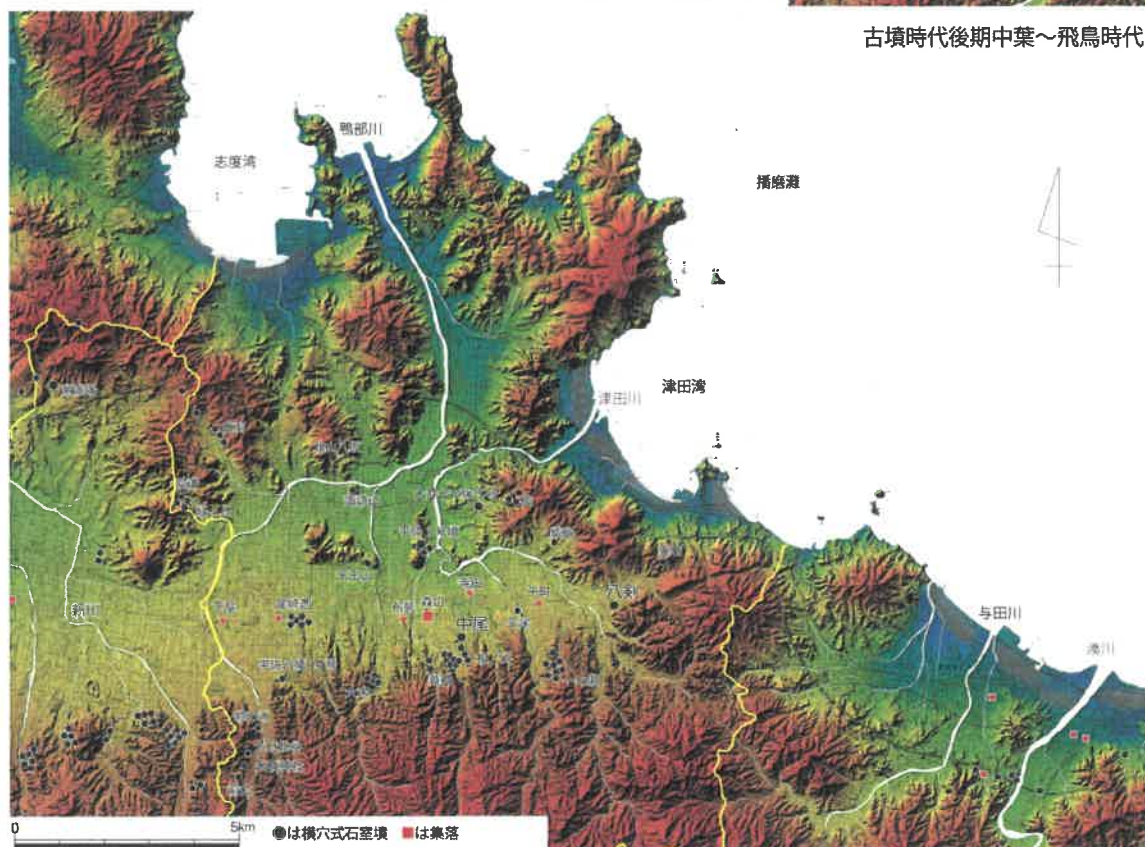
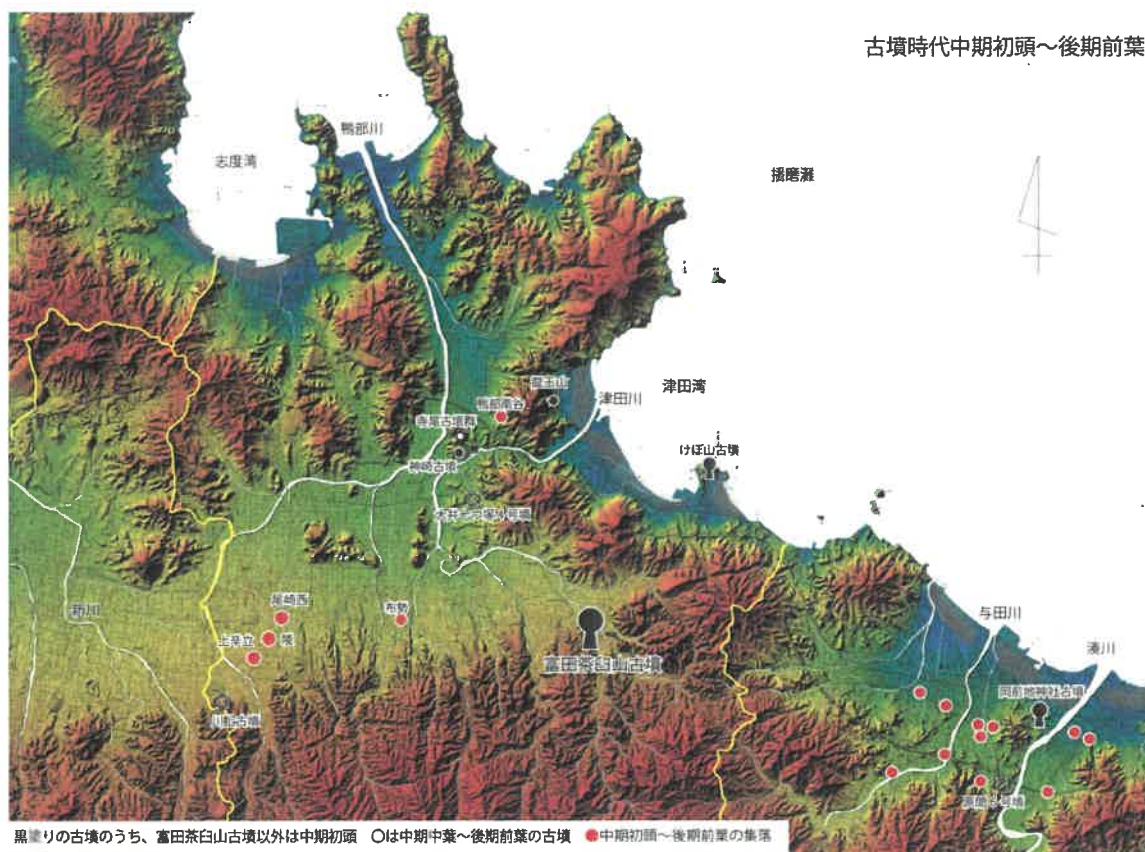


図7 遺跡動向（古墳時代中期初頭～飛鳥時代）

の玄門立柱式が形骸化した無袖の小型横穴式石室墳の築造が継続し、古墳新規築造は終焉を迎える。

このような古墳築造が継続する一方で、飛鳥時代中葉（TK217型式）には、寺田産宮通遺跡や森広遺跡（石田高校校庭内）では、床面積が60m²を超える大型建物を含む建物群が造営され、古代官衙への序章をみる。南海道の敷設と条里地割の施行、評家・郡家の造成、大川地区に比定される松本駅など、古代国家成立に関わる諸遺跡の実態については、今後の研究の深化に委ねられる。

（9）古代

「延喜式」民部省にみえる讃岐国の11郡のうち、現在のさぬき市の市域は寒川郡に属し、「和名抄」では、所管の郷として難破・石田・長尾・造太・鴨部・神埼・多和の7郷を記す。古代官道である南海道は、道路幅員を含む条里余剩帯の抽出から、郡域の中央部にある長尾・寒川・大川に跨る平野を東西に貫く経路（大川町富田中～昭和）が復元されている。また、「延喜式」兵部省にみえる駅屋である松本駅は、大川町富田中の千町付近に想定されているが、確定できていない。

南海道に近接した位置にある寒川町石田付近では、森広遺跡、石田高校校庭内遺跡、本村横内遺跡など、8世紀から9世紀にかけての集落がまとまって確認されている。中でも石田高校校庭内遺跡では、床面積が約67m²を測る大型建物を直列配置された建物群が検出されるなど、駅路に近接して設けられた郡家の可能性を含む官衙的集落と考えられている。

古代寺院は、上記の平野を囲む山麓及び高位段丘上を中心に極楽寺跡、石井廃寺、下り松廃寺、願興寺が建立される。出土瓦からみて、これらの多くは奈良時代初期頃に創建されたのち、衰退と再興を経て平安時代末まで存続したとみられる。

（10）中世

12世紀頃には火山産凝灰岩を利用した石塔、石仏などの石造物の制作が盛んになる。原産地の火山に所在する西教寺奥院奥院摩崖仏（中世初頭～前期：市指定有形文化財）、長尾寺経幢2基（弘安6年（1283）、同9年（1286）：重要文化財）はその代表例である。

文安2年（1445）の兵庫津の通関記録である「兵庫北関入船納帳」の船籍地として鶴箸と志度が見える。鶴箸は鶴部の鼻に向かって延びる砂州が所在する現在の津田町鶴羽付近に比定されている。

戦国期には、東讃守護代の安富氏の拠城の雨滝山城跡、有力被官の寒川氏の本拠である屋寝城跡などの城館跡が知られている。

（11）近世

天正15年（1587）に生駒親正が讃岐国15万石で入部後、寛永17年（1640）に生駒氏が改易され、同19年（1642）年に松平頼重が東讃12万石の高松藩主として入部以後、明治維新まで松平家の所領となる。寒川郡の郡高は寛永10年（1633）年で約1万6千石、幕末では約2万1千石となり、天保5年（1834）の村数は26である。交通では、主な街道に高松城下から志度村、

津田村などの沿岸部を通る志度道、内陸の長尾村、富田東村などをぬける長尾道がある。海路は、津田浦が廻船の出入りで賑いをみせ、製糖が盛んになった天保6年（1835）年には会所が置かれ、郡内における砂糖の積出湊となった。

（12）近代

明治2年（1869）6月の版籍奉還の後、明治4年（1871）2月に多度津藩の廃藩と倉敷県への移管、同年4月の丸亀藩の廃藩と丸亀県が設置、同年7月の廃藩置県による高松藩の廃藩と高松県が設置をへて、同年11月には丸亀県と高松県が統合され香川県（第1次）が成立した。それ以後は、明治6年（1873）に名東県（現徳島県）への合併、明治8年（1875）年の分県（第2次香川県）、更に明治9年（1876）に愛媛県へ合併され、明治21年（1888）の分県で第3次香川県が成立した。

明治23年（1890）の町村制施行では津田村ほか13村となり、その後の合併等の異動を経て、昭和36年（1961）までに志度・津田・長尾・寒川・大川の5町、平成14年（2002）4月の合併によりさぬき市が成立し、現在に至っている。

参考文献

- ・大久保徹也 2000「四国北東部地域における首長層の政治的結集－鶴尾神社4号墳の評価を巡って－」『前方後円墳を考える』古代学協会四国支部第14回大会研究発表要旨集
- ・大久保徹也 2004「〈弥生都市〉の特質と形成条件」『文化の多様性と比較考古学』考古学研究会50周年記念論文集 考古学研究会
- ・大久保徹也 2018a「国府以前のこと 綾北平野における大型石室墳の動向とその評価」『比較文化研究所年報』第34号 徳島文理大学比較文化研究所
- ・大久保徹也 2018b「石清尾山古墳群調査の意義－稲荷山北端古墳が示すこと－」『石清尾山古墳群国史跡追加指定記念シンポジウム』資料集 高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化財課
- ・大久保徹也 2019「〈遠見集落〉紫雲出山遺跡 その機能と効力」『紫雲出山遺跡』三豊市教育委員会
- ・田尻義了 2009「九州大学筑紫地区出土土巴形銅器鋳型と香川県森広天神遺跡出土土巴形銅器」
- ・『奴国の南』九大筑紫地区の埋蔵文化財 九州大学総合研究博物館
- ・信里芳紀 2006「中・東部瀬戸内における弥生時代の鉄製品」『石器から鉄器への移行期における社会変革を考える』近畿弥生の会第2回テーマ討論会発表要旨集 近畿弥生の会
- ・信里芳紀 2012「墳墓と集落－研究会「古墳時代前期の四国島」のコメントに代えて」『徳島文理大学比較文化研究所年報』第28号共同研究「古墳時代前期の四国島」徳島文理大学比較文化研究所
- ・間壁忠彦 1969「中国・四国〈山陽・四国〉」『考古学講座4 原史文化（上）弥生文化』雄山閣

第3節 社会的環境

（1）道路交通と津田古墳群・富田茶臼山古墳へのアクセス

古墳時代は富田茶臼山古墳に隣接して東西の幹線道が想定され、飛鳥時代には南海道が敷設される。南海道は中世の大道、近世の讃岐往還へと路線を一部変えながらも継承されていく。一方、臨海部も羽立峠を経由する東西の幹線道が想定され、いつしか、南側と北側にある東西の幹線道

の内、南側を上道、北側を下道と呼称されるようになった。近世には臨海部の東西道は浜街道と呼称されている。

現在は内陸部の近世讃岐往還に並行して県道10号線、近世浜街道に並行して国道11号が走っている。

鉄道は北部の臨海部に志度町以西に琴平電鉄志度線が走り、中央部の内陸部に長尾町以西に琴平電鉄長尾線が走っている。JR高徳線は臨海部の志度町から内陸部の造田駅、神前駅を経由して再び臨海部の津田駅へと東西に走っている。

臨海部と内陸部を結ぶ道は近世段階から物資輸送道として確認できる。津田古墳群と富田茶臼山古墳を含む地域では相地峠を経由する道は近世において馬道と呼ばれていた。馬道は現在県道2号線になっている。県道2号線の西側の雨滝山と火山に挟まれた柴谷峠を経由する道は現在県道133号線が走っている。また、さらに西側の津田川に沿って内陸に至る経路は県道37号線となり、寒川町神前及び造田へと繋がっている。

高速道路（高松自動車道）は、昭和47年（1972）に四国横断自動車道の建設が開始され、平成10年（1998）に津田東-三木間が開通、津田東IC、津田寒川ICが設置された。そして平成13年（2001）には徳島県板野から高松中央まで延び、平成15年（2003）には高松以西とも開通した。ルートは高松市から三木町までは高松平野を東西に走り、さぬき市に至って丘陵を経由して北部の臨海部に至る。この道路の開通により津田古墳群へのアクセスが進展し、さぬき市外部地域からの訪問が容易になった。津田東ICから約2kmの圏内に古枝古墳、岩崎山1号・4号墳、龍王山古墳が所在し、津田東ICから約2kmの圏内にうのべ山古墳、赤山古墳、一つ山古墳、けば山古墳、川東古墳が所在する。

富田茶臼山古墳は高松自動車道からはやや離れているが、県道10号線沿いに位置しており、また、高松駅発引田行の路線バス停留場も所在しており、交通アクセスは比較的整っている。

（2）公園緑地（表1、写真1～6）

さぬき市の公園緑地は市民1人あたりの面積で21.7m²であり（『さぬき市環境基本計画』平成25年度の数値）、香川の目標水準である1人当たり25m²を下回っている。

本市内には県立公園、総合公園、地区公園、運動公園、風致公園など多岐にわたる公園緑地が配置されている。これらは市内北半に点在し、街区公園は志度地区に集中する傾向がある。市内の主な公園緑地は表1のとおりである。主な公園緑地として、みろく公園、琴林公園、津田総合公園、雨滝森林浴公園、長尾総合公園、亀鶴公園、大串自然公園がある。

津田古墳群及び富田茶臼山古墳に近接する地点にはみろく公園、みろく通池公園、うのべ展望ふれあい公園、さぬき市津田総合公園、琴林公園、雨滝森林浴公園がある。

みろく自然公園（さぬき市商工観光課管理）はさぬき市中央の平野部の南東隅付近に位置し、富田茶臼山古墳はそのすぐ北側にある。みろく公園は昭和53年（1978）に東さぬき自然休暇村みろく自然公園として開館した。昭和59年（1984）頃から整備拡充が計画されるようになり、富田茶臼山古墳とみろく自然公園と一体化した古墳公園としての保存整備計画が策定されることとなった。さらにみろく自然公園と富田茶臼山古墳の間に平成4年（1992）にさぬき東街道（県道10号線）が建設され、平成9年（1997）にみろく自然公園と富田茶臼山古墳の中間地点

名 称	面積(ha)	種別	備 考
琴林公園	9.45	風致	県立公園・大正4年供用開始(当初)
うのべ展望ふれあい公園	0.08	—	平成9年開園
津田総合公園	11.00	総合	平成2年供用開始
みろく公園	25.38	総合	昭和53年開園
みろく通池公園	0.33	—	平成8年開園
雨滝森林浴公園	34.35	風致	平成2年供用開始
大串自然公園	100.00	—	昭和61年開園
志度中央スポーツ公園	5.71	地区	昭和59年供用開始(当初)
間川三十二勝探勝公園	11.11	風致	昭和59年供用開始
山上公園	0.10	—	平成7年開園
門入農村公園	0.50	—	椿の城・平成9年開園
岬の公園	0.25	—	平成10年開園
亀鶴公園	18.97	風致	県立公園・昭和24年供用開始(当初)
長尾総合公園	16.86	総合	昭和58年供用開始(当初)

表1 さぬき市の主な公園一覧

に道の駅みろくがオープンした。

みろく通池公園(さぬき市教育委員会管理)は平成8年に完成した。平成6年度から始動した県営は場整備の関連施設として富田茶臼山古墳の東に隣接するみろく通池を埋め立てて公園にした。東屋風の休息所やトイレ、駐車場が整備されている。

うのべ展望ふれあい公園(さぬき市農林水産課管理)は平成9年(1997)に完成した。津田湾が一望でき、津田古墳群の立地が体感できる場である。けぼ山古墳が距離的に近く、また、ドルフィンセンターや海釣り公園と遊歩道で結ばれている。

さぬき市津田総合公園(さぬき市教育委員会管理)は昭和62年度に着工し、平成2年(1990)に供用を開始した。施設は野球場を中心としたスポーツ・レクリエーションに資するため、テニスコートやゲートボール場、イベント広場が整備された。スポーツを主体とした公園であるが、龍王山古墳と岩崎山1号墳の間に総合公園に至る経路があり、また、津田総合公園からは南部の奥3・13・14号墳が所在した丘陵全体を見渡すことができ、また、晴れた日には遠く讃岐山脈を望むことができる。平成10年(1998)には岩崎山4号墳、岩崎山4号墳と津田総合運動公園を散策路でつなぐ「ふるさと文化村整備」が計画されたがこれも実施には至っていない。

津田の松原(琴林公園)は近世初頭の慶長5年(1600)に津田八幡宮が現地に遷座した時に氏子の手で境内に植栽されたのが始まりと伝えられている。寛永10年(1633)の『讃岐国絵図』には松らしき表現が見られる。松原の中にある享和元年(1801)の皆川淇園の撰文(琴林碑)には美しい景観にも関わらず僻地であるためにあまり人々に知られていないという内容が刻まれている。大正4年(1915)に香川県立公園に指定され、昭和28年(1953)に政府により緑地帯として都市計画公園に指定され、昭和31年(1956)には瀬戸内海国立公園に指定された。夏になれば海水浴客で賑わい、東部の一画には平成13年(2001)に道の駅津田の松原がオープンした。

雨滝森林浴公園（さぬき市都市整備課管理）は平成10年度からの3ヵ年計画で実施され、遊歩道、雨滝自然科学館が建設された。公園からは内陸部が一望でき、富田茶白山古墳を俯瞰することができる。



写真1 みろく自然公園



写真2 みろく通池公園



写真3 うのべふれあい展望公園



写真4 津田総合公園



写真5 琴林公園



写真6 雨滝森林浴公園

写真1～6 さぬき東部地域の主な公園緑地

(3) 観光レクリエーション（写真7～14）

津田古墳群、富田茶臼山古墳周辺の観光レクリエーションとしては香川県の代表的な海水浴場の1つである津田の松原海水浴場があり、周辺には道の駅津田の松原や宿泊・温泉施設であるクアパーク津田（国民宿舎松琴閣）がある。うのべ山古墳・一つ山古墳・けぼ山古墳の所在する鵜部山では北西部の海岸部にイルカと触れ合えるドルフィンセンターがある。

鵜部山において津田古墳群の景観が俯瞰できる場所としてうのべ展望ふれあい公園がある。うのべ展望ふれあい公園はドルフィンセンターと遊歩道で結ばれており、津田の松原を中心とする津田湾が一望でき、津田湾の景観と津田古墳群の位置、臨海部と内陸部を分ける火山、雨滝山等が視認できる。また、うのべ展望ふれあい公園には駐車場があり、けぼ山古墳見学道が隣接している。

他に津田古墳群の景観が俯瞰できる場所として高松自動車道の津田の松原SAがある。高松自動車道の津田の松原SAは外部からも進入可能な珍しいSAである。野外には津田湾が一望できる空間があり、また、室内にはガラス越しに津田湾を展望しながら休憩・食事できるスペースがある。

大川オアシスはさぬき市東端付近の国道11号沿いにある。うのべ山古墳、一つ山古墳、けぼ山古墳の所在する鵜部山からは約2km東である。駐車場、休憩場、食事施設を備えており、室内、野外からは瀬戸内海を一望できる。津田湾は大川オアシスの西側から鵜部山及び一つ山古墳の立地する丘陵が視認できる。

道の駅津田の松原は津田古墳群の東方の鵜部山地区と西方の岩崎山古墳群地区・龍王山古墳地区のほぼ中間地点に位置する。徒歩で鵜部山まで30分、岩崎山まで30分の距離である。トイレ、駐車場を備え、食事・買物をする施設がある。また、津田の松原海水浴場にも近い。

津田古墳群の臨海部から内陸に至る経路沿いには春日温泉がある。春日温泉からは奥3号墳の所在した奥古墳群を望むことができる。

中央の平野部の富田茶臼山古墳の南の県道10号線には道の駅みろくとふれあい市場みろくがある。トイレ、駐車場を備え、食事・買物をする施設がある。そして、ここからは富田茶臼山古墳を俯瞰することができる。道の駅みろくから南に入った丘陵部にはみろく自然公園がある。みろく自然公園にはキャンプ場やアスレチックコース、野球場・球技場など、レクリエーションの場になっている。また、文化財として弥勒石穴や恵利家住宅がある。さらにさぬき市の歴史を展示したさぬき市歴史民俗資料館があり、津田古墳群や富田茶臼山古墳の出土遺物が展示されている。

次に津田古墳群・富田茶臼山古墳のエリアから西側のさぬき市西部を見ていく。さぬき市西部の臨海部、平賀源内生誕の地である志度では平賀源内資料館及び生家がある。また近くには四国霊場86番札所志度寺があり参拝客でにぎわっている。内陸部に入ると87番札所長尾寺、88番札所大窪寺があり、志度寺を含めて「上がり三カ寺」として知られている。長尾寺から大窪寺に至る途中に位置する道の駅ながおの道を挟んで反対側にはへんろ資料館（おへんろ交流サロン）がある。へんろ資料展示室には遍路資料が展示されており、お遍路さんの憩いの場になっている。また、長尾には亀鶴公園があり、南には長尾総合運動公園がある。桜の季節には大勢の人々に賑わい、運動公園はレクリエーションの場となっている。



写真7 クアパーク津田（国民宿舎松琴閣）



写真8 ドルフィンセンター



写真9 津田のサービスエリア



写真10 大川オアシス



写真11 道の駅津田の松原



写真12 春日温泉



写真13 道の駅みろく



写真14 ふれあい市場みろく

写真7～14 さぬき東部地域の主な観光レクリエーション施設



図8 さぬき市の交通環境及び公園・観光レクリエーション・休憩場

第4節 植生（図9）

津田古墳群を取り巻く植生のうち、うのべ山古墳、けば山古墳、一つ山古墳が所在する津田湾北東部の鵜部の鼻周辺の海岸部では、沿岸域の崖地、露岩地、急傾斜地に発達する常緑広葉樹林のトベラーウバメガシ群集が分布し、これらの背後には竹林が拡大している。同湾の海岸平野に接する山地で、西部の龍王山古墳や岩崎山1・4号が所在する天狗山（標高169.1m）、中央部で古枝古墳の立地する雨滝山（標高253.1m）、東部の赤山古墳や川東古墳が位置する火山（標高259.8m）では、古墳が分布する山麓から中腹にかけては落葉広葉樹のコナラ群落が優占し、雨滝山南麓の古枝古墳周辺の中位部には、クロマツ群落が認められる。雨滝山と火山南麓ではスギ・ヒノキ・サワラ植林地や竹林が混生している。山頂付近の高位では、天狗山でクロマツ群落が優占し、雨滝山ではコナラ群落を中心に一部にクスノキ群落が混生し、火山では凝灰岩の崖地、露岩地を中心にトベラーウバメガシ群集が認められる。これらのうち、一部のトベラーウバメガシ群集を除いて優占しているのはコナラ群落やクロマツ群落、クスノキ群落など、自然植生が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生（二次林など）である。昭和22（1947）年撮影の空中写真では、山麓部を中心に多くの畑地が分布し、中腹から山頂にかけて薪炭林として伐採が進んだ状況がみられる。津田古墳群を構成する各古墳は、里山的な土地利用の中で残されてきたものと考えられる。

富田茶臼山古墳は、中区分ではコナラ群落に区分され、現地調査では後円部斜面を中心にコナラ、アベマキ、イチョウ等がみられるが、後円部墳頂部に所在する神社の社叢林である。



カナメモチ・コジイ群集	伐採跡地群落 (Ⅶ)	茶畑
トベラ・ウバメガシ群集	ヨシクラス	畑雑草群落
シイ・カシ二次林	ヒルムシロクラス	水田雑草群落
コナラ群落 (Ⅶ)	スギ・ヒノキ・サワラ植林	放棄水田雑草群落
アカメガシワ・エノキ群落	クロマツ植林	市街地
アカマツ群落 (Ⅶ)	クスノキ群落	緑の多い住宅地
ネズ・アカマツ群落	竹林	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
クロマツ群落 (Ⅶ)	ゴルフ場・芝地	工場地帯
タケ・ササ群落	路傍・空地雑草群落	造成地
低木群落	放棄畑雑草群落	開放水域
クズ群落	果樹園	自然裸地

出典：「第6回 自然環境保全基礎調査報告書」（環境省生物多様性センター）
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vgs7>

0 1000m

図9 周辺植生図

第3章 史跡の概要

本章第1節では史跡津田古墳群を構成する諸古墳の概要を簡潔に示す。第2節では同様に史跡富田茶臼山古墳の概要を示す。その上で第3節では史跡津田古墳群の指定状況を、(1) 指定に至る経緯、(2) 指定の状況、(3) 指定地の現況に分けて示す。とくに(3)は指定範囲と指定部分の公有地化進捗状況を構成古墳ごとに地籍図を挙げてここで詳しく説明しておく。第4節では史跡富田茶臼山古墳について前節と同じ順に指定状況の概要を示すこととする。

第1節 史跡津田古墳群の概要

(1) 構成諸古墳の概要

本節では史跡津田古墳群を構成する前方後円墳6基、円墳3基、計9基の概要を述べる。右図に示すように津田古墳群は津田湾に面した位置にある7基(右図1～7 前方後円墳4基、円墳3基)と、雨滝・火山山塊南方の内陸平地帯から同山塊の西面を廻り込み、津田湾に注ぐ津田川の中流域に位置する前方後円墳2基(右図8・9)からなる。

かつて、雨滝山塊の西方尾根の高所に所在した奥古墳群(弥生墓2基、前方後円墳2基など)は津田川をはさんで岩崎山古墳群などと向き合う位置にあり、その編年的位置からも、津田古墳群の全体像を理解する上で、不可欠な資料であった。しかし早くに破壊され残念ながら現存しない。

なお次節で紹介する富田茶臼山古墳は津田川中流域の内陸平地帯の南縁に位置する。津田古墳群、富田茶臼山古墳の二つの史跡は右図に見る位置関係の点からも密接に関係することが容易に理解できるであろう。

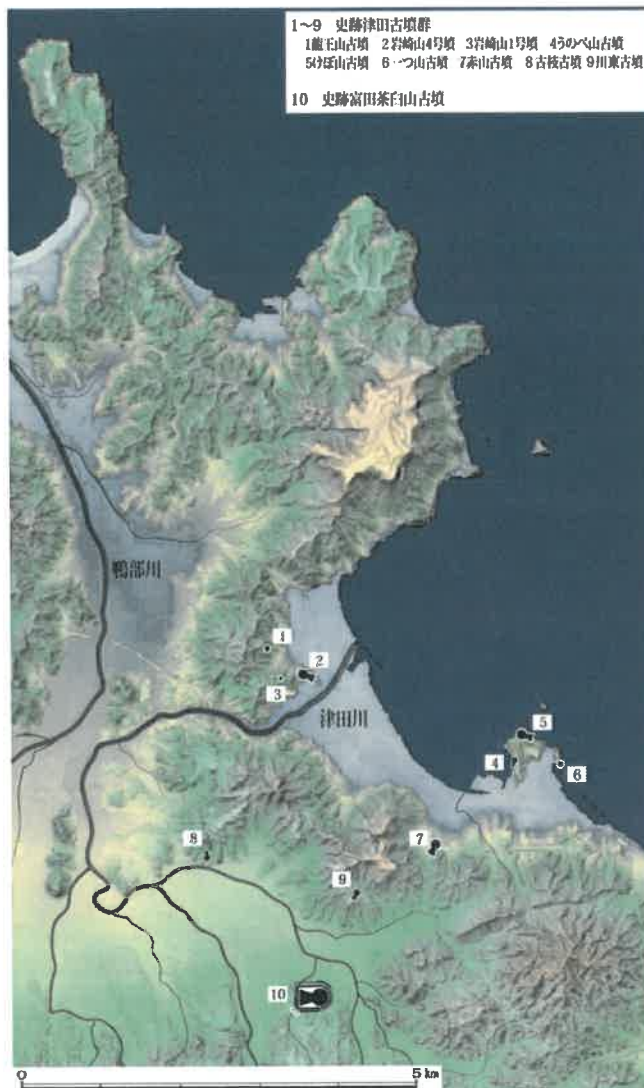


図10 史跡津田古墳群構成古墳および史跡富田茶臼山古墳位置図

以下、津田湾北部から各古墳の位置関係にしたがって分布図古墳番号順に各古墳の概要を示す。

1) 龍王山古墳

位置(分布図-図10 番号1) 立地・眺望

津田川河口右岸には南北に連なって、津田湾岸と西方の鴨部川下流域を分かち山塊(標高約

169m) が広がる。龍王山古墳はその最高所から東北東に延びる尾根先端の瘤状隆起を利用して築く。南方の狭い谷部を挟んで岩崎山古墳群と並ぶ位置にある。墳丘は現海岸線から約900m奥まった標高70m前後の急峻な尾根上にあつて、津田湾岸の全体と前面海上から広く望見できる地点である。また岩崎山1・4号墳および鵜ノ部岬基部のうのべ山古墳とは相互に視認可能である。

墳丘形態・規模

尾根先端の急峻な地勢のため、葺石など墳丘外表施設の多くは脱落・流出しているが、墳丘南側（尾根南側面）と尾根後背の鞍部にあたる墳丘西面で原位置をとどめる葺石基底部を確認した。それによれば墳丘は長径25mのやや歪んだ円形を呈する。現状で墳丘高は2.4mを測る。

また墳裾のやや不明瞭な傾斜変換点の外周に幅2～3mの緩斜面帯がとりつく。ただしこの部分には葺石等の外表装飾は及ばない。これを積極的に評価すれば、地形を考慮し、周辺を一定程度削り整えた後に、墳丘を築いた可能性がある。また墳丘西面では西方に続く尾根後背部を幅4m深さ0.6mの規模で切断・区画している。

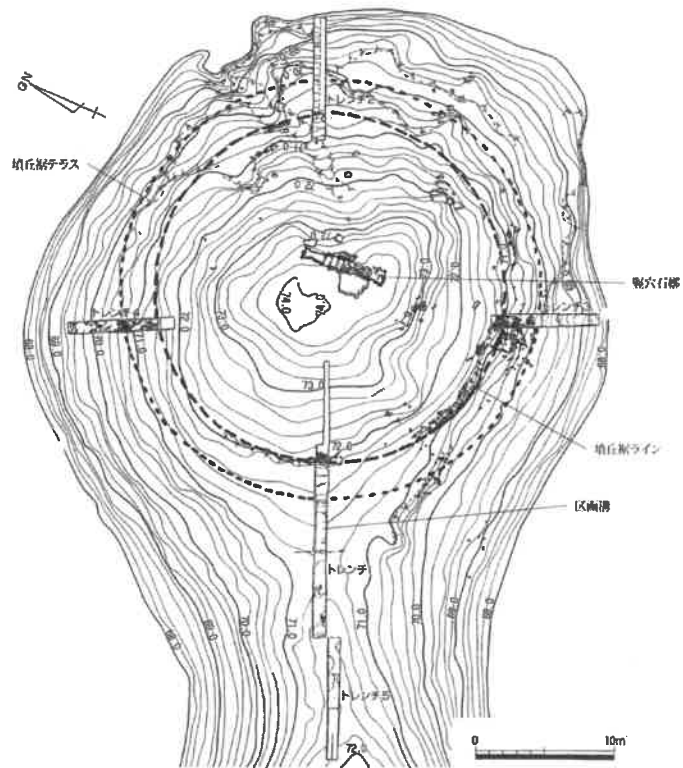


図11 龍王山古墳平面図

墳丘構造と形態上の特徴

墳丘の流出が進み、それは墳頂平坦面にまで及ぶ。こうした状況も原因して段築構造の有無などは定かではないが、上記のとおり埴輪類を配列し、墳丘外表には葺石を施す。



写真15 龍王山古墳葺石検出状態（墳丘下段）



写真16 龍王山古墳葺石検出状態（墳丘上段）

埋葬施設 墳頂で中心点を除けるようにやや東に寄る形で南北主軸の竪穴石槨1基が露出している。内法幅0.75～0.8m、同長5.9mと長大だが壁体高は約0.8mと低い。前期後半から中期前半に目立つタイプの竪穴石槨である。

この竪穴石槨は推定墳丘中心よりやや東に寄った位置にあり、西側に未知の埋葬施設が並置されている可能性がある。

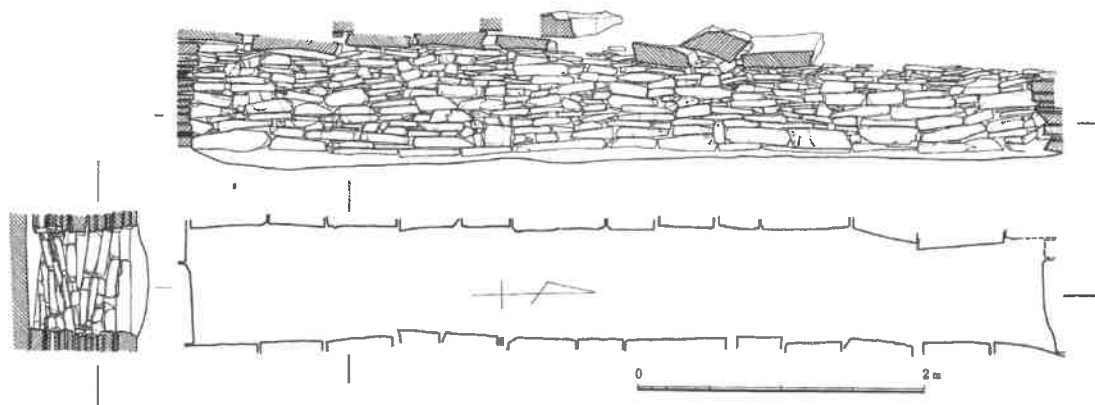


図12 龍王山古墳竪穴式石槨実測図

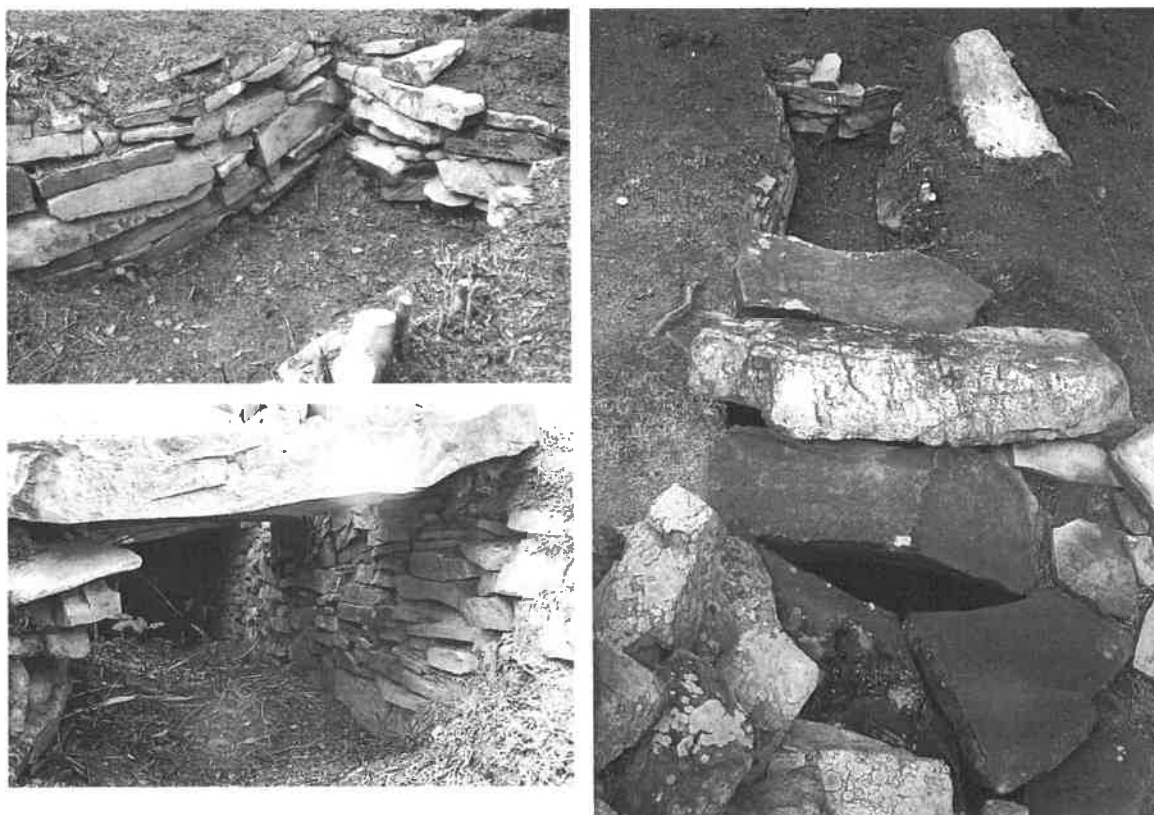


写真17 龍王山古墳竪穴式石槨写真

出土遺物

過去に上記した竪穴石槨から倭製内行花文鏡1、鉄剣1、鉄鏃2、鉄鎌1、鉄刀子1、鉄鉈1等が取り出されているが、発見の詳細な状況は明らかではない。



写真18 龍王山古墳出土副葬品類 (左：仿製内行花文鏡, 右：鉄製武具および工具)

埴輪類では普通円筒埴輪、朝顔形円筒埴輪、壺形埴輪の他、器財形埴輪では家形埴輪などがある。円筒埴輪には断面台形で突出度の低い突帯と円径透し孔が確認でき、明らかに岩崎山4号墳所用埴輪より後出する。

2) 岩崎山4号墳

位置 (分布図一図10 番号2)

立地・眺望

津田川河口部左岸で、標高30m前後の尾根上に位置する。現海岸線から約700m離れるが、前面を妨げるものはなく津田湾岸の全体と前面海上から広く望見しうる。また湾岸北部の龍王山古墳とは相互に視認でき、津田川中流右岸で雨滝山塊に位置する奥古墳群のうち、少なくとも14号墳(消滅)とも視認可能な位置である。一方湾岸南部の諸古墳はわずかに鵜ノ部岬基部のうのべ山古墳だけは相互に視認できる。

やや巾の狭い尾根の比較的高低差の小さい位置にある。後円部を尾根上方に向ける。墳丘の概形は比較的良好に保たれているが、崖化した尾根北側面が墳丘に迫り、墳丘北面のくびれ部から前方部側辺では墳裾の一部がすでに失われている。また前方部の南側辺から前方部頂は過去の畑地造成で一定の改変を蒙っており、後円部南西側の裾の一部も近年の畑地造成で損なわれた。

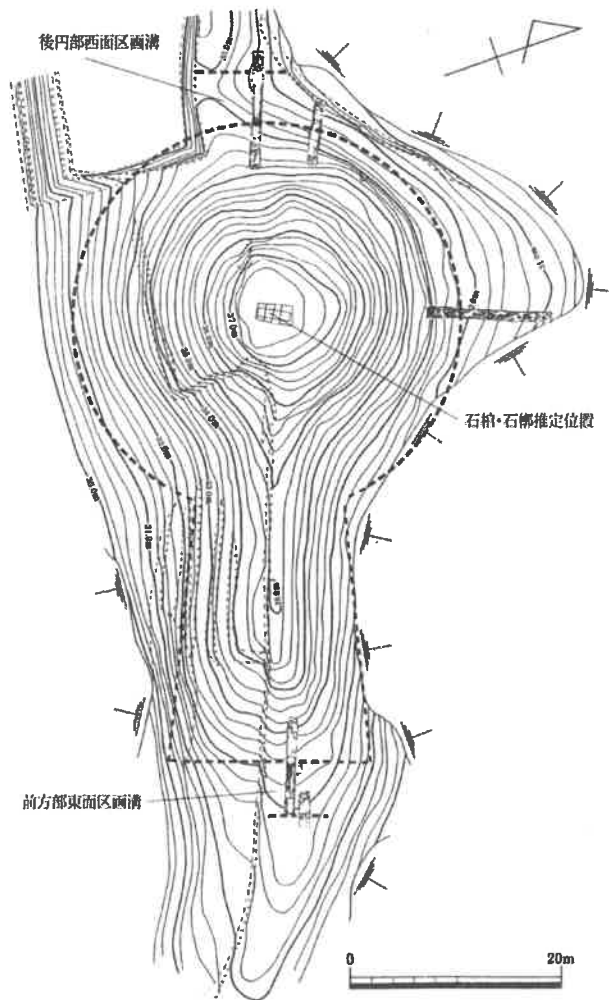


図13 岩崎山4号墳平面図

墳丘形態・規模

これまでの調査から墳丘長61.5m、後円部径38m、同高6mと復元できる。損傷を蒙っている前方部の前面幅は不明。前方部高は現状で約3.5mを測るが、二次的改変を考慮すれば今少し高さがあったとみられる。後円部の後端側では尾根線を遮断する幅約6m深さ0.8mの区画溝を伴う。前方部の前面でも墳裾外方に少なくとも幅2m程のやや狭く浅い区画溝が想定できる。

墳丘構造と形態上の特徴

後円部の南側は不明瞭だが、北面では2m前後の高さで墳丘第一段テラスが明瞭に観察できる。地表面観察では判然としないが、これは前方部の側面から前面に続く可能性が高い。そうであれば前方部は二段築成となる。一方、後円部は墳丘高から推測すればもう一段のテラスがめぐる可能性が高いが今のところ確証はない。

丘陵上立地の前方後円墳であるが、後円部～前方部の墳丘裾レベルは標高約31.6m前後で基底を水平に揃える。墳丘斜面は葺石で覆われたとみられるが最もよくそれをとどめる後円部北面の第一段斜面の他では多くが脱落している。また墳丘各所から少数の壺形埴輪および鐙付・楕円形を含む円筒埴輪片が多く見出され、多重の埴輪列で墳丘を圍繞した可能性が高い。戦前期の調査で南面くびれ部で埴輪列の存在を報じているが、全体的な配列位置や状況は定かではない。

この他、1951年の主体部再調査の際に、器財形埴輪（家形、盾形、草摺形など）が採集されている。これらは墳頂に配された可能性が高いものである。

埋葬施設

厳密ではないが、概ね墳丘主軸に直交して南北軸を指向する竪穴石槨を後円部中心に設けている。石槨の内法は内蔵する刳拔式石棺のサイズに合わせて、



写真19 岩崎山4号墳墳丘下段葺石（後円部北面）

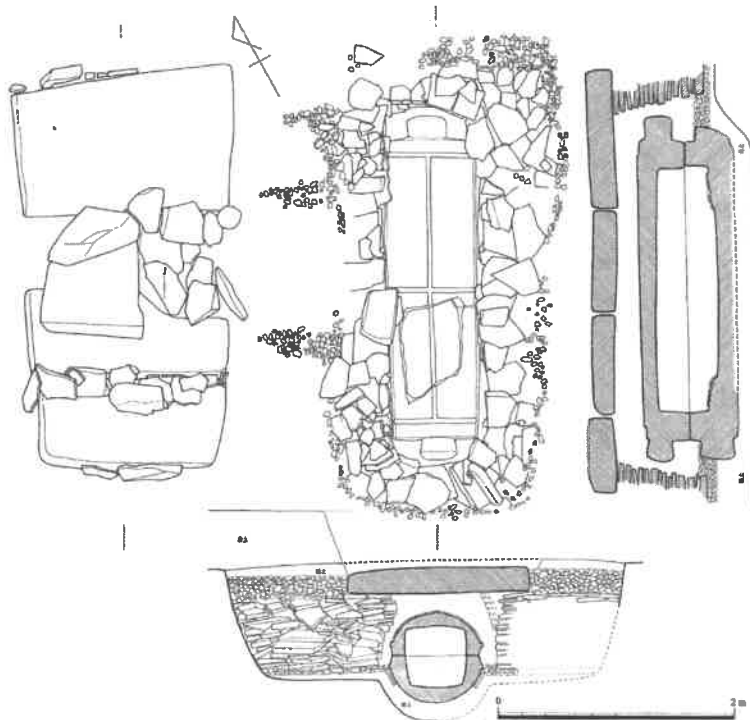


図14 岩崎山4号墳竪穴式石槨実測図

長約3.2m、幅約1mと短い。棺底面に合わせるように墓壇底中軸部をU字形に掘り込んだ後、墓壇底全面に厚く粘土を敷く。そこに棺身を据えその周囲に小



図15 岩崎山4号墳石棺石枕（拓本）

礫を敷き詰める。そうして棺の四周に礫敷面上から板石を積み、石槨壁体を築く。このため壁体基底は棺身の上端よりわずかに10cm程度下がった高さとなる。壁体の高さは約0.7mで棺蓋上方の空隙は少ない。石槨上面には矩形に成形した4枚の火山石を並べ、さらにその周囲に小円礫を敷く。

内蔵する火山石製剝拔式石棺は棺身・蓋共、両小口に円柱状の短い突起を付す。また棺身・棺蓋の横断面形は半円形で、まさに「割竹形」を呈する。棺全長は棺蓋2.55m、棺身2.53mを測る。

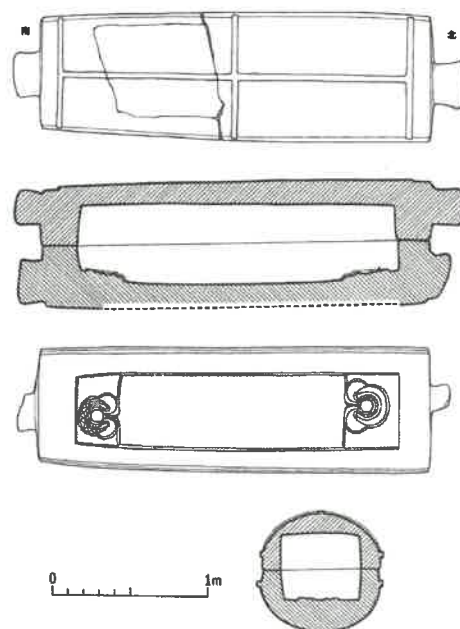


図16 岩崎山4号墳石棺実測図



写真20 岩崎山4号墳竪穴式石槨写真（上：蓋石検出状態，下：破損蓋石材除去）



写真21 岩崎山4号墳石棺棺身写真（棺蓋取上後）



写真22 岩崎山4号墳竪穴式石槨内の石棺検出状態

棺蓋には主軸に沿って頂部と両側縁に併走する3条と、これに交差する横断方向3条の低い突帯を格子状に配している。棺身にも少なくとも両側縁に各1条の同様の突帯がある。棺身内部ではその両端に石枕を作り付ける。石枕は馬蹄形隆起帯の外周に鋸歯文帯が廻るなど装飾性に富む点が注目されるが、全体として平板な作りである。

出土遺物

遅くとも近世後期以来、複数回にわたって石棺が開かれ、その度に副葬品が持ち出され、その一部は散逸している。今日所在の明らかな副葬品類は複数の機関で保管されているが、その全体は次のとおりである。



写真23 岩崎山4号墳出土斜縁二神四獣鏡

斜縁二神四獣鏡1、勾玉2、管玉36、ガラス小玉39、石釧5、鉄刀1、鉄剣6、鉄槍3、鉄刀子3、銅鏃5、鉄鏃2、有柄有孔鉄板3、鉄製鏃3、鉄斧3、鉄手斧2、鉄鑿1、貝釧10点以上、鉄錐1、鉄刀子様品1、鉄鉈6

この他に四神四獣鏡1、鍬形石1、石釧3などの存在が報じられているが詳細と所在は明らかではない。またこれ等の副葬品類は棺の内外に分置されたとみられるが、1952年調査で棺外配置が確認された鉄製武器や、同じく棺外で採取したとされる銅鏡1面を除けば、他副葬品の配置状態は明らかではない。斜縁二神四獣鏡は伝津堂城山古墳出土鏡と同型である。

墳丘に樹立した円筒埴輪類は方形、三角形など他種の透孔が観察され、短く外反する口縁部や器面調整手法の点で快天山古墳出土円筒埴輪の一部に近い。また本古墳では楕円筒埴輪や鍔付円筒埴輪および各種器財形埴輪を伴うが、これらは快天山古墳には存在しない。

築造時期

割拔式石棺の存在から前期後半段階に比定できることは間違いない。また鍔付円筒埴輪や各種器財形埴輪から後半期でも新相段階に絞り込むことができる。副葬品中の腕輪形石製品の型式や竪穴石槨の構造もこの時期比定を支持する要素といえる。

3) 岩崎山1号墳ほか

位置(分布図一図10 番号3) 立地・眺望

岩崎山1号墳は岩崎山4号墳などが所在する丘陵の最高所標高65.5mに位置する。ここから尾根線は南東・西・北東の三方に延びる。西尾根は鞍部を経て東方の山塊(標高104m)に至り、南東尾根はやや急勾配で津田川に向かう。

岩崎山4号墳は北東尾根からさらに東に屈曲して延びた尾根上に位置し、本古墳から直線距離で約250mを隔て、彼我の比高はおよそ35mに達する。この間に4基の小規模墳(岩崎山2・3・5・6号墳)が所在した。いずれも径(辺)10mに満たない低平なものであったとみられるが



写真24 岩崎山4号墳出土副葬品類
(鉄剣・鉄刀・銅鏃・鉄鏃・石釧・玉類)

2～5号墳は完全に消滅し、北東尾根先端の6号墳はかろうじて墳丘が残存する。

岩崎山4号墳と同じように津田湾岸のほぼ全体と前面海上から視認可能な立地だが、墳丘規模と形状からみて、これらの墳丘を周囲の自然地形と分別して視認することが可能であったかは疑わしい。

墳丘形態・規模

現状では自然地形と明確に区別できる形で墳丘を認識することは難しい。しかし北東尾根・西尾根各々において尾根線を切断する浅い区画溝が確認された。これを墳裾とすれば径19～20m程度の規模が復元できる。北東尾根切断部から測れば、一応の墳丘高は2.5m、西尾根からは1.5mとなる。ただし盛土は確認できず、尾根線の切断／区画以上の積極的な墳丘整備の形跡は定かではない。同様の地形に位置する龍王山古墳や一つ山古墳と較べれば、自然地形から独立した立体的な墳丘をどの程度に追求したか疑わしく、この点は1号墳の評価に関係する。

墳丘構造と形態上の特徴

上記のとおり尾根頂部を利用し尾根線に最低限の区画を加えるにとどまる。葺石・段築は本来的に伴わなかった可能性が高い。ただし埴輪片が出土している。小片で器種の同定は難しいが少数の朝顔形円筒埴輪と器財形埴輪を墳頂部などに配した可能性がある。

岩崎山4号墳などの前方後円墳はもちろん、円墳の一つ山古墳、龍王山古墳に比しても、墳丘規模とは別に墳丘

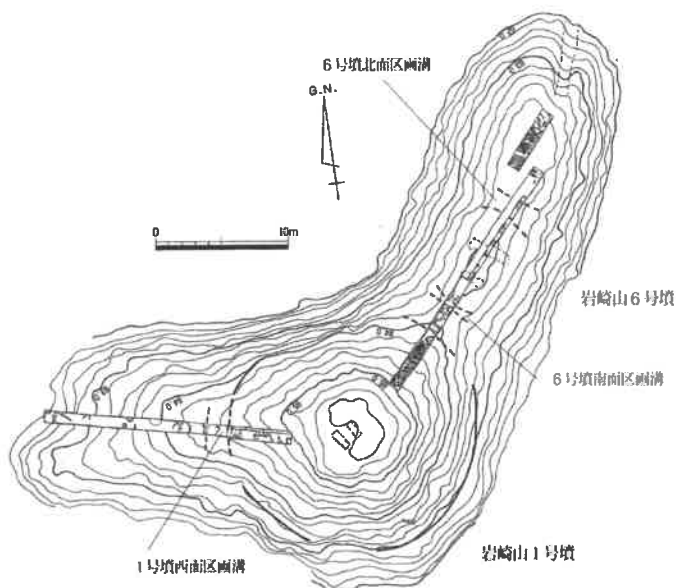


図17 岩崎山1号墳平面図



写真25 岩崎山1号墳墳丘写真（北東から）



写真26 岩崎山1号墳箱式石棺

および外表の全体的装備の点で較差は著しい。

埋葬施設

頂部に北西－南東主軸の2基の箱式石棺を並置する。共に安山岩板石を組み、床に板石を敷く。西棺（A棺）は内法長1.5m、同幅0.54m、高0.3m、東棺（B棺）は内法長1.32m、幅0.47m、高0.23mを測る。ともに棺材の外周に粘土を詰める。



出土遺物

上記した埴輪類の他、戦前期に取り出された次の副葬品類を東京国立博物館が所蔵している。

鉄刀1、帯金式短甲（長方板革綴短甲）1、刀子形石製品2、貝製品2（A棺）、鉄刀1、鉄剣1、刀子形石製品1、鎌形石製品2、櫛2、貝製品2、鉄鑿1、鉄斧2（B棺）である。この他、さぬき市に1号墳出土とされる小形の手斧形石製品1点がある。



写真27 岩崎山1号墳箱式石棺細部
（上：西棺（A棺）、下：東棺（B棺））

総じて、墳丘規模・規模とはギャップのある充実した副葬品の組成といえる。

築造時期

副葬品組成、とくに帯金式短甲や石製模造品類の形態からみて、築造時期の上限は古墳時代中期初頭で、さらに中期前葉にまで下る可能性もある。

4) うのべ山古墳 [前方後円墳]

位置（分布図－図10 番号4） 立地・眺望

うのべ山古墳は津田湾のほぼ中央にあって砂州で陸地につながる鵜ノ部岬に位置する。鵜ノ部岬は海側が開いた「銀杏」様を呈し、岬の先端に沿うように尾根線が東西に延びる。この最高所から南（陸地）側に派生した支脈の先端（標高9m前後）にこの古墳はあって、南側の陸繋砂州を見下ろす位置に築かれる。津田湾海滨の広い範囲から墳丘を望見することは可能だが、岬先端

の山塊に遮られ、津田湾の沖合からは直視しにくい地点にある。

墳丘形態・規模

前方後円墳で、墳丘規模は次のとおり。墳長37m、後円部径20m、同高3m、前方部長17m、同前端幅約5m、同高0.5mとなる。墳丘は、尾根先端に近いゆるく高まった瘤状の隆起部に後円部を据え、尾根先端（陸地側）に前方部を延ばす。後円部の裾は前方部のそれよりも低い。

墳丘構造と形態上の特徴

積石型式の古墳である。前方部は過去、宅地の庭先に取り込まれた経緯があり、その際に多少の改変を蒙った恐れがあるが、概ね原形をとどめるとみられる。その前方部は、後円部丘部の規模と立体感に比してきわめて細くかつ低平である。

後円部丘はサイズと石材種の点で雑多な塊石を以て築く。摩滅の進んだ垂円礫も散見され、使用石材種の多様性と合わせ、墳丘材の確保に苦心したことが窺われる。一方、低平な前方部は人頭大前後のやや大ぶりの塊石を敷並べ、上部を若干の土砂で覆い整形したようにもみえる。

後円部裾は複数段に塊石を積み画している。一方くびれ部付近では墳裾に板石を配し、前方部の前端ではやや大ぶりの塊石を並べるようだ。

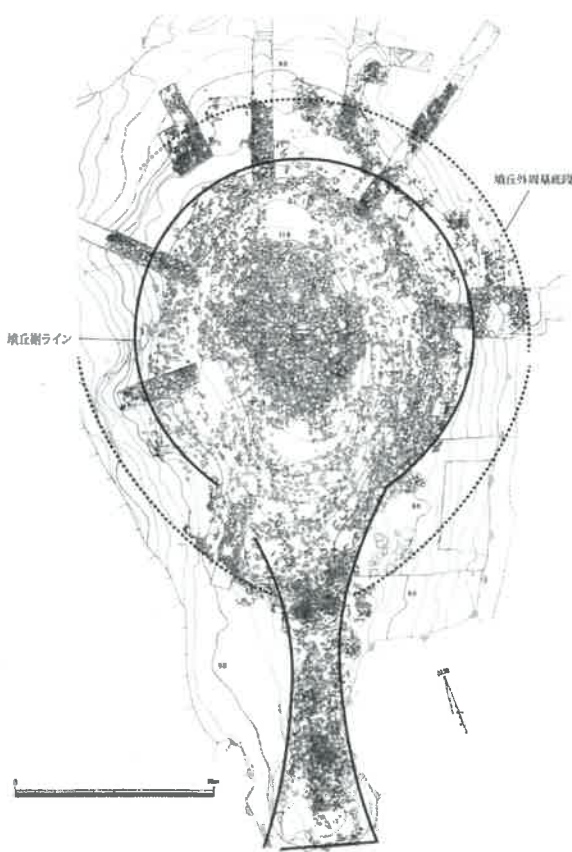


図18 うのべ山古墳平面図



写真28 うのべ山古墳積石と墳裾列石
(後円部東面)



写真29 うのべ山古墳墳丘写真（前方部から後円部）



写真30 うのべ山古墳墳丘側面写真（東から）

埋葬施設

埋葬施設について現時点では位置・規模・構造を推測する情報を欠き、不明といわざるを得ない。

出土遺物

これまでの調査で、広口壺および、高坏、甕、鉢の小片が出土している。このうち中形広口壺が本古墳の築造時期を反映するとみられるが、高坏などは弥生後期に遡る可能性が高い。

築造時期

立体感を強調した円丘とは対照的に低平な前方部形態、および墳丘部位による墳裾区画パターンの相違は、鶴尾神社4号墳や稲荷山北端古墳等の墳丘外表の配石に通じる特徴で、本地域における出現期前方後円墳の重要な属性である。また出土遺物のうち広口壺はこの位置付けと矛盾せず、これらから、うのべ山古墳は古墳時代前期初頭に位置づけられ、津田古墳群最古の前方後円墳とみなすことができる。

5) けぼ山古墳

位置（分布図－図10 番号5） 立地・眺望



写真31 けぼ山古墳と一つ山古墳の立地（南から）

鵜ノ部岬の先端で東西に延びる尾根の最高所から東に寄った標高38m前後に尾根線に位置する。後円部を尾根頂部（東側）に、前方部は尾根西端で緩傾斜部に向く。岬先端を廻る道路建設で墳丘北側の直下まで削られ、北面側墳裾の一部は失われている。

この立地によって、墳丘は前面の広い海域から望みできる位置にあるが、岬東部の高まりに遮られて津田川河口部を含め湾岸のほぼ全体からは墳丘を視認することが難しい。

墳丘形態・規模

是までの調査から墳丘長55m、後円部径約30m、同高4.6m、前方部の前端幅は約25mと復元される。後円部／前方部の比高は1.6m程となる。後円部の後端側では西から延びる尾根線を遮断する幅8～10m深さ0.8m前後の比較的幅広い区画断溝を設けている。

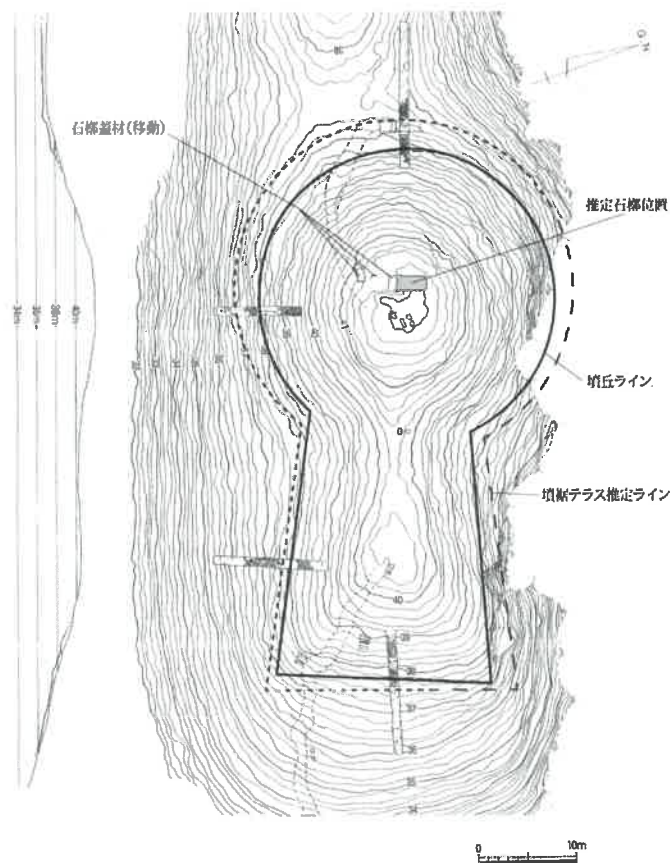


図19 けぼ山古墳平面図

墳丘構造と形態上の特徴



写真32 けぼ山古墳墳丘（前方部から後円部）



写真33 けぼ山古墳葺石（前方部前面）

尾根線を占める選地だが後円部後端と前方部前端的標高はほぼ一致する。墳丘南面は流出し確定しがたいが、葺石の遺存状態から墳丘基底全体を水平に形作った可能性が高い。墳丘段築の全体像は不明だが、少なくともほぼ水平に廻る高さ1.2m前後の墳丘第一段の存在が観察される。前方部の高さは約3mとなるので、墳丘全体が三段構成であった可能性もある。

墳丘斜面には葺石を敷くが、多くは脱落している。また特に前方部前面の第一段テラス付近には小円礫が多く見出されるので、一つ山古墳などと同様に墳丘テラスには小円礫を敷設した可能性が高い。

埋葬施設

掘り出され、後円部頂に遺棄された3枚の火山石製の蓋石材が存在する。2枚は上面の大半が地表に露呈し、他の1枚は一端が窺えるにすぎない。これらの他にもう一枚の蓋石材が存在するとされるが現状では確認できない。

後円部頂の西寄り部分に南北にやや長い盗掘孔がある。この点に留意すれば、墳丘軸に概ね直交する方向の南北主軸の竪穴石槨を設けた可能性が高い。この位置は墳頂中心から外れるので、東側に別の埋葬施設が並置された可能性もある。

全体が地表に露出する蓋石材は幅0.9m、



写真34 けぼ山古墳葺石（後円部後面）



写真35 けぼ山古墳竪穴式石槨蓋石材



写真36 けぼ山古墳竪穴式石槨蓋石材（両端に縄掛け突起）

長さ1.7m、厚さ0.25mで短辺に各一個の柱状突起を作り出す。短辺の一部が露出する別材にも同様の突起が観察できる。同巧同大の石材4枚で石槨上面を覆うとすれば、岩崎山4号墳に近似した内法長3m内外、同幅1m程度の竪穴石槨が想定できるだろう。

露出した蓋石材の周囲に石槨壁体材はみないが、後円部の東裾に位置する石仏の石積み基壇では葺石材とみられる小児頭大の塊石と共に、辺20～30cm内外の安山岩板石材を用いる。後者が石槨壁体材に由来する可能性が高く、そうであれば石槨の破壊は小さくないだろう。

出土遺物

副葬品類は一切不明だが、破壊された大形の刳抜式石棺片がある。埋葬施設から抜き取られ後円部東裾の石仏基壇に埋め込まれていた。棺体小口部片で大形の円柱状突起を短辺に付す。

また二重口縁形態の壺形埴輪を伴うが、円筒埴輪や器財形埴輪各種は確認できない。壺形埴輪は体部の厚手化と筒形化が著しく、一つ山古墳などに比べ、後出的な形態を示す。

築造時期

壺形埴輪は一ツ山古墳のそれよりも明らかに後出する形態的である。また縄掛け突起を付設した竪穴石槨蓋石材の存在と、墳丘段築構造を考慮すれば、けぼ山古墳は古墳時代中期初頭に下ることが推測される。津田古墳群の最後の前方後円墳ということになる。

6) 一つ山古墳[円墳]

位置（分布図－図10 番号6） 立地・眺望

鵜ノ部岬東端の海面に突き出した急峻な尾根頂部（標高28m前後）に位置する。むろん前面海上の広い範囲から墳丘全体を望見できるし、鵜ノ部岬の他2古墳（けぼ山古墳・うのべ山古墳）はもちろん、またかろうじて火山北東麓で「相地峠越」の起点に位置する赤山古墳とは相互に視認が可能である。しかし岬北西部の高まりに遮られ、津田湾岸の大部分と岩崎山4号墳をはじめ湾岸北部に位置する諸古墳からは本古墳を直視できない。



写真37 けぼ山古墳石棺片

墳丘形態・規模

地形に規制され、径25×27mとやや歪んだ形状の円墳である。現状では墳丘高約3.9mを測る。ただし後に述べる埋葬施設の遺存状態から推測して墳頂部は数十cm内外の削平・流出を蒙っているようだ。造出しの付設はない。

かろうじて墳頂部は免れたが、海に面した墳丘北東部のおよそ1/4は確認調査事業の期間中に生じた地滑りで崩落した。このことは本古墳の特徴的な立地をあらためて印象づけると同時に、長期的には墳丘保全上の課題を突きつけるものでもある。なおその後、崖面に養生工事を施し現在は墳丘等の流出を防いでいる。

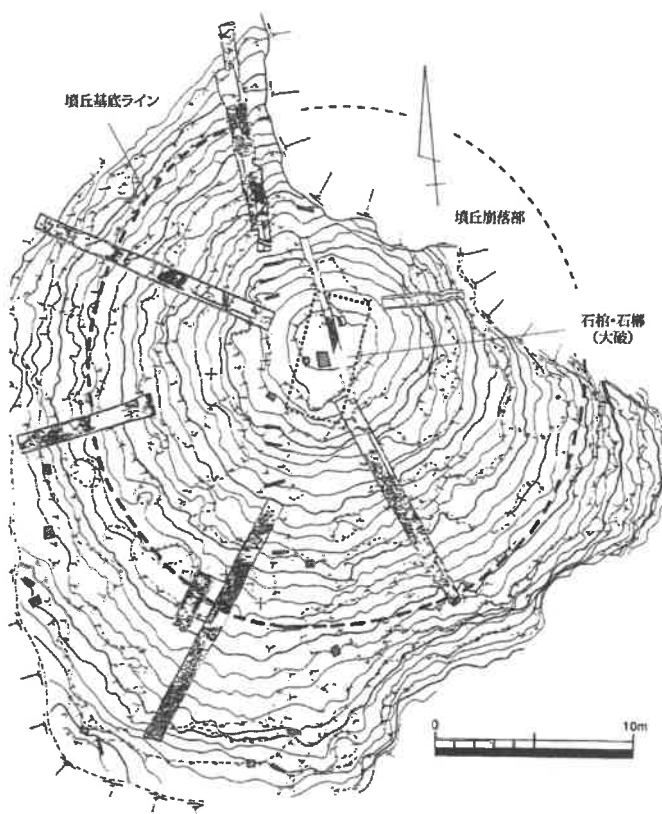


図20 一つ山古墳平面図

墳丘構造と形態上の特徴

丘陵頂部に立地しながら墳丘裾レベルは各トレンチで27.9m～28.15mとほぼ水平に揃えている。二段築成で墳丘中位のテラスも標高29.3～29.4mと水平にめぐる。したがって墳丘第一段は



写真38 一つ山古墳下段葺石



写真39 一つ山古墳上段葺石と石敷テラス

高1.2～1.4m程度、対して第二段は少なくとも2.5m程度で、第一段にほぼ倍する高さである。

墳丘第一・第二段斜面の全体に葺石を敷いたとみられるが、今日ではそのほとんどは脱落・流下している。ただし墳裾と中位テラス奥部には各段の基底部葺石が遺存する。また中位テラス面には小円礫を敷き詰める。

出土位置と出土量から墳丘には二重口縁形態の壺形埴輪の多重配列が想定できるが、樹立位置の詳細は定かではない。

埋葬施設

墳頂中央で南北軸を指向して設置した、刳拔式石棺を内蔵する埋葬施設1基を確認している。ただし過去の濫掘により石棺は破壊され、棺の囲繞施設也大破している。破壊の時期は明らかではない。墓壙は長5.6m前後、幅約2.7mで、内部には粘土を多用しつつ板石を積み上げて棺を被覆した槨構造が想定可能だが、損傷が著しく、構造の詳細は現時点では明らかではない。

また墓壙の検出幅も考慮すれば丸亀市快天山古墳1・2号主体に類似した、高さを欠いた簡略的な竪穴石槨が想定できるかもしれない。また調査で墓壙底外周部には小円礫の集積部が確認された。排水溝付設の可能性を含め、槨の下部構造を反映するものであるかもしれない。

埋葬施設の遺存状況の確認を目的とした調査では全貌の把握に至っていないが、破壊・遺棄された火山石製刳拔式石棺の一部を検出した。確認した石棺材は推定棺蓋の半身程度で小口部に太い円柱状突起を付す。火山産の凝灰岩である。側縁下部に若干の直立部を設け横断面形は半円形よりもやや山形を呈する。他にやはり棺小口片の存在を確認しており短い太い円柱状の突起を付す。これらの他石棺材小片多数が石槨材の間に混在する。

著しい破壊を蒙ってはいたが、かろうじて埋葬施設の痕跡的な遺存が確認できた。しかし棺形態と槨の細部構造及び規模などの追求はこれからの課題である。



写真40 一つ山古墳破壊された竪穴式石槨と石棺

出土遺物

墳丘外表には壺形埴輪を配するが、円筒埴輪は伴わない。また埋葬施設の著しい破壊にも関わらず、副葬品に関する情報を欠く。墳丘調査時に検出したガラス小玉1点は副葬品の一部であろう。

築造時期

刳拔式石棺の存在から少なくとも前期後半段階に比定できることは間違いない。壺形埴輪は該期の中形壺形態に比べ、細部形状や器面調整の点で製作の簡略化が明らかに窺われる。前期後半段階古相の丸亀市快天山古墳では円筒埴輪と壺形埴輪を併用する。その壺形埴輪は通有の中形広口壺の形態と仕上げ手法を保ち、底部に小孔を穿つことで埴輪化している。快天山古墳の壺形埴輪とこのこうした相違を積極的に評価すれば、前期後半でも新相段階に下る可能性が高い。

7) 赤山古墳[前方後円墳]

位置（分布図－図10 番号7） 立地・眺望

火山北東麓に派生する尾根先端部（標高約20m）に位置し、前面の水田域との比高は10m内外である。北東約1.5kmの鵜ノ部岬に所在するうのべ山古墳、一つ山古墳、けぼ山古墳とは相互に視認可能だが、火山と鵜ノ部岬に阻まれ、湾岸及び前面海上から本古墳を望見できる範囲は意外に限られる。なお本古墳は津田湾岸と津田川中流域の内陸平地帯を結ぶ「相地峠越」の北側起点近くに位置する。

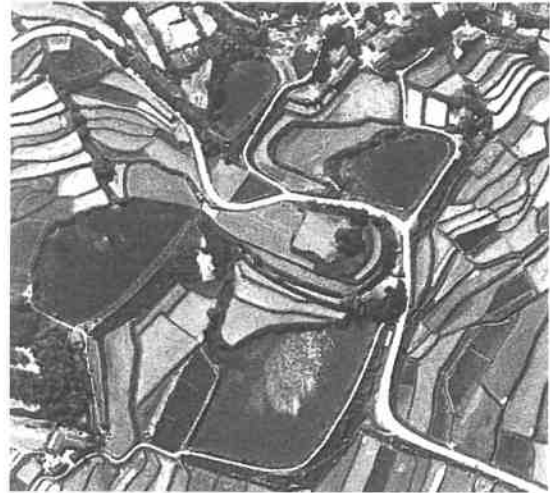


写真41 赤山古墳の立地

墳丘形態・規模

周辺地形から尾根先端に後円部を向け、尾根の後背方向に前方部を延ばすことは間違いない。早くから前方後円墳とされてきたが、周囲から墳丘にまで及ぶ耕地化、尾根裾部の土取り、道路改修や宅地造成によって本古墳が所在する尾根そのものも甚だしく形状を変え、現在では前方部の痕跡は完全に失われており、旧観察所見等からその形状を窺うしかない。かろうじて後円部丘の芯部が宅地内に残る。この残丘は東西約23m南北15mほどである。

南側の畑地に残る耕地化の痕跡から前方部前端位置を想定し、墳長50m前後と復元している。残丘の規模等と埋葬施設の位置などから本来的に後円部丘は少なくとも径30m程度とされているが、後円部裾位置の確証は乏しく、後円部径、そして墳丘主軸長は今少し大きな数値となる可能性は否定できない。ただし残念ながら墳丘周辺の改変が著しく、将来的にも墳丘規模の検証も難しいであろう。

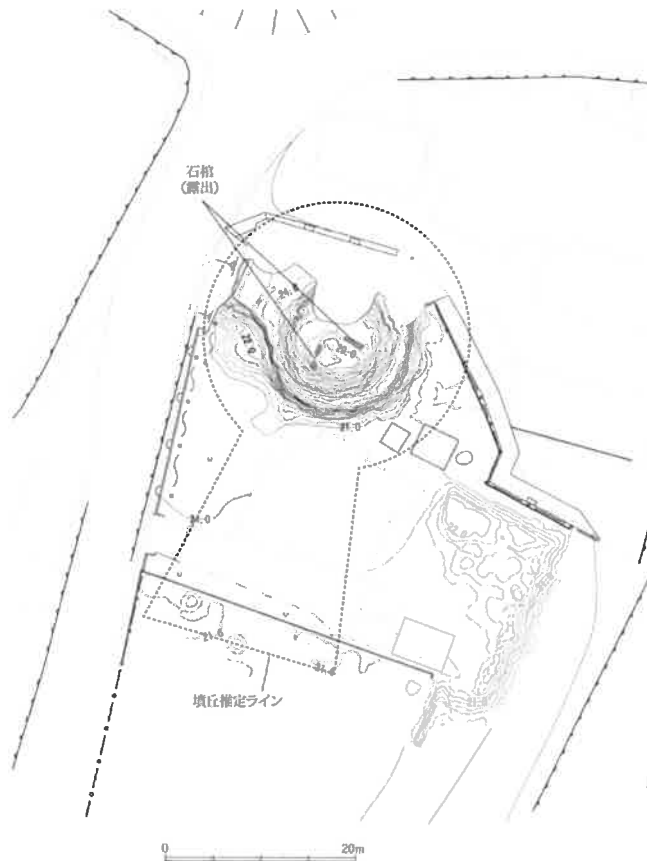
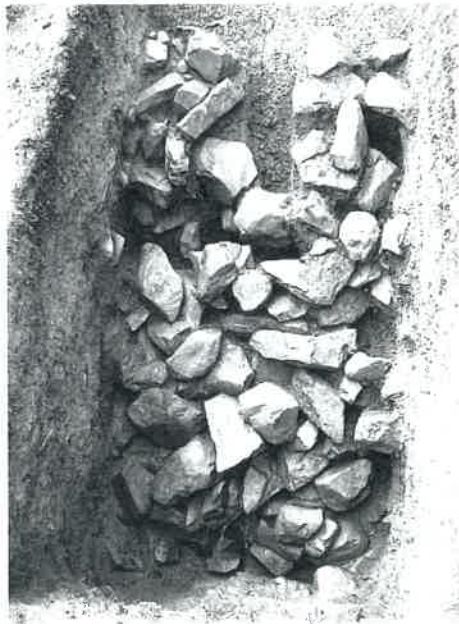


図21 赤山古墳平面図

墳丘構造と形態上の特徴

現状では残丘頂部の標高約28mに7×5mほどの平坦面があり、2基の割拔式石棺がこの部分に半ば露出して残る。よって現状の残丘頂部は後円部頂の中心付近をほぼ反映したものである



ことがわかる。
しかしその周囲
は大きく削り込
まれ後円部の上
半部でも墳丘斜
面はほとんど原
形をとどめてい
ない。

後円部丘残部
西面の発掘調査
では墳丘中位の
テラスと斜面部
に配した安山岩
塊石を主体とす
る葺石が奇跡的

写真42 赤山古墳推定後円部第二段葺石残部（西面）

に残存しており、このほか転落した円筒埴輪片を検出している。検出したテラス面には小礫が多く見出され、小礫を敷設していた可能性がある。後円部残丘西半の頂面から一段下がった平坦面は墳丘中位テラスを拡張し耕地化したものとみられる。そうであれば上記した検出テラスと合わせ、後円部は三段築成の可能性が高い。

埋葬施設

後円部頂に現在、2基の刳拔式石棺が半ば露出した状態で観察できる。長期間、露出状態にあった石棺2基は共に外表の劣化が著しく進行している。推定墳丘主軸に沿うように概ね南北主軸で配された1号石棺（棺蓋現存長2.77m、棺蓋幅0.72m、棺身高0.43m）と、その北東にほぼ直交して鍵手に配された2号石棺（棺蓋現存長2.31m、棺蓋幅0.64m、棺蓋高0.37m）である。ともに火山産の凝灰岩製刳拔式石棺で、棺身内面に簡易的な形状の石枕を作り付ける。

1号石棺では棺身・蓋の小口に円柱状の突起を付す。2号石棺は少なくとも棺蓋小口にやはり円柱状突起をみる。この他、過去に両石棺に挟まれる位置に竪穴石槨に納めた第三石棺の存在が報じられたが、現在、その徴証は見いだしがたい。

1号石棺は粘土棺床に棺を据え、上部を粘土で被覆した埋設状況が確認できる。2号石棺の埋

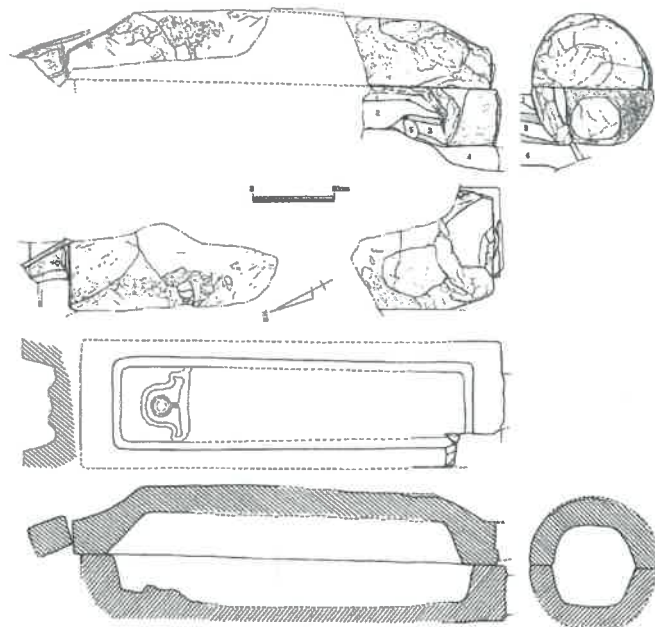


図22 赤山古墳1号石棺実測図

置状況は明らかではないが、少なくとも石槨構造は推定できず、1号石棺と同様ないしはより簡略的な槨構造とみられる。



写真43 赤山古墳 1号石棺小口部

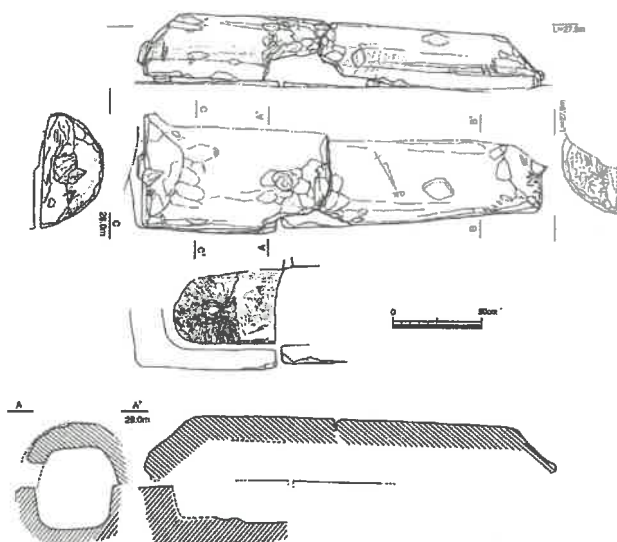


図23 赤山古墳 2号石棺実測図



写真44 赤山古墳 2号石棺



写真45 赤山古墳 1号石棺内部の現況



写真46 赤山古墳 2号石棺内部の現況

出土遺物

赤山古墳副葬品とされる銅鏡、石製品、玉類が香川県埋蔵文化財センターとさぬき市に保管されているが、これらの入手経緯は開示されておらず、その由来には不明な点が多い。岩崎山4号墳など津田古墳群のいくつかは戦前に盗掘を蒙り、多くの副葬品が散逸したことが知られている。

赤山古墳副葬品とされる資料には他古墳の副葬品の混淆や取り違えの恐れもあり、情報の信憑性には注意が必要である。この他、墳丘調査で円筒埴輪片が出土している。

築造時期

円筒埴輪と刳拔式石棺からまず前期後半段階に位置づけうることは間違いない。その上でデータは十分ではないが、円筒埴輪の型式の特徴と器財形埴輪類が未検出である点に留意すれば、岩崎山4号墳など後半新相段階以降には下らない可能性を指摘できる。。石棺の形態もまた積極的に後半新相以降に下げて考える必要はない。したがって現時点では前期後半期古相に比定することが妥当である。

8) 古枝古墳[前方後円墳]

位置(分布図-図10 番号8) 立地・眺望

津田川中流域の内陸平地帯に面し、雨滝山南麓に派生する一つの尾根の先端(標高41m前後)に築かれる。前面平地との比高は10m内外にすぎず、この点では津田古墳群の中では低い位置に築いた古墳である。もっとも富田茶白山古墳を含め、中流域の内陸平地各所の広い範囲からの望見は可能である。ただ中間にある山丘によって、東方の川東古墳との相互視認は難しい。また雨滝山・火山山塊によって津田湾岸及び海上から本古墳を見通すことは不可能である。

墳丘形態・規模

小形の前方後円墳である。後円部丘をはじめ各部の墳裾位置は必ずしも発掘調査で確認しているものではないが、測量調査の所見などから現状で推定される墳丘規模は次のとおり。墳長34m、

後円部径20m、同高3m、前方部幅10m、同高1m。ただし本古墳が所在する尾根の一带は、風化が進みやや脆弱な花崗岩パイラン土壤に表層を覆われるため、詳細な発掘調査を経ずに墳裾構造を把握することは難しく前記した墳丘の規模は暫定的な理解である。

墳丘構造と形態上の特徴

狭い尾根の先端に後円部を据え、前方部は尾根後背方向にとりつく。後円部丘は尾根上面に収まらず、墳裾は周辺傾斜部に及ぶとみられる。このため前方部裾に比べ、後円部のそれは少なくとも2m程度低くなる。前方部丘は総じて低い、くびれ部から先端に向かい緩やかに隆起しこれに応じるように前方部の前面両端は開いている。この点で川東古墳に比較的近い形状が想定される。

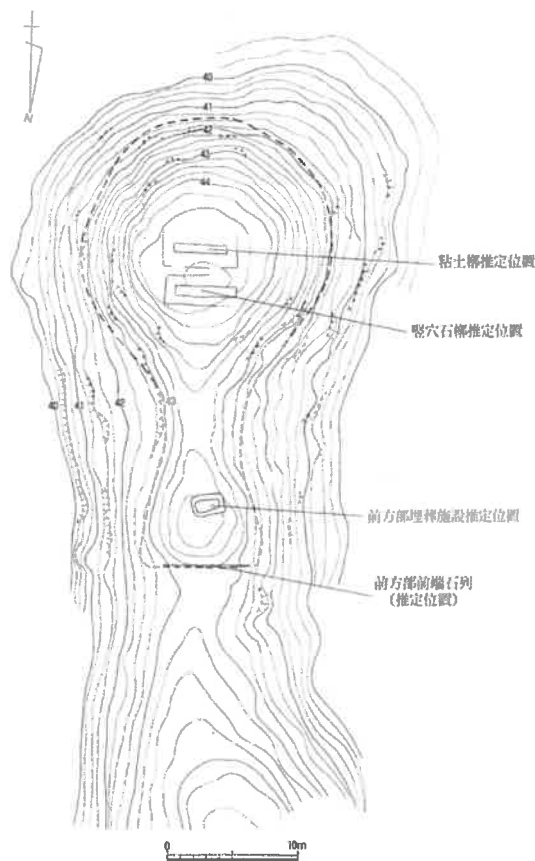


図24 古枝古墳平面図

現状で墳丘の段築は見出しがたい。過去の調査では前方部前面には人頭大の塊石を据え並べ小礫を交えた前方部前面のかなり堅固な墳裾構造が報告されている。この部分を除き、後円部丘から前方部側面では、葺石や墳裾の配石等を示唆する礫の存在は観察できない。

こうした葺石など配石構造の欠落が築造当初の様相を反映するとすれば、丸井古墳や鶴尾神社4号墳など最古段階前方後円墳の様相に近いことになる。

埋葬施設

後円部頂2基（1・2号主体）、前方部1基（3号主体）、計3基の埋葬施設を確認している。いずれも墳丘主軸に概ね、直交して設置主軸を東西方向に向ける。

後円部に接して設けた二基はいずれも刳拔式木棺を内蔵すると復元される。1号主体はやや扁平で大ぶりの自然礫を積んだ竪穴石槨（内法・長4.6m、幅0.8m、高約1m）である。2号主体は粘土棺床に据えた木棺を、若干の礫を交えつつ粘土で被覆する簡略的な槨構造（粘土床・長4.35m、幅1m、高0.25m）である。両者の前後関係は明確ではない。

前方部の1基（3号主体）は粘土棺床上面の形状からやはり刳拔式木棺を内蔵する可能性が高いが、長1.8mと短い。後円部



写真48 古枝古墳第1主体（竪穴式石槨）



写真47 上：古枝古墳遠景 下：古枝古墳墳丘（前方部から後円部）

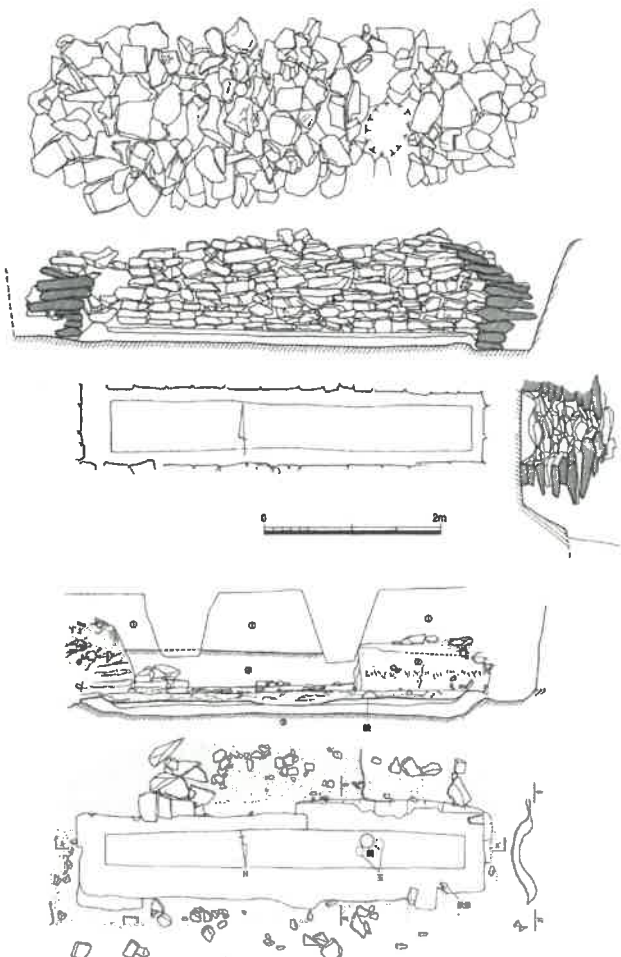


図25 上：古枝古墳第1主体 下：同左第2主体（ともに後円部）

の簡略的な槨構造に似た様相が想定される。

出土遺物

壺形その他の埴輪類は未確認だが、3基の埋葬施設の各々に伴う副葬品類が知られる。その組成は次のとおりである。

後円部竪穴石槨：中国製方格T字文八鳳鏡1、管玉1、ガラス小玉6（この他、発掘調査前に勾玉4、管玉21、ガラス小玉15、鉄片2を取り出したとされるが所在不明）

後円部簡略槨：中国製斜縁二神二獣鏡1、管玉2、ガラス小玉4、鉄鏃2

前方部埋葬施設：ガラス小玉1

築造時期

墳丘形態、特に前方部形態の点で川東古墳に近似した築造時期が推測できる。埋葬施設構造と副葬品目の面もこの推測と矛盾せず、これらから古墳時代前期前半に比定できる。

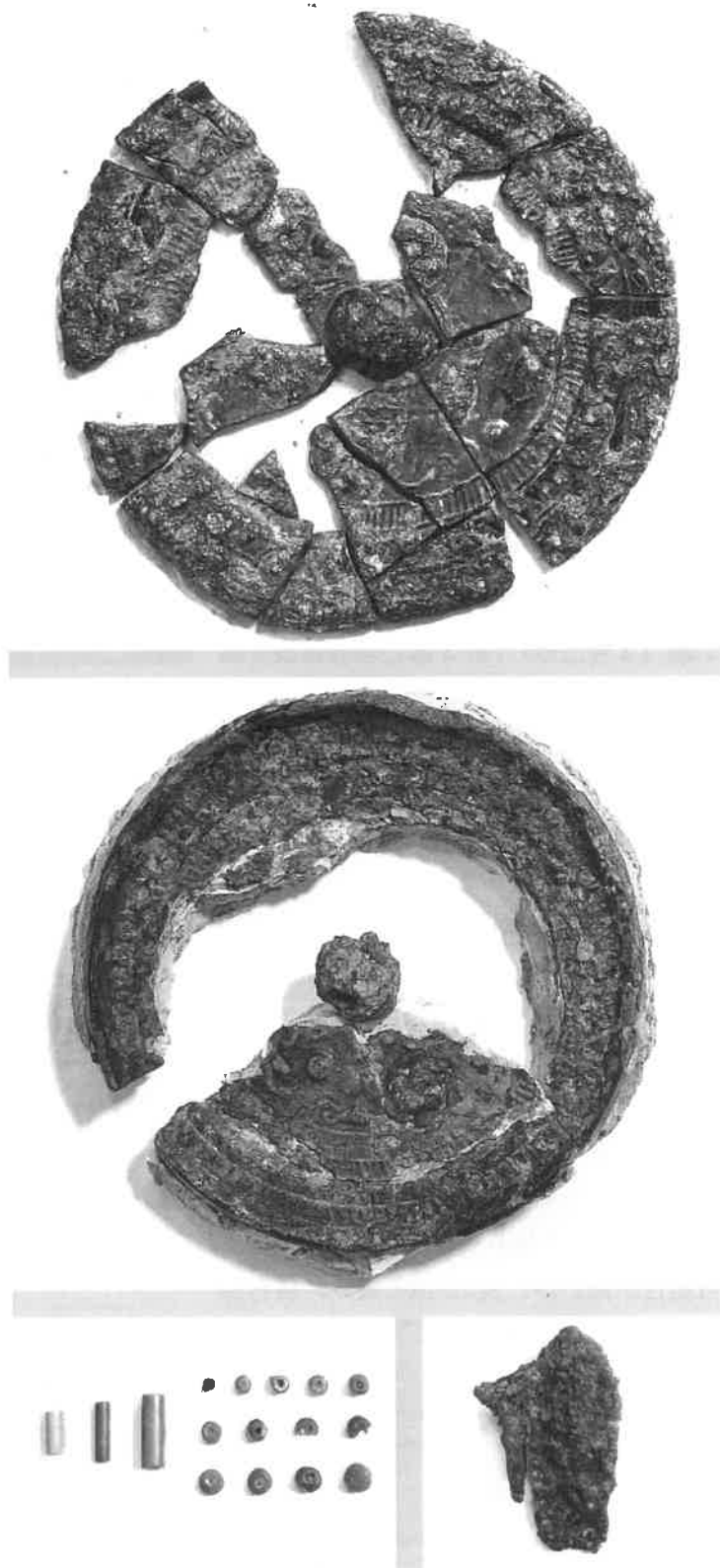


写真49 古枝古墳副葬品類

9) 川東古墳[前方後円墳]

位置（分布図－図10 番号9） 立地・眺望

津田湾岸と南方の内陸平地帯を遮断する雨滝山・火山山塊の南面する側に位置する。火山山塊頂部から南方に続く丘陵の頂部、標高126m前後に築かれる。南方に眺望が開け、津田川を挟んで南方約1.2kmに位置する富田茶白山古墳とは相互に視認可能な位置にある。また火山山塊東縁を縫うように、津田湾岸と津田川中流域を繋ぐ「相地峠越」の古道が走り、この峠を南に下った道沿いからも本古墳を望見することができる。その一方、北側の火山・雨滝山山塊に完全に遮られ、津田湾岸及びその海上からは本古墳の存在を察知することは不可能である。

墳丘形態・規模

積石構築の前方後円墳で、測量調査の所見から復元された墳丘規模は次のとおり。墳長37m、後円部径23m、同高4m（後円部後方から計測）、前方部前端幅13.2m、同高1.5m。

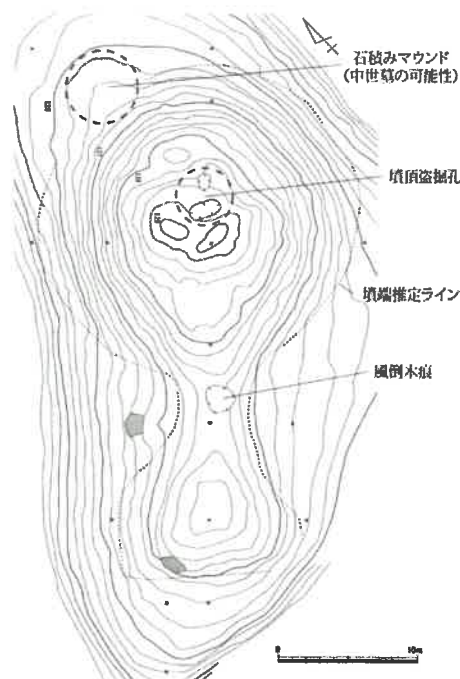


図26 川東古墳平面図



写真50 川東古墳積石墳丘（後円部）

墳丘構造と形態上の特徴

あまり広くない丘陵の頂部に後円部を据え上記した規模を追求したため、裾部は明らかに頂部周縁の傾斜地にまで及ぶ形となり、その結果、後円部裾は前方部のそれよりも1m程度、下がった位置をめぐる。

前方部は幅約5mとごく狭いくびれ部から前面に向けて外反気味に強く開く平面形態となる。さらにこれに対応して前方部丘は低い、くびれ部から前半部に向けて緩やかに隆起する。前方部頂はくびれ部より約0.4m高くなる。



写真51 川東古墳墳丘（前方部西面から後円部）



写真52 川東古墳墳丘（前方部から後円部）

墳裾構造

後円部丘は人頭大の角礫を以て積むが、前方部は小礫を交えた土砂を盛って形を整える。現時点では墳裾の石列ないし石積み存在は定かではないが、前方部側の裾部では部分的にやや大形礫の露出が観察される。

埋葬施設

後円部頂に、深さが1mに近いクレータ状の大がかりな盗掘孔が残るが、堅穴石槨の存在を示唆するような板石材も観察できず、今のところ埋葬施設の規模と構造を推測する手がかりはない。盗掘孔が東西にやや間延びした形状を呈する点を積極的に評価すれば、東西主軸に設置した埋葬施設が想定しうるが、むしろ確証はない。

出土遺物

これまで前方部裾の各所で中形広口壺の複数個体片が採集されている。おそらく壺形埴輪として墳丘に配置されたものとみられる。

築造時期

中形広口壺（壺形埴輪）の口縁部形態は丸井古墳、稻荷山古墳のそれに通じる。うのべ山古墳出土資料とは系統を違えるであろうが、体下半部～底部附近の形状からうのべ山古墳資料より後出するとみられる。

また低平とはいえ、前端に向けて強く外反して張り出す前方部の平面形態とくびれ部から緩やかに隆起する側面観は、鶴尾神社4号墳やうのべ山古墳など最初期の前方後円墳とは様相を違え、その一方で古墳時代前期前半の新相に編年される猫塚古墳や高松茶臼山古墳の形態に近い。

以上から、本古墳は前期前半段階で、うのべ山古墳に後続する時期に位置づけることができる。

第2節 富田茶臼山古墳（史跡富田茶臼山古墳）の概要

（1）史跡富田茶臼山古墳の概要

位置（分布図－図10 番号10） 立地・眺望

津田川中流域の内陸平地帯の南東隅に位置する。阿讃山地を流下した津田川は富田茶臼山古墳の東方で向きを転じて平地帯を西流する。本古墳は東方の海岸平地から田面峠を経て高松平野に至る東西の内陸交通路と相地峠を経て津田湾と中流域内陸平地を繋ぎ、さらに津田川上流の河谷を縫って阿讃山地を越え吉野川中流域に至る南北交通路の交点の近くに位置する。前者は後代、令制南海道として整備される。

東西に続く内陸平地帯の南縁を画す壇特山（標高630m）、笠ヶ峰（標高560m）などの山塊北麓は小河谷の開析により、手指状に尾根が並ぶ。本古墳はその一つの先端部（標高55～60m前後）を利用し、これを大胆に加工して築く。

かかる選地により田面峠、相地峠などを下った津田川中流域平地帯の広い範囲から本古墳を望見することができる。また平地帯北縁山塊に位置する川東古墳・古枝古墳とは相互に視認可能な位置関係にある。

墳丘形態・規模

墳丘は前方部とも三段築成で墳長141mと推定できる。後円部径88m、前方部幅80mを測り、後円部



写真53 富田茶臼山古墳全景（南方上空から）

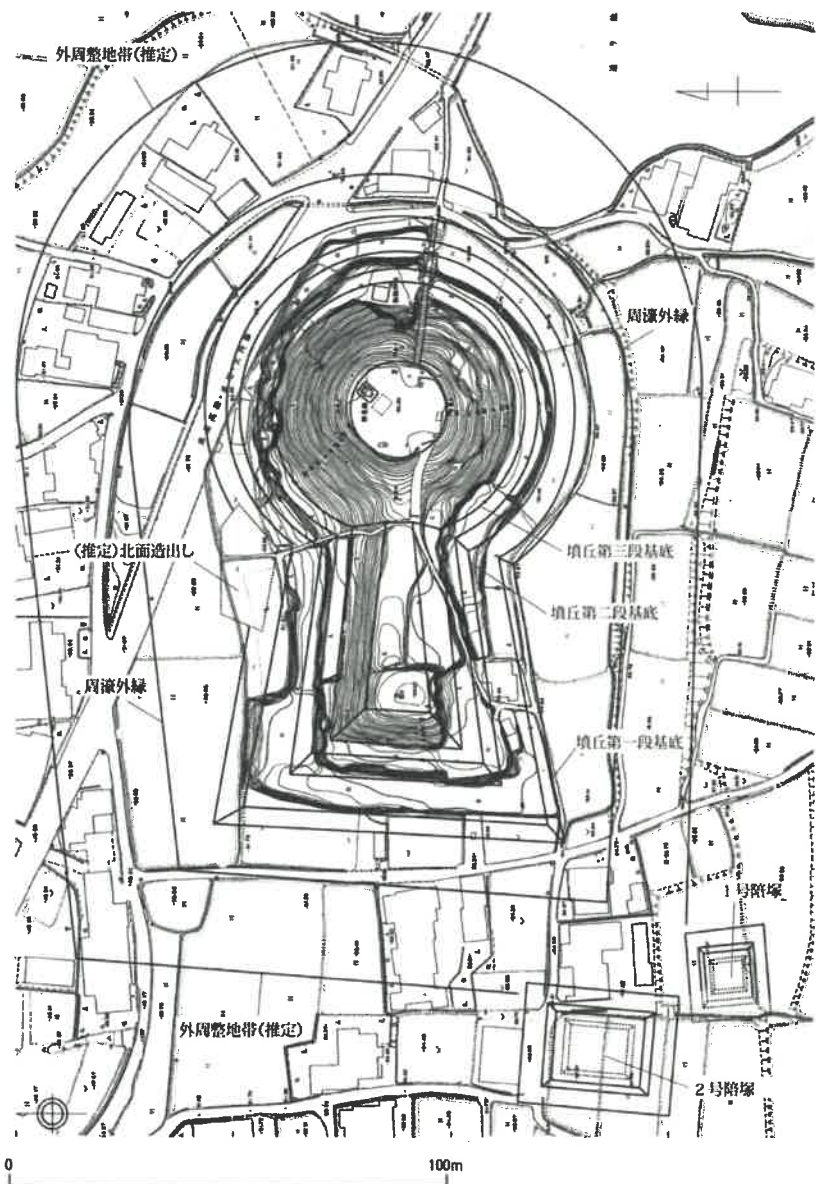


図27 富田茶臼山古墳および1・2号陪塚平面図

高（最大）16.1m、前方部高（最大）13.3mで両者の比高2.8mとなる。この周囲には地形に制約されあまり広くなく浅いが、整った馬蹄形の周濠が巡る。さらに地割などからさらにその外縁に最大幅30mに達する周濠とほぼ相似形の整地帯を設けた可能性が高く、今後の検証を要する。これらを含めた場合、総長は215m、最大幅は150mを越える。

また外周整地帯縁辺に沿う形で、前方部前面の南西隅に鍵の手に配した二基の方墳の存在が確認されている。いわゆる陪冢と位置づけられる随従的な小墳である。ともに方墳で2号陪冢は長辺24mを測り、二段築成の可能性が高い。葺石と埴輪列を伴い、周濠を巡らす。1号陪冢は宅地造成でほとんど削平されていたが、一回り小さい長辺15m内外の規模が想定される。やはり葺石・埴輪列・周濠を伴う。さらにこれらの北側で、墳丘主軸に近い位置で検出された溝の一部を小形墳周濠残欠とみる見解がある。これらはいずれも圃場整備に伴う確認調査で存在を察知したものだが、本分の周辺一帯は古くからの耕地造成等で強度の削平を蒙り、現地表にその痕跡をみることができなかつたものである。この点に留意すれば、陪冢配置の全体的復原は今後の重要な課題といえる。

四国最大規模を誇り、次位の徳島県渋野丸山古墳（中期前葉・墳長105m）、三位の香川県快天山古墳（前期後半・墳長99m）と比べても著しく傑出した存在といえる。墳丘体積では富田茶臼山古墳は渋野丸山古墳の3倍を越える。この時期、墳長100mを越える大形前方後円墳は百舌鳥古墳群中の石津ヶ丘古墳（墳長360m）を筆頭に35基を数える。その過半は畿内とその隣接地域に集中する。富田茶臼山古墳の墳丘規模は全体で14位、畿外西方の諸地域では岡山県佐古田堂山古墳（150m）に準じたトップクラスに位置づけられる。



写真54 富田茶臼山古墳後円部第一段テラス円筒埴輪列



写真55 富田茶臼山古墳南面周濠（前方部方向から）



写真56 富田茶臼山古墳南面周濠（後円部南東面方向から）



写真57 富田茶臼山古墳 1号陪塚検出状況



写真58 富田茶臼山古墳 2号陪塚の葺石と埴輪列

墳丘構造と形態上の特徴

墳丘第一・第二段の高さが概ね3m台に収まるとみられるのに対して、第三段は格段に高く9mを超える。史跡指定に向けた1989年の墳丘調査では後円部第一段でほとんど相接するように配された埴輪列を検出している。また以前より墳丘各所に埴輪片の散乱が観察されることから墳丘各段に埴輪を巡らした可能性が高い。

現在でも墳丘第三段斜面には小児頭大～人頭大の安山岩礫の葺石が部分的に遺存する。上記調査の報告では墳丘第一段の葺石敷設に否定的な見解が示されたが、墳丘下半部を改造・作出した畑地に葺石材と同巧の礫を多用していること、また後述する陪冢の様相から最下段を含めて全体に葺石を敷設した公算が高い。なお今のところ周濠外縁から整地帯部分に埴輪樹立・葺石敷設を積極的に推測する材料はない。また1989年調査のデータからみて、墳丘の北面くびれ部には造出しを付設した可能性もある。

墳丘は南から延びる幅広の丘陵の先端部を利用して築く。丘陵基部側で少なくとも延長180mに亘って上面幅40～60m、最大深さ8mほど掘り下げて、切り離した残丘を利用し墳丘を築く。南側第二段以下、旧地形が下がる北側第一段部分はこの残丘部分を整形し、丘陵切断と墳丘下半整形の残土を盛り墳丘上部（第三段と第二段の一部）を形づくったものとみられる。

埋葬施設

小祠のある後円部頂は均し整えられており、埋葬施設の痕跡を示唆する材料は乏しい。わずかに墳頂面に散在する安山岩板石片から竪穴石槨の埋置が想定できるに過ぎず、埋葬施設の位置と構造は全くの不明である。

出土遺物

普通円筒埴輪の他、朝顔型埴輪、組成は不明だが、盾形、家形と云った各種の器財形埴輪を確認している。円筒埴輪は基本的に円径透孔を穿ち、有黒斑片が目につく。突帯の形状は一様ではないがやや低い台形様を呈するものが多い。

築造時期

出土埴輪の特徴と墳丘形態・外周設備とから古墳時代中期前葉に比定できる。したがって本墳は史跡津田古墳群の構成諸古墳全てより後出し、それに後続する編年の位置にある。外面仕上げ手法と口縁部および突帯部の形状とから、本墳は中期前葉の所産と位置づけられる。

第3節 津田古墳群の指定状況

1 指定に至る経緯

(1) 指定に向けた事業前の経緯

江戸時代の開墾等によって偶然に岩崎山4号墳（1809年発見）、赤山古墳（1855年頃発見）が発見された。岩崎山4号墳が発見された経緯と出土状況の記載は文政11年（1828）の『全讃史』及び嘉永6年（1853）の『讃岐名勝図絵』に記載されている。

明治6年（1873）に再び岩崎山4号墳は発掘される。名東県令久保秀景氏によるこの時の発掘の図面が『新撰讃岐国風土記』に掲載されている。

明治時代初期は一つ山古墳、けぼ山古墳が発見される。明治7年（1874）に「二十四輩さん」が設置された際に一つ山古墳は発見され、この時に石棺は麓に下されたというのが詳細は不明。けぼ山古墳の墳丘上には明治12年（1879）～明治13年に四国八十八ヶ所霊場写し霊場の石仏が設置されており、この時に発見された可能性がある。大正11年（1922）の記録には大正11年以前に盗掘がなされ、人骨、遺物が出土したとされている。長町彰氏は大正5年（1916）の『考古学雑誌』で岩崎山4号墳の記録を整理し、明治6年の発掘の様子についてまとめている。

大正11年（1922）1月13日から2月7日にかけて大内岩太郎（鹽谷）氏は『香川新報』において「津田と鶴羽の遺跡及遺物」、「津田町羽立峠山麓に在る縦穴式小石室の古墳」を連載する。記事では、うのべ山古墳、赤山古墳、一つ山古墳、龍王山古墳、けぼ山古墳の遺物の出土した経緯や古墳の当時の様子に触れている。

大正14年（1925）10月10日に赤山古墳が盗掘され、多量の遺物が紛失することとなる。大正15年（1926）の『大川郡誌』には赤山古墳の盗掘の状況が詳細に記載されている。

昭和時代初期は岩崎山においても再び発掘行為があった。昭和2年（1927）に岩崎山1号墳が発見され、昭和4年（1929）に岩崎山4号墳も再び発掘された。この時に多くの遺物が紛失したようであるが、この時の遺物の一部が東京国立博物館に保管されている。

昭和10年（1935）の寺田貞次氏の「讃岐に於ける前方後円墳」『考古学雑誌25巻5号』では、「前方後円墳たる事の明確な古墳」としてうのべ山古墳、岩崎山古墳、「前方後円墳と思考するもの」として古枝古墳、赤山古墳が挙げられている。また「石棺の確認されている古墳」として赤山古墳、けぼ山古墳が挙げられている。古枝古墳に隣接した北側尾根上には「武人の墓」と刻まれた昭和9年（1934）銘の石碑があり、この頃に古枝古墳周辺で発掘等の行為がなされた可能性がある。

昭和26年（1951）、京都大学梅原末治氏による岩崎山4号墳の学術調査が実施された。墳丘、埋葬施設、割拔式石棺の様子が明らかになった。この調査で出土した副葬品・出土遺物は現在、さぬき市教育委員会で保管している。

昭和40年代以降は高度経済成長を背景に各地で開発が進み、津田古墳群も古墳の破壊が目立つようになる。赤山古墳は昭和40年（1965）頃に隣接する県道津田・川東線の拡幅工事と時を同じくして前方部が完全に破壊され、墳丘は後円部の一部を残すのみとなった。昭和47年（1972）以降に岩崎山の一部で宅地造成に伴う大規模な削平が行われ、岩崎山3号墳は完全に消滅し、2号墳は崖面上に残された。けぼ山古墳は昭和39年（1964）から昭和42年（1967）の間に墳丘北側に鶴部山北端を横断する道路が開発され、墳丘の一部が破壊された。本来、津田古墳

群を構成し、雨滝山塊に所在した奥墳墓群（奥10・11号墓、奥3号墳、奥13号墳など）は昭和47年（1972）のゴルフ場建設によって発掘調査の後に破壊された。この際、前方後円墳の奥14号墳のみはかろうじて残されたが、昭和61年（1986）に至って発掘調査の後に破壊された。

赤山古墳の墳丘が破壊された頃の昭和40年（1965）、六車恵一氏は「津田湾をめぐる四・五世紀頃の謎」『文化財協会報特別号7』を発表した。津田古墳群の被葬者を海運、停泊、水産を背景に君臨した首長と位置付けた。また同論文には古墳時代前半期で古墳が終焉することや畿内地域の古墳の影響をいち早く受けていることに言及している。

発掘調査・測量調査は昭和26年（1951）の岩崎山4号墳の後は、昭和37年（1962）に古枝古墳が中学生による銅鏡、玉類の発見をきっかけとして発掘調査された。その後、昭和47年（1972）に大川町が一括で町指定した文化財の1件として大川町指定史跡に登録されている。同年の昭和47年は上述した奥古墳群の緊急調査が実施された。続く、昭和50年代は古墳の現状を確認する調査が相次いだ。昭和51年（1976）の龍王山古墳の墳丘測量調査と石室実測調査、昭和59年（1984）の川東古墳の測量調査、平成元年（1989）のうのべ山古墳の墳丘測量調査が香川県教育委員会により実施された。平成元年（1989）3月18日にうのべ山古墳、龍王山古墳、岩崎山4号墳の3古墳が津田町指定史跡に登録され、川東古墳は平成13年（2001）に大川町指定史跡に登録されている。

平成10年（1998）頃から古墳の消滅まではいかなくとも、古墳近くまで開発の及ぶ案件が増加した。また自然災害による墳丘のき損も発生した。うのべ山古墳は平成10年（1998）、平成15年（2003）の2回の宅地造成により、前方部先端まで丘陵が削平された。岩崎山4号墳は平成12年（2000）に後円部南西部の開発が計画された。後にその一部が耕作地化され、その際に後円部の一部がき損した。一つ山古墳は平成16年（2004）の災害により墳丘北東部が崩落した。こうして古墳のき損やき損の危険性が生じる中で古墳の保存対策が急務となってきた。

（2）指定に向けた事業の展開と指定

平成15年（2003）のうのべ山古墳破壊の危機により、うのべ山古墳を保全しようとする動きが高まり、学術的評価を行った津田湾をめぐる古墳群を対象とした史跡指定化が計画された。

確認調査事業は平成16年度から開始した。対象としたのが、うのべ山古墳、赤山古墳、一つ山古墳、岩崎山4号墳・1号墳、龍王山古墳、けぼ山古墳の7古墳である。あらためて各古墳の築造時期を検討し、周辺諸古墳との関係を整理する中で、津田湾沿岸の諸古墳と津田川および相地峠越えで連絡する古枝古墳等、内陸側諸古墳の一体的関係が明らかになり、最終的には川東古墳と古枝古墳を含めた計9を調査対象古墳とした。またこれら諸古墳と、それに直続する時期の所産である富田茶白山古墳との関係も注目された。

平成18年度からは調査方法、評価等を検討するために『津田湾古墳群調査検討委員会』を立ち上げ、平成18年（2006）12月26日に1回目の委員会を開催した。確認調査は平成16年～23年の8年間にわたり実施され、委員会は16回開催した。

平成25年（2013）10月17日に津田古墳群の9基が国指定史跡に指定され、次いで平成26年（2014）3月18日にうのべ山古墳の一部が追加指定された。

ただし赤山古墳の場合、残丘化した後円部丘の中心部分、つまり石棺2基が露呈する後円頂部

— 61 —

古枝古墳は墳長34mの前方後円墳で、前方部は撥型に開く。後円部墳頂において昭和37年に発掘調査が行われており、東西方向に竪穴式石室1基、木棺直葬1基が並列していることが確認されている。竪穴式石室からは中国鏡や玉類が、木棺からは中国鏡や玉類のほかに鉄鏃が出土し、築造は4世紀前半と考えられる。

赤山古墳は、現在では後円部のみが残存しているが、本来は墳長50m前後の前方後円墳であることが判明した。墳頂には割竹形石棺2基が露出しており、1基は東西方向で、もう1基は南北方向を示している。このほかにも竪穴式石室1基の存在が過去の文献において指摘されており、青銅鏡や腕輪形石製品などが出土品として伝えられている。墳丘から出土した円筒埴輪や、そのほかの出土品の年代から、4世紀前半に築造されたと推定される。

一つ山古墳は南北27m、東西25mのやや楕円形を呈する二段築成の円墳であり、墳丘の一部に葺石が認められる。墳頂中央部には南北方向に割竹形石棺1基が直葬されている。墳丘より出土した壺形埴輪の年代から、4世紀中ごろの築造と考えられる。

岩崎山4号墳は墳長62mの前方後円墳で、津田古墳群中では最大の古墳である。昭和26年の調査において、墳頂に南北方向を示す竪穴式石室1基が確認され、中には割竹形石棺が納められていた。副葬品として青銅鏡や貝輪、腕輪形石製品や鉄剣・鉄刀、銅鏃・鉄鏃、鉄製農具などが確認されている。墳丘からは円筒埴輪のほか、家形埴輪などが出土している。これらの年代から、4世紀中ごろの築造と考えられる。

龍王山古墳は直径25mの円墳である。墳頂には南北方向に全長5.9mの竪穴式石室1基が露出しており、大正年間に青銅鏡、鉄鏡、鉄刀が出土したとの記録がある。墳丘からは壺形埴輪と円筒埴輪が出土しており、4世紀後半の築造と考えられる。

けぼ山古墳は墳長55mの前方後円墳で、後円部墳頂には割竹形石棺の蓋の破片が確認されており、大正年間には人骨や青銅鏡、鉄刀や玉類が出土したとの記録があるが、埋葬施設そのものの詳細は明らかではない。墳丘からは壺形埴輪が出土しており、その年代から4世紀後半に築造されたと推定される。

岩崎山1号墳は直径19mの円墳であり、墳頂には南北方向に箱式石棺2基が並置されている。これらは昭和2年に発掘調査され、人骨のほか、鉄刀や鉄剣、滑石製模造品、鉄製農具などが出土した。墳丘からは円筒埴輪や朝顔形埴輪が出土しており、それらの年代から4世紀末の築造と推定される。

このように津田古墳群は、古墳時代前期初頭から中期初頭にかけて連続して築造された。当初は積石による墳丘や東西方向を指向する埋葬施設など、四国東部固有の特徴が認められるが、前期中ごろになると円筒埴輪の導入や埋葬施設が南北方向に変化するなど、畿内地域の影響を受けることとなった。つまり、津田古墳群は古墳成立期における地域社会の独自性を表すとともに、それが畿内行からの影響を受けて変容していく過程を示す貴重な事例である。また、津田古墳群にみられる割竹形石棺は、この地域で産出する火山石で製作されているが、同じ火山石製石棺は畿内・吉備・阿波地域にもたらされるなど、津田古墳群の被葬者たちが海を介して他地域との交流を行うとともに、古墳群の立地の点からも海上交通を重視していたことがうかがえる点で、稀有な例といえる。

そして古墳時代中期に内陸部に墳長139mで四国最大の前方後円墳である史跡富田茶臼山古墳

が出現すると、津田古墳群では古墳の築造が停止する。これは、当該期にこの地域で生じた大きな政治的統合がなされたことを如実に示している。

以上のように、津田古墳群は四国における古墳時代前期を代表する古墳群として重要であり、当該地域の政治状況を知る上でも重要であることから、史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修2013『月刊文化財9』から転載)

追加指定説明

津田古墳群は、香川県の東部、播磨灘を望む津田湾臨海部を中心とした東西4.5km、南北3.5kmの範囲に、古墳時代前期初頭から古墳時代中期初頭まで連綿と造られた6基の前方後円墳と3基の円墳からなる古墳群である。このうち、うのべ山古墳、川東古墳、古枝古墳、赤山古墳、岩崎山4号墳、けぼ山古墳が前方後円墳であり、一つ山古墳、龍王山古墳、岩崎山1号墳が円墳である。

津田古墳群は、古墳時代前期初頭では積石による墳丘や東西方位を指向する埋葬施設など、四国東部固有の特徴が認められるが、前期中ごろになると円筒埴輪の導入や埋葬施設が南北方向に変化するなど、畿内の影響を受けていることがわかる。同じ前期中ごろには、この地域で産出する火山石で製作された割竹形石棺が用いられるようになるが、同じ火山石製石棺は、畿内・吉備・阿波にもたらされており、海を介した他地域との交流を示すとともに、古墳群の立地の点からも海上交通が重視されていたことがうかがえる点で、稀有な例といえる。

このように、津田古墳群は四国における古墳時代前期を代表する古墳群として重要であり、当該地域の政治状況を知る上でも重要であることから、平成25年10月に史跡に指定された。

今回追加指定するうのべ山古墳は、墳長37mの前方後円墳で、前方部は楕型に広がる。墳丘構造は四国東部に特徴的な積石塚であり、香川県内でも最古級の古墳といえる。このうのべ山古墳の墳丘北側部分について、条件が整ったため、追加指定して保護の万全を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修2014『月刊文化財2』から転載)

3 指定地の状況

津田古墳群は東西4.5km、南北3.5kmの広域に広がりを持ち、丘陵部を挟んだ北側の臨海部と南側の平野部の丘陵上に分布している。古墳は各々離れて分布しており、古墳の立地する丘陵部全てが指定地になっている古墳、古墳を含む丘陵の一部が指定地になっている古墳、墳丘の一部が指定地にとどまっている古墳がある。史跡地外の丘陵部周辺には宅地が隣接する古墳があり、宅地により古墳の保存や眺望に支障をきたしている古墳もある。

(1) 土地の所有関係

令和7年3月現在、津田古墳群の史跡指定地はさぬき市有地、民有地からなる。史跡の指定範

津田古墳群	平成二十五年文部科学省告示第四百四十号	香川県さぬき市津田町鶴羽	一四七八番二のうち実測一五八・七〇平方メートル、一四八二番一のうち実測二〇八・五三平方メートル、一四八二番三のうち実測九二・九八平方メートル	備考 一筆の土地のうち一部のみに指定するものについては、地域に関する実測図を香川県教育委員会及びさぬき市教育委員会に備え置いて鑑査に供する。
-------	---------------------	--------------	--	--

図29 史跡津田古墳群追加指定告示

囲57890.64m²のうち、58%にあたる33989.93m²が市有地である。

(2) 管理者の有無

史跡地の管理及び復旧は、その所有者が行うこと（文化財保護法第119条）となっているが、史跡指定範囲が市有地と民有地に分有されているため、さぬき市が管理団体となり（管理団体指定平成26年3月24日、文化庁告示第9号）、関係者との連携を図りながら史跡の保存のための管理を行っている。

(3) 公有化の経緯

史跡指定時はさぬき市合併前の旧大川町時代から町有地であった川東古墳の墳丘の大部分を含む範囲と、崖面保全の実施に伴い公有化した一つ山古墳全域を除いた史跡地の大部分（古枝古墳の市道部分は市有地）が民有地であった。史跡地は文化財保護法の規定により現状変更が制限され、財産権に制約が課されることや、今後、史跡の保存活用を図る上で環境整備を行う必要があることなどを勘案し、平成25年（2013）から史跡指定範囲の土地の公有化を進めている。

史跡地の公有化は、平成25年度にうのべ山古墳の全域、平成26年度に古枝古墳の全域と龍王山古墳の一部、平成27年度は岩崎山1号墳の全域を実施した。

これまでの公有化により、うのべ山古墳、古枝古墳、一つ山古墳、岩崎山1号墳の4基は公有化を完了している。川東古墳、龍王山古墳は一部が残し、赤山古墳、岩崎山4号墳、けぼ山古墳は全域が民有地である。

(4) 各古墳の指定状況

以下では史跡地外の公有化の進捗も含めて、各古墳の墳丘および関連施設の広がり指定範囲の関係を図示しつつ整理しておく。

1) 龍王山古墳

さぬき市津田町津田字中羽立2695-1の759034m²

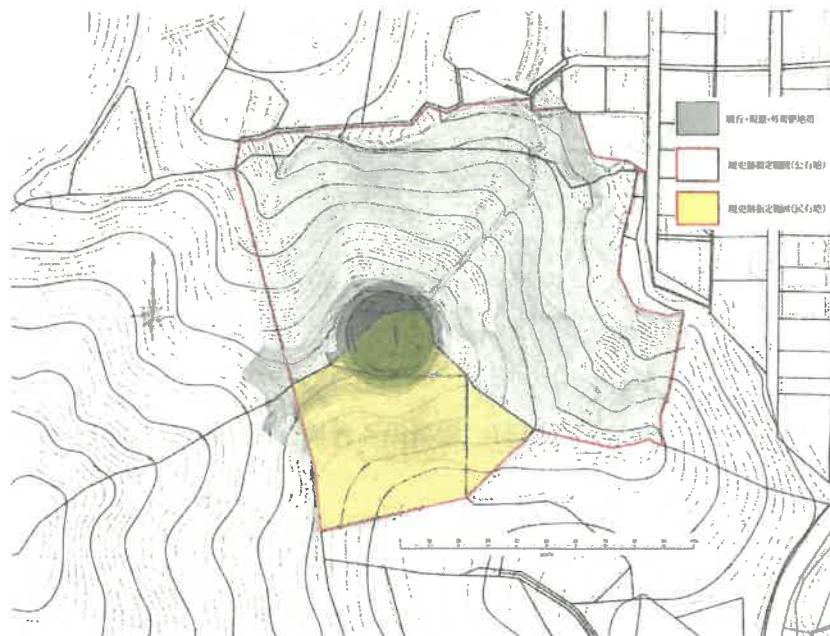


図30 龍王山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表2 龍王山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	所管日	備考
史跡地	さぬき市	さぬき市津田町津田字中羽立2695-1	7590.34	山林	H25.4.5	市に寄付
		さぬき市津田町津田字中羽立2675-20	1466.54	山林	H27.3.23	一筆の一部指定
	民有地	さぬき市津田町津田字中羽立		山林		
		さぬき市津田町津田字南羽立		山林		一筆の一部指定
		さぬき市津田町津田字南羽立		山林		一筆の一部指定
	合計		12662.88			

は指定前の平成25年（2013）4月5日に所有者からさぬき市に寄付を受けた。さぬき市津田町津田字中羽立2675-20は平成26年度のさぬき市単独事業として平成27年（2015）3月23日に購入した。その他の3606m²は民有地である。史跡地における公有地は72%である。

2) 岩崎山4号墳

史跡地10611.87m²の公有化は未実施である。



図31 岩崎山4号墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表3 岩崎山4号墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	取得日	備考
史跡地	民有地	さぬき市津田町津田字南羽立		山林		
		さぬき市津田町津田字下川北		畑		
		さぬき市津田町津田字下川北		山林		
		さぬき市津田町津田字下川北		山林		
		さぬき市津田町津田字下川北		山林		
		さぬき市津田町津田字南羽立		山林		
		合計		10611.87		

3) 岩崎山1号墳

平成27年度国庫補助事業として、平成28年（2016）3月11日に史跡地全域10416.31m²を公有化した。この部分には岩崎山1号墳の他、同2号墳および、新たに確認した低墳丘小墳の痕跡（岩崎山6号墳）を含む。また、さぬき市道と史跡地間には民有地が1筆挟まれていたため、史跡地外である津田2205-1から分筆した2205-27についても同日にさぬき市単独事業として公有化した。

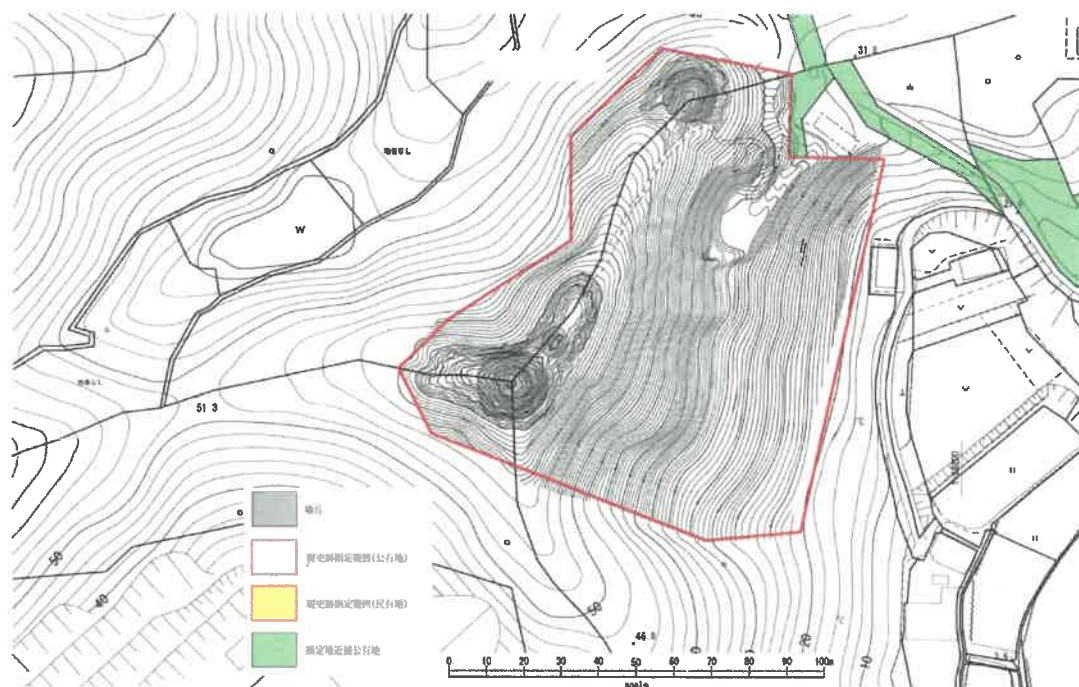


図32 岩崎山1号墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表4 岩崎山1号墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	所得日	備考
史跡地	さぬき市	さぬき市津田町津田字下川北2205-24	7845.87	山林	H28.3.11	指定前2205-3
		さぬき市津田町津田字下南羽立2326-1	2079.22	山林		一筆の一部指定
		さぬき市津田町津田字下川北2205-26	491.22	山林		指定前2205-1
		合計	10416.31			
その他	さぬき市	さぬき市津田町津田字下川北2205-27	144.59	山林	H28.3.11	2205-1を分筆

4) うのべ山古墳

平成25年度国庫補助事業として、平成26年（2018）3月20日に史跡地全域2187.6m²を公有地化した。また、史跡地北東部に隣接する史跡地外の鶴部1482-3、1482-1、1478-4の316.24m²は便益施設等として利用するために平成26年（2018）3月26日にさぬき市単独事業として公有化した。

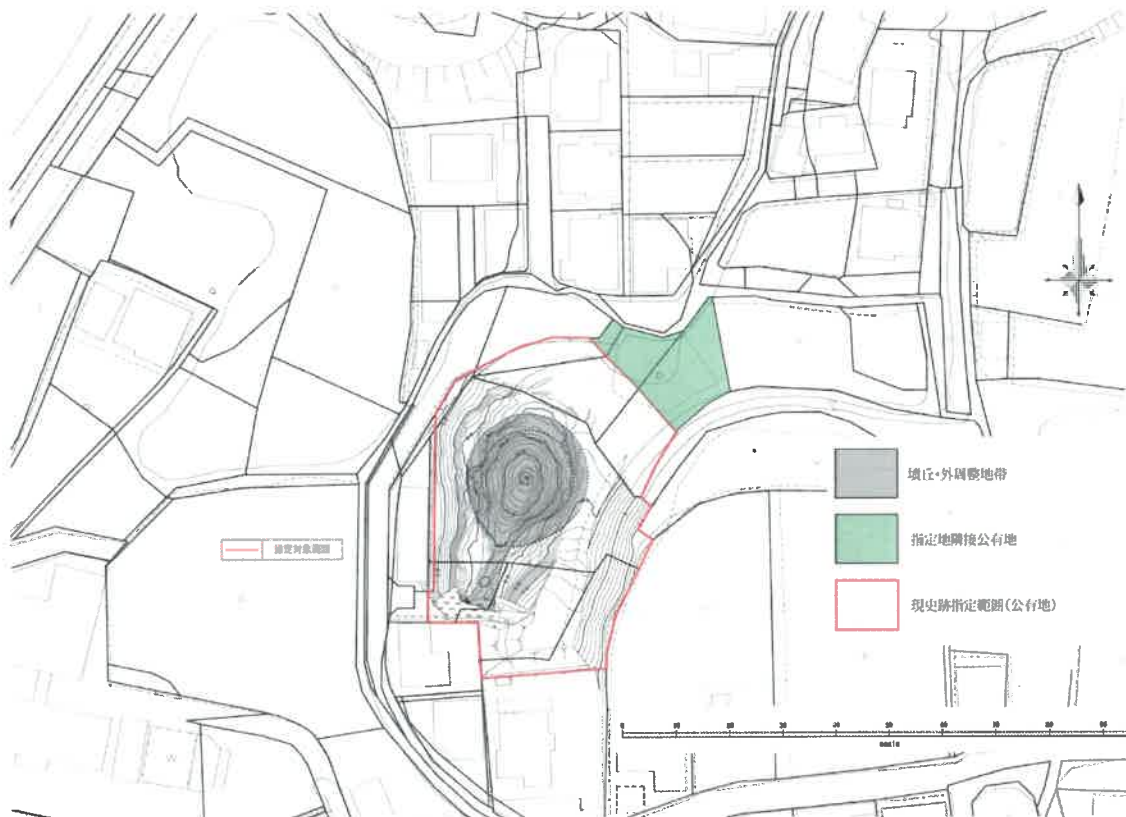


図33 うのべ山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表5 うのべ山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	所得日	備考
史跡地	さぬき市	さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1483-1	1072	山林	H26. 3. 20	
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1483-9	122	山林		
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1483-2	287.5	宅地		
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1483-6	23	山林		
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1484-6	222.62	宅地		
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1484-12	0.27	宅地		
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1482-5	92.98	公衆用道路		指定時1482-3
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1482-4	208.53	原野		指定時1482-1
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1478-5	158.7	畑		指定時1478-2
		合計	2187.6			
その他	さぬき市	さぬき市津田町鶴羽字鶴部1482-3	16.05	公衆用道路	H26. 3. 26	
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1482-1	78.88	原野		
		さぬき市津田町鶴羽字鶴部 1478-4	221.31	畑		
		合計	316.24			

5) けぼ山古墳

史跡地9009m²の公有化は未実施である。



図34 けぼ山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表6 けぼ山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	所得日	備考
史跡地	私有地	さぬき市津田町鶴羽字鹿谷		保安林		
		合計				

6) 一つ山古墳

史跡指定以前に墳丘を保護する必要があることから、平成24年（2012）11月29日にさぬき市単独事業として史跡予定地8077.72m²をさぬき市単独事業として購入した。



図35 一つ山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表7 一つ山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	取得日	備考
史跡地	さぬき市	さぬき市津田町鶴羽字瀧谷1548	8077.72	保安林	H24.11.29	一筆の一部指定
		合計	8077.72			

7) 赤山古墳

史跡地398.3m²の公有化は未実施である。



図36 赤山古墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表8 赤山古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	所管日	備考
史跡地	民有地	さぬき市津田町鶴羽字相地		畑		民家の隣接地
		合計				

8) 古枝古墳

平成26年度国庫補助事業として、平成27年（2015）3月26日に史跡地全域3584.47m²を公有化した（道路敷・水路敷の82.47m²は以前から公有地）。

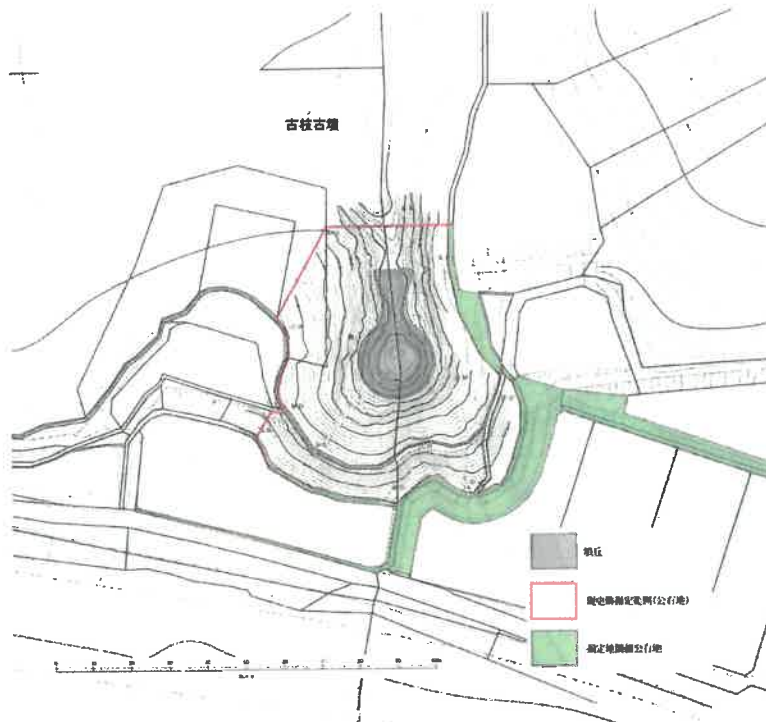


図37 古枝古墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表9 古枝古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	所得日	備考
史跡地	さぬき市	さぬき市大川町富田西字古枝859-13	1319	保安林	H27.3.26	
		さぬき市大川町富田中宇宮内29-2	1134	保安林		
		さぬき市大川町富田西字古枝859-12	277	山林		
		さぬき市大川町富田西字古枝859-3	351	山林		
		さぬき市大川町富田中宇宮内24	246	山林		
		さぬき市大川町富田中宇宮内23-1	175	山林		
		29-21に東接する道路敷と23-1に西接する道路敷に挟まれ、859-13と859-3に北接する道路敷に挟まれるまでの水路敷	24.58	水路敷		さぬき市で管理
		29-21に東接する道路敷に東接する水路敷と23-1に挟まれ、24と23-1に挟まれるまでの道路敷	35.34	道路敷		さぬき市で管理
		859-13に南接する水路敷と859-3に挟まれる道路敷	22.55	道路敷		さぬき市で管理
		合計	3584.47			

9) 川東古墳

墳丘部分の富田東字下北地1686-1については合併前の旧大川町の頃から公有地であった(昭和42年6月23日所有権移転)。その他は民有地である。公有地は666.95m²、民有地は735.75m²で史跡地における公有地は47%である。

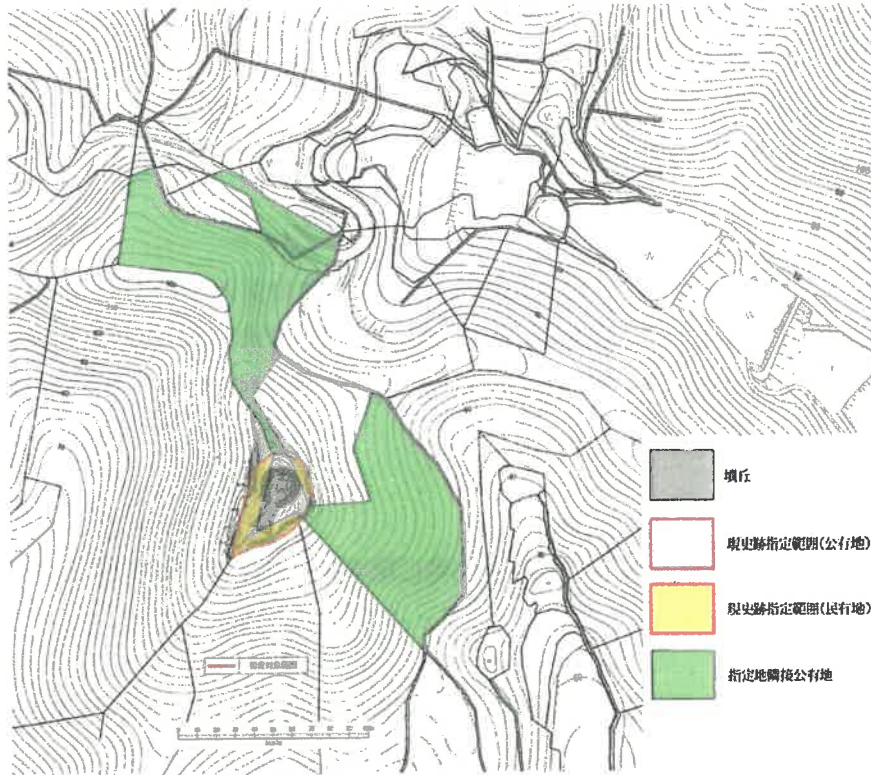


図38 川東古墳（史跡津田古墳群）指定範囲

表10 川東古墳（史跡津田古墳群）指定地番および面積

区分	所有者	番地	面積	地目	所収日	備考
史跡地	さぬき市	さぬき市大川町富田東字下北地1686-1	666.95	山林	S42.6.23	一筆の一部指定
	民有地	さぬき市大川町富田東字下北地		山林		一筆の一部指定
		さぬき市大川町富田中宇土井堀		山林		一筆の一部指定
		さぬき市大川町富田東字下北地		山林		一筆の一部指定
		さぬき市大川町富田東字下北地		山林		一筆の一部指定
	合計		1402.7			

4 史跡地の法律による地域指定と法規制

津田古墳群には文化財保護法による法規制の他に以下の法律による地域指定と法規制がある。

(1) 文化財保護法

令和7年3月現在、津田古墳群9基が国史跡に指定されている。史跡の保存に影響を与えるような現状変更は原則できない。軽微な現状変更等は文化財保護法第125条及び第168条に基づく許可又は同意が必要である。

(2) 森林法

森林法による保安林は一つ山古墳、けぼ山古墳、古枝古墳が指定されている。また、川東古墳、

岩崎山1号墳、岩崎山4号墳、龍王山古墳は同法令の地域森林計画対象民有地になっている。

保安林は区域内での立木の伐採や損傷、下草や落葉・落ち枝の採取、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形状を変更する行為について一定の制限がある。保安林の指定目的として一つ山古墳とけば山古墳は魚つき（8号）、古枝古墳は土砂の流出の防備（2号）であり、立木の伐採、土地の形質を変更する行為には香川県知事の許可又は届出が必要である。

地域森林計画対象民有地は開発行為を行おうとする場合は、香川県知事の許可を必要とする。国又は地方公共団体が行う場合については適用外となるが、林地開発に対する規制を遵守する必要がある。また、立木の伐採を行う際にはさぬき市長への届出が必要である。

(3) 都市計画法

さぬき市の中央部及び平野部の7181haは都市計画区域に指定されており、津田古墳群と富田茶臼山古墳は全て都市計画区域内になる。ただし、さぬき市では市街化区域及び市街化調整区域の線引きはなされておらず、津田古墳群の所在地は用途無指定地域にあたるため、都市計画法上の規制はない。

(4) 国土利用計画法

津田古墳群は国土利用計画法に基づく農業地域に指定されている。法規制はない。

(5) 土砂災害防止法

土砂災害防止法による土石流危険渓流に龍王山古墳と川東古墳が、急傾斜地崩落危険箇所には龍王山古墳と古枝古墳が指定されている。法規制はない。

第4節 富田茶臼山古墳の指定状況

1 指定に至る経緯

(1) 指定に向けた確認調査事業着手前

富田茶臼山古墳は、四国最大の規模をもつ前方後円墳である。文政11年（1828）『全讃史』や嘉永7年（1854）の『讃岐国名勝図会』等の江戸時代の文献に記録が残されており、仁徳天皇の墓であることが記載されている。

大正11年（1922）の香川県による『史蹟名勝天然記念物調査報告』には富田茶臼山古墳についての報告が記載されている。50～60年前の1862～1872年頃に頂上の発掘を試みたが板状の石を数枚発掘して中止したとあり、妙見神社の左右両側に板石が散乱していることが指摘されている。

昭和14・15年（1939・1940）頃に着工した県道高松長尾大内線工事では、後円部の墳丘と周濠の一部分が削り取られた。

富田茶臼山古墳は、地元石仏自治会の清掃奉仕活動や妙見さん・弥勒庵を中心とした信仰によって保存され続けてきたが、規模など古墳に関する情報は正確に把握されておらず、また被葬者の性格等、謎に包まれている点が多い古墳であった。

昭和40年代は、文化庁の前身である文化財保護委員会や考古学者から、国指定史跡としての保存の声が上がり、地元文化財調査委員が中心となり地形測量や航空写真撮影が行われ、昭和43年（1968）に四国新聞社が主催した新さぬき百景に選定され、昭和44年（1969）4月3日に県指定史跡になった。

昭和59年（1984）9月、「ロマンを秘め眠る富田茶臼山古墳－謎の巨大古墳－」の見出しで4回にわたって連載された新聞記事やみろく自然公園の整備を契機として古墳の保存整備の声が再燃した。

(2) 指定に向けた確認調査事業

周辺の圃場整備事業の計画もあり、みろく公園と一体化した古墳公園としての保存整備計画が旧大川町当局により計画されることになった。こうして富田茶臼山古墳の国指定史跡に向けた確認調査が行われることになった。

昭和62年（1987）9月8日、大川町教育委員会は香川県教育委員会に対して富田茶臼山古墳の国指定史跡化の意向を伝えた。

富田茶臼山古墳の学術的な確認調査事業は、平成元年（1989）8月7日から10月4日までの実働35日間で実施した。①古墳の規模と形の確認、②周濠や周庭帯の範囲の確認、③埴輪列や葺石の確認、以上3項目を目的に調査を実施した。

墳丘測量は、東西300m、南北200m、総測量面積60,000m²の範囲で実施した。

確認調査は、墳丘1段目（最下段）、周濠部、周辺部を対象に行われた。この確認調査によって富田茶臼山古墳は四国最大の前方後円墳であることがあらためて確認され、古墳時代の政治や社会の動向を考究する上でも高い学術的価値を有した古墳であることが明確になった。

以上の成果を元に平成2年（1990）に富田茶臼山古墳発掘調査報告書が刊行された。平成3年（1991）12月15日に文化庁に対して史跡指定の意見具申を提出し、平成5年（1993）7月

26日に国指定史跡となった。また測量調査などから周辺地割から周濠外周に整地帯がとりまく可能性が注意されたが、南側の一部を除き、これを指定範囲に含むことができなかった。また指定と相前後して指定地周辺の圃場整備事業が進んだ。これに伴う確認調査のなかで、前方部南西の周濠・整地帯外縁に取り付く様に二基の方形墳が存在することが判明した。さらに墳丘主軸線上の周濠・外周整地帯の外縁で検出された溝の痕跡も方形墳残部の可能性が指摘された。後述するようにこれらの追加指定が検討されたが、調整が整わず見送られ、現在に至っている。

2 追加指定（陪塚地区）の計画について

富田茶白山古墳が国史跡に指定された直後に前方部南西隅部から西面にかけて周濠外周整地帯に沿うように3基の方形墳丘（陪塚）の存在が確認された。指定地周辺の圃場整備事業に伴う確認調査の成果である。

まず平成5年（1993）12月14～18日の大川町教育委員会による圃場整備に伴う試掘調査で周濠外周整地帯南面の西端で1号陪塚の基底部が、また前方部西面中央の周濠外周整地帯に沿うように3号陪塚周濠の痕跡が検出された。その後、平成6年（1994）1月18日に大川土地改良事務所と協議し、これらの盛土保存する方針が決定された。

さらに平成6年（1994）10月6日～12日には1号陪塚の北西側で、墳丘第一段をとどめる先に検出した2基より保存状態が良好な方形墳丘（2号陪塚）が新たに確認された。

これらにより富田茶白山古墳では少なくとも前方部の南西～南面に鍵の手に配された3基の方形墳が取り付くことが明らかとなった。3基より出土した埴輪類は富田茶白山古墳所用埴輪の型式と一致し、その配置関係と築造時期から3基の方形墳を富田茶白山古墳に随従する陪塚群と位置づけられるものである。ここで注意しておきたいことはこうした陪塚群配置の全貌は十分に検証されていないことであり、この点は富田茶白山古墳の保存・活用計画上の課題の一つである。

1号陪塚は地権者が家屋建設を予定していたため、さらに確認調査を重ね、保存をめぐる地権者との協議を進め、家屋建設の代替地提供をも検討した。しかし代替地の確保が難しく、1号陪塚を盛土保存し家屋を建設する案も浮上したが、結局のところ保存協議は整わず、1号陪塚は削平・消滅した。

なお保存協議の過程で、2号陪塚については、上面を盛土で被覆して保存し、史跡富田茶白山古墳に追加指定する方針が確認された。追加指定を経て当該地区の公有地化を計る計画であったが、追加指定も含め現在に至るまでこれは実施できていない。

3 指定状況

指定名称 富田茶白山古墳

指定種別 史跡

指定面積 22,439.77m²

指定年月日 史跡指定 平成5年（1993）7月26日（文部省告示第97号）

富田茶臼山古墳は香川県の東部、長尾平野の東端に位置する四国地方最大の前方後円墳である。

[illegible]

图39 史跡富田茶臼山古墳指定告示

を望む山丘上には東讃地域を代表する前期古墳が数多く分布し、津田湾が海上交通の拠点として古くから重視されたことを物語っている。本古墳は津田湾から長尾平野に至る要所を占め、津田湾を掌握し、高松平野に連なる長尾平野を治めた被葬者の支配領域と経済的基盤が推測される。

本古墳に関しては、江戸時代の『三代物語』が日本武尊陵と記し、『全譜史』は仁徳天皇陵、もしくはその皇子である難波皇子の墳墓と推定している。後者は当地が『和名抄』にみえる寒川郡難波郷に比定されることに由来し、さらに寒川皇子、讃岐国造の祖とされる神櫛皇子の墳墓とする説もある。円筒埴輪の存在が古くから知られ、地元では千壺山とも呼ばれている。後円部の頂上には妙見神社が祀られ、後円部東端には中世の石仏を祀る「弥勒庵」が存在する。古墳は昭和10年代に県道高松長尾大内線の建設によって後円部北側を掘削され、その後の開墾や住宅建設によって前方部や埴丘裾部に改変を受けているが、総じて旧状をよくとどめている。

平成元年度に大川町教育委員会によって古墳の確認調査が実施され、墳丘や周濠の規模や形態が明らかになった。

古墳は前方部・後円部ともに三段に築成されている。墳丘は全長139mの規模をもち、後円部の高さは15.7mで、前方部に比べると2.4mほど高い。後円部の直径91m、前方部の長さ48m、

南方の讃岐山脈（阿讃山脈）から派生した低丘陵の縁辺部に立地し、丘陵の稜線に直交するように前方部を西方に向けて築造されている。後円部に立つと長尾平野を一望でき、弘法大師ゆかりの五剣山や、高松平野との結節点に聳える白山を遠望することができる。

古墳の北側には津田川が流れ、蛇行しつつ東流して播磨灘に開く津田湾に流入している。その河口の津田港は中・近世の商業港として知られているが、津田湾

前方部の幅77mで、前方部の長さが後円部に比べて短い点に形態上の特徴がある。段築の斜面長は、後円部が下から1対1対3、前方部が同様に1対1対2の比率をもち、畿内の大型前方後円墳に共通した築造企画が認められる。段築の平坦部には埴輪列が巡る。

本古墳の築造時間は、円筒埴輪の特徴や古墳の形態、築成方法などから、5世紀前半と考えられる。古墳時代前期の讃岐は、瀬戸内海沿岸地域でも独自の古墳文化を形成した地域である。積石塚の盛行や、前方部の中ほどがパチ形に屈曲する前方部形態などを特色とする。こうした地域的特色は、富田茶白山古墳が出現する5世紀前半頃から急速に消滅の方向に向かっている。東讃地域を見ると、津田湾を中心に築造された5群15基の前期古墳が知られているが、それらの古墳群は古墳時代中期まで継続せずに、富田茶白山古墳の出現を契機に急速に衰退する現状が認められる。富田茶白山古墳の傑出した規模や、墳丘形態・築成方法にみられる畿内的色彩の強さを考慮すると、畿内政治勢力との緊密な結び付きを背景に、瀬戸内海南岸ルートの四国東端の要衝である津田湾を掌握し、東讃地域を統合した有力な首長の出現が推測される。

以上のように本古墳は四国地方最大の前方後円墳であるとともに、四国地方における古墳時代の政治や社会の動向を考究する上でも高い学術的価値を有している。

よって史跡に指定し、その保存を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修1992『月刊文化財7』から転載)

4 指定地の状況

富田茶白山古墳の史跡範囲は東西195m、南北155mの22439.77m²である。史跡地の南側は耕作地、北側はみろく通池公園が隣接する。北側・西側は宅地が隣接しており、西側は史跡地内にも宅地が認められる。また、史跡地内の北側には県道33号線が史跡地内に入り込んでおり、後円部北東裾付近がバス停として利用されている。史跡地北辺の境界は市道で、市道は史跡地内になる。

墳丘の後円部頂部には妙見神社が、後円部東側の二段目テラス付近には弥勒庵があり、現在も地域住民の信仰の対象になっている。墳丘には妙見神社・弥勒庵に伴う石造物が点在する。また、墳丘外の史跡地には電柱、ガードミラー等の工作物が点在している。

墳丘は後世の城跡や宅地・耕作地による改変が各所に認められるが、三段築成の段築は視認できる。葺石・埴輪列は大部分が地下に遺存している。周濠は畑地に開発されているが、地割によりおおそ全体の1/2は外縁ラインを視認できる。

土地の地目は墳丘部が山林及び畑である。周濠・周庭帯の外周施設は大部分が田で一部は公園、宅地である。

(1) 土地の所有関係

富田茶白山古墳の史跡地は国有地、香川県有地、さぬき市有地、民有地からなる。国有地は水路及び農道である。香川県有地は県道33号線で、民有地は史跡地の南側周庭帯部から西側、北側の一部にかけて大部分は耕作地として、一部は宅地として利用されている。公有化は、合併前の大川町時代から取り組み、7割程度の進捗である。さぬき市合併以後、平成29年度、平成30年度に公有化を実施しているが、史跡地の公有化は完了していない。

(2) 管理者

史跡地の管理及び復旧は、その所有者が行うこと（文化財保護法第119条）になっているが、史跡指定範囲が市有地・県有地・民有地に分有されているため、これまでそれぞれが管理及び復旧を行っている。

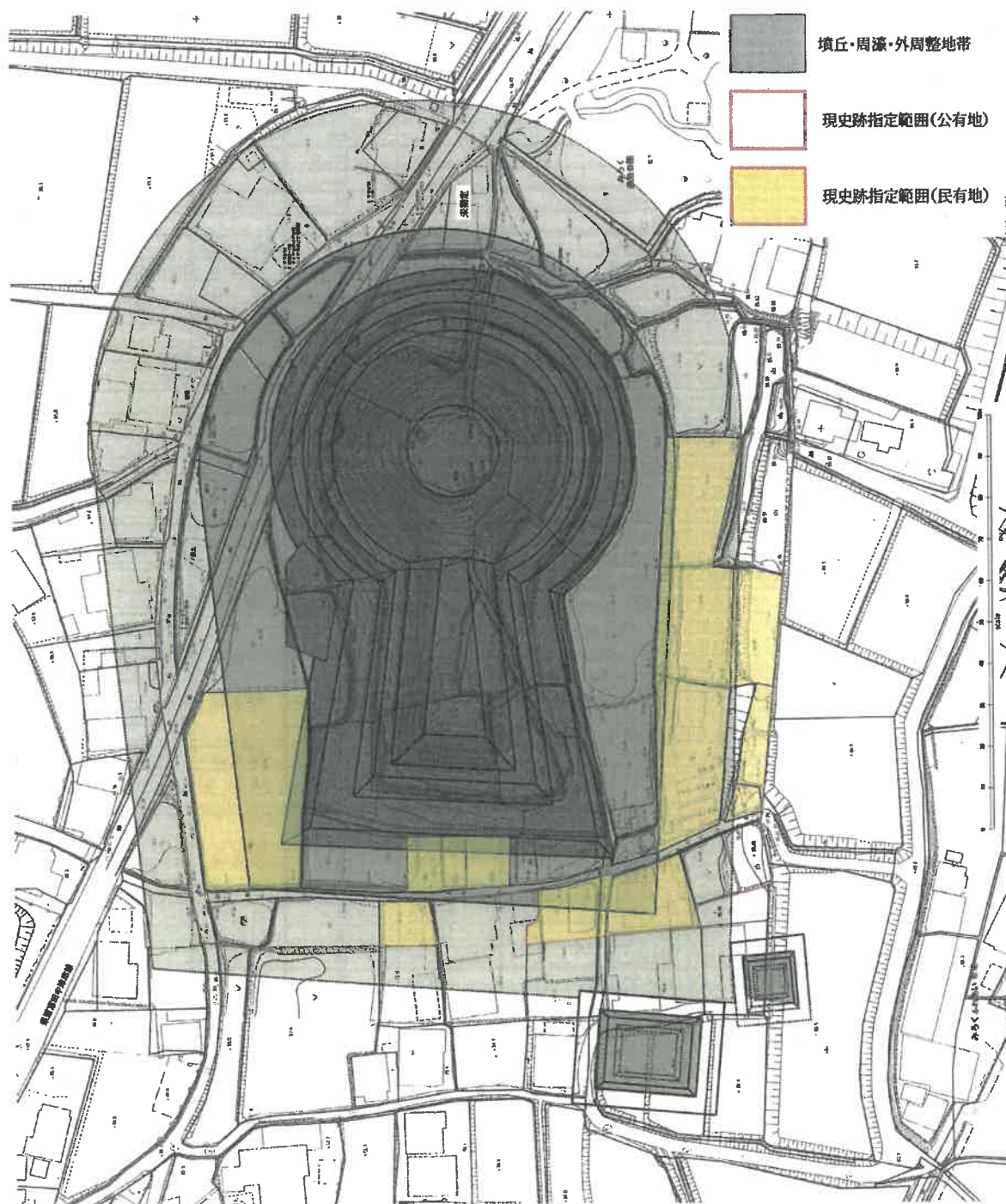


図40 史跡冨田茶臼山古墳指定範囲

表11 史跡富田茶臼山古墳指定地番および面積

区分	所有区分	地番	面積	地目	公有化完了日	備考
史跡地	さぬき市	さぬき市大川町富田中宇西岡3319-1	294.00	田	H7.1.23	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3319-3	53.00	田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3320-1	178.00	田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3321	595.00	田	H8.3.29	
	民有地	さぬき市大川町富田中宇西岡		田		
	さぬき市	さぬき市大川町富田中宇西岡3323-2	303.80	田	H9.3.10	
	民有地	さぬき市大川町富田中宇西岡		田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡		田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡		田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡		田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡		田		
	さぬき市	さぬき市大川町富田中宇西岡3332-2	290.46	田	H9.3.10	
	民有地	さぬき市大川町富田中宇西岡		宅地		
		さぬき市大川町富田中宇西岡		田		一筆の一部指定
		さぬき市大川町富田中宇西岡		田		一筆の一部指定
	さぬき市	さぬき市大川町富田中宇西岡3389-3	290.12	田	H7.1.23	
	民有地	さぬき市大川町富田中宇西岡		田		
	さぬき市	さぬき市大川町富田中宇西岡3393-2	334.00	田	H30.11.27	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3393-9	104.00	田	H9.3.10	指定時3393-2
		さぬき市大川町富田中宇西岡3393-4	497.00	田	H7.1.23	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3393-5	153.00	田	H9.10.16	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3393-6	365.00	田	H31.3.31	
	香川県	さぬき市大川町富田中宇西岡3393-7	2.40	田		県道
		さぬき市大川町富田中宇西岡3393-8	31.00	田		県道
	さぬき市	さぬき市大川町富田中宇西岡3394-1	402.00	田	H9.9.29	
	民有地	さぬき市大川町富田中宇西岡		田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡		宅地		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3395-4	239.00	田	H9.9.29	
	さぬき市	さぬき市大川町富田中宇西岡3396-1	668.00	山林	H8.3.29	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3396-2	116.00	宅地	H9.3.10	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3396-4	394.00	宅地		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3396-6	694.00	畑	H8.3.29	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3396-7	235.00	畑		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3397	732.00	畑		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3398-2	1,345.00	畑		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3398-3	220.00	畑		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3399-1	1,525.00	田	H9.3.10	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3399-2	59.00	田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3400-1	113.00	田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3400-2	12.00	畑		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3401	726.00	畑	H8.3.29	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3402-1	499.00	山林	H29.11.16	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3402-2	446.00	畑		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3402-3	421.00	宅地		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3404-1	414.00	山林	H9.3.10	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3404-2	93.00	畑		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3405	1,367.00	山林		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3406-1	422.00	畑	H7.1.23	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3407-2	132.00	田		
	香川県	さぬき市大川町富田中宇西岡3407-3	4.00	田		
	さぬき市	さぬき市大川町富田中宇西岡3408-1	348.00	畑	H9.3.10	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3408-2	142.00	田		
		さぬき市大川町富田中宇西岡3411	155.00	田	H7.1.23	
		さぬき市大川町富田中宇西岡3412	430.01	池		
	香川県	さぬき市大川町富田中宇西岡3413	207.00	田	H7.1.23	
		大川町富田中宇西岡 自：1575-1地先 至：1563-2地先	1,404.56	道		
	国	無番地 農道	0.00	農道		
		無番地 水路	0.00	水路		
	さぬき市	大川町富田中宇西岡 自：1564-1地先 至：1595地先	671.64	道		
合計			22,439.77			

(3) 公有化の経緯

史跡指定前の富田茶臼山古墳は県道、町道（現在市道）、国有地の水路・農道の他は全て民有地で、宅地、耕作地からなっていた。史跡地は文化財保護法により現状変更が制限され、財産権に制約が課されることや、今後、史跡の保存活用を図る上で環境整備を行う必要があることなどを勘案し、平成6年度（1994年度）から史跡指定範囲の土地の公有化を進めた。

公有化は平成6年度から3か年計画で史跡地22439.77m²の公有化が計画された。ただ、公有化は計画どおりには進まなかった。

平成6年度に2228.12m²、平成7年度に5215m²、平成8年度に5598.26m²、平成9年度に794m²が公有地化されたが、以後は停滞した。公有地化の事業が再開したのは平成29年度（2017年度）である。平成29年度に後円部側の墳丘部（西岡3402-1・3402-2）の945m²、平成30年度に後円部北側の周濠部（西岡3393-2・6～8）の803m²が公有化され、令和7年現在で公有化された面積は15583.38m²で約70%が完了している。

5 史跡地の法律による地域指定と法規制

富田茶臼山古墳には文化財保護法による法規制の他に以下の法律による地域指定と法規制がある。

(1) 文化財保護法

令和7年3月現在、富田茶臼山古墳は国史跡に指定されている。史跡の保存に影響を与えるような現状変更は原則できない。軽微な現状変更等は文化財保護法第125条及び第168条に基づく許可又は同意が必要である。

(2) 都市計画法

さぬき市の中央部及び平野部の7181haは都市計画区域に指定されており、富田茶臼山古墳は都市計画区域内になる。ただし、さぬき市では市街化区域及び市街化調整区域の線引きはなされておらず、富田茶臼山古墳の所在地は用途無指定地域にあたるため、都市計画法上の規制はない。

(3) 国土利用計画法

富田茶臼山古墳の全ては国土利用計画法に基づく農業地域に指定されており、一部が農用地区域に指定されている。農用地区域は市有地と民有地の両者にあり、市有地は西岡3389-1、民有地は西岡3327-1、3329-1、3330-1、3385-1、3388-2の計5筆が該当する。農用地区域においては原則農地転用は許可されない。

2 指定後の現在に至る経緯

指定後の富田茶臼山古墳は、史跡地周辺の県営ほ助整理、通り池の埋め立て、墳丘樹木の伐採等により、史跡地内及びその周辺の景観に急速な変化が生じた。一方、指定地の西側では新たに陪塚の存在が明らかとなった。保存と追加指定を巡る協議が行われたが現状では中断状態にある。

公有化は平成6年（1994）から実施されたが、計画通りに進まず、現在も公有化事業は継続している状況にある。

(1) 史跡地内外の試掘・立会調査

陪塚に関する調査を除く史跡地及び史跡地外の富田茶臼山古墳周辺における試掘・立会調査の経緯について整理する。

①通池埋め立て工事に伴う試掘調査 史跡地内・外

実施期間 平成6年(1994)3月4日～7日 調査主体 大川町教育委員会

富田茶臼山古墳東側にあった通池の埋め立てが県営ほ場整備に関連して計画された。試掘調査では池の西端部付近で周濠の一部と外堤部を検出し、通池は古墳の外堤及び周濠の一部を切り崩して構築されたことが明らかとなった。通池は埋め立て後にみろく通池公園となり、平成8年(1996)4月1日に開園した。

②大川町下水道埋設工事に伴う試掘調査 史跡地内

実施期間 平成7年(1995)1月9日～31日 調査主体 大川町教育委員会

史跡地北側の市道(当時は町道)と西側の農道部分について試掘調査を実施した。北側がトレンチ1～3で、トレンチ1南端部分で周濠の北側外縁部を確認した。トレンチ2では床面から地山が検出され、その地山高は南側の平成元年調査トレンチ6で検出した周濠底から約50cm高いことを確認した。西側のトレンチ4～5は暗渠等の攪乱により古墳時代の遺構・遺物は確認できなかった。

③県営圃場整備に伴う試掘調査 史跡地外

実施期間 平成7年(1995)3月10日～14日 調査主体 香川県教育委員会

史跡地外である後円部北側の周庭帯外縁付近の試掘調査である。北方向への自然傾斜に対して富田茶臼山古墳側に傾斜する盛土層が確認でき、南の宅地との境界に周庭帯外縁部が存在する可能性がある。この境界の段差付近で深度5cm程度のわずかな落ちが認められ、埋土中から近世以降の陶磁器片に混ざって少量の埴輪片が出土した。

④下水道管埋設工事に伴う発掘調査 史跡地内

実施期間 平成8年(1996)2月14日～3月27日 調査主体 大川町教育委員会

平成7年(1995)の試掘調査に続いて実施した本調査である。削平が強く主として近世遺物が出土したが、市道(当時は町道)の南端付近では南への落ちが検出され、周濠外縁部が想定された。また、複数個所に北側にのびる石積の水路が検出され、古墳の周濠が後世にそのまま農業用の水路として転用されていることが判明した。

⑤水路改修に伴う立会調査 史跡地内

実施期間 平成8年(1996)10月30日 調査主体 大川町教育委員会

前方部先端部の南北の農道の北半(西岡3393-1、3394-1、3395-1)の水路改修に伴う立会調査である。周濠の遺構並びに遺物は確認できなかった。

⑥下水道設置工事に伴う立会調査 史跡地内

実施期間 平成9年(1997)9月8日 調査主体 大川町教育委員会

史跡地南西隅部付近(西岡3333)である。平成9年(1997)9月26日～27日に大川町教育委員会により立会調査を実施し、平成9年9月27日に工事を終了した。掘削は深さ約70cm実施したが、遺構・遺物ともに認められなかった。

⑦家屋建設に伴う試掘調査 史跡地外

実施期間 平成22年(2010)10月4日～5日 調査主体 さぬき市教育委員会

前方部先端から35m西側の墳丘主軸ラインの延長上付近(西岡3386-1)で宅地造成に伴う試掘調査を実施した。調査地の南側及び南西側に1号陪塚及び3号陪塚が、調査地の北西部に3号陪塚が所在し、周庭帯の遺構が所在する可能性が予測される地点である。調査の結果は地表から10～15cm下で地山の礫混じりの黄灰色粘質土を検出した。遺構は1辺約80cmの方形状の土坑や直径約20cmの柱穴痕を検出したが、古墳に関わる遺構と断定できるものはなく、また、古墳時代の遺物も出土していない。古墳築造時の地山は地下げ等により残存していない可能性がある。

⑧史跡地西端の南北の農道の舗装 史跡地内

実施期間 平成22年(2010)12月1日～平成23年3月31日

調査主体 さぬき市教育委員会

史跡地西端の南北の農道の舗装整備が平成22年(2010)12月1日～平成23年(2011)3月31日に実施された。道路舗装に対して立会調査を実施した。遺構・遺物ともに確認できなかった。

⑨鳥居の修復 史跡地内

実施期間 平成22年(2010)12月15日 調査主体 さぬき市教育委員会

後円部東側の麓に造立されている鳥居の島木が崩落した。平成22年(2010)8月19日に現状調査を実施し、12月15日に修復を行った。

⑩前方部南西部の残存建築物の撤去と移転倉庫の設置に伴う立会調査 史跡地内

実施期間 平成29年(2017)5月19日 調査主体 さぬき市教育委員会

史跡地(西岡3396-2)に残存していた建築物を撤去し、内部の収納物用の倉庫を史跡地(西岡3329)に設置した。納屋の撤去、仮設道・移転倉庫の設置に際して立会調査を実施した。遺構・遺物ともに確認できなかった。

⑪周濠外北西部の家屋建設に伴う試掘調査 史跡地外

実施期間 令和元年(2019)6月18日～24日 調査主体 さぬき市教育委員会

令和元年(2019)6月18日、24日に史跡地から北西部の史跡地外(太田1593-3)で宅地造成に伴う試掘調査を実施した。調査地の区画は県道133号線に隣接し、宅地を一つ挟んだ南側に

は近世の幹線路である讃岐往還（市道）が走る。

3ヶ所のトレンチからは全て深さ1m以上の整地土を検出した。整地土は昭和40年代に入れたもので、整地土下のトレンチ底場では耕作土を検出した。この耕作土上面の標高は古墳北東部の周濠底場よりも低い。嘉永7年（1854）の『讃岐名勝図会』に描かれている富田茶白山古墳を見ると、前方部付近の讃岐往還は南に湾曲して入り込み、讃岐往還の北側は段差になっている。調査地は段差の下側に相当する。試掘調査は耕作土上面で掘削を止めているため、古墳に関わる遺構・遺物は確認していない。

（2）樹木伐採及び前方部の法面保全について

①墳丘部の樹木伐採

実施期間 平成12年（2000）4月11日～5月12日 事業主体 大川町教育委員会

平成12年（2000）に日照不足と杉花粉問題解消の地元住民の要望により富田茶白山古墳の樹木伐採が実施されたが、無届の現状変更であったため問題となった。樹木伐採を実施したのは、西岡3396-6、3396-1、3396-4、3396-7、3398-2、3398-3、3397の1288m²である。

②前方部法面客土吹付工事

実施期間 平成12年（2000）8月24日～9月20日 事業主体 大川町教育委員会

樹木伐採直後の平成12年（2000）5月15日に前方部4ヶ所において墳丘のき損が判明した。古墳の崩落が進行していくおそれがあり、法面保全を実施した。方法は客土吹付で前方部の396m²（西岡3396-1、3396-4、3397、3398-2、3398-3）について平成12年（2000）8月24日～9月20日に工事を実施した。

第4章 史跡の価値

第1節 史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳の本質的価値

総体としての本質的価値

史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳は、古墳時代前期初頭～中期前葉という列島政治史上の重大な転換期の様相を最も典型的に反映する古墳・古墳群の一つである。

本質的価値1 史跡津田古墳群（前半期）の古墳時代前期前半段階の歴史的意義

史跡津田古墳群（前半期）は基礎単位の地域的結集が全面的に現れる古墳時代前期前半段階の特質を反映する。

本質的価値2 津田古墳群（後半期）が示す古墳時代前期後半～中期初頭の歴史的意義

史跡津田古墳群（後半期）は古墳時代前期後半～中期初頭の変化（基礎単位の統合の進展と地域的結集の解体）を如実に反映する。

本質的価値3 史跡富田茶臼山古墳が示す古墳時代中期前葉の歴史的意義

史跡富田茶臼山古墳は地域的な統合の到達点を示し、中期前葉段階に汎列島規模で進展した政治秩序の一元化を典型的に反映する。

本質的価値4 古墳時代研究を深化させる史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳の調査・研究

はじめに

同一の基盤（津田川流域）に営まれ、時間的に連続する二つの史跡、津田古墳群と富田茶臼山古墳の本質的価値・歴史的意義を適確に理解するためには、両者を一体的に捉える視点は欠かせない。政治史的観点から、富田茶臼山古墳は古墳時代前期～中期初頭に形成された津田古墳群の終焉を踏まえて津田古墳群の展開の延長線上に位置し、その到達点と位置づけることができるものである。一方、津田古墳群は富田茶臼山古墳築造の歴史的前提であり、津田古墳群を抜きにして富田茶臼山古墳の出現は説明できない。

それゆえ、本章では密接に関係する二つの史跡（津田古墳群と富田茶臼山古墳）の本質的価値を一体的に説明することとする。

1 史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳の歴史的意義を読み解く視点

高度に政治的な記念物（モニュメント）であることが、前方後円墳等の古墳時代墳墓の本質である。大別すれば①個別古墳の築造を通じた基礎的な結集（以下、基礎単位と呼ぶ）、②基礎単位相互の連携・結集、の二重の政治的関係が込められている。

①は古墳築造数とそれらの分布状況とから、基礎的結集の空間的広がりを復元することができ、またそうした築造基盤の環境面の検討や居住形態や生業などから結集の紐帯を窺うことも可能と

なる。

②は墳丘形態その他に表現される墳墓スタイルを共有する度合いから基礎単位相互の連携・結集の様相を追跡することができるし、さらに墳墓の規模や形態・装備などに関する差異から相互間の意図的に設定された較差を読み取り、そこから連携・結集の構造的特質を捉えることができる。

とくに史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳が築かれた古墳時代前期～中期前葉においては、②については連携・結集の二重性「地域的」・「広域的」という二つの位相が重要な視角となる。この両者の関係の推移のうちに、前方後円墳様式成立から中期的大形前方後円墳の定着に至る政治史的な重要な変化の本質をより明確に読み取ることができる。

2 史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳の本質的価値

(1) 総体としての本質的価値

史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳は、古墳時代前期初頭～中期前葉という列島政治史上の重大な転換期の様相を最も典型的に反映する古墳・古墳群の一つである。

前方後円墳様式の成立から古市古墳群・百舌鳥古墳群等の巨大前方後円墳を擁する中期的古墳群の成立に至るこの期間の変化は、一面では各期の最大規模前方後円墳を擁する大形古墳群の遷移（大和古墳群→佐紀古墳群→古市古墳群・百舌鳥古墳群）や、古墳群の構成、巨大前方後円墳の様式的変化を重要な手がかりとして推測されてきた。列島の広範囲に及ぶ古墳築造分布の中核部分の展開からこの期の特質を読み取る視点である。

ただしこの期間の変化を総体的に理解するためには、これに合わせて列島諸地域の古墳築造動向を追跡する必要がある。身近なところでは史跡石清尾山古墳群は大和古墳群や佐紀古墳群の様相と対比することで古墳時代前期の政治史的状況を端的に物語る古墳群である。

前方後円墳の成立期から中期的古墳群の成長までの間に形成された史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳は、上記した中核部分の各期大形古墳群の動向とは対極的位置にある列島諸地域の諸古墳・古

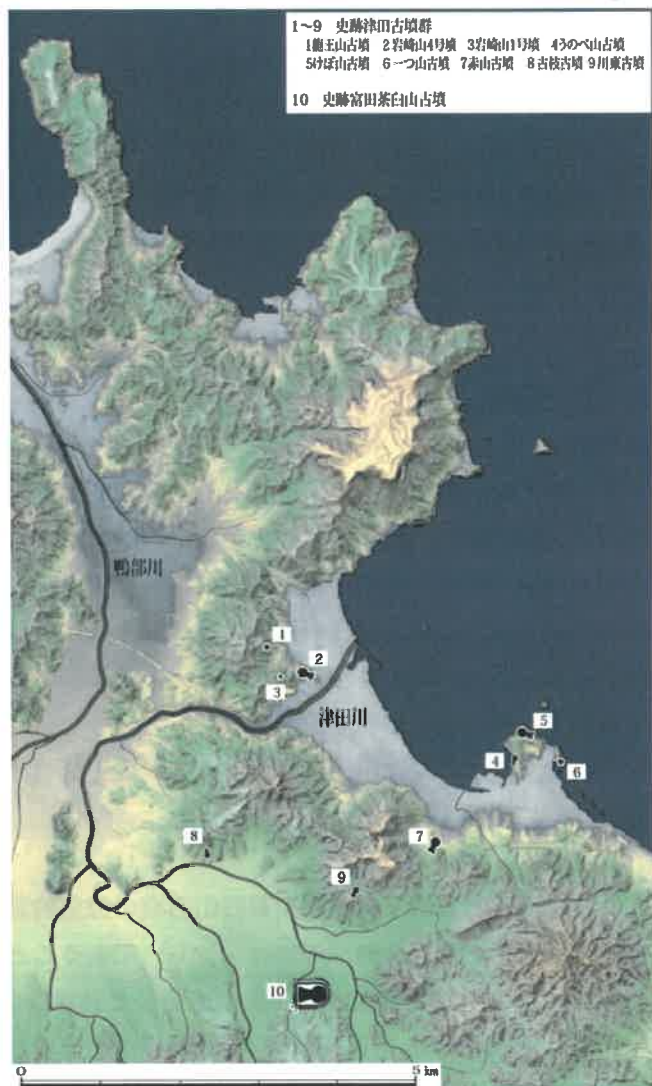


図41 津田古墳群分布図および富田茶臼山古墳位置図

墳群の側からこの間の特徴を解明するものである。

このような列島各地で築造が展開された古墳・古墳群の意義はこれまで多く論じられてきたように中央―地方関係の醸成は古墳時代史の基軸である。今後さらに両者の相互作用とその推移にまで踏み込んだ研究が必須の課題となる。

(2) 本質的価値 1 史跡津田古墳群（前半期）の古墳時代前期前半段階の歴史的意義

史跡津田古墳群（前半期）は基礎単位の地域的結集が全面的に現れる古墳時代前期前半段階の特徴を反映する。

古墳時代前期前半段階に讃岐中・東部地域では計41基の双方中円墳・前方後円墳が築かれていいる。墳長60mを超える少数の盟主的古墳（3基の双方中円墳、1基の前方後円墳）の他、実に33基までが墳長40m以下の小形前方後円墳で、それら相互の間で較差は小さい。少数の盟主的な大形古墳を戴きつつも、多くの小規模な基礎単位が各々小形の前方後円墳を築くと云う諸グループの水平的な連携の様が全面に現れている。

こうした諸古墳は種々の面から明らかに前方後円墳様式を母胎に成立したものであるが、その一方、双方中円形という特異な墳形の創出や、積石墳丘の採用その他の点で強固な地域的個性がみられる。また墳長40m以下の小形前方後円墳が多数を占めるが、前方後円墳様式を創出した奈良盆地やその周辺ではこのサイズの前方後円墳は例外的な存在であって、讃岐中・東部地域と創出地とでは、前方後円墳という墳墓スタイルの意味が異なる、とみられる。つまりこの時期の

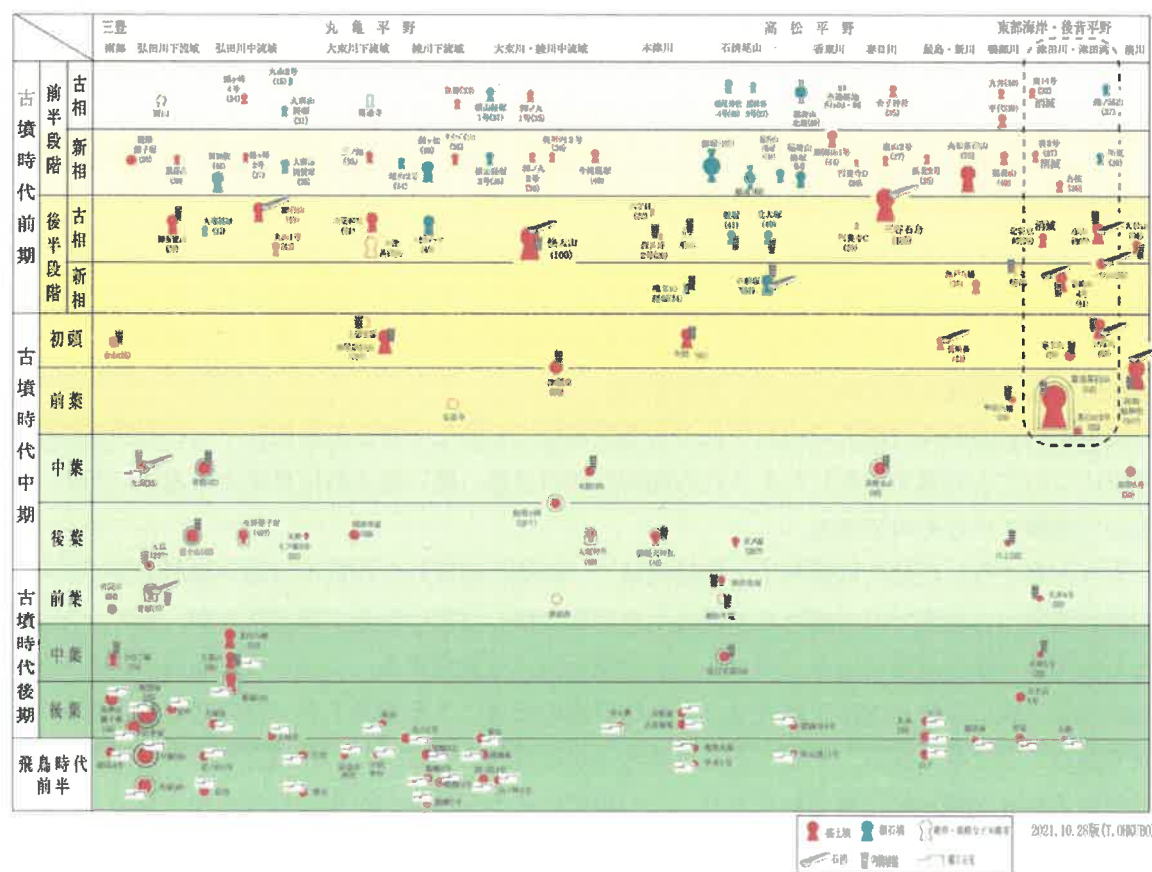


図42 讃岐地域主要古墳編年表（原図 大久保徹也作成）

讃岐中・東部地域では奈良盆地で創出された新しい墳墓スタイル＝前方後円墳に多くを依拠しつつも、その要素や意義を独自の改変することで、地域的な結集・連携のモニュメントを作り出している、と評価できる。

前半期の史跡津田古墳群（古墳時代前期前半段階）の内容は前章で示したように、今述べた古墳時代前期前半段階の讃岐地域の様相を史跡石清尾山古墳と共に典型的に示す古墳群である。同じく小形前方後円墳を多数築造する播磨地域などでもこのことがあてはまるだろうし、墳丘規模・築造数の点で方墳が前方後円墳を圧倒する出雲地域などにも同様であろう。

つまり史跡津田古墳群は、前方後円墳というスタイルが創出された直後、古墳時代前期前半期に固有の政治的関係を典型的に示す古墳群として重要である。

(3) 本質的価値 2 津田古墳群（後半期）が示す古墳時代前期後半～中期初頭の歴史的意義
史跡津田古墳群（後半期）は古墳時代前期後半～中期初頭の変化（基礎単位の統合の進展と地域的結集の解体）を如実に反映する。

史跡津田古墳群の後半期に相当する古墳時代前期後半～中期初頭の間に讃岐中・東部地域で築かれた前方後円墳は計25基で、古墳時代前期前半の築造総数の約六割にまで減少する。詳細に示すと後半古相15基、同新相4基、中期初頭5基と減少する。一方、前期前半段階には圧倒的多数を占めた墳長40m以下の小形前方後円墳はこの間で計10基にすぎない。しかも後半古相8基、同新相2基と急速に減り、中期初頭には続かない。また前期後半～中期初頭では100m前後クラスの大形前方後円墳3基が継起的に築かれる。

このように前方後円墳築造数の減少と大形化傾向が連動して進んでいる。前者は基礎単位の淘汰・統合の進展を示し、その結果、後者の大形化が進む関係にある。

さらにこの過程と並行して前期前半の諸古墳に顕著であった地域的個性が急速に希薄化する。典型的には積石型式の採用墳墓の大幅な減少として現れる。

また逆に定形的な円筒埴輪を導入するなど墳丘の外表装飾スタイルも変化し、それは立体的な前方部の造形など墳丘形態にも及ぶ。この変化は一言でいえば奈良盆地及びその周辺で整備が進んだ墳丘スタイルに接近するもので、外部的要素の浸透と表現できる。そうして墳墓スタイルの地域的個性が駆逐されていくといってもよい。

後半期の史跡津田古墳群で注目される古墳造営地点の変化＝津田湾岸に集中、と刳拔式石棺の採用についても前章で解説したように外部的要素の浸透、言い換えれば外部との連携志向の一面として理解すべきものである。

もっともこうした変化は讃岐中・東部地域で一律的に進展したわけではない点が重要である。史跡石清尾山古墳群では古墳時代前期後半までなお積石墳墓の築造が継続するが、その一方遅くとも前期後半新相段階には多くのグループが積石型式を放棄する。このように基礎単位の淘汰・統合＝築造数の減少と大形化傾向と、外部的要素の浸透による墳墓スタイルの変容が歩調を合わせて進むことは興味深い。そしてそれはあきらかな遅速をもちつつ、古墳時代前半の顕著な地域的個性の共有が個別的に蝕まれており、この段階の変化が地域的結集の解体を伴うものであったことがわかる。

史跡津田古墳群（後半期）は100m前後級の盟主的大形前方後円墳をこそ擁さなかったが、こ

の期に築かれた3基の前方後円墳は墳長60m前後に達し、順当に大形化を遂げている。この動きと連動するように隣接する鴨部川中流域ではこの時期、前方後円墳の築造を停止する。

史跡津田古墳群では前期後半古相段階でいち早く積石墳墓が姿を消し、墳丘形態や墳丘外表施設、または埋葬施設構造についても急速に外部要素を導入して変化するもこの段階には築かれなくなる。こうした変化は上に示した古墳時代前期後半～中期初頭の変化を典型的に示すものであり、史跡石清尾山古墳群の動向と対比することで、いっそう古墳時代前期的な地域結集の解体過程を鮮明に捉えることができるであろう。

(4) 本質的価値3 史跡富田茶臼山古墳が示す古墳時代中期前葉の歴史的意義

史跡富田茶臼山古墳は地域的な統合の到達点を示し、中期前葉段階に汎列島規模で進展した政治秩序の一元化を典型的に反映する。

史跡富田茶臼山古墳は墳長140mを超える巨大で整美な前方後円墳である。同時期の讃岐地域では他に前方後円墳が築かれず、またその規模は先行する前期後半段階の大形前方後円墳、三谷石舟古墳、快天山古墳等の規模を大きく凌ぐ。前項で示したように史跡津田古墳群（後半期）でも典型的に観察された、前期後半から中期初頭にかけて長期的に進展した淘汰・統合の到達点をここに見ることができる。

埋葬施設の構造こそ不明ではあるが、三段築成の整美な墳丘に葺石・埴輪列を具え、墳丘外周には盾形周濠とその外縁（北面側）に幅広い整地帯を設けた可能性が高い。さらにこの外周整地帯の前方部側に少なくとも2基の方墳を付設する。このようなスタイルは古市古墳群、百舌鳥古墳群など同時期の巨大前方後円墳のそれと同巧的であり、これらの中核的な大古墳群の盟主墳＝200m超級巨大前方後円墳に次ぐ概ね150m前後クラス前方後円墳に規模と装備の点で匹敵する。かつて積石双方中円墳・猫塚古墳（史跡石清尾山古墳群）などで典型的に示された古墳時代前期、特に前半期の強固な地域的個性は富田茶臼山古墳においては微塵も残らない。この点でも史跡津田古墳群で観察された変化の延長線上に位置するといえる。

さて中国・四国地方に限っても、中期前葉には富田茶臼山古墳と同じように地域的な統合の到達点に位置し、かつ墳丘規模と装備の点で同じように中期的な巨大古墳のそれに準じた大形前方後円墳を複数挙げることができる。播磨東部・玉丘古墳（墳長108m）、同西部・壇場山古墳（140m）、周防・白鳥古墳（120m）、阿波・渋野丸山古墳（104m）である。とくに播磨地域と阿波地域の前期古墳の築造動向からみて、これらでは史跡津田古墳群が典型的に示した道筋に通じると変化を経て、中期前葉に上記した大形前方後円墳が成立する。同時に古墳時代前期の地域的個性を払拭している点も史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳と異ならない。

(5) 本質的価値4 古墳時代研究を深化させる津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳の調査・研究

古墳時代初頭、新たなに政治的モニュメントとして創り出された墳墓スタイル＝前方後円墳様式は一義的に奈良盆地とその周辺地域を基盤とする諸グループの政治的結集のシンボルの役割を担った。またこのグループと強い連携を志向した他グループについてもである。

しかし少なからぬ地域ではこの墳墓スタイルを母胎としながら、相対的に独自の墳墓スタイルを考案し、同じように各々でそれを地域的結集のシンボルとした。また一定程度近似した墳墓

スタイルでありながら、各々の地域的結集・連携の構造如何に対応して、そのありようは一律ではなかった。奈良盆地及びその周辺では創出した前方後円墳様式は政治的結集の中核部分の所在を指し示すモニュメントとして、先行する弥生時代後期のあらゆる墳丘墓を凌駕する質感が必要とされた。一方、讃岐地域などのように諸グループのむしろ水平的な連携のシンボルとして、奈良盆地などの新しいスタイルに近似した墳墓が卓越した規模の面は度外視して多くのグループが共有することを重視、結果として小形前方後円墳の簇生的分布を生み出した。

一方では創出地における大和古墳群が営まれ、並行して史跡津田古墳群や史跡石清尾山古墳群が形成された事実を総体として捉えることによって古墳時代最初期の日本列島の政治状況、つまり地域的結集の並立を基礎にそこに広域的な連携が交錯する姿を端的に読み取ることができる。その意味で史跡津田古墳群（前半期）や史跡石清尾山古墳群などに、史跡大和古墳群や史跡乙訓古墳群などと全く同等の歴史的意義を認めることができる。

古墳時代中期には大阪湾岸と奈良盆地などに古市古墳群、百舌鳥古墳群、佐紀古墳群などの複数の大形古墳群が並び立つ。これら200m超級の巨大前方後円墳を擁すると共に、規模と形態を連動させた同形的な墳墓の序列構成を共有する。200m超級と概ね100～150m級の二層構成の前方後円墳とその下位に帆立貝形古墳、円墳、方墳などが続く。また200m超級前方後円墳では広大な周濠など墳丘の外周整地部を設け、その外縁に非前方後円墳の小形墳が取り付く。

富田茶臼山古墳や壇場山古墳など、中期前葉の各地の大形前方後円墳の多くは今示した古市古墳群等の序列的構成に則った規模・墳丘形態を採用していることである。このことはそれらが古市古墳群等の墳墓の序列的構成に体现された政治秩序の一部に組み込まれたことを如実に示すであろう。

前方後円墳様式の成立とその内容の波及状況に反映された古墳時代初頭の列島の情勢、地域的結集と広域的連携の交錯が、古墳時代前期前半・同後半、前期後半・中期初頭という相当の期間を経て、列島諸地域を覆う一元的な政治秩序が形成されたことになる。あえて云えば、邪馬台国以下30余国の時代から『倭の五王』の時代までの変化である。この間の変化は、一方では大和古墳群から古市古墳群等に至る中核的な大形古墳群の推移に、また他方では史跡津田古墳群や史跡石清尾山古墳の消長と富田茶臼山古墳の築造に至る変化を総合的に理解することでより豊かに描き出すことができるだろう。

その意味で、中核的大古墳群の推移と全く同等に、史跡富田茶臼山古墳の築造に至る史跡津田古墳群の消長はこの間の政治史的意義を有するものものであり、この点に史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳が保持する古墳時代研究の上で不可欠な意義が込められているのである。

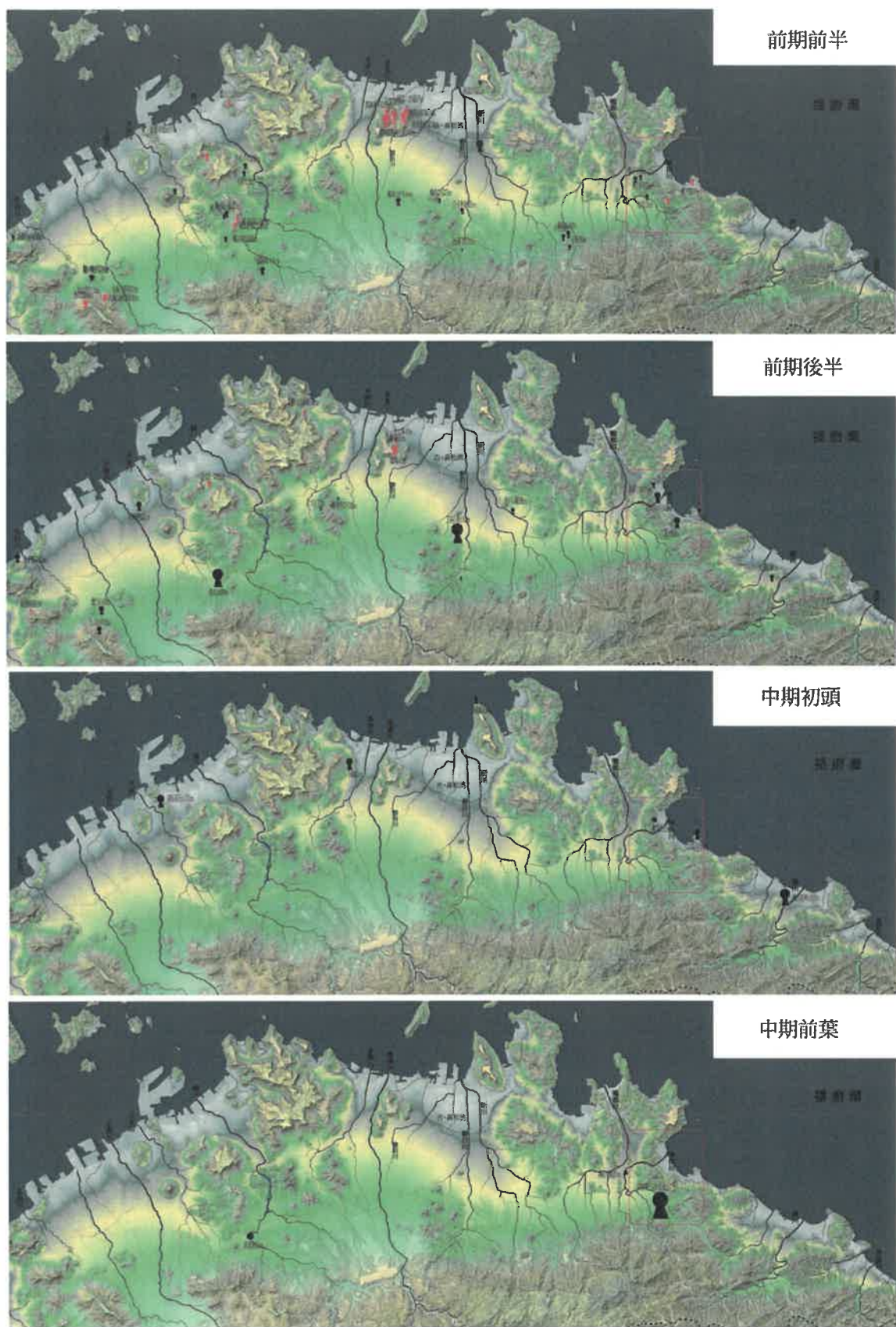


図43 讃岐地域主要古墳時期別分布図（前期前半～中期前葉）

第2節 史跡の構成要素について

史跡の価値の保存と活用に関係する諸要素を次のように整理する。史跡地を構成し、またその周囲に展開するいわば「不動産」的要素群はもちろんであるが、加えて既出土品や既往調査記録、いわば「動産」的要素群もまた史跡の評価に欠くことはできない。したがってこれらについても史跡の構成要素に準じた形でここで取り上げることにする。

構成要素を整理する基本的な考え方を最初に示し、次いで古墳毎に諸要素を挙げることにする。

1 史跡指定範囲内の要素（史跡を構成する諸要素）

(1) 価値を構成する諸要素

墳墓そのものを構成する諸要素を次の①～⑤に整理することができる。墳墓の外観を重視する前・中期古墳においてはとくに①～④の充実あるいは繁縷化が顕著である。その一方、⑤では構成諸要素のうち、素材の性質から棺体や副葬品類はとくに劣化の進展が懸念されるものである。

①墳丘形態、②墳丘規模、③墳丘外表施設（段築構造・埴輪配列・葺石など配石構造）、④墳丘付帯施設（周濠・外周整地帯・区画溝）、⑤埋葬施設（棺体・槨構造・墓壇・槨上面施設・配置副葬品類）

また、既往調査進展度合いに応じて、二つに区分しておく。1）は現時点で規模・構造等を詳細に把握している明示的な要素、2）は発掘調査などで必ずしも検証を終えていないが、現行地割の観察を通して、また伝承などから存在や規模が推測される要素がある。

1）は必要に応じた養生措置や、要素の明示化（活用整備）に着手できる部分だが、2）はそれらに先立って充実した検証的調査を要することになる。

(2) 史跡の価値に直結する地形的要素

外観の整備に注力し、墳丘形態と墳丘規模の積極的な差別化をはかる古墳、なかんずく前・中期古墳にあっては、こうした特性と相俟って、古墳造営地は原則的には「誰」に向けて墳墓の存在を示そうとするか、言い換えれば墳丘を視認できる範囲の設定と直接的に結びついて選定されると思われる。よって古墳造営地の地形的条件は、たとえば高地性集落における立地的特性と同程度に、各古墳の評価に直結する属性である。したがって（1）要素に劣らない重要な構成要素である。

ただし上記した意味での古墳造営地点は、周辺に展開する地形的環境総体の中で選定される筈であるから、そうした環境全体の保持を限定的な史跡指定範囲の保存を通して計ることは難しいことも事実である。

(3) 指定地に所在するその他の要素

史跡の価値に直結する構成要素とは区別すべきその他の構成要素は二種に区分できる。

1）は、本質的価値の保存とそれを通じて間接的に活用資する施設である。保存の面では墳丘などの流出・崩壊を防止する、あるいは葺石等の墳丘外表施設を保持する、芝貼り養生、被覆土養生などがある。価値を解説し活用を促す施設として史跡標柱、史跡境界標、説明板、見学路などの施設がある。明示・解説に関する設備は情報の更新に留意する必要がある。

これらは価値の保全に有益な施設であるが、保存と顕在化の全体計画の中で適切な形態を検討すべきものである。

また次項に挙げる二次的な付加物、たとえば墳丘を利用・造成した耕作地の石積み擁壁は墳丘などの本来的な形態や外表施設を損ね、あるいは観察を妨げる要因でもあるが、その一方で土砂流出を抑止する役割を兼ね備えている。墳丘上の立木類も墳丘構造の損傷と観察の阻害要因であるが、同じように墳丘外形の現状を保持する側面もある。価値の保存と顕在化を追求するためには除却が望ましいものであるが、その肯定的な側面に留意すれば計画的に保存・活用の両面での適切な代替措置を検討しなければならない。

2) は史跡の保存と活用に資する側面が相当に微弱な二次的な付加物（改変部位を含む）である。原則的には計画的な除却が望ましい。

さらにこれらは a：史跡の価値に留意したとみられる歴史的な付加的要素、たとえば墳丘に設置された石造物（群）や小祠等がある。史跡の本質的価値とは区別されるそれらについても、設置の時代的背景や資料意義に留意することは当然だが、指定理由に即した史跡の本質的価値の保存とその明示・活用を優先して、本質的には計画的に存置／移設を検討すべき対象といえる。

b：は指定前の土地利用と密接に関係することの多い改変部位のうち、a：のように歴史資料的価値（移設等の措置を伴う保存を含む）を考慮する必要のないものである。過去の採土や耕地など造成など人為的によって墳丘及び周辺地形を毀損し、墳丘等の本質的な価値を損ねかねない部分は、とくに早急な対応策の検討を要する。また指定前の土地利用一宅地・道路・耕作地などが継続する部分についてはいっそう慎重に関係者・関係機関との協議を重ね、最終的には史跡地の保存と活用に適合した土地利用への移行を計画すべき部分である。

2 史跡指定範囲外の要素

ここでは主として追加指定を検討すべき範囲を対象とする。ここに属する諸要素の区分は上記1項に準じて整理することとする。

3 その他の要素

史跡と密接に関係し、一体的に保存・活用すべき要素として、(1) 出土品類、(2) 既往調査記録を挙げておく。

(1) 出土品類は本来的には史跡の価値を構成する要素であったものが、調査その他の機会に史跡本体から分離したものであるから、当然史跡の価値の一端を表現する要素である。また史跡本体から離脱したことで詳細な観察と検討が可能となり、結果として史跡そのものの価値の深化に貢献する側面も大きい。よって文化財の種別上は記念物（史跡）とは区別されるが、一体的に保存・活用を図るべき要素として留意し、適切に保存し、調査研究を含めた幅広い活用場に供する準備が必要である。

(2) 既往調査時の撮影写真や作成図面、調査記録（メモ）も出土品類と並んで、史跡の価値を検証する重要な資料である。また調査時に限らない史跡及び周辺の旧観を撮影した写真なども該当する。

これらは必ずしも史跡管理団体の管轄下にあるものとは限らず、複数の機関・個人が保管する

場合も少なくない。管理団体としては少なくともこうした関係資料の保管機関と保管資料の内容について把握しておくことが必要ある。

管理団体保管分については適切な保存を図りつつ、調査研究を含めた幅広い活用に供する準備が必要である。

4 周辺に所在する史跡の本質的価値に関係する要素

当然のように、史跡地周辺には様々な歴史資料（遺跡など）が展開する。しかしそれらを羅列するよりも、史跡と同時期ないし近接する時期の所産である他の古墳や、史跡の価値の理解に直結する歴史資料（遺跡）に特に注意する必要がある。たとえば所用埴輪や石棺の製作痕跡などの所在と内容が今後解明されれば、当然ここに加えるべきものである。今後の調査研究の進展によりここに含めるべき資料（遺跡）リストは豊富化するものと予想されるし、またそれは史跡の価値と活用を深化させるものである。

第3節 史跡津田古墳群・史跡富田茶臼山古墳を構成する要素

本節では両史跡の古墳毎にその主たる構成要素の概観を目的として、それらを一覧表形式で示すことにする。各古墳の本質的価値に直結する諸要素の形態や構造は第3章で確認されたい。

また保存管理上、懸念のある構成要素の状況についてはあらためて第5章でしめす。

1) 龍王山古墳（史跡津田古墳群）

表12 史跡構成要素表 1 龍王山古墳

分類				内容	備考
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素	墳丘本体の基本形態	円形
				墳丘構築材	盛土
		地割等から推測される要素		墳丘作地山整形部	
				墳丘外表設備1（段基）	
				墳丘外表設備2（葺石）	
	存在が想定されるが検証未了の要素		墳丘外表設備3（配列埴輪）		
			埴輪周壁切断区画溝		
			竪穴石部	墓出・蓋材一部移動	
			遊離・二次堆積埴輪類・葺石		
それ以外の要素	保存活用に資する要素		遊離した埴輪施設構成材		
			墳丘外周整地帯（平坦面）	広がりと規模未検証	
	二次的付加物		副葬品類（残部）		
			墳丘等構築基盤（自然地形）	尾根頂部	
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素	標識（古墳名表示他）	毀損
				古墳見学路（小径）	小祠参拝路 整備不良
		地割等から推測される要素		石製小祠（基壇に竪穴石槨蓋材転用）	
	存在が想定されるが検証未了の要素		墳丘上樹木		
			墳丘周辺樹木		
			獣害で生じた地表部の顕著な攪拌		
			土砂流出による丘陵斜面の急傾斜地化		
その他の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の要素			
	それ以外の要素	保存活用に資する要素		古墳見学路（公道指定地間の小径）	民有地通行
		二次的改変（含む付加物）	歴史的に付加された要素		
			付加的要素 土地利用と関連する改変部位等		
出土遺物他	出土遺物類		内行花文鏡他副葬品類		
			円筒埴輪・器財形埴輪等	さぬき市	
	既往調査記録（写真・実測図など）				
			墳丘測量図、竪穴石槨実測図	香川県埋文センター	
		埴輪調査実測図類	さぬき市		
周辺地域等の要素	史跡の価値に関係する歴史的要素		岩崎山1号墳、岩崎山4号墳	史跡 津田古墳群	
			主たる墳丘可視エリア	津田湾前面海域・津田川河口	



写真59 龍王山古墳墳頂部



写真60 龍王山古墳竪穴式石槨

2) 岩崎山4号墳（史跡津田古墳群）

表13 史跡構成要素表2 岩崎山4号墳

分類				内容	備考
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素	墳丘本体の基本形態	前方後円形
				墳丘構築材	盛土
		地割等から推測される要素	墳丘作出時の地山盤形部		
			墳丘外表設備 1（段築）		
	存在が想定されるが検証未了の要素	墳丘外表設備 2（葺石）			
		墳丘外表設備 3（配列道輪）			
		後円部裾尾根切断区画溝			
	史跡の価値に直結する築造地点の地形	竪穴石櫛	葺石は凝灰岩加工材、うち一石は小祠基壇に転用		
		割抜石棺	火山石製		
			墳丘外周整地帯（平坦面）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	保存活用に関する要素	史跡の価値に留意したとみられる歴史的な付加的要素	標識（古墳名表示他）	
				解説板	
		二次的付加物	古墳見学路（指定地外から続く小径）	指定地と公道間は民地通行	
			石製小祠（基壇に竪穴石櫛素材転用）	後円部	
	それ以外の要素	付加的要素 土地利用と関連する改変部位等	墳丘上樹木	後円部	
			墳丘周辺樹木		
			現作畑地		
			現作畑地造成で生じた崖面	墳丘裾など要指	
			旧畑地（墳丘南面）		
			墳丘北側急傾斜地（地滑り痕跡?）		
採石・土で生じた崖面	指定地南縁の一部				
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
				地割等から推測される要素	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素			
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素	古墳見学路（公道指定地間の小径）		



写真61 岩崎山4号墳調査状況（竪穴式石櫛と石棺）



写真62 岩崎山4号墳竪穴式石櫛内石棺検出状況

3) 岩崎山1号墳（史跡津田古墳群）

表14 史跡構成要素表 3 岩崎山1号墳

分類				内容	備考	
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素	墳丘本体の基本形態	円形	
				墳丘構築盛土		
		地割等から推測される要素		墳丘作出地山整形部		
				墳丘外表設備 1（段築）		
				箱式石棺 2基（1号墳）		
		存在が想定されるが検証未了の要素		墳丘外表設備 1（段築）		
				墳丘外表設備 2（配列埴輪 1号墳）		
	それ以外の要素	保存活用に資する要素		墳丘区画溝	1・2号墳間	
		二次的付加物	史跡の価値に留意したとみられる歴史的な付加的要素	遊厩・二次堆積埴輪類	墳丘裾部埋没の可能性	
			付加的要素 土地利用と関連する改変部位等	遊離した埋葬施設構成材	1号墳石棺蓋材など	
				墳丘	推定6号墳	
				埋葬施設	推定6号墳	
					墳丘等構築基盤（自然地形）	尾根頂部から尾根線
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素	古墳見学路	指定地と公道間は民地通行 整備不良	
		地割等から推測される要素				
			存在が想定されるが検証未了の諸要素			
		それ以外の要素		保存活用に資する要素		
	二次的改変（含む付加物）		歴史的に付加された要素	墳丘上樹木		
			付加的要素 土地利用と関連する改変部位等	墳丘周辺樹木		
				採石・土で生じた崖面	指定地北縁	
				獣害で生じた地表部の顕著な撓弁		
	その他の要素	出土遺物類		長方形板葺竊短甲、石製模造品など副葬品類	東京国立博物館	
				埴輪類	さぬき市	
既往調査記録（写真・実測図など）						
			箱式石棺実測図など	東洋文庫梅原考古資料		
			確認調査実測図類	さぬき市		
周辺地域等の要素	史跡の価値に関する歴史的要素	岩崎山4号墳、龍王山古墳 主たる墳丘可視エリア	史跡 津田古墳群 津田湾前面海城・津田川河口			

4) うのべ山古墳（史跡津田古墳群）

表15 史跡構成要素表4 うのべ山古墳

分類				内容	備考
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素	墳丘本体の基本形態	前方後円形
				積石墳丘構築材	
		地割等から推測される要素		墳丘作出時の地山整形部	
				墳丘外表設備1（埴輪石列）	前方部
	存在が想定されるが検証未了の要素	二次的付加物		墳丘外表設備2（配列埴輪）	(後円部)
				墳丘外周段	
	史跡の価値に直結する築造地点の地形	保存活用に資する要素		埋葬施設（棺・槨）	後円部か 詳細不明
				副葬品類	
				遊離・二次堆積埴輪類・墳丘材（礫）	散布・埋没範囲不詳
				遊離した埋葬施設構成材	散布・埋没範囲不詳
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素	墳丘等構築基盤（自然地形）	丘陵先端
		地割等から推測される要素			
	存在が想定されるが検証未了の諸要素	二次的付加物		標識（古墳名表示）	アクセスルートに応じて要更新
				解説板	朽損 要更新
				見学路	指定地と公道間は私道
	それ以外の要素	歴史的に付加された要素		石製小祠（後円部上）	
				遊離石造物片	
	二次的改変（含む付加物）	付加的要素 土地利用と関連する改変部位等			
				コンクリート擁壁	
				排水路（コンクリート）	
				造成盛土	
その他の要素	出土遺物他	出土遺物類		造成残土	
				墳丘上樹木	
		既往調査記録（写真・実測図など）		墳丘周辺樹木	
	周辺地域等の要素	史跡の価値に関係する歴史的要素			
	史跡指定範囲外の要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素	古墳名表示板	市道沿い
	存在が想定されるが検証未了の諸要素	歴史的に付加された要素			
	二次的改変（含む付加物）	付加的要素 土地利用と関連する改変部位等		宅地	
その他の要素	出土遺物他	出土遺物類		霊形埴輪など	さぬき市
		既往調査記録（写真・実測図など）			
	周辺地域等の要素	史跡の価値に関係する歴史的要素		墳丘測量図	香川県埋文センター
				確認調査実測図・写真類	さぬき市
	史跡指定範囲外の要素	史跡の価値に関係する歴史的要素		けぼ山古墳 一つ山古墳 赤山古墳	史跡 津田古墳群
				主たる墳丘可視エリア	津田湾岸（陸側）



写真64 うのべ山古墳墳丘写真（前方部から後円部）

5) けぼ山古墳（史跡津田古墳群）

表 16 史跡構成要素表 5 けぼ山古墳

分類				内容	備考
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素	墳丘本体の基本形態	前方後円形
			地割等から推測される要素	墳丘構築盛土	
		存在が想定されるが検証未了の要素		墳丘作山地山整形部	
				墳丘外表設備 1（段臺）	
				墳丘外表設備 2（貫石）	
	それ以外の要素	保存活用に資する要素		墳丘外表設備 3（配列埴輪）	
				竪穴石槨蓋材（火山石 銅掛突起付）	火山石製
		二次的付加物	史跡の価値に留意したとみられる歴史的な付加的要素	後円部裾尾根切断区画溝	蓋石材から存在確認 火山石製
			付加的要素 土地利用に関連する改変部位等	竪穴石槨	
				石槨	
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素	墳丘外周敷地帯（平坦面）	
			地割等から推測される要素	遊廊・二次埴輪埴輪型・貫石	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素		遊離した埴輪施設構成材	
				竪穴石槨敷体構造等	敷体等遺存の可能性
				副葬品類	竪穴時残存の可能性
	それ以外の要素	保存活用に資する要素		石槨	同収石槨片の残部
				墳丘等構築基盤（自然地形）	海に面した尾根線
		二次的改変（含む付加物）	歴史的に付加された要素	標識（古墳名表示他）	
			付加的要素 土地利用に関連する改変部位等	解説板	
				古墳見学路（指定地外から続く石仏参拝路）	指定地と公道間は民地通行
その他の要素	出土遺物他	出土遺物類	石造物群		
			北側の私道設置で生じた崖面	墳丘北面裾毀損	
	既往調査記録（写真・実測図など）	墳丘上樹木			
		墳丘周辺の樹叢			
周辺地域等の要素	史跡の価値に關係する歴史的要素			石槨残片	さぬき市
				埴輪類	さぬき市
				確認調査実測図類	さぬき市
				つつ山古墳、うのべ山古墳、赤山古墳 主たる墳丘可視エリア	史跡 埴田古墳群 津田湾前面海城

6) 一つ山古墳（史跡津田古墳群）

表17 史跡構成要素表 6 一つ山古墳

分類				内容	備考
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素	墳丘本体の基本形態	円形
				墳丘構築材	盛土
		地割等から推測される要素		墳丘作田地山整形部	
				墳丘外表設備1（段築）	
	それ以外の要素	保存活用に資する要素		墳丘外表設備2（墓石）	
				墳丘外表設備3（配列地輪）	
				割旗式石棺	破壊・移動
				竪穴石槨	大破
				副葬品類	
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	存在が想定されるが検証未了の要素		遊離・二次堆積地輪・墓石	
				遊離した埋葬施設構成材	
				石棺	検出部以外遺存可能性
				墳丘等構築基盤（自然地形）	海に面した丘陵頂部～裾 東半部急傾斜地
	それ以外の要素	二次的付加物		標識（古墳名表示他）	
				解説板	
				古墳見学路	石仏参拝路（一部石段）利用
				崖面養生壁	墳丘崩落部
				墳丘上面防水シート	墳丘崩落防止用
				石仏群	
その他の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素		
			地割等から推測される要素		
			存在が想定されるが検証未了の諸要素		
	それ以外の要素	二次的付加物	歴史的に付加された要素		
			付加的要素 土地利用と関連する変位等		
周辺地域等の要素	史跡の価値に關する歴史的要素	出土遺物類	既往調査記録（写真・実測図など）	壺型埴輪類	さぬき市
				精緻調査実測図・写真類	さぬき市
周辺地域等の要素	史跡の価値に關する歴史的要素	出土遺物類	既往調査記録（写真・実測図など）	けば山古墳、うのべ山古墳、赤山古墳	史跡 津田古墳群
				主たる墳丘可視エリア	津田湾前面海域・湾岸東部



写真66 一つ山古墳破壊された竪穴式石槨と石棺

7) 赤山古墳（史跡津田古墳群）

表18 史跡構成要素表 7 赤山古墳

分類				内容	備考	
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素	墳丘本体の基本形態	前方後円形	
				墳丘構築材	後円部上半盛土か	
		地割等から推測される要素		墳丘作出地山整形部		
				墳丘外表設備1（段築）	後円部第一段テラス	
		墳丘外表設備2（葺石）	後円部第二段斜面			
	存在が想定されるが検証未了の要素					
	史跡の価値に直結する築造地点の地形					
史跡指定範囲外の要素	保存活用に資する要素					
	それ以外の要素	二次的付加物	史跡の価値に留意したとみられる歴史的な付加的要素	石造物		
			付加的要素 土地利用と関連する改変部位等	宅地等造成で生じた墳丘削平時の崖面		
		崖面コンクリート擁壁		県道境		
		旧畑地造成面（墳丘テラス部に相当か）		後円部推定第二段テラス		
		宅地（倉庫含む）				
		土地増水路				
墳丘上樹木						
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素	埋葬施設	1号主体粘土槨 下部遺存	
				割様式石棺	2基 劣化甚大 赤色顔料遺存	
		地割等から推測される要素				
	存在が想定されるが検証未了の諸要素					
	東面墳丘裾部				宅地・畑地下埋没の可能性	
					盗掘時残置 棺外副葬品	
	埴輪・葺石等墳丘外表施設				宅地・畑地下埋没の可能性	
それ以外の要素	保存活用に資する要素					
	二次的改変（含む付加物）	歴史的に付加された要素				
		付加的要素 土地利用と関連する改変部位等				
その他の要素	出土遺物他	出土遺物類	伝赤山古墳副葬品類	香川県埋文センター ただし赤山古墳出土の可否検証未了		
			円筒埴輪類	さぬき市		
	既往調査記録（写真・実測図など）					
確認調査実測図・写真類				さぬき市		
周辺地域等の要素	史跡の価値に関係する歴史的要素			うのべ山古墳、一つ山古墳、けぼ山古墳	史跡 津田古墳群	
				主たる墳丘可視エリア	津田湾岸東部	



写真67 赤山古墳 2号石棺の現況

8) 古枝古墳（史跡津田古墳群）

表19 史跡構成要素表 8 古枝古墳

分類				内容		備考	
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素			墳丘本体の基本形態	前方後円形
						積石墳丘構築材	
		地割等から推測される要素				墳丘外表設備1（墳裾石列／石積み段）	前方部前面
						埋葬施設1（後円部・堅穴石構）	
	存在が想定されるが検証未了の要素				埋葬施設2（後円部・粘土層?）		
					埋葬施設3（前方部）		
					墳丘作出時の地山整形部		
	史跡の価値に直結する築造地点の地形				墳丘外表設備1（墳裾石列／石積み段）		
					墳丘外表設備2（配列墳輪）		
					墳丘段築（テラス）		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素			遊離・二次堆積墳輪類・墳丘材（礫）	
			地割等から推測される要素			墳丘外表設備1（墳裾石列／石積み段）	
		存在が想定されるが検証未了の諸要素				墳丘外表設備2（配列墳輪）	
						墳丘段築（テラス）	
	それ以外の要素	保存活用に資する要素				埋葬施設構造の一部	前方部埋葬施設の詳細
						墳丘等構築基盤（自然地形）	裾根先端
		二次的付加物	史跡の価値に留意したとみられる歴史的な付加的要素			標識（古墳名表示他）	
						解説板	
						古墳見学路（小径）	
						石造物	
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素				
			地割等から推測される要素				
		存在が想定されるが検証未了の諸要素					
	それ以外の要素	保存活用に資する要素					
		二次的改変（含む付加物）	歴史的に付加された要素			古墳表示	市道沿い
			付加的要素 土地利用と関連する改変部位等				
その他の要素	出土遺物他	出土遺物類		副葬品類	さぬき市		
		既往調査記録（写真・実測図など）		旧調査実測図・写真類	さぬき市		
周辺地域等の要素	史跡の価値に係る歴史的要素			川東古墳	史跡 津田古墳群		
				史跡富田茶臼山古墳			
				主たる墳丘可視エリア	津田川中流域内陸平地部		



写真68 古枝古墳後円部埋葬施設調査状況

9) 川東古墳（史跡津田古墳群）

表20 史跡構成要素表 9 川東古墳

分類				内容	備考	
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証・復元された要素	墳丘本体の基本形態	前方後円形	
			地割等から推測される要素	墳丘構築材	埴石積み	
		存在が想定されるが検証未了の要素				
	それ以外の要素	保存活用に資する要素		墳丘外表設備1（埴輪石列／石積み段）		
		二次的付加物	史跡の価値に留意したとみられる歴史的な付加的要素	墳丘外表設備2（配列埴輪）		
				墳丘作出時の地山整形部		
			付加的要素 土地利用と関連する改変部位等	埋葬施設（棺・槨）		
				副葬品類		
		史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素	墳丘上蓋掘坑と蓋掘時掘り上げ再堆積層群
地割等から推測される要素	墳丘上樹木					
存在が想定されるが検証未了の諸要素				墳丘周辺樹木		
	それ以外の要素			保存活用に資する要素		解説板
二次的改変（含む付加物）			歴史的に付加された要素	古墳見学路（指定地外から続く小径）	指定地と公道間は民地通行	
			付加的要素 土地利用と関連する改変部位等			
その他の要素			出土遺物他	出土遺物類	壺形埴輪（広口壺）	さぬき市
				壺形埴輪（広口壺）	香川県埋文センター	
	既往調査記録（写真・実測図など）	墳丘測量図		香川県埋文センター		
周辺地域等の要素	史跡の価値に関係する歴史的要素			古枝古墳	史跡 津田古墳群	
			史跡雪田茶臼山古墳			
			主たる墳丘可視エリア	津田川中流域内陸平地帯		



写真69 川東古墳墳丘（前方部から後円部）

10) 史跡 富田茶臼山古墳

表21 史跡構成要素表10 富田茶臼山古墳

分類				内容	備考	
史跡指定範囲内の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で構造等を検証された要素	墳丘本体の基本形態 墳丘規模 墳丘構築盛土 墳丘作出地山形部 墳丘外装設備1（段葺） 墳丘外装設備2（墓石） 墳丘外装設備3（配列埴輪） 周濠 周濠 周濠外周整地帯（南面）	前方後円形 推定140m強 墳丘上半（周辺地形から推定） 墳丘下半（周辺地形から推定） 後円部三段前方部三段 前方部北面に扇状遺存箇所 円筒形・器形 確認調査で一部の幅と深度確認 地割から平面形「扇形」と推定 周濠外縁部の地割に反映	
			地割等から推測される要素			
		存在が想定されるが検証未了の要素		埋葬施設（棺・槨） 副葬品類 遊離・二次堆積埴輪類・墓石 遊離した埋葬施設構成材	精度の高い情報を欠く 情報を欠く 墳丘各所 後円部頂 安山岩板石	
		史跡の価値に直結する築造地点の地形		墳丘等構築基盤（自然地形）	段丘先端を加工した墳丘基成 北側平地からの存在感を強調した遺地	
	それ以外の要素	保存活用に資する要素		解説板 公園地 墳丘・墳頂見学路 墳丘流出防止吹き付けなど	要更新 参拝道・畦畔の転用 周濠（旧石仏池の一部）埋立て部	
		二次的付加物	史跡の価値に留意したと見られる歴史的な付加物	みろく庵（収容石造物含む） その他野外集積石造物群 妙見社石祠・基壇 拝殿 石製鳥居 木製鳥居 石段 標柱 石製燈籠 手水鉢	墳丘外発見の中世に遡る石造物ほか収容 遺物は新しい みろく庵に集積 創建は近世だが現小祠は近年改修 木造 石段下部 朽損 後円部東面 後円部頂 後円部頂と石段脇 後円部頂	
				墳丘上樹木 指定前耕作地（平坦面） 耕作地造成で生じた墳丘・周濠外縁の崖面 耕作地造成の石垣 耕作地の畦畔・小径 農業用小水路 宅地ほか造成平坦面 宅地ほか造成で生じた墳丘上崖面 宅地（平坦面）保護石垣 宅地部分家屋・倉庫など 生活用道路 生活用小水路 公道（県道・市道 含む側溝） 営農倉庫 農材など集積地 電柱 現作跡地 駐車場	後円部東面 墳丘中位平坦面を拡張して造成 墳丘斜面を削り崩して崖化 劣化が進む。 墳丘中位平坦面を拡張して造成 墳丘斜面を削り崩して崖化 主として周濠部の宅地 後円部墳丘の北東面を削りして拡張 墳丘部家屋の指定地内移設 周濠の一部 一部公有地 周濠部 民有地・公有地	
				付加的要素 土地利用と関連する変位部位等		
				二次的付加物		
				付加的要素 土地利用と関連する変位部位等		
史跡指定範囲外の要素	価値を構成する諸要素	明示的な要素	各種既往調査で検証された要素	付帯方墳群（陪家） 周濠 周濠外周整地帯（東・西・北面）	周濠外周整地帯南西隅に2基（1・2号）	
			地割等から推測される要素			
		存在が想定されるが検証未了の諸要素		付帯方墳（陪家） 遊離・二次堆積埴輪類・墓石	周濠外周整地帯西面の推定地（3号） 付帯方墳群関係など	
		それ以外の要素	保存活用に資する要素		解説板 公園地 駐車場	後円部頂 要更新 旧石仏池埋め立て地 公園地東側
	二次的付加物		史跡の価値に留意したと見られる歴史的な付加物	宅地（家屋・倉庫等含む） 耕作地 市道・生活道路		
				付加的要素 土地利用と関連する変位部位等		
				二次的付加物		
				付加的要素 土地利用と関連する変位部位等		
				付加的要素 土地利用と関連する変位部位等		
	その他の要素	出土遺物他	出土遺物類		富田茶臼山古墳出土埴輪類 富田茶臼山古墳出土埴輪類 付帯方墳群出土埴輪類	さぬき市 香川県埋文センター さぬき市
既往調査記録（写真・実測図など）			既往調査図面・写真 指定手続き・指定後措置関係書類など	さぬき市 香川県教委		
周辺地域等の要素	史跡の価値に關係する歴史的要素			南海道推定路線 松本駅推定地 川東古墳・古枝古墳 主たる墳丘可視エリア	史跡 津田古墳群 津田川中流域平地帯	



写真70 富田茶臼山古墳墳丘（北西から）



写真71 富田茶臼山古墳全景（西方上空から）

第5章 現状と課題

第1節 概観 史跡津田古墳群および史跡富田茶臼山古墳の現状と課題

本節では古墳毎に保存管理面にできるだけ徹した方向で史跡地の現状を整理し、今後の保存管理と活用を進める上でまずは留意し、対処を図るべき課題を概観する。次いで第2節では二つの史跡を構成する古墳ごとに現状と課題を整理して示す。

あえていえば本章では史跡の本質的価値を今以上に損なわない、つまり幾分かは消極的な一言い換えれば—最低限度の方策を検討する際の前提的な現状認識を示す形となる。活用すなわち本質的価値の深化及び顕在化をはかる方向性に直結した積極的な方向については次章であらためて検討する。

なお若干附言しておく、本史跡の場合、眺望—「墳丘から」ではなく、「墳丘を」視認できる範囲の問題—は各古墳の歴史的意義＝本質的価値に直結する部分であるが、築造当初的な眺望の実態的な確保（復元）は多くの場合、指定地の環境管理では完結しないものであり、史跡（群）の活用構想の中で具体化すべき課題である。そして同時に「眺望」は指定地の植生管理とも不可分ではある。このうち第1節では墳丘保全との関係に絞って植生の現状について整理しておくことにする。眺望の問題との関連は第2節であらためて検討する。

史跡津田古墳群、史跡富田茶臼山古墳の保存管理にあたっては、まず以て本質的な構成要素の重要部分を占める各古墳の基本的属性＝墳丘形態の長期的な保全が図られなければならない。既に示したように意図的な墳丘形態の選択はこれらの歴史的意義を最も雄弁に語るものである。また視覚的効果を追求する墳墓という、古墳の本質的属性と結びついて、墳丘基本形の作り分けと共に墳丘外表に設けられた各種の装飾的な設備—墳丘段築・葺石・各種埴輪の樹立および墳丘の立体的な佇まいを強調する周濠その他の外周整地部の保全も同様に必要である。むろん本来は墳丘内部に格納された埋葬施設やそれに伴う副葬器物類の保全にも全く同等に注意しなければならない。

以上述べたことは、史跡地の多面的な活用を長期的に担保する前提条件である。本節では史跡地保存管理の前提となる諸点について、現状を点検しその課題を指摘する。

さて史跡指定という手続きを経て、構成諸古墳に対する人為的な損傷の懸念は制度上、大巾に解消されたことは間違いない。そうすると一言でいえば、保存管理上の懸念材料として自然環境に起因する変容・劣化・毀損が前面にあらわれてくる。

とくに津田古墳群を構成する9基の古墳は、全て丘陵上に立地し、これらでは長年の風化・侵蝕により急傾斜地化した箇所が多く、各古墳が立地する尾根部は風化・浸食の影響をつよく蒙っている。さらに過去の採土や耕地造成その他の人為的改変の結果、不安定なまま存置された人工地形が丘陵地の地形変容の速度を促進し、また影響箇所を拡大しうる重大な要因として作用している。

すでに発生し、あるいは今後顕在化するであろう、契機は人為的であってもその進行それ自体は自然的営為である地形変容、やや大胆に表現すれば各古墳が営まれた丘陵そのものの劣化、に抗して指定各古墳に内在する本質的価値を維持することが全般的な課題である。さらに附言すれば、墳丘表層の流出は、内部に格納された埋葬施設（棺及び槨）などを露呈させ、あるいは既往

の露呈部位が広がり、風雨その他の影響を直接的に蒙る度合いが増し、それらの材質劣化を引き起こす。さらにこれを看過するならば、埋葬施設の構造そのものの損壊に繋がりがかねない。もちろん埋葬施設内に副葬器物類が遺存する場合、それらの劣化と損傷に連なることもいうまでもない。

このように津田古墳群の多くは、現時点で史跡地と居住・営農などの土地利用エリアが分離しており過去の経緯は別として、今後の史跡地の保存管理では上記したように進行する自然的営為に対処することが主題化する。もっとも赤山古墳は現住宅地と指定地が部分的に重複しながら接しており、指定範囲の問題を含めて今後の解決を検討しなければならない。

一方、富田茶臼山古墳では指定直前まで史跡の少なくない部分が営農や居住の舞台であり、なお一部では適切な史跡管理を前提に活動が継続している。そうした諸活動と史跡管理の調整に要する努力と配慮は史跡津田古墳群とは様相を異にする。また立地の上でも、史跡地が従来営農、居住その他活動の舞台であった履歴は長く、その分そうした活動に起因する改変部位は非常に多い。たとえば耕地境段差に設けた石垣の維持・補修、墳丘を造成して設けた宅地周辺の崖部の維持管理など、従来、各々の土地利用と結びついて繰り返された現状維持の諸活動—むしろそれが古墳そのものの保存管理にとって必ずしも適切ではないのだが—は全て史跡管理の中で対応しなければならない。そうすると当面は現環境を保持する努力を踏まえつつ、より史跡の本質的価値を顕在化させる方向の工夫をそこに重ね合わせなければならないだろう。

第2節 史跡津田古墳群および史跡富田茶臼山古墳、構成諸古墳の現状と課題

(1) 史跡津田古墳群

1) 龍王山古墳

急勾配の丘陵頂部に位置するため、丘陵地形の変容が保存管理上の最も重大な課題である。墳丘から10mほど東側の斜面部では2004（平成16）年に大規模な丘陵崩落が生じている。史跡地北東部まで宅造成が進んでおり、境界部は造成時の崖部が続く。

墳頂部に小祠（龍宮神社）が設けられ、墳丘上

面まで参道が続く。この部分を雨水が流下し、通路部は深く抉れてしまい、史跡地内巡回路としての機能を失いつつある。墳丘南端の裾部付近では高さ0.5m内外の崖化部分が連続する。

墳丘上面は表層土壌の流出が進み、一部では葺石材が露出する。さらにその一部では下方が抉れ、遺存する葺石が不安定な状態にある。また墳丘裾部周辺では獣害-猪の掘り起こし部が点在



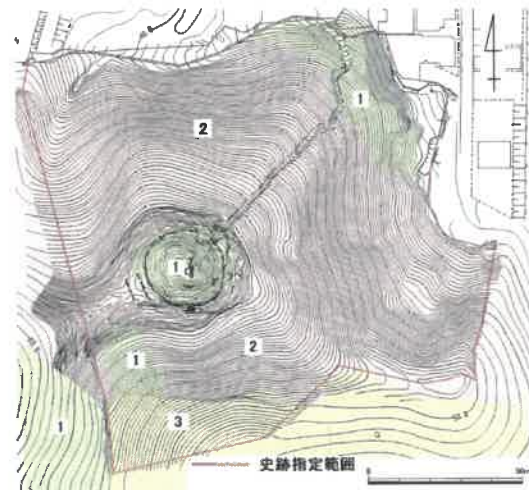
図44 龍王山古墳指定範囲の現況



写真72 龍王山古墳石積壁体の現況

する。葺石など墳丘外表の装飾施設の損傷が懸念される。

墳頂小祠に接して石積が露出している。北半部では葺石が除かれ、壁体石積みの一部に歪みが生じているし、詳細な観察を経ていないまま床構造などの情報が失われることが危惧される。



1：マツを主体にスギ・ウバメガシなど散在

2：シダ主体

3：畑地痕跡地に竹

図45 龍王山古墳指定範囲の植生

表22 指定地の現況と保存管理上の課題 1 龍王山古墳

指定範囲	保存管理上、留意すべき現況	補足など
墳丘及び周辺指定 北～北東面は丘陵裾まで指定		
土地所有関係	墳丘北～北東面の一部公有地化 墳丘の大半と東・南面丘陵部は民有地	墳丘中心～南半 中羽立2695-2 民有地 墳丘南面裾を含む 中羽立2401-1 民有地 墳丘外方南斜面 中羽立2401-6 民有地
現況地形など墳丘周辺の状況	墳丘周辺の全体が急傾斜地 墳丘部の土砂流出	土砂流出や地滑りの発生懸念 墳丘の大半を占める裸地部分の土砂流出 葺石等外表施設の露出・劣化
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設	葺石など	一部露出 墳丘面の劣化・流出に伴う葺石等脱落の懸念
埋葬施設	墳丘頂部で開口し葺石が露呈した石積	壁体石積みの劣化 雨水流入による床構造の劣化の懸念
植生	墳丘上半部は土壌が流出して裸地 裾部は低木の疎林	墳丘面の劣化 葺石等外表施設の劣化
史跡内工作物	墳頂部の小祠	埋葬施設（石積）と重複し、その保全に不都合
境界表示	境界表示なし	
指定内容の解説表示	あり	解説表示の更新を要する
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート	アクセスルート（公道→指定地） 管理・見学ルート（指定地内）	指定地は公道に接していない 民有地通過 急斜面で丘陵登攀ルート損傷著しい 墳丘面保存に配慮

2) 岩崎山4号墳

墳丘北側の丘陵斜面に多く広がる急傾斜部は過去の丘陵崩落痕跡とみられる。急傾斜部の部分的に前方部墳丘の裾部に達しており、さらに墳丘損傷部位が拡大する恐れは大きい。また墳丘南面でも墳裾から約15m離れた史跡地南端部付近は過去の採土で生じた高い崖面が連続し、この部分から斜面崩壊が進み、将来的には北面同様に、墳丘南面裾部まで損傷する懸念が高い。

後円部墳丘の南西裾部は指定直前に切り下げて畑地を造成している。この結果、墳裾の一部と後円部後方で尾根線を遮断する区画溝の一部が破壊されている。このほかに墳丘主軸を通る土地境界の南側は過去に耕地化が進み、墳丘側面に連続する数段の低い平坦面が取り付く。過去調査で報じられた前方部南側面の埴輪列はこの畑地造成ないしは耕作時の所見であろう。墳丘外表設備の少なくとも一部は既に失われていると思われるが、遺存状況の把握は課題である。

後円部からくびれ部の北面では墳丘第一段斜面および第一段テラスの形状をとくによくとどめるが、敷設状態に近いと思われる葺石多数が露出している。他古墳地点でままみとめられる獣害の広がりを考慮すれば、岩崎山4号墳の良好な墳丘外表設備遺存部の今後の維持が危惧される点ではある。



図46 岩崎山4号墳指定範囲の現況



写真73 岩崎山4号墳後円部南西面の畑地



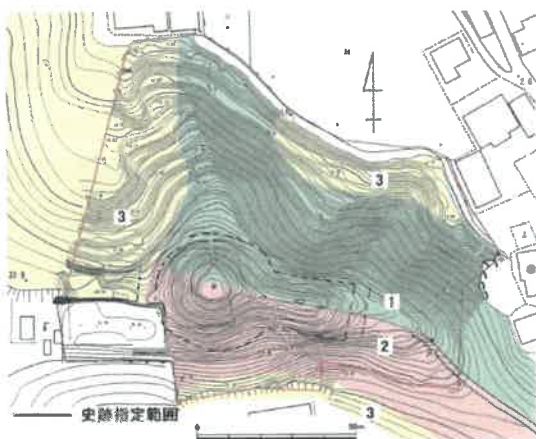
写真74 岩崎山4号墳後円部北面の葺石

なお岩崎山4号墳は現時点で指定地全体が民有地であり、上記した地形変容の懸念に対処するためには用地管理のあり方は重要な検討課題である。

岩崎山4号墳の竪穴石槨および内蔵石棺は著名だが、1951（昭和26）年調査時の埋戻し状態に関する情報は皆無で、これらの遺存状態が危惧される。とくに凝灰岩製の石槨蓋材のうち破損した一石はその後、墳頂小祠（岩崎権現）の台石に転用され現在に至っている。この点からも調査後の埋戻し状態には不安がある。石槨蓋材と刳抜石棺は凝灰岩系の石材を用いており、材質面の脆弱さを懸念する。上述した台石に転用された蓋材は風化が進み加工痕跡の観察は現在ではほとんど困難である。さらに過去調査の時代的制約もあり、埋葬施設構造や内蔵石棺の型式学的な情報も今日の水準では必ずしも十分とは言えず、この点は重要な構成要素の保全とさらに活用面も含めて大きな制約といわざるを得ない。



写真75 岩崎山4号墳竪穴式石槨および石棺検出状況



- 1：クスノキ・ウバメガシの常緑樹主体
- 2：アベメガシ・コナラの落葉樹主体
- 3：竹林

図47 岩崎山4号墳指定範囲の植生



写真76 岩崎山4号墳竪穴式石槨内の石棺

表23 指定地の現況と保存管理上の課題2 岩崎山4号墳

保存管理上、留意すべき現況		補足など
指定範囲		
墳丘及び周辺指定 特に北面は丘陵裾まで指定範囲		
土地所有関係		
指定地全体民有地		墳丘北半部含む 南羽立2270-1 民有地 前方部前端の一部含む 南羽立2251-3 民有地 前方部前端の一部含む 下川北2250-13 民有地 前方部～後円部南半を含む 下川北2250-23 民有地 後円部南半を含む 下川北2250-22 民有地 後円部裾を含む 下川北2250-12 民有地
現況地形など墳丘周辺の状況		
前方部～くびれ部および後円部北西面急傾斜地		土砂流出と地滑り発生による墳丘毀損の懸念
墳丘（後円部）南西面の畑地		畑地造成（地下げ）による後円部裾の毀損 墳丘断面露出
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設		
後円部北面の一部で葺石（原位置か）の露出 後円部側区画溝		石材脱落の懸念 一部は畑地造成で破壊 区画溝の遺存範囲不詳
埋葬施設		
埋葬施設（竪穴石槨及び割拔式石棺）		昭和26年調査時の埋戻し状況・石槨／石棺の経年劣化状況不明 既往調査報告では石槨構造の詳細は不明 要再調査 埋戻し後の石棺劣化状況不明 要再調査
植生		
墳丘部の植生		墳丘上疎林の繁茂もしくは枯死による墳丘毀損の懸念
墳丘部の土砂流出		墳丘に散見される裸地部分の土砂流出 葺石等外表施設の露出・劣化
史跡内工作物		
なし		
歴史的付加物		
後円部頂の小祠		小祠基壇に凝灰岩製加工材の石槨蓋石使用 蓋石材の経年劣化
境界表示		
境界表示なし		
指定内容の解説表示		
あり		解説表示内容と設置位置の検討
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート		
アクセスルート（公道－指定地）		公道－指定地の間には一部公有地があるが、民有地を通過
管理・見学ルート（指定地内）		墳丘および外表施設の保存に留意 急傾斜地など現地見学時の安全確保

3) 岩崎山 1号墳

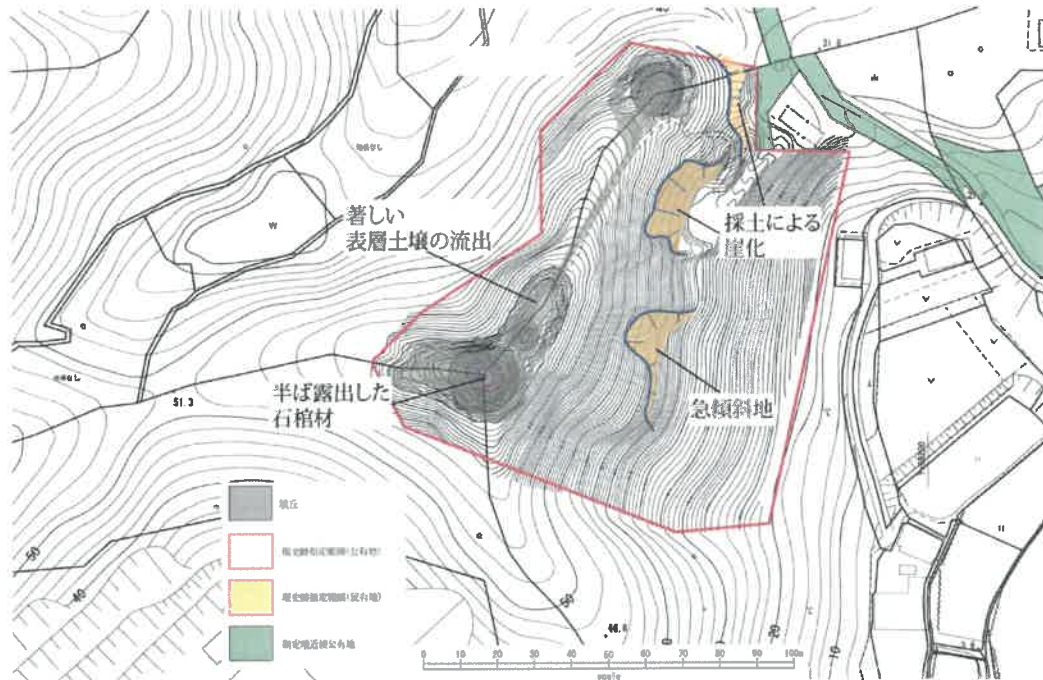


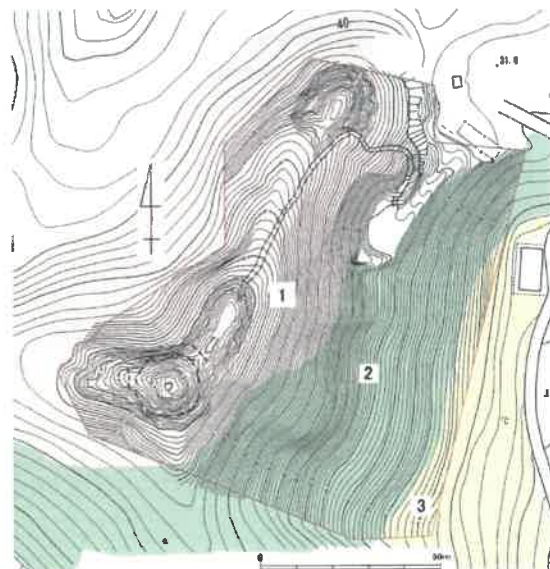
図48 岩崎山 1号墳指定範囲の現況

丘陵の頂部から北方に延び、岩崎山 4号墳所在地に続く尾根を指定している。全体として急峻な地形であるが、とくに指定地東側斜面は過去の採土地があり、その周辺の崖化が著しい。その周囲では大小の斜面崩壊が進み、かつての指定地内巡回路は機能を失いつつある。

1号墳が所在する丘陵頂部及びそこから北に延びる尾根部は総じて表層土壌の流出が進み、裸地化した箇所も少なくない。過去調査で1号墳では並置した二基の箱式石棺を確認しているが、調査後の埋戻しは十分ではなく、棺材の一部が露出する。裸地化が進んだ頂部・尾根線とその周囲は獣害-猪の掘り返し-が著しく、一部が露出した上記石棺材の周囲にもそれが及んでいる。



写真77 岩崎山 1号墳墳丘の現況（獣害掘り起こし）



1: シダ群生 アラカシ・ヤブツバキなど散在
2: アラカシ・ヤブツバキなど
3: 竹

図49 岩崎山 1号墳指定範囲の植生

表24 指定地の現況と保存管理上の課題 3 岩崎山 1号墳

保存管理上、留意すべき現況		補足など
指定範囲	1号墳墳丘・隣接小墳丘推定部分および墳丘周囲を指定範囲に含む	
土地所有関係	公有地化完了	
現況地形など墳丘周辺の状況	墳丘部の土砂流出 著しい獣害 隣接する推定小墳丘（2・6号墳）	墳丘に散見される裸地部分の土砂流出 猪による地表面の掘り起こし 墳丘規模／形状ないしは実在そのものも未確定
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設		
埋葬施設	箱式石棺2基 棺材の一部露出	構造と埋設状況および遺存状態不詳 周辺に及ぶ獣害対策
植生	墳丘上部は裸地	墳丘面の流出を懸念
史跡内工作物	なし	
境界表示	境界表示なし	
指定内容の解説表示	解説表示なし	
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート	アクセスルート（公道→指定地） 管理・見学ルート（指定地内）	指定地→公道は公有地を介して接続 ただしアクセスルート未整備 一部急傾斜地を通過 見学ルート未設定 墳丘および外表施設の保存に留意

4) うのべ山古墳

北・西・南側では宅地化が進み、指定地は住宅地に取り越された孤島の観がある。早くに行われた墳丘の西側丘陵斜面の採土と道路建設で崖面が墳丘に接近しつつあった。この結果、西面では一部墳丘裾にまで及ぶ斜面崩壊部が多数認められる。これらは比較的小規模ではあるが、このまま放置すれば後円部東裾を確実に損傷することとなるだろう。



写真78 うのべ山古墳崖化した前方部前面



写真79 うのべ山古墳墳丘（前方部から後円部）

前方部は古くから宅地に組み込まれ、庭先として整えられるなど部分的な変化が加わっていたが、さらに2000年前後に押し進められた前方部南・東面の新たな宅地開発により、前方部前端の一部が失われ、前方部墳丘全体の崩落ないしは除却の懸念すら生じた。その後宅地境にあたる前方部前面の崖部には防災管理の面もあってコンクリート擁壁を設けられ、とりあえずは墳丘前方部喪失の危機は脱した。

その一方、上記した宅地開発の一環で前方部の東側斜面は盛土・平坦化された。この一部は墳裾を被覆しさらにこの部分の旧地形は現認しがたくなった。この他、周辺で進行した逐次的な宅地開発に伴い指定地内の後円部北側では仮置きした造成土が残置されるなどの改変がみられる。

さてうのべ山古墳は積石型式の墳丘で、古くから指摘されているように立地環境に対応して円磨化の進んだ大形の垂円礫を多用している。墳丘部はウバメガシを主体とした樹木が繁茂しており、とくに後円部ではその度合いが大きい。こうした墳丘部樹木の成長、あるいは枯死倒壊は墳丘それ自体や外表の石積み構造を変形ないし損傷させる要因として看過できない。このことはもちろん積石墳丘に限ることではな

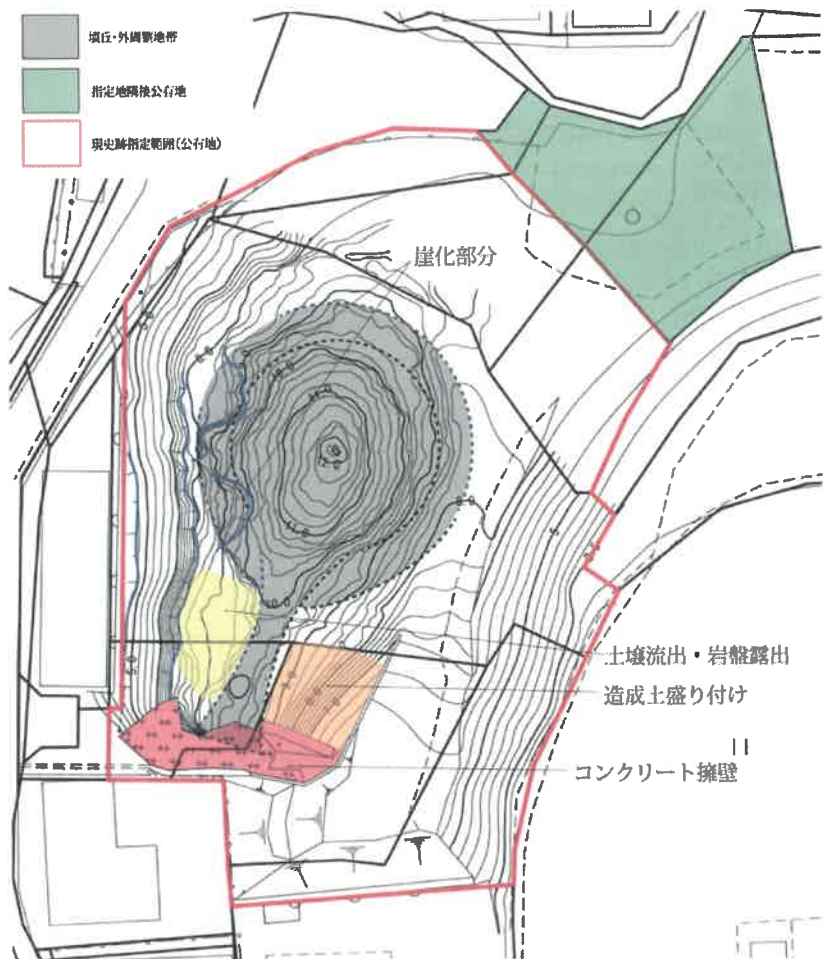
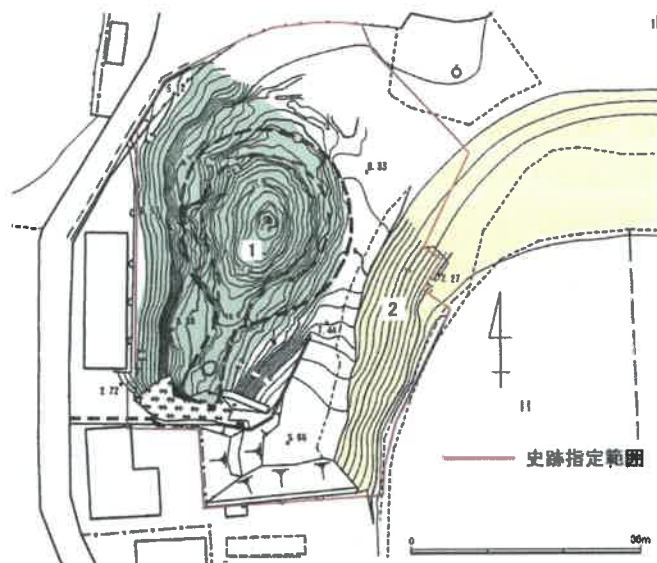


図50 うのべ山古墳指定範囲の現況



- 1：高層木のウバメガシ主体
- 2：竹繁茂

図51 うのべ山古墳指定範囲の植生

いが、空隙の大きい積石構造の場合は樹根の繁茂は著しく、かつ相対的に脆弱な墳丘構造はそれだけ樹勢の変化の影響を強く蒙るであろうから、通有の盛土墳丘以上に墳丘部周辺の植生には注意する必要がある。



写真80 うのべ山古墳墳丘東面

表25 指定地の現況と保存管理上の課題 6 うのべ山古墳

保存管理上、留意すべき現況		補足など
指定範囲		
墳丘及び周辺を指定済		
土地所有関係		
公有地化完了		公有地の不適切利用に注意
現況地形など墳丘周辺の状況		
周辺の宅地造成等に起因する地形改変（崖化など） 墳丘西面：特に後円部は推定西側墳裾附近まで崖化（崖面下端は指定範囲外） 墳丘南面：前方部端 崖化 コンクリート擁壁による養生措置済 墳丘東面：宅地造成工事による客土で後円部東側墳裾は埋没		土砂流出や地滑りによる墳丘毀損 養生措置により墳丘毀損の防止策 現地見学時の安全確保 墳丘の形状が観察できない
墳丘構築上の特性に係る保全上の留意点		
積石墳丘		人為的・自然的な軽度の衝撃で墳丘構築材（礫）の移動・石積みの毀損の懸念
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設		
墳裾石列（とくに前方部）		西面など不詳 遺存状況確認
埋葬施設		
不明		埋葬施設の遺存状況確認
植生		
ウバメガシ等の樹林		樹木の成長による積石墳丘の損壊/枯死の結果生じる空隙による積石墳丘の損壊 密生する樹木により墳丘の視認を妨げられる。
史跡内工作物		
前方部裾の木製電柱		経年劣化による墳丘毀損の懸念
歴史的付加物		
墳丘上の中近世石造物		歴史性はあるが、二次的付加物
境界表示		
境界表示なし		
指定内容の解説表示		
あり		不適切な設置地点（墳丘上）
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート		
アクセスルート（公道→指定地）		公道隣接 史跡地に接して駐車スペース
管理・見学ルート（指定地内）		積石墳丘に留意した立入範囲の検討

5) けぼ山古墳

史跡地は東方に緩やかに下降する尾根部にある。南・東・西面については保存管理上、直ちに懸念すべき地形改変の恐れはない。問題は指定地北辺である。指定地直下には鵜ノ部岬北面を巡回する私道が設けられ、これに接する指定地北辺は崖化している。さらにこの上部では大小の斜面崩壊が重なり、その影響は現状でも後円部から前方部にいたる墳裾の北面に及んでいる。さらに毀損部の拡大が懸念される。これに関連

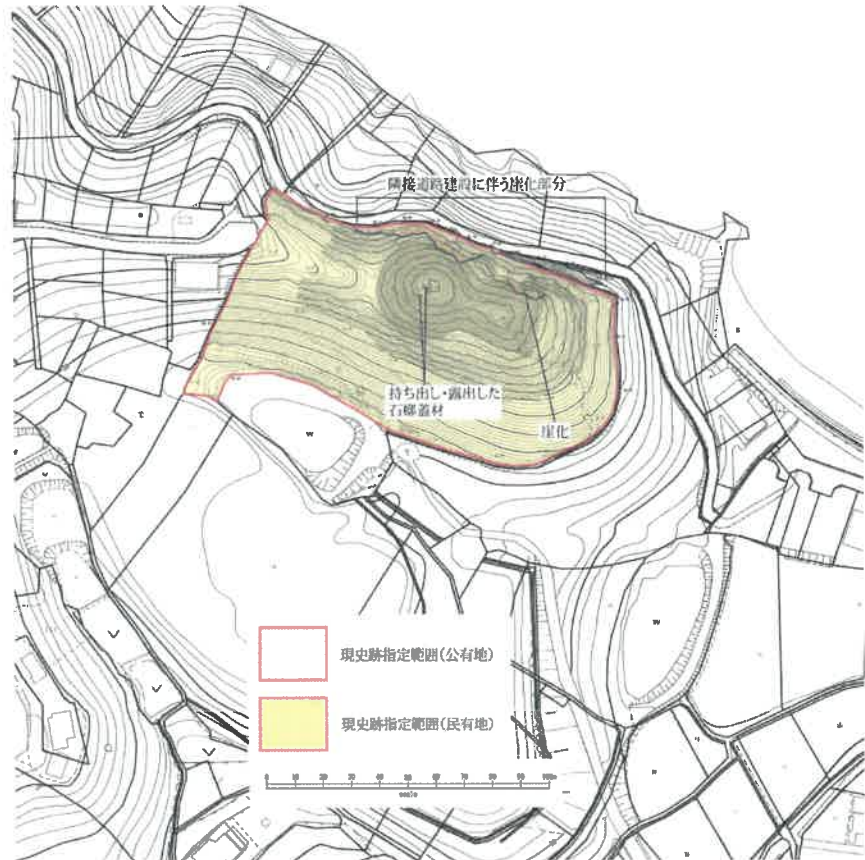


図52 けぼ山古墳指定範囲の現況

して指定地は現時点では民有地だが、上記した墳丘の保存に直結する斜面崩壊に対処するためには土地管理のあり方、さらには管理区域の範囲を含めて検討する必要があるだろう。

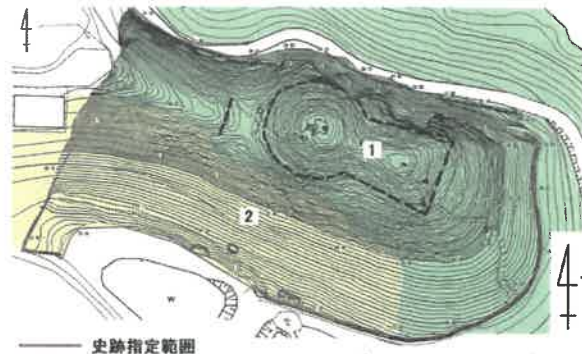
後円部に少なくとも一基の竪穴石槨の存在が想定され、墳頂には比較的大きな盗掘坑が残る。壁体など石槨構造は定かではないが、少なくとも石槨蓋材3石が現地に残る。うち2基は明らかに原位置を離れた墳丘上に放置されている。いずれも凝灰岩加工材で短辺に縄掛け突起を具える。比較的脆弱なその材質から現状の露出・放置が蓋材の劣化を進行させることは明らかである。確認調査時に縄掛け突起部を含めた刳抜石棺小口部の大形片が墳丘上で発見されている。残部が破壊された竪穴石槨内部ないし周辺に存置されている可能性は高く、その劣化も危惧される。また上記のとおり所在が想定される竪穴石槨の詳細は不明だが、盗掘坑の規模や蓋材の撤去から損傷の度合いは小さくないとみられる。石槨下部構造などのなお遺存する部位が残されていたとしても現在のあり方はそれらの劣化が進行する恐れがある。さらに副葬器物類が部分的に存置している場合は、いつそうそれらの劣化・消滅が危惧される。



写真81 けぼ山古墳墳丘（前方部から後円部）



写真82 けぼ山古墳移動された竪穴式石槨蓋石材
なお石仏群（四国八十八ヶ所写し霊場）が
墳丘を縦断するように配されているが、それ
に伴う墳丘の損傷は大きくはない。



1：ウバメガシトベラなど高層木
イヌビワ・サカキなど中層木
カクレミノなど低層木
2：竹

図53 けぼ山古墳指定範囲の植生

墳丘および周囲では大きく成長した樹木は少ないので、ただちに現在の植生が墳丘などの保全に作用する度合いは小さい。むろん長期的な観察は不可欠ではある。なお史跡地全域に保安林指定が及んでいる。

表26 指定地の現況と保存管理上の課題 4 けぼ山古墳

保存管理上、留意すべき現況		補足など
指定範囲	墳丘保全の観点では十分ではない	墳丘及び周辺指定 尾根南面は裾まで 北面は開発道路際まで
土地所有関係	指定範囲全体が民有地	墳丘及び周辺 鷹谷1533-2 民有地
現況地形など墳丘周辺の状況	墳丘北面裾部の崖化 墳裾の一部毀損	土砂流出や地滑りの発生による墳丘毀損の拡大
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設	葺石 段築 埴輪列 区画溝（後円部側）	石材脱落の懸念
埋葬施設	後円部頂に露出する竪穴式石槨蓋石材（凝灰岩製加工材・縄掛け突起付） 後円部頂盗掘孔内の割板式石棺材残片 墳丘部の土砂流出	濫掘に伴う二次的移動 石材の経年劣化 劣化の進行と持ち出しの懸念 墳丘に散見される裸地部分の土砂流出 葺石等外表施設の露出・劣化
植生	墳丘部の植生	墳丘上疎林の繁茂もしくは枯死による墳丘毀損の懸念
史跡内工作物	なし	
歴史的付加物	墳丘上石造物と巡拝路	とくに後円部頂の石造物 埋葬施設の詳細把握と管理の支障 石造物群の設置・管理者不詳
境界表示	境界表示なし	
指定内容の解説表示	なし	
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート	アクセスルート（公道→指定地） 管理・見学ルート（指定地内）	指定地→公道の間は民有地通過 見学ルート未設定 墳丘および外表施設の保存に留意

6) 一つ山古墳

鵜ノ部岬
北東部の海に面した独立丘陵の頂部に位置する。墳丘の立地条件を考慮して、指定地は独立丘陵南半部を広く取り込んでいる。所在丘陵の東面～南東面は波蝕の影響を蒙り、裾部は断崖化し、さらに上方も墳丘裾部附近まで繰

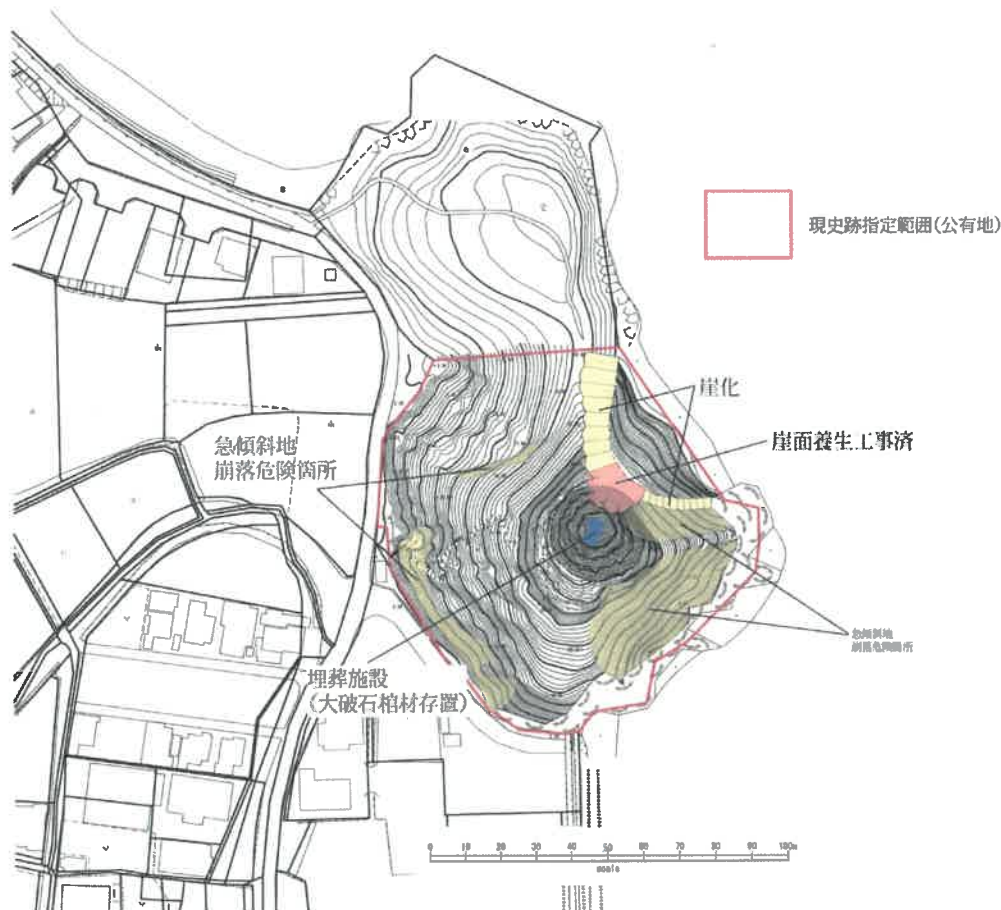


図54 一つ山古墳指定範囲の現況

り返された斜面崩壊で急傾斜地化している。内陸側に位置する指定地の西南側も砂州の発達で陸地化した部分で東面のように顕著な断崖化は見られないが、やはり斜面下半部を中心に急傾斜地化は進んでいる。このように長年の波蝕と基盤岩体の脆弱さにより指定地丘陵全体の劣化・変容が着実に進みつつあり、このことが指定地全体の保全に関わる根本的な課題である。

とくに2004（平成16）年、指定地北東の臨海斜面で大規模な斜面崩壊が発生

し、墳丘北東部斜面が崩落した。2012（平成24）年にこの部分の崖面養生工事を施し、墳丘の崩落部拡大は当面、阻止されている。しかし上記のとおり東側丘陵斜面全体の急傾斜地化は進み、墳丘部をも巻き込んだ大規模な斜面崩壊が再度発生する危険性は高い。現在、墳丘上面を防水シートで覆い、雨水の浸透による土壌流出や斜面崩壊の誘発を防ぐ措置をとっているが、残念ながら



写真83 一つ山古墳墳丘北東面の崩落状況

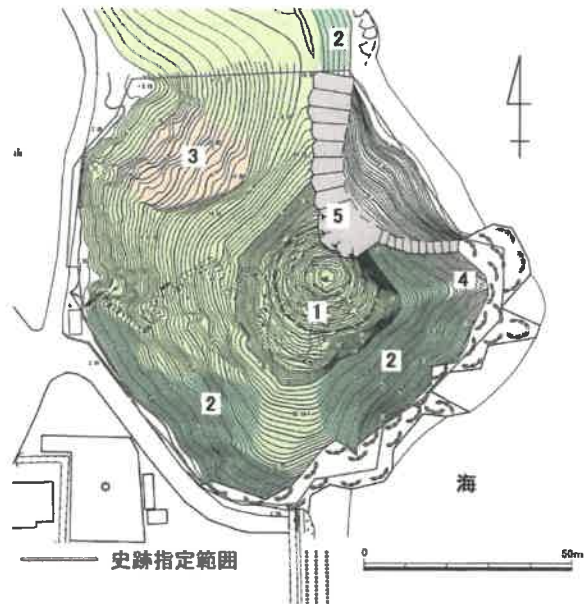


写真84 一つ山古墳破壊された竪穴式石槨と石棺材
上記した指定地全体に及ぶ大規模な地形変容・崩壊を防ぐには十分ではない。

丘陵裾部から尾根線をめぐって南北に石仏群が配され、それは墳丘部を縦断している。石仏群の参拝路は指定地の巡回路の機能も併せもつが上記した2004年の大規模な斜面崩

表27 指定地の現況と保存管理上の課題 5 一つ山古墳

	保存管理上、留意すべき現況	補足など
指定範囲	墳丘及び所在する丘陵裾部まで指定	
土地所有関係	指定範囲公有地化完了	
現況地形など墳丘周辺の状況	急傾斜地 とくに墳丘東面（海側）	一部指定前に養生措置済だが、崩落範囲拡大の懸念
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設	墳丘部の土砂流出	墳丘の大半を占める裸地部分の土砂流出 葺石等外表施設の露出・劣化
埋葬施設	濫掘で大破した埋葬施設（石棺材大形片を伴う）	埋葬施設構造・規模の詳細不明 要確認 遺存石棺材（移動／遊離）および残置副葬品類の劣化
植生	墳丘上部土壌流出 裾部疎林	墳丘面の劣化 葺石等外表施設の劣化
史跡内工作物	墳丘崩壊防止用の防水シート被覆	暫定的措置に代わる崖面の根本的な養生
歴史的付加物	墳丘部及び周辺に配置された石造物群と巡拝路	墳丘部設置石造物群巡拝路による墳丘劣化の懸念 石造物群の設置・管理者不詳
境界表示	境界表示なし	
指定内容の解説表示	あり	設置位置と解説表示の更新
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート	アクセスルート（公道－指定地） 管理・見学ルート（指定地内）	指定地は公道に接している 急傾斜地を通行して墳丘に至る 現地見学時の安全確保



- 1：ウバメガシ・コナラ・エノキなどの高層木
- 2：ウバメガシなど
- 3:地滑り部にカクレミノなど
- 4：ヒトツバなど草類
- 5：ツルなどツル性植物

図55 一つ山古墳指定範囲の植生

壊でその一部は切断されている。また指定地の西側から頂部に至る参拝路（巡回路）も丘陵西斜面の土砂流出・急傾斜地化によりその機能を果たせなくなりつつある。

墳丘頂部に竪穴石槨1基が設けられている。残念ながら大規模な乱掘により大きく損傷し、盗掘坑には壁体材（板石材）を乱雑に詰め込んでいる。またそれと混在して破壊された大形の刳拔石棺材多数が確認された。これまでの調査は埋葬施設の存在とその平面的な広がりの確認にとどまるため、多大な破壊を蒙りつつも石槨下部構造などの遺存や取り出しを免れた副葬器物の有無、また石棺材の遺存度合いに関する情報は無い。上記した墳丘崩落部の縁辺はこの埋葬施設からさほど隔たらない地点にまで及んでいる。今後、墳丘崩壊が進行する懸念をも考慮しながら、詳細情報の把握を含めた大破した竪穴石槨や残置石棺材の取扱いについて現実的な検討を進めなければならない。上記のとおり、墳丘上面は防水シートで被覆しており、それに接続する墳丘裾部周辺は部分的に表層土壌の流出が見られ裸地化した箇所もあり、葺石の露出も認められる。

また丘陵斜面の急傾斜地の多くはウバメガシを主体とした樹木と低草類が繁茂し土壌流出を一定程度阻止しているが、逆に風波に曝されたこれらの倒壊が斜面崩壊に繋がりがかねない部分もある。なお指定地全体には保安林指定が及ぶ。

7) 赤山古墳

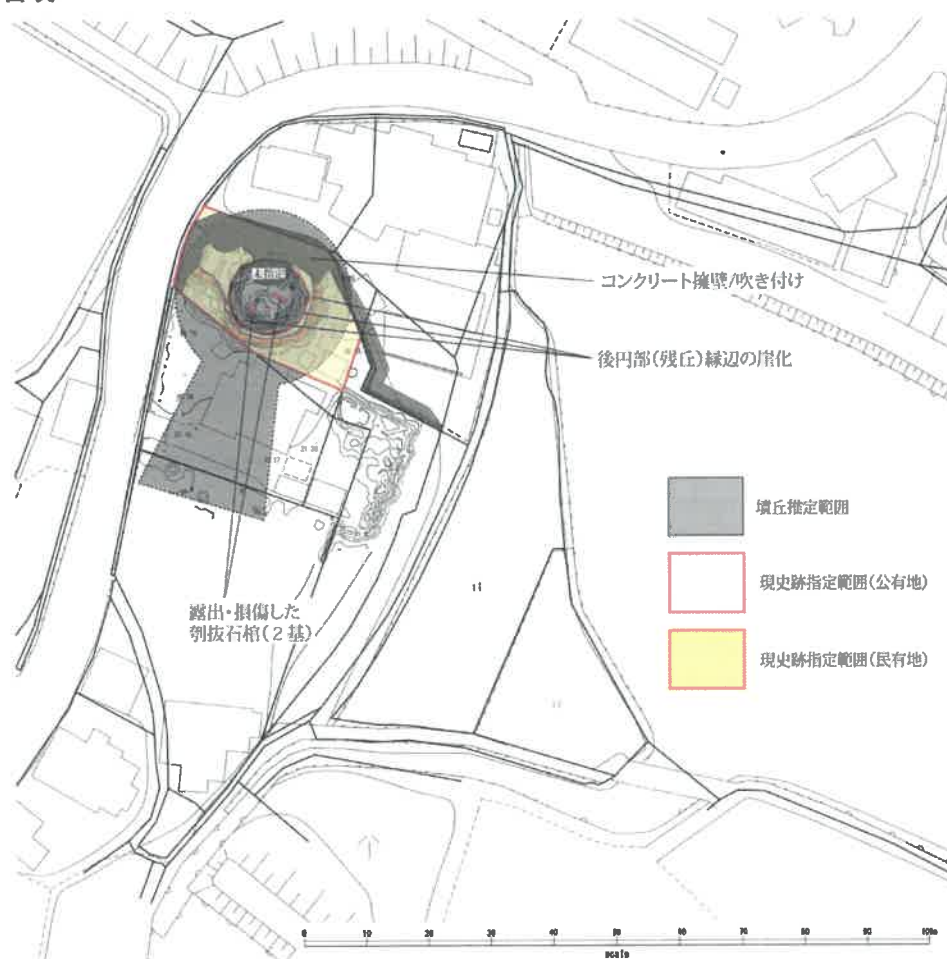


図56 赤山古墳指定範囲の現況

赤山古墳周辺は早くから採土と宅地造成が進み、現在では墳丘の大部分が失われ、かろうじて残丘化して残る後円部丘を指定している。後円部頂面の遺存範囲には2基の刳拔石棺がなかば露出した状態で残るが、現時点ではこの部分は指定範囲に含まれていない。下に述べるようにこれら2基の石棺は、その石質とも関わるであろうが、他古墳の石棺に比べても劣化の度合いが著しく、猶予期間はあまりないと思われる。早急な保全方法の検討と必要な措置が求められる。そのためにも指定範囲の適正化が赤山古墳の保存管理上の前提的な課題である。

現在後円部丘（残丘）は二段を呈しており、これは本来の墳丘段築を反映している可能性もあるが、改変の度合いは大きい。残部上面は本来の後円部頂面に近いと思われるが、石棺の露出状況から一定の削平が及んでいることは明らかだ。また上面はごく狭く、石棺位置を勘案すれば後円部頂のごく中心部が遺存するにとどまるであろう。残丘周囲は二段にわたって崖化し本来の後円部墳丘斜面をほとんど残さない。かろうじて県道に接した残丘に西面で墳丘斜面の葺石の部分的な遺存を確認しているが、ほとんど奇跡的といってもよい局所的な残存であった。

2基の刳拔石棺の遺存状態はいつそう深刻だ。凝灰岩系の石材でもとくに軟質であ



写真85 赤山古墳前方部削平状況



写真86 赤山古墳後円部（残丘部）の石棺露出状態



写真87 赤山古墳2号石棺露出状態



写真88 赤山古墳1号石棺小口部露出状態



写真89 赤山古墳2号石棺（棺蓋）の劣化状況

るように見える。ともに石棺外表には亀甲状の亀裂が細かく走り、棺表皮の剥落が著しい。また破損箇所の周囲を中心に棺材が粉状に分解している。石棺露出部位はこのように劣化が著しく、もはや他古墳石棺で観察できるような石棺整形痕跡を見出すことはほとんどできない。埋没部位の劣化がここまで進行していないことを期待したいが、現時点で情報はなく、不安は大きい。これに比べれば直接風雨に曝されていない棺の内面は塗布した赤色顔料の部分的な遺存を認めるが、亀裂から侵入した細い樹根が広がり、比較的軟質な棺材だけにその影響も無視できない。

著しい墳丘の損傷と、劣化の進んだ2基の石棺という現状を踏まえれば、石棺の保存を軸に対処を考えざるをえない。また2基の石棺を史跡の構成要素と位置づける限りは石棺の保存のために必要な墳丘残部の手当てを検討することとなろう。将来的な墳丘保存の形はむしろ赤山古墳の活用方針とともに検討する必要があると思われる。それにしても指定範囲の適正化が大前提となることを再度強調しておきたい。

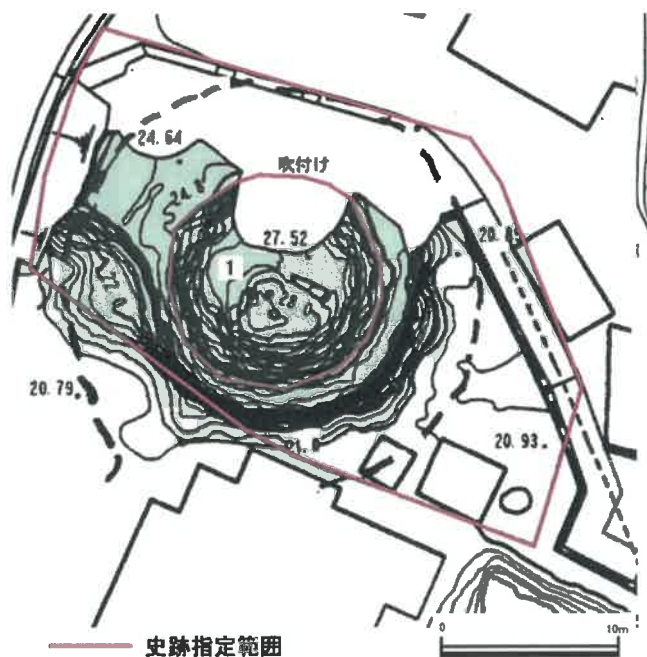
後円部残丘に繁茂するウバメガシなどは露出石棺が風雨・日光に曝されることを一定緩和する面もあるが、崖化した残丘縁辺を損傷する懸念もある。いずれにせよ石棺・墳丘の保存構想の中で植生の管理は考慮する必要がある。



写真90 赤山古墳 1号石棺（棺蓋）の劣化状況



写真91 赤山古墳 1号石棺（棺蓋）の劣化状況



1: アラカシなどの常緑樹主体

図57 赤山古墳指定範囲の植生

表28 指定地の現況と保存管理上の課題 7 赤山古墳

保存管理上、留意すべき現況		補足など
指定範囲		
指定範囲は不十分		後円部残丘の一部のみ指定 後円部頂（石棺所在部）未指定 削平された前方部の痕跡など遺存状態の把握
土地所有関係		
公有地化未着手		後円部（残丘）下半部 相地395-1 民有地
現況地形など墳丘周辺の状況		
二次的改変が著しい後円部墳丘の一部を除き推定墳丘範囲の大半は削平・宅地化		墳丘（残丘）外周の崖化 墳丘と埋葬施設の損壊懸念
県道整備・宅地化・農地造成により周辺旧地形の改変著しい		
遺存する後円部丘は周囲の大半を削られ残丘化上面も一部削平		
指定地（後円部）北隣のレジャーホテル		古墳見学の支障
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設		
後円部推定第二段斜面の一部に葺石遺存		遺存範囲の確認
埋葬施設		
後円部頂の石棺（2基） 粘土被覆		槨構造など石棺埋設構造の把握不十分 とくに石棺の劣化が著しい
植生		
残丘化した墳丘上に雑木繁茂		樹根成長による石棺劣化促進の懸念／伐採による墳丘損傷の懸念
史跡内工作物		
現指定地内で墳丘推定範囲にある倉庫		墳丘遺存状態確認および養生措置に支障
県道境界コンクリート擁壁		
崖化したレジャーホテル境界コンクリート吹き付け		
削平された墳丘域に家屋等住宅施設		
歴史的付加物		
後円部頂の石造物		埋葬施設（槨構造）と重複する懸念
境界表示		
境界表示なし		
指定内容の解説表示		
解説表示未整備		適切な追加指定と指定地管理を踏まえた解説表示の検討
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート		
アクセスルート（公道→指定地）		公道に接するが宅地（庭先）を通過して墳丘遺存部に至る 墳丘・石棺見学経路未整備 現地見学時の安全確保
管理・見学ルート（指定地内）		

8) 古枝古墳

雨滝山南麓の一尾根の先端に位置する古枝古墳は周辺水田域との比高は大きくない。指定地は墳丘の所在する尾根先端部を広く取り込み、この点で問題はない。後円部頂面から前方部にかけての墳丘上部では表層土壌の流出が進んでいる。小規模で局所的なものを除けば、さいわい墳丘および周囲で規模の大きな斜面崩壊は発生していないが、墳丘盛土面（脆弱な花崗岩ばいらん土）が部分的に露出する。丘陵裾部から後円部頂に続く従来の古墳巡回路附近は部分的に凹地化し、この部分を雨水が流下することで墳丘その損傷が進むことが危惧される。古枝古墳ではこれまでの観察所見を踏まえれば、葺石等の墳丘外表設備を略した簡易的な墳丘構造の可能性が高いが、盛土の流出により緩慢に進む墳丘劣化によって将来的な検証機

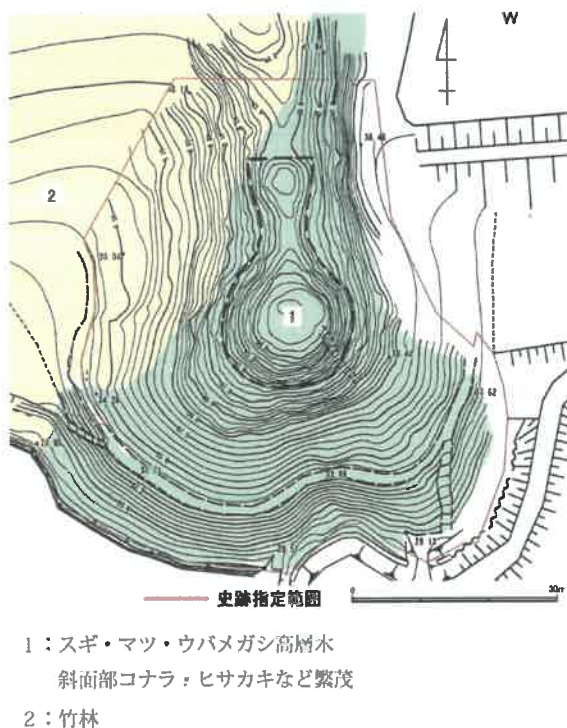


図59 古枝古墳指定範囲の植生

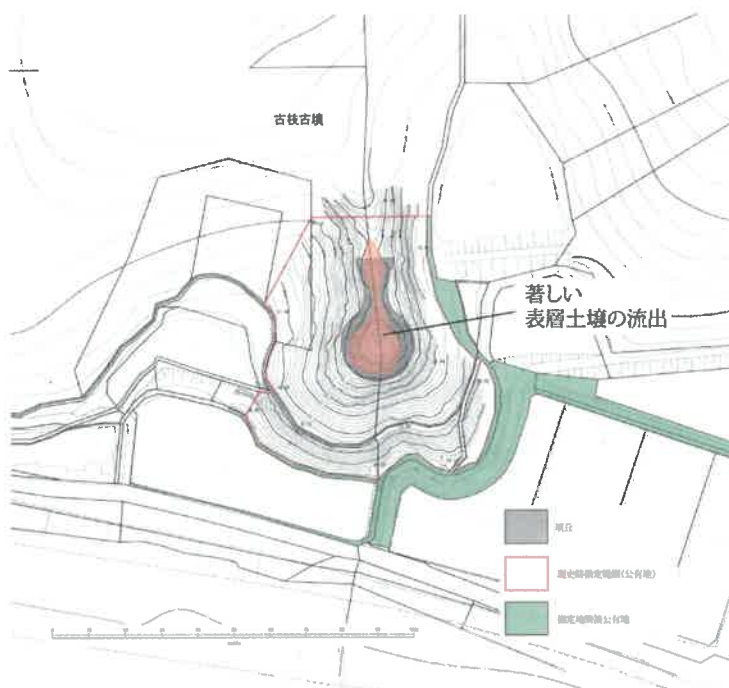


図58 古枝古墳指定範囲の現況



写真92 古枝古墳墳丘（前方部から後円部）



写真93 古枝古墳後円部の埋葬施設調査状況

会を失うことが懸念される。一方前方部側を中心に墳丘裾部など丘陵斜面部は雑木類が繁茂し、この部分の墳丘形状の観察を困難にしている。

1962（昭和37）年調査で後円部頂に2基の埋葬施設、竪穴石槨および石積みで大巾に省いた粘土槨様の並置が確認されている。興味深い埋葬施設構造であるが、調査後の埋戻し状況は明らかではなく、これらの遺存状況については不安がある。上記調査は本地域の前期古墳を理解する上で重要な成果を挙げたものであったが、やはり今日的な視点からすればどうしても埋葬施設構造の追及と記録の作成は十全とは言い切れない。上記した墳丘面の緩慢な劣化を考慮すれば、今後、埋葬施設の遺存状況を再確認して保全方法を検討する必要があるだろう。史跡地の一部（古枝859-13、宮内29-2）は保安林である。

表29 指定地の現況と保存管理上の課題 9 古枝古墳

保存管理上、留意すべき現況		補足など
指定範囲	墳丘及び後円部南面尾根裾まで指定	
土地所有関係	指定範囲の公有地化完了	
現況地形など墳丘周辺の状況	土砂流出による地形改変（墳丘周辺の崖化進行）	土砂流出や地滑りによる墳丘毀損
墳丘構築上の特性に関係する保全上の留意点	墳丘構造（段築）や外表施設の有無 情報を欠く	発掘調査による墳端の詳細位置及び墳端構造が確認できていない。
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設	前方部前面の墳裾列石	列石等の設置範囲の確認
埋葬施設	後円部：簡易的な竪穴石槨と粘土槨 前方部：構造不詳	調査後の埋戻し状況と遺存状態不明 要検証 調査後の埋戻し状況と遺存状態不明 要検証
植生	墳丘上部疎林 裾部と外周 雑木密集	土壌流出により墳丘劣化 密生する樹木により墳丘の視認を妨げられる。
史跡内工作物	用水路 獣害防止柵	用水路は見学時の安全確保 柵は景観面の懸念
歴史的付加物	指定地内の中近世石造物	墳丘の保全に影響ない
境界表示	境界表示なし	
指定内容の解説表示	あり	解説内容の更新と設置位置の検討
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート	アクセスルート（公道-指定地） 管理・見学ルート（指定地内）	指定地-公道間は公有地 墳丘劣化促進の懸念

9) 川東古墳

積石墳丘で、立地面から見て岩盤面に礫を積み上げて墳丘を構築している可能性が高い。墳丘面の観察では少なくとも墳丘表層部には拳大程度の比較的小振りな礫を多用している。こうした構築材の場合、些細な衝撃によって脱落しやすい点は注意を要する。墳丘の遺存状況は概ね良好だが、後円部頂には盗掘坑が穿たれる。墳丘部には成長したコナラなどの落葉樹が広がる。さほど密生していないが、強風に曝されがちで土壌が発達しにくい丘陵頂部という立地で不安定な石積みの間に根を張るため、繰り返し倒木が発生している。その度に局所的な積石墳丘の損傷を招いている。

墳裾部の倒木痕周辺で過去に壺形埴輪片が採集されており、この植生が埴輪列など墳丘外表設備の保全に影響をあたえていることがわかる。

指定地東縁に接して南北方向に林道が敷設され、史跡境界付近には高さ1～2mの崖面が連続する。ただちに墳丘本体の保全に影響するものではないが、墳丘脱落石材などの散布はこの部分にまで及んでおり、上記した埴輪類配列の可能性を考慮すれば関連遺物の流出に注意しておく必要はある。

また墳頂に盗掘坑が残るが、今のところ埋葬施設に関する情報は皆無である。盗掘規模からみて相当に破損していると思われるが、その保全のためには遺存部位や残置副葬器物の有無を確認することも必要である。

なお本古墳は測量調査所見に基づき、墳丘範囲



写真94 川東古墳墳丘（前方部西面から後円部）

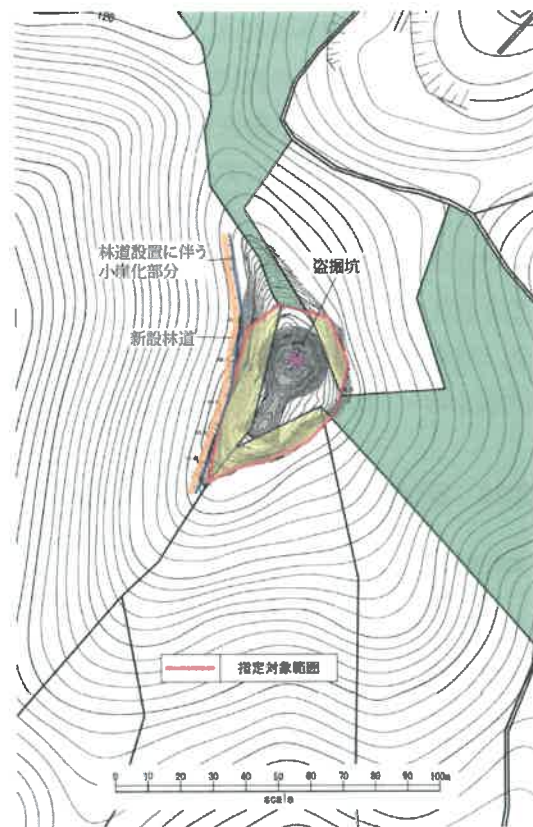
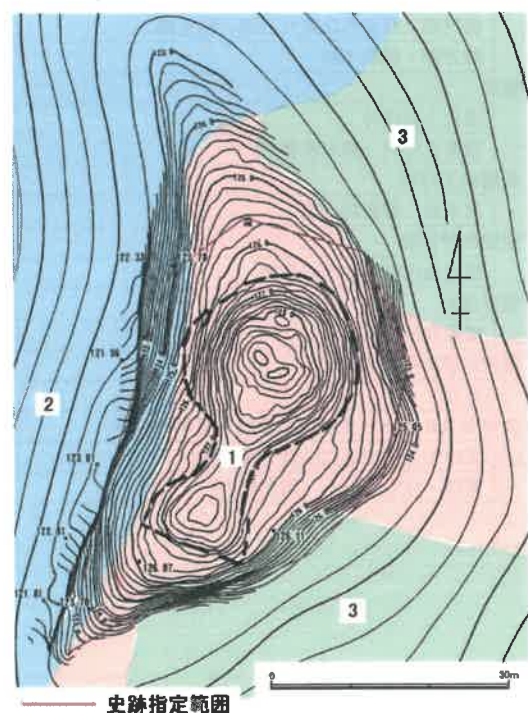


図60 川東古墳指定範囲の現況



- 1: コナラ・クヌギ落葉樹 2: ヒノキ植林地
3: 様々な樹種からなる伐採跡地群落

図61 川東古墳指定範囲の植生

を復元して指定範囲を設定している。墳丘推定域を取り込むものではあるが、前方部東南側では現時点で推定する墳丘裾部と史跡境が接近しており、上記した埴輪配列の可能性等も考慮すれば、あらためて墳丘縁辺の要保護範囲を検証し、適切な対処を検討することも必要である。



写真95 川東古墳倒木による積石墳丘の損傷

表30 指定地の現況と保存管理上の課題 8 川東古墳

保存管理上、留意すべき現況		補足など
指定範囲	墳丘及び周囲を指定済	
土地所有関係	一部公有地 50%強民有地	後円部裾（推定）を含む下 北地1687 民有地 前方部墳丘の一部を含む 下北地1672 民有地 墳丘外 下北地1675 民有地 前方部裾・後円部裾を含む 土井端1117-1 民有地
現況地形など墳丘周辺の状況	墳丘西面裾附近を通過する林道	発掘調査による墳端の詳細位置及び墳端構造が確認できていない。
墳丘構築上の特性に関係する保全上の留意点	積石墳丘	人為的・自然的な軽度の衝撃で墳丘構築材（礫）の移動・石積みの毀損の懸念
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設	前方部前面に埴輪列石遺存か	発掘調査による検証未了
埋葬施設	不明	埋葬施設の遺存状況確認
植生	植生・雑木疎林	樹木の成長による積石墳丘の損壊/枯死の結果生じる空隙による積石墳丘の損壊 樹木の繁茂進行により墳丘の視認を妨げられる。
史跡内工作物	なし	
歴史的付加物	中世墓の可能性が指摘される石積み（後円部裾）	内容不詳 墳丘裾と重複する位置 調査による検証
境界表示	境界表示なし	
指定内容の解説表示	あり	設置位置と解説内容の点検の必要性
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート	アクセスルート（公道→指定地）	北側公道から史跡地まで公有地（山林）でルート未整備 案内標識未整備
	管理・見学ルート（指定地内）	積石墳丘に留意した立入範囲の検討

(2) 富田茶臼山古墳 (史跡富田茶臼山古墳)

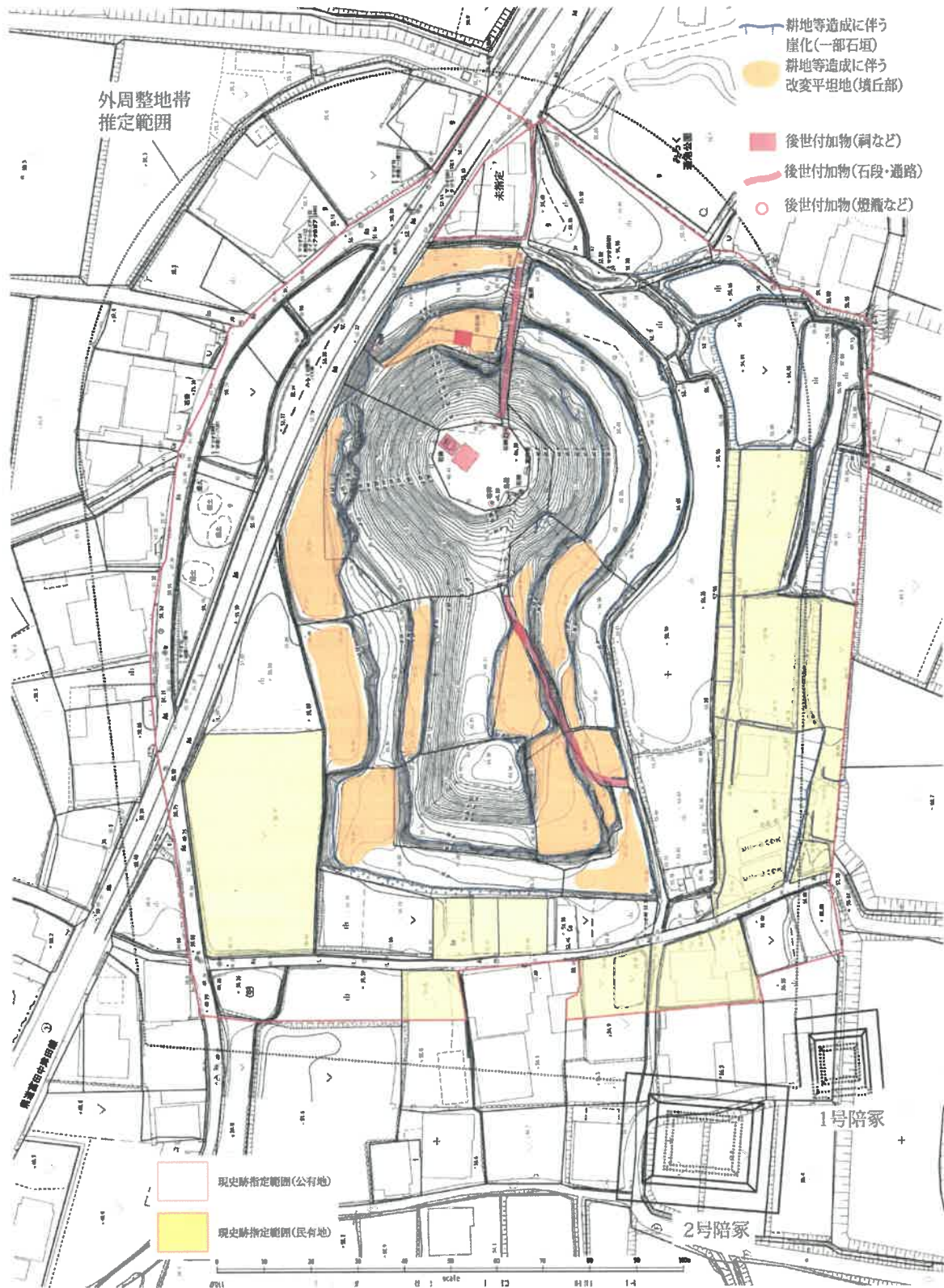


図62 富田茶臼山古墳指定範囲の現況



写真96 富田茶臼山古墳 2号陪塚の墓石と埴輪列



写真97 富田茶臼山古墳後円部北面（県道際）の墳丘崩壊部



写真98 富田茶臼山古墳 旧宅地・耕作地による墳丘改変（前方部南面）



写真99 富田茶臼山古墳耕作地による墳丘改変（後円部南面）



写真100 富田茶臼山古墳後円部頂面の小祠や燈籠など



写真101 富田茶臼山古墳後円部北東面中段の「弥勒庵」



史跡富田茶臼山古墳は墳丘主軸長が140mを超える四国島域最大の前方向後円墳である。そして古墳時代中期のかかる大形前方後円墳のスタイルにふさわしく墳丘外周に広大な整地帯を設け、また複数基の付帯方墳群（陪塚群）を伴う。巨大な墳丘とそれを取りまく盾形周濠（内濠）の存在は早くから注目されていたが、さらにその外方に広がる外周整地帯―外濠と同形的なエリア―の認識は遅れた。指定時には外周整地帯の存在を考慮して史跡範囲の南縁を設定したようだが、外周整地帯全体を指定するには至らなかった。

北・西側の土地利用形態も考慮し、将来的な課題とみなしたものと思われる。その後、外周整地帯の認識が担当部局で適切に引きつがれたとは言い難く、現在まで基礎的な確認行為も試みられていない。今後の適切な史跡の保全・管理、言い換えれば本質的価値の適切な保存管理を期する上では、これまでの経緯を点検して反省することから始めなければならない。

また指定準備と並行して進展した周辺の圃場整備事業に伴い、現指定範囲の西方で、外周整地帯縁辺に接する位置で少なくとも2基の方墳の存在が確認された。情報が少なく確定的ではないが、他に同等の1基が所在する可能性もある。指定手続きを進める中で、この付帯方墳群の取り込みも当然検討されたが、残念ながら協議が整わず、1基は削平消滅し、他の1基は埋め戻されたが今日なお未指定の状態にある。

このように史跡富田茶臼山古墳の場合、保存管理面での最大の課題は、本質的価値の保全に適合した形での史跡指定がなお未了となっている点である。

本節の冒頭に記したように、本史跡では史跡の枢要部分が長らく営農など諸活動の舞台であり、その経緯の中で墳丘および外周整地帯全体に様々な人為的改変が施されている。指定後、当然ながらそうした改変の拡大は概ね停止したが、指定地の一部には民有地もあり、公有地化部分も営農・共住エリアに接しているため、指定地の管理（特に公有地の適正管理）に常時的な注意深さが求められる。また保存管理面では過去の改変部位が経年変化によって劣化・損傷しつつあることは看過できない。これは墳丘本体などの毀損に直結する。

三段築成の墳丘は遠景では概ね当初の形状を維持しているように見えるが、詳細に観察すると墳丘の段築では原形に依拠しつつも、各段を利用した耕地の造成ではその本来的な形態と構造をかなり損ねている。もっとも（耕地）造成下に本来の墳丘テラス面や埴輪列、敷設葺石の遺存箇



写真102 富田茶臼山古墳後円部東面の参道石段・燈籠・鳥居

所が既往調査で確認されている。問題は耕地の作出にあたり後背墳丘斜面を削って崖化させ、さらにその部分が広がり、引き続き墳丘が損傷することである。また耕作面拡張のため前面の墳丘斜面上に盛土して造成土養生のため組んだ石垣が広く墳丘裾部を廻るが、経年的な劣化のため石組みが歪み崩落しかけた部位がまま見いだせる。これも造成土下に遺存する墳丘面の損傷につながる可能性が高い。これは墳丘部に限らず南側周濠（内濠）南縁は高い崖面が連続する。

また墳丘上の複数地点に設けられた旧宅地部分では耕地部以上に改変の度合いが大きく、高い後背崖面から墳丘の損壊が引き起こされる蓋然性が高い。この他、後円部頂に小祠（妙見社）が設置され、後円部東面には参道石段を設けている。さらに墳頂の小祠に伴って標柱、石燈籠などがあり、石段沿いには鳥居、石灯籠がある。石段は見学路の役割も果たしているため、将来的な取扱い活用構想の中で検討すべき点ではあるが、石段や付設鳥居などの老朽化が進み、それらは墳丘面に設けられているため劣化如何によっては史跡活用時の安全管理と合わせ墳丘を損傷する虞がある点にも留意する必要がある。

さらに墳頂小祠から前方部に向かい、南側辺を斜めに下る参道が墳丘を削り込む形で設けられている。やはりこの部分でも小規模な墳丘の損傷が広がっている。

後円部東面の第二段テラスを大きく拡張して簡易的な小堂を設け、かつて古墳周辺に点在した石仏類を収容している（弥勒庵）。小堂設置にあたってその後背墳丘斜面を大きく削り高さ4m前後の崖面が生じている。むろん将来的には修景／補修を考慮すべき部分ではあるが、それ以上にここから墳丘崩壊を誘発することが強く懸念される。

指定地北東部を県道長尾線が通過するが、この設置と改良で後円部の北東面墳丘の第一段が大きく損なわれ、切断面は崖化してそこから大小の斜面崩壊が引き起こされている。

以上、史跡富田茶臼山古墳では史跡の本質的価値を的確に保存する上では、多くの懸念材料を指摘せざるを得ない。あらためて要約すれば、第一に指定範囲の適正化が課題である。第二には種々の土地利用と接近し、一部は競合する条件の下で、文化財保護法の趣旨に沿った適切な史跡地管理を慎重に進めることが課題である。さらに進行が懸念される墳丘等の劣化・損傷を確実に防止しなければならない。



1: アラカシ・ツツジ・ハゼ・ビワ・コナラなど 墳頂縁辺にイチョウ
ネズミモチ・アベマキなど散在
他は伐採して草地

図63 富田茶臼山古墳指定地の植生

表31 指定地の現況と保存管理上の課題10 富田茶臼山古墳その1

保存管理上、留意すべき現況		補足など
指定範囲		
		一体的な保存管理と活用を照らして現指定範囲は十分ではない
未指定：内濠範囲		3409-1宅地 3410-1宅地
未指定：内濠外方整地帯推定範囲		1563-1宅地 1563-2宅地 1564-1田 1565宅地 1567-4宅地 1567-3宅地 1559畑 1568-1宅地 1568-4宅地 1569-1宅地 1570-1宅地 1571宅地 1572-2宅地 1572-3宅地
未指定：付帯方墳群（3基）推定範囲		3386-1宅地 3387-1田 3336畑 3337田 3332-1宅地 3334-2宅地
土地所有関係		
既指定公有地化未了部分が少なくない。		南面外周整地帯：西岡3322 民有地 南面外周整地帯：西岡3328 民有地 南面外周整地帯：西岡3327-1 民有地 南面外周整地帯：西岡3329-1 民有地 南面外周整地帯：西岡3329-2 民有地 南面外周整地帯：西岡3330-1 民有地 西面内濠：西岡3395-1 民有地 西面内濠：西岡3395-3 民有地 西面内濠・外周整地帯：西岡3333 民有地 西面内濠・外周整地帯：西岡3385-1 民有地 西面内濠・外周整地帯：西岡3388-2 民有地 北面内濠・外周整地帯：西岡3393-1 民有地
追加指定検討地区		追加指定範囲の選定と必要な保護措置
現況地形など墳丘周辺の状況		
圃場整備と宅地化などの二次的改変で細部の改変はあるが、築造時の大規模な周辺地形整備の大要は把握可能		調査により二次的改変部に残る原整形（古墳築造時の加工部分）痕跡の把握
墳丘および墳丘外表施設・外周付帯施設		
墳丘の形態		耕地と宅地造成で二次的改変部位多い。とくに墳丘下半の段築は大きく変容 原状の把握必要
墳丘外表施設（葺石・埴輪列）		前方部などに葺石遺存 後円部で埴輪列 葺石・埴輪列の遺存状態を把握
周濠（内濠）		地割と既往確認調査で範囲の概要を把握。外周部などさらに遺存状態の把握必要
外周整地帯		地割から範囲の推測 調査により関連遺構などの詳細把握必要
付帯方墳群（1号墳）		宅地造成により遺存していた周溝基部大破 遺存部の有無確認必要
付帯方墳群（2号墳）		既往調査で規模と形態確認 畑地下に埋戻し保存
付帯方墳群（3号墳）		周溝の可能性のある溝痕跡から存在を推測 詳細把握の必要

表32 指定地の現況と保存管理上の課題10 富田茶臼山古墳その2

埋葬施設	
不明 後円部頂に石槨材の可能性のある板石散乱	埋葬施設の位置と遺存状況の把握
史跡内工作物	
県道および地下埋設物	道路改修および地下埋設物更新時の掘削で周濠等地下遺構と包含遺物の損傷を懸念
水路	水路改修時の掘削や構造物更新で周濠等地下遺構と包含遺物の損傷を懸念
里道および地下埋設物	道路改修および地下埋設物更新時の掘削で周濠等地下遺構と包含遺物の損傷を懸念
電柱	電柱更新・新設・撤去時の掘削で周濠等地下遺構と包含遺物の損傷を懸念
家屋（宅地）	家屋改修などに伴う掘削で周濠等地下遺構と包含遺物の損傷を懸念
農地	耕作による地下遺構と包含遺物の損傷を懸念
歴史的付加物	
弥勒庵（後円部 石仏安置施設）	後円部第二段テラスを大幅に拡張して設置 建物裏面崖化 墳丘崩壊の懸念
妙見社（後円部頂）小祠・参拝場（屋根掛け）	後円部頂にある祠の指定後整備 参拝場は老朽化
妙見社石段（後円部）	石組み劣化崩壊の懸念
妙見社鳥居（後円部）	劣化崩壊の懸念
妙見社燈籠3基（後円部裾?後円部頂）	石祠に伴う石造物群
妙見社手水鉢（後円部頂）	
妙見社標柱（後円部頂）	
明示百年標柱（後円部）	墳丘斜面を造成して設置
植生	
後円部の一部山林 墳丘の他部は草地 周濠は作付け地と旧耕作地	墳丘の非山林部分は盛土流出懸念
境界表示	
境界表示なし	
指定内容の解説表示	
あり	解説内容の更新を要する。設置位置・設置数の検討
アクセスルートと史跡内の管理・見学ルート	
アクセスルート（公道?指定地）	指定地は公道に接する
管理・見学ルート（指定地内）	墳丘および外表施設等の保全に留意必要

第3節 活用の現状と課題

見学会、講演会、展示会等のイベントの実施や日常的な展示施設や刊行物の発行を充実させていくことが重要である。また、様々な機関・団体との連携をはかり多角的な活用を目指していく。さらに充実した活用を実施するためには調査・研究の推進が必要である。

1 史跡に関する情報発信の現状と課題

(1) 現地見学会・講演会・シンポジウム

現状

- 富田茶臼山古墳は平成元年（1989）に確認調査を実施し、平成元年9月10日に現地説明会を開催した。その後、平成3年（1991）10月20日に奈良大学水野正好氏による「四国最大の古墳、私は謎をこう解く」と題した講演会を実施した。
- さぬき市合併前の津田町民にとって古墳は身近な存在であり、さぬき市合併前には青少年育成津田町民会と津田町教育委員会の共催で『古墳めぐりハイキング大会』を実施していた。平成6年には『津田町健康ふれあいウォーク』と名を変え、さぬき市合併直前の平成13年（2001）まで継続した。
- 平成16年（2004）から開始した8年間の津田古墳群の確認調査では調査成果を公表する現地説明会を実施した。現地見学会は合計で7回になる。また、調査成果に関する報告会は講演会を2回実施している。津田古墳群の確認調査が終盤にさしかかった平成23年（2011）10月22日には徳島文理大学比較文化研究所とさぬき市教育委員会を主催とした公開シンポジウム「津田湾をめぐる古墳群のこれから」を開催した。
- 津田古墳群が国指定史跡となった平成25年度には平成26年（2014）1月19日に津田古墳群の現地見学会、1月26日に国指定記念講演会「津田湾を巡る古墳群の謎」を実施した。津田古墳群研究の先駆者である六車恵一氏による「わたしと津田古墳群」、文化庁林正憲氏による「津田古墳群から見た古墳時代の政治構造」と題した講演が行われたのち、津田古墳群の価値についてパネルディスカッションを行った。会場には定員を上回る500名の参加者があり、立見が出る程の盛況であった。
- 平成30年度は津田古墳群国指定5周年・富田茶臼山古墳25周年を記念した現地見学会及び講演会を実施した。現地見学会は津田古墳群の全古墳を鶴羽・相地グループと羽立・津田川グループごとの2回に分けて築造順に巡る企画で、1月27日、2月17日に実施した。そして3月10日に記念講演会として奈良大学名誉教授である白石太一郎氏が「津田古墳群・富田茶臼山古墳とヤマト王権」と題した講演を行った。
- 富田茶臼山古墳はさぬき市歴史民俗資料館のボランティア組織である「れきみん会」が中心となり、令和元年（2019）から随時古墳見学の現地案内を受け付けている。

課題

今後も津田古墳群・富田茶臼山古墳の確認調査では基本的に現地説明会を実施し、さらに整備事業の機会にも現地公開を実施していく必要がある。

古墳に関連する他の文化財や他地域の古墳を取り入れた様々なパターンの見学コースを計画し、リピーターと新規参加者の獲得に努める必要がある。



写真103 現地説明会 左＝うのべ山古墳 平成16年12月18日 中＝岩崎山4号墳平成20年4月20日
右＝富田茶臼山古墳 平成元年9月10日



写真104 講演会・シンポジウム

左＝公開シンポジウム 津田湾をめぐる古墳群のこれから 平成23年10月22日
中＝津田古墳群国指定記念講演会 「津田湾を巡る古墳群の謎」 平成26年1月26日
右＝富田茶臼山古墳講演会 水野正好「四国最大の古墳、私は謎をこう解く」 平成3年10月20日

開催日	種類	古墳・講演者	内容・演題	会場	参加人数
平成元年(1989)9月10日	現地説明会	富田茶臼山古墳	発掘調査報告	現地	150
平成16年(2004)12月18日		うのべ山古墳			70
平成18年(2006)2月4日		うのべ山古墳・一つ山古墳			130
平成19年(2007)10月14日		一つ山古墳			200
平成20年(2008)4月20日		岩崎山4号墳			100
平成21年(2009)10月17日		龍王山古墳			80
平成22年(2010)10月16日		けぼ山古墳			120
平成23年(2011)2月		古枝古墳	測量調査報告		100
平成3年(1991)10月20日	講演会	水野正好	四国最大の古墳、私は謎をこう解く	大川公民館	
平成18年(2006)2月25日		大久保徹也	津田の古墳と富田茶臼山古墳	津田公民館	120
平成21年(2009)2月28日		渡部明夫	海を渡った王者の石棺		130
		徳田誠志	岩崎山4号墳出土鏡について		
平成24年(2012)10月6日		古瀬清秀	津田古墳群がなぜ畿内の古墳といえるのか、そしてその意味は		200
平成23年(2011)10月22日	シンポジウム	大久保徹也、丹羽佑一、古瀬清秀、渡部明夫、井原謙、林正憲	津田湾を巡る古墳群のこれから	徳島文理大学	100
平成26年(2014)1月26日		六車恵一、林正憲	津田湾をめぐる古墳群の謎(津田古墳群国指定記念)	津田公民館	500
平成30年(2018)3月9日	講演会	白石太一郎	国指定富田茶臼山古墳25周年、津田古墳群5周年記念講演会		200

表33 津田古墳群、富田茶臼山古墳に関する現地説明会・講演会・シンポジウム

(2) 体験・体感

現状

- 古墳及び古墳の出土遺物を体感するための方法として、勾玉づくりを実施している。勾玉づくりは平成27年（2015）から年に1度開催している「さぬき市古墳まつり」で主に子供を対象として実施している。令和元年（2019）には古墳まつりの他に小学生の夏休みの宿題のアシスタント事業として勾玉づくりを実施した。
- 出土遺物に関する体験・体感は刳拔式石棺に使用されている凝灰岩を用いた工作を検討している。
- 体験学習は主に子供を対象に実施しており、大人を対象とした取り組みも必要と考えている。

課題

古墳及び古墳の出土品の素材を用いた出土遺物等の製作は古墳及び出土遺物を理解する上で貴重な体験である。これまで実施している勾玉づくり以外にも様々な出土遺物の製作を計画していく必要がある。また、製作された成果品の積極的な活用が課題である。

(3) 展示

現状

- 平成21年（2009）にさぬき市の古墳の写真パネル展示をさぬき市合併前の各旧町単位で旧町役場5ヶ所において同時開催した。
- 津田古墳群の史跡指定に合わせた平成25年（2013）に、さぬき市歴史民俗資料館で津田古墳群の調査成果を整理した特別展を実施し、約2年間展示を継続させた。平成27年（2015）に原始の常設コーナーをリニューアルしたが、津田古墳群・富田茶臼山古墳の主要な出土遺物は引き続き展示している。
- さぬき市内の文化財整理は平成23年（2011）以降、旧鶴羽小学校で実施しているが、平成27年のさぬき市歴史民俗資料館の原始コーナーのリニューアル後に旧鶴羽小学校の一室に津田古墳群と富田茶臼山古墳をテーマとした展示室を設けた。展示は古墳ごとに出土遺物を展示し、概要をパネル展示で紹介している。展示室は日常的には公開しておらず、「さぬき市古墳まつり」や津田古墳群の現地見学会に関連して公開を行っている。
- さぬき市内の道の駅、サービスエリア、温泉施設、観光施設には津田古墳群に関する展示、揭示は行っていない。

課題

日常的に公開可能な津田古墳群・富田茶臼山古墳の展示・ガイダンス施設を整備することが課題である。また、道の駅、温泉等の休息場等の活用が課題である。

(4) 図録・資料集・ガイドブック（刊行物）

現状

- 津田古墳群の国指定前の平成25年（2013）3月に写真を中心に古墳ごとの津田古墳群と富

田茶白山古墳の概要を整理した図録『津田古墳群と富田茶白山古墳』を刊行した。続いて津田古墳群国指定後の平成25年11月には写真を中心に津田古墳群の出土遺物をまとめた図録『遺物が語る津田古墳群の歴史』を刊行した。

- 平成26年（2014）1月26日の国指定記念講演会には資料集『津田湾をめぐる古墳群の謎』を刊行した。この冊子は津田古墳群の発掘調査に関する新聞記事を掲載するなどこれまでの調査の経過をまとめたものである。
- 平成27年（2015）のさぬき市歴史民俗資料館原始コーナーの常設展示リニューアルに際して展示解説図録『さぬき市の原始』を刊行した。また同年に確認調査の成果を一般人向けに整理した単行本『津田古墳群と富田茶白山古墳をあるく』を刊行した。この本は現地見学の際の活用を意図してB6判にし、古墳ごとに見学のポイントを記載している。
- 平成31年（2019）3月にはさぬき市内の古墳のガイドブックである『さぬき市の古墳めぐり』を刊行した。写真と地図による古墳の現地見学のガイドを意図して作成した。現地見学の1日モデルコースを複数パターン提示しているのが本書の特徴である。
- パンフレットは富田茶白山古墳の現地見学用を作成している。平成5年（1993）に作成したもので改訂を行いながら現在もさぬき市歴史民俗資料館等で配布している。津田古墳群のパンフレットは作成に至っていない。
- 富田茶白山古墳はさぬき市文化財保護協会大川支部によって『四国最大の巨大古墳 国指定史跡 富田茶白山古墳 わかりやすい解説・古墳研究の基本書』と題した冊子が平成30年（2018）に刊行されている。富田茶白山古墳に関する過去の文献記録の整理や古墳の概要についてまとめられている。
- 平成18年度（2006年度）にさぬき市広報紙に津田古墳群に関する連載を1年間掲載したが、近年は広報紙への定期的な掲載は実施していない。
- 令和2年（2020）9月調製の「国土地理院2万5千分1地形図 志度」には津田古墳群の各古墳が地図上に表示された。

課題

津田古墳群、富田茶白山古墳のパンフレット、マップの作成が課題である。学校教育と連携した副読本の作成が課題である。

(5) インターネット・メディアによる情報発信

現状

- さぬき市歴史民俗資料館やさぬき市のホームページに古墳に関する紹介を実施している。
- 平成25年（2013）に香川県内の地元ラジオ番組で3回にわたり、津田古墳群・富田茶白山古墳を紹介した番組が放送された。

課題

津田古墳群・富田茶白山古墳に関する情報を多方面に発信していくことが課題である。



津田湾をめぐる古墳群の謎

津田古墳群と富田茶臼山古墳



津田古墳群と富田茶臼山古墳



津田古墳群の歴史



津田古墳群と富田茶臼山古墳をあるく



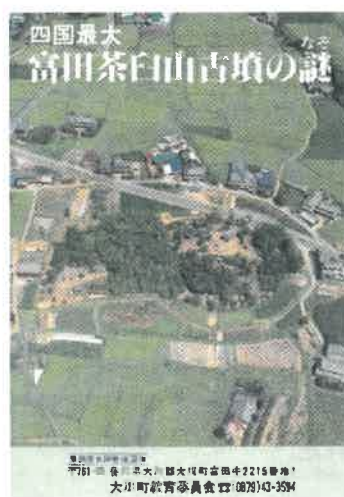
国指定史跡富田茶臼山古墳



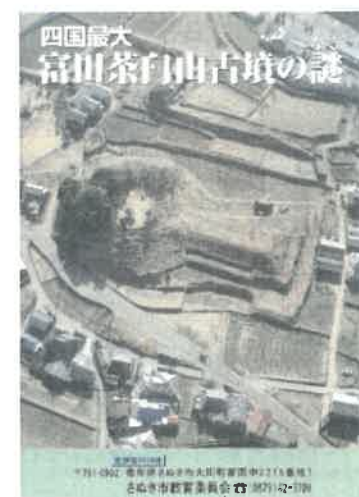
さぬき市の原始



さぬき市の古墳めぐり



富田茶臼山古墳パンフレット



富田茶臼山古墳パンフレット

写真105 津田古墳群、富田茶臼山古墳に関する冊子・パンフレット

2 学校教育への活用の現状と課題

(1) 現地学習会・出前事業・自由研究の補助

現状

- 富田茶臼山古墳は毎年4～5月にさぬき市内の複数の小学校の小学6年生が古墳学習としてさぬき市歴史民俗資料館とセットで現地学習会を実施している。この事業は10年以上継続中である。現地学習会は学校現場の要請を受ける形でこれまで実施している。
- 津田古墳群は、平成20年代には地元小学校でうのべ山古墳や岩崎山4号墳の現地学習会や出前授業を不定期に実施してきた。しかし、近年は実施していない。
- 毎年、夏休みの自由研究で古墳を題材とする児童がいる。また、さぬき市内の中学校の部活動で津田古墳群をテーマにした活動があり、現地見学の補助を不定期に実施している。
- 令和元年（2019）8月にさぬき市歴史民俗資料館のボランティア組織である「れきみん会」が主体となり、小・中学生向けの自由研究のアシスタント事業を実施した。さぬき市歴史民俗資料館において歴史系の自由研究を行っている子供に展示物や刊行物を通じて自由研究の補助をする事業であったが、実施期間の1週間で10人程度の参加者があった。この活動は毎年継続中である。

課題

平成29年（2017）に学習指導要領が改訂され、古墳学習の学習時期に変化が生じた。また、今後は課外学習でタブレットを使用した学習が一般化することが予測される。現地学習会も学校現場の変化に対応して、新たな方法を検討していくことが課題である。

現状で現地学習会の対象は大半が小学生である。学校現場との連携によって積極的に中学生～高校生を対象とした学習の取り組みも検討していくことが課題である。

現地学習会の訪問地の大半は富田茶臼山古墳である。津田古墳群やその他の古墳においても積極的な活用が実施できるように学校現場に積極的に働きかけるとともに、教材等の開発による学習方法を検討していくことが課題である。

子供達の自発的な学習を促進させるための方法やイベントを計画し、より多くの子供達が古墳や郷土の歴史について興味をもてるような取り組みが課題である。

(2) 学校現場との連携

現状

- 平成27年（2015）・平成28年（2016）に中学校教員による社会科教育の研究会で古墳をテーマとした研究会が実施され、津田古墳群、富田茶臼山古墳について情報提供を行った。
- 令和2年（2020）に小学校教員による富田茶臼山古墳を題材とした児童の課外活動に関する研究会が実施された。タブレットを使用した課外事業の取り組みを課題として、富田茶臼山古墳及び出土遺物のタブレットを使用した学習方法について検討した。
- 学校現場との連携は主に学校現場からの要請による研究会の協力にとどまっており、定期的な連携を構築するには至っていない。

課題

津田古墳群・富田茶白山古墳を題材にした課外学習について、学習指導要領の改訂など学校教育の変化を把握し、活用方法を構築していくことが課題である。また、学歳や学習内容に応じた多様な古墳の活用方法を検討する必要がある。そのために学校現場との継続的な連携を実施していくことが課題である。

3 社会教育への活用の現状と課題

現状

- 古墳の現地見学会、講演会、古墳に関する展示、書物の刊行などの情報発信を継続的に実施している。
- 平成20年（2008）12月6日に四国新聞社、平成27年（2015）4月25日にさぬき市内の観光サービスを行うボランティア団体「志度まちぶら探検隊」と連携した津田古墳群・富田茶白山古墳の現地見学会を開催した。
- 平成26年（2014）に香川大学のジオサイト探訪と連携し、海上から津田湾及び津田古墳群の紹介を行った。
- 平成28年（2016）3月20日にさぬき市商工観光課と連携して、「東讃ジオサイトと津田古墳群をめぐるツアー」を実施した。
- 平成28年（2016）8月21日・28日にあなぶきエンタープライズ株式会社、東かがわ市と連携して「さぬき・東かがわジオサイトクルーズ」を実施し、海上から津田湾の景観、津田古墳群の紹介を行った。
- 大人を対象とした勾玉づくり、銅鏡づくり、埴輪づくり、凝灰岩を使用した工芸品づくりなど、社会教育の体験・体感イベントはこれまでに計画・実施していない。

課題

津田古墳群・富田茶白山古墳は合計10基の古墳が広域に分布するのが特徴である。古墳以外の周辺の文化財・景観・観光地を見学コースに取り込み、津田古墳群・富田茶白山古墳が分布するエリアの地域的な特徴、風土が体感できるような見学コースを計画していくことが課題である。

4 地域住民との連携の現状と課題

現状

- 毎年、地域住民が中心となって「さぬき市古墳まつり」が実施され、市民及び周辺地域の人々に津田古墳群・富田茶白山古墳への関心を高めていくきっかけとなっている。このさぬき市古墳まつりは前身の「うのべ山古墳まつり」から数えて13回を数え、10年以上継続している。古墳まつりではキャラクター「うのべちゃん」が地域住民によって考案され、活用されている。古墳まつり当日は地元の食材が提供される。平成30年（2018）からはドルフィンセンターと連携して古墳見学とイルカ鑑賞を組み合わせた企画を提供している。
- 平成18年（2006）、地元住人の有志で結成された『古墳勉強会』が発足した。毎月、市内外の古墳を見学・学習し、さらに年に1回は県外の古墳を見学・学習した。さぬき市が実施

した津田古墳群の現地説明会では毎回、受付、誘導等の補助を行い、小学生の古墳学習や外部団体の古墳見学の際にはガイドを実施してきた。そして令和元年（2019）に古墳に加えて、さぬき市内の様々な文化財・歴史遺産のガイドや資料整理等を実施するボランティア組織である「れきみん会」へと発展した。「れきみん会」はさぬき市歴史民俗資料館に所属し、年に2～3回、文化財見学会を開催するとともに、小学生の古墳学習会や外部団体の古墳見学の解説ボランティアを実施している。また、富田茶臼山古墳の現地ガイドは年間を通じて受付を行っている。

- さぬき市には市内の文化財を学習・環境整備・調査する団体としてさぬき市文化財保護協会がある。これまで文化財保護協会を主催とする富田茶臼山古墳の見学会や勾玉づくり等の体験学習が複数回実施されている。

課題

地元住民と連携した活動を継続・発展させることが課題である。

5 他の行政機関・文化財関連団体との連携

現状

- 平成26年（2014）に丸亀市立資料館と徳島文理大学文学部の共催による展示、「讃岐の前期古墳展」でさぬき市は後援となり、複数の後援の行政機関とともにギャラリートークを実施した。
- さぬき市が主催となった他の行政機関・文化財関連団体との連携はこれまで実施していない。

課題

積極的な他の行政機関・文化財関連団体との連携が課題である。

6 観光資源としての活用

現状

- さぬき市商工観光課やさぬき市観光協会と津田古墳群の活用について複数回情報交換を行っているが、連携事業は多くはない。
- さぬき市観光マップには富田茶臼山古墳の位置は示されているが、津田古墳群はほとんど記載されていない。
- 香川県内の観光本（一般書籍）には津田古墳群・富田茶臼山古墳の案内記事はほとんど見られない。

課題

津田古墳群・富田茶臼山古墳に関する情報をさぬき市広報紙、地域情報紙、観光本など多くの情報紙に記事が掲載されるように努め、多数の人々に史跡の存在を認知してもらえるように努めることが課題である。さぬき市内の観光マップへの掲載等、関係部局と連携が課題である。

7 調査・研究の推進

現状

- 津田古墳群・富田茶臼山古墳の確認調査では様々な成果とともに課題も多く挙げた。
- 周辺地域では高松市石清尾山古墳群や徳島県鳴門板野古墳群、徳島県徳島市渋野丸山古墳など津田古墳群・富田茶臼山古墳を評価する上で重要な古墳・古墳群の調査が実施されている。
- 古墳や周辺の歴史的風土に関する情報は地域住民から得られる情報も多い。見学会や「れきみん会」で実施している座談会ではしばしば貴重な情報を得ることができる。

課題

継続的な調査・研究を実施し、新たな津田古墳群・富田茶臼山古墳の価値を創出していくとともに、追加指定を目指した継続的な調査・研究も課題である。そのため大学機関や他の文化財研究機関と連携しながら積極的な調査・研究活動を推進していく必要がある。地域住民からは多岐に渡る貴重な情報が得られる可能性があり、地域住民との情報交換が課題である。

第4節 整備の現状と課題

保存と活用のバランスに考慮した整備が重要である。ガイダンス施設、見学路、サインを整備し、史跡の周辺環境と一体化した整備を目指していく。

1 整備計画

現状

- 津田古墳群の所在する旧津田町では昭和63年度～平成元年度の『ふるさと創生事業』の町民会議での提案として古墳めぐりコースの整備が挙げられたが、実施には至らなかった。また、平成10年（1998）には岩崎山1号墳、岩崎山4号墳を含むエリアと津田総合公園を散策路でつなぐ「ふるさと文化村整備」が計画されたが、これも実施には至っていない。
- 富田茶臼山古墳は具体的な整備計画は実施されていない。

課題

津田古墳群・富田茶臼山古墳の整備計画を作成していく必要がある。

2 保存管理のための整備

(1) 法面保全

現状

- 赤山古墳は墳丘の大部分が開発等により改変され、後円部の一部のみが残存している。墳丘残存部の周囲は岩盤が露出していたが、北面のみは昭和53年（1978）にモルタル吹付により法面保全が実施されている。現在は経年変化により、吹付部に複数個所に亀裂が生じている。他の面は依然として岩盤の露出した状況にあり、近年は樹木の根による崖面の一部崩壊が生じている。
- 富田茶臼山古墳の前方部は平成12年（2000）に客土吹付工による法面保全を実施している

が、20年以上の経過した現在では土嚢や土壌が部分的に露出している。

- うのべ山古墳は宅地造成に伴う掘削で前方部前面が崖状となり、平成18年（2006）にさぬき市が崖面の法面保全を実施した。前方部前端から手前2m分の積石部は記録保存を行った上で取り外し、崖面を整形した後に枠内コンクリート吹付を実施した。現在は経年変化により、吹付部に複数個所に亀裂が生じている。
- うのべ山古墳の前方部東の外側は人為的な掘削により平成元年（1989）頃には崖面になっていた。平成19年（2007）にさぬき市がコンクリートブロック積、盛土・法面工植生シートによる法面保全を実施した。そして法面の下部には前方部前面にかけて排水路を設置した。
- 一つ山古墳は平成16年（2004）の自然災害により海水面までの大規模な丘陵の崩落が発生し、墳丘北東部をき損した。平成24年（2012）にさぬき市がジオファイバー方式による法面保全を実施した。崖面には現在、クズ等の草類の植生が見られる。

課題

墳丘改変部の保全の完了していない箇所、墳丘の改変につながる危険の高い箇所について法面保全が課題である。法面保全を実施している事例は経年変化・自然災害等による劣化の有無を把握し、適切な対応を行うことが課題である。



写真106 赤山古墳の擁壁の亀裂



写真107 富田茶臼山古墳の法面保全竣工時



写真108 うのべ山古墳前方部前面

写真109 うのべ山古墳前方部東面

写真110 一つ山古墳工事時

写真106～110 古墳の法面保全

(2) 仮保全

現状

- 赤山古墳では刳拔式石棺の土壌に接する場所の一部や1号石棺の粘土床の露出箇所に土嚢をつめている。

- 一つ山古墳は墳頂部全面にシートをかけている。また史跡地北側の法面保全を実施していない崖面はシートをかけている。
- 岩崎山4号墳は後円部南西部をき損している畑地の法面に土嚢を積んでいる。
- 龍王山古墳は竪穴式石槨の西壁北端付近に孕みが生じているため、蓋石の架けられていない北端部に上端部まで土嚢をつめている。

課題

仮保全は保存・整備方法が確定し実施されるまで維持していく必要がある。仮保全を実施してから10年以上が経過する地点もあるため、現状を確認して仮保全の範囲の再検討が課題である。

現在、仮保全を実施していない場所についても仮保全の必要な場所を再度整理することが課題である。

3 活用のための整備

(1) 見学者の安全対策

現状

- うのべ山古墳では前方部前端的擁壁上の落下防止柵が設置されていない。さぬき市が前方部全体にロープを巡らして立入禁止にし、仮の立入禁止板を設置している。
- 一つ山古墳は史跡地北側に崖面が生じている。さぬき市が崖面沿いに立入禁止のロープを巡らしている。また、シート掛けしている墳頂部を囲む範囲で立入禁止のロープを巡らしている。
- 龍王山古墳の見学路は溝状の山道がほぼ直線的に続く。足場は岩盤が露出し、急傾斜地もある。急傾斜部分は階段状の簡易な足場を整形している。
- 岩崎山1号墳は見学路の山道の上がり口付近が一部崖面に面し、急傾斜になっている。
- 他に崖面により安全面の課題があるのが赤山古墳である。赤山古墳では仮の安全措置は実施していない。

課題

見学者の安全に配慮した柵等の安全対策が課題である。

(2) サイン

現状

- さぬき市合併前に設置したサインと合併後に設置したサインがある。
- 合併後はさぬき市が平成18年（2006）頃から見学者用に共通したデザインの解説サイン・誘導サインを随時設置した。誘導サインは史跡地の方角、距離、設置団体名を記載し、解説サインは史跡名称、解説、設置団体名が記載されている。
- うのべ山古墳、けぼ山古墳、一つ山古墳は国道11号沿いから誘導サインを設置している。通路の分岐点ごとに設置しており、丁寧な誘導を行っている。また、3ヶ所ではドルフィンセンターの誘導サインに隣接して設置している。解説板はうのべ山古墳、一つ山古墳で設置している。

- 川東古墳は古墳の立地する丘陵の南側の通路沿（一般道路）に誘導サインを設置しているが、史跡地外の民有地である山道には誘導サインを設置しておらず誘導は不十分である。墳丘の北側には解説サインがある。さぬき市合併直前の旧町時代に設置している。記載内容に顕著な誤りはないものの、当然ではあるが最新の情報ではない。
- 古枝古墳は通路沿（一般道路）から目立つ史跡地南端部の丘陵裾部に大型の表示サインがある。このサインはさぬき市合併前の昭和後半期に設置されたものである。山道の見学路の分岐点に誘導サインを設置している。解説サインは後円部頂部に設置している。さぬき市合併前の旧町時代に設置したもので、解説の内容には名称・所有者・出土遺物の内容等、記載の変更の必要な箇所がある。
- 岩崎山4号墳は岩崎山の先端の麓に誘導サインがある。かつて国道11号沿いに誘導サインが設置されていたが、現在は撤去されている。後円部頂部には解説サイン、表示サインがある。解説サインは平成元年（1989）に設置された木製で柱の基部が腐食している。解説文は文字が消えかかっており、名称、指定名称が当時のままである。表示サインは説明サインの横に設置されていたが、基部が腐食し説明板によりかかっている。この表示サインは平成10年（1998）3月に津田町教育委員会が旧津田町内の各地の古墳に設置したものである。
- 龍王山古墳は誘導サイン、表示サインがある。誘導サインは国道11号沿いには設置されていないが、国道11号から入り込んだ旧道沿いから史跡地入口部までの約700m間に丁寧に設置している。さぬき市合併後に設置したものとそれ以前の旧町時代から設置されていたものが混在する。
- 富田茶白山古墳は後円部頂部にさぬき市が解説サインを設置している。解説サインは平成5年（1993）に大川町教育委員会・大川町文化財保護協会が設置したものを改修しているため基部は腐食による劣化が見られる。史跡地北側の県道133号線沿いには墳丘斜面と周濠内に表示サインがある。県道133号線が南のさぬき東街道に向かって分岐する地点にさぬき市がサインを設置している。サインは南面に富田茶白山古墳のイラストと墳丘の法量等の記載、北面に富田茶白山古墳とみろく自然公園の方向を表示した誘導サインを記載している。富田茶白山古墳の南に位置するみろくふれあい市場からは古墳の側面が一望でき、眺望スポットにさぬき市観光協会によって写真付の解説サインが設置されている。
- 赤山古墳、岩崎山1号墳のサインは未設置である。また、解説サインは龍王山古墳、けぼ山古墳で未設置である。
- さぬき東街道、国道11号など幹線道への設置はうのべ山古墳、一つ山古墳、けぼ山古墳を除いて未設置である。
- 津田古墳群全体の分布地図や津田古墳群としてのサインは未設置である。
- さぬき市全域の観光マップに富田茶白山古墳の記載はあるが、津田古墳群の記載はない。

課題

サイン整備に関する全体構想、サインの記入項目の整理が課題である。サイン設置場所の検討が課題である。

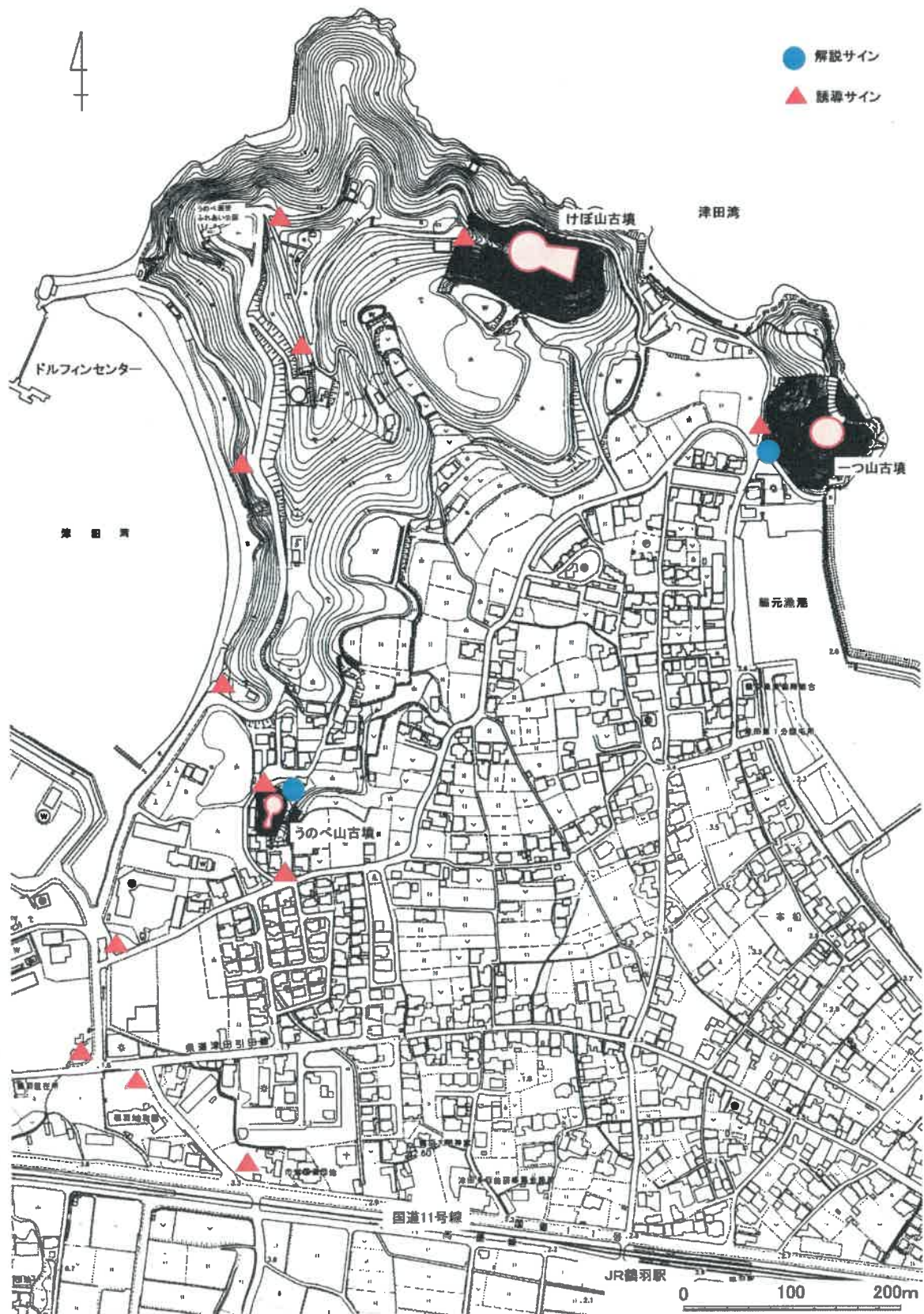


図64 うのべ山古墳、一つ山古墳、けぼ山古墳のサインの現状

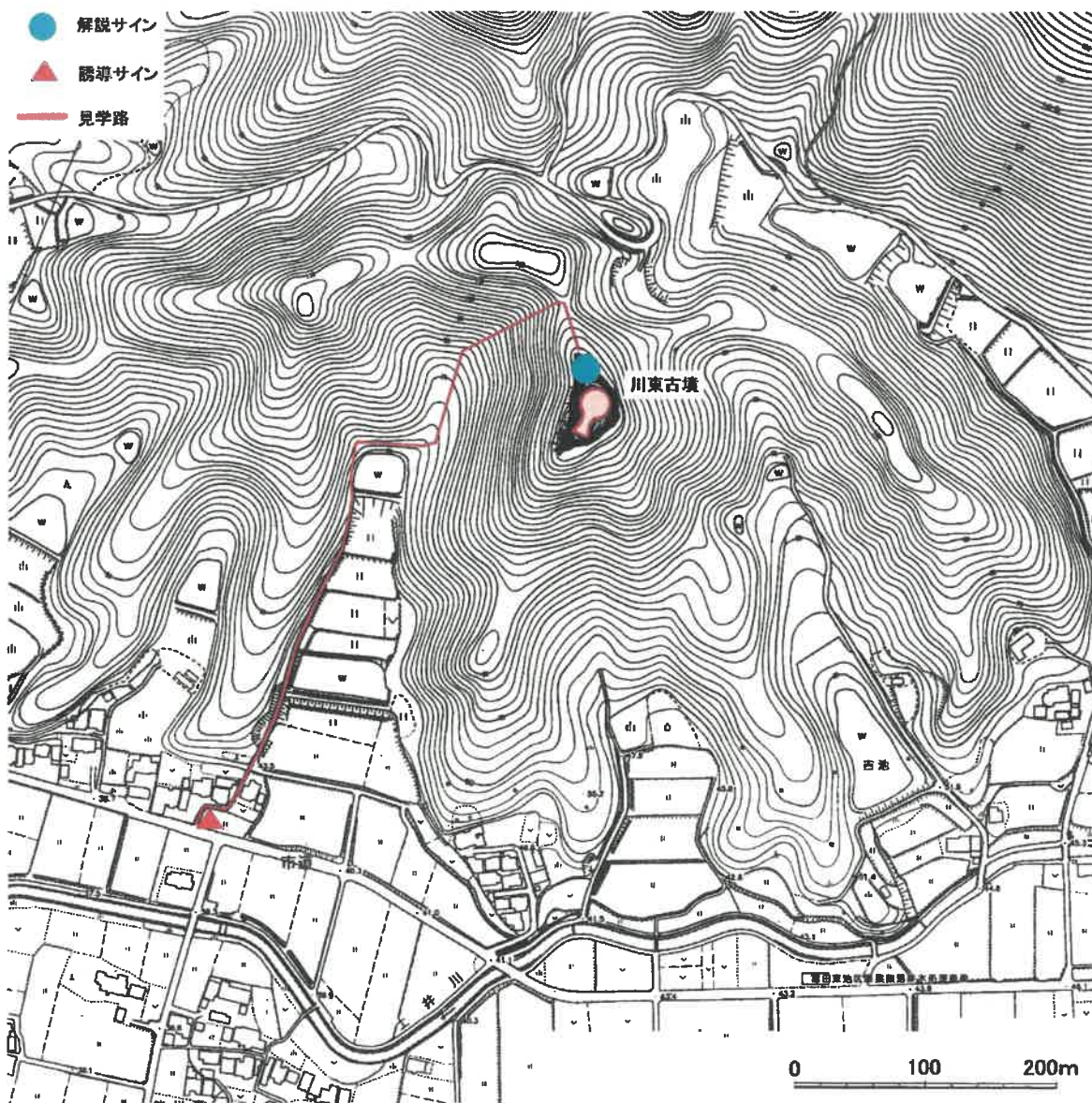


図65 川東古墳のサインの現状

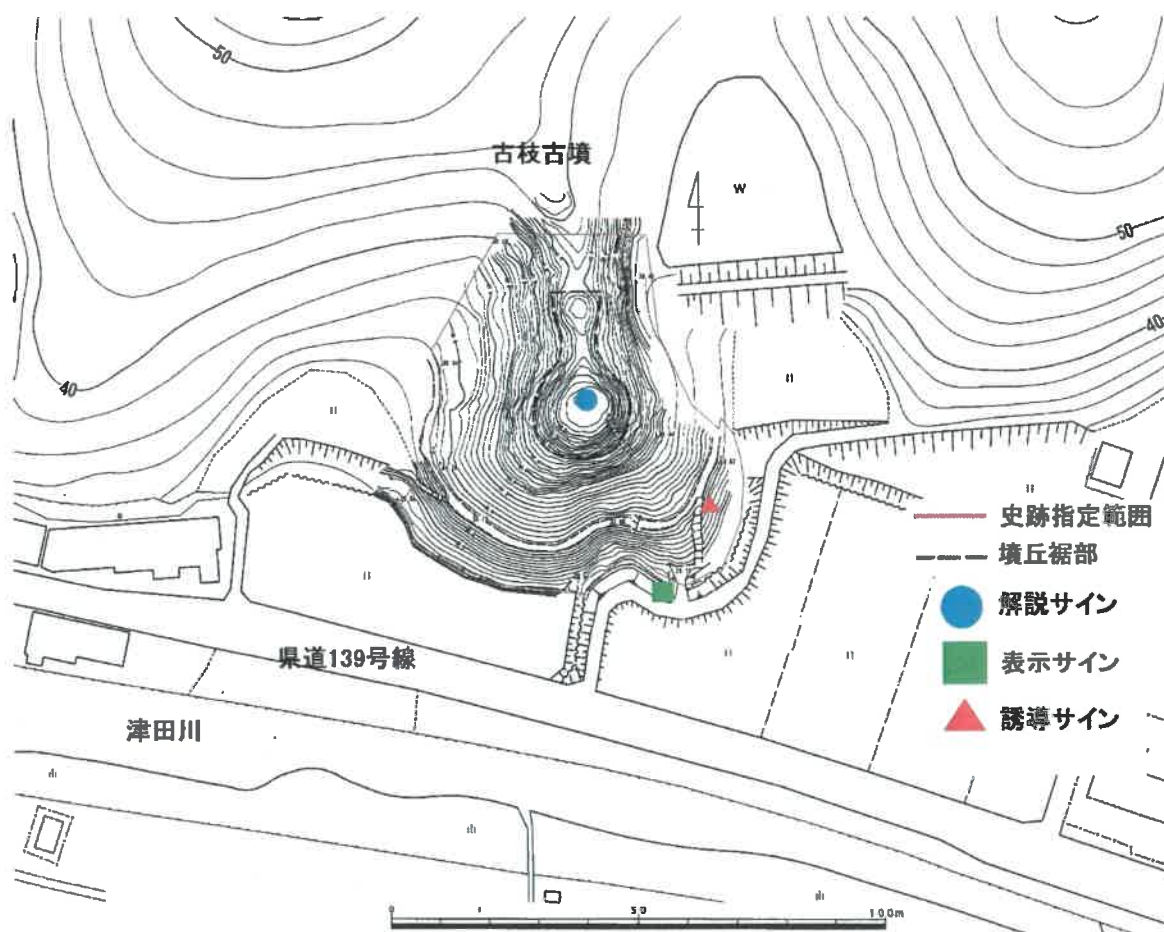


図66 古枝古墳のサインの現状

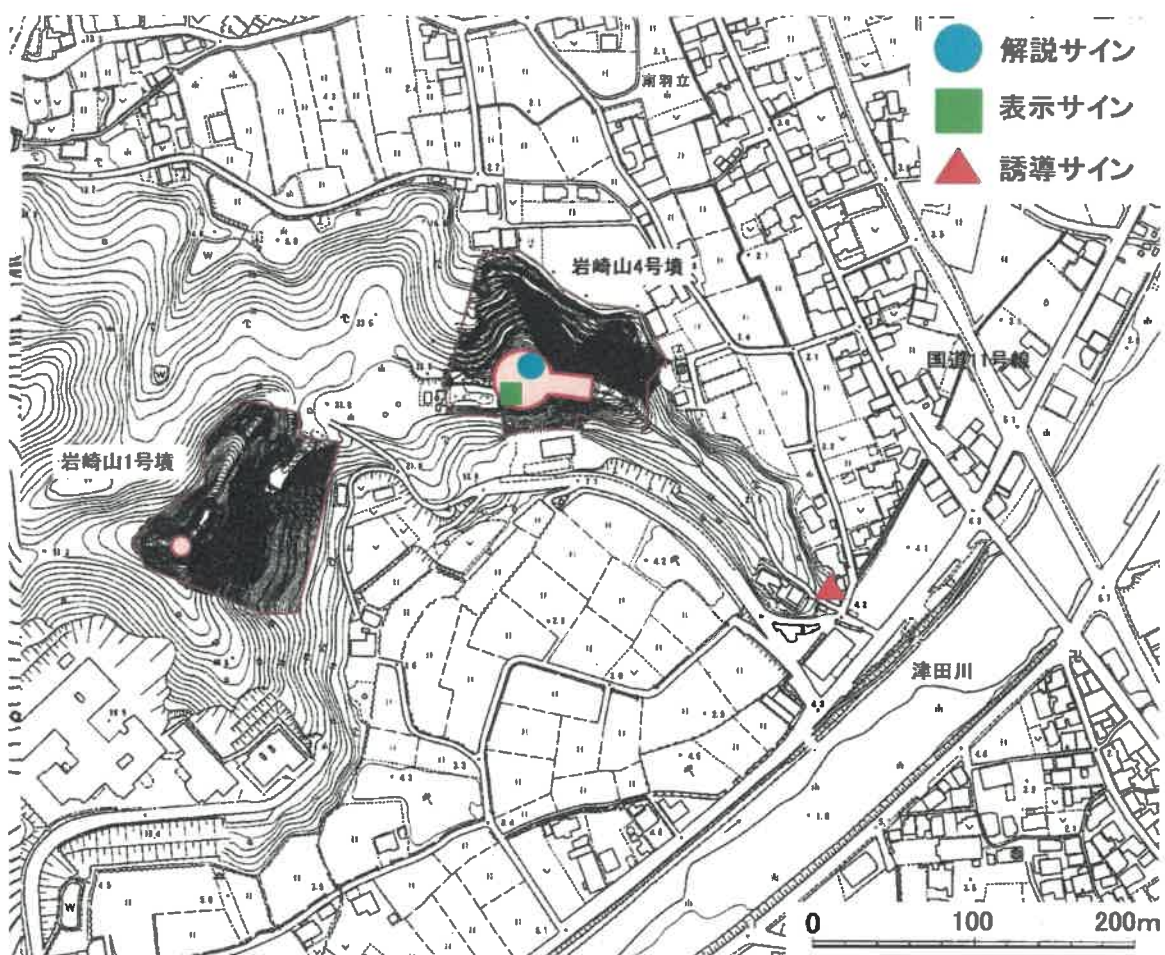


図67 岩崎山4号墳のサインの現状

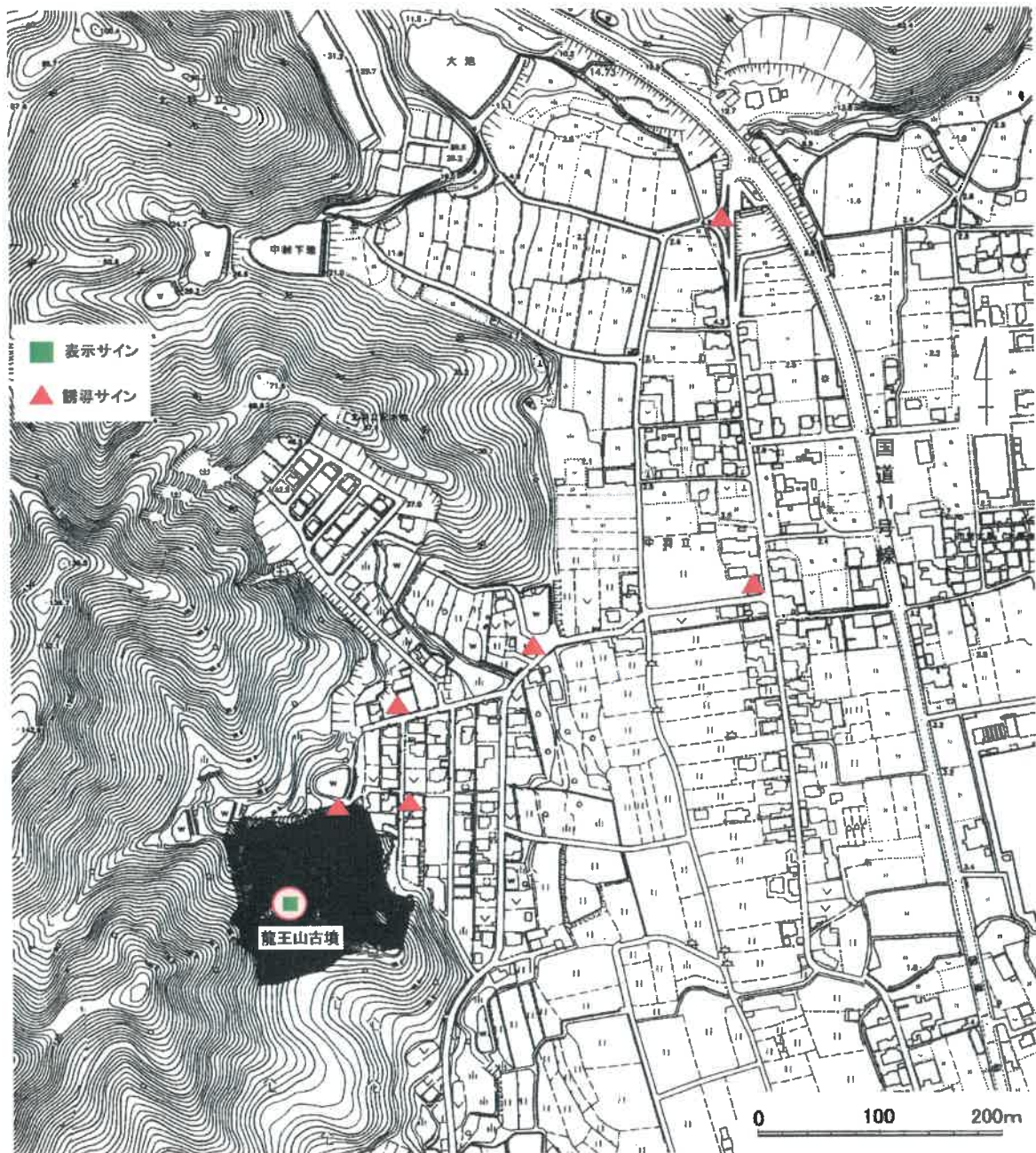


図68 龍王山古墳のサインの現状

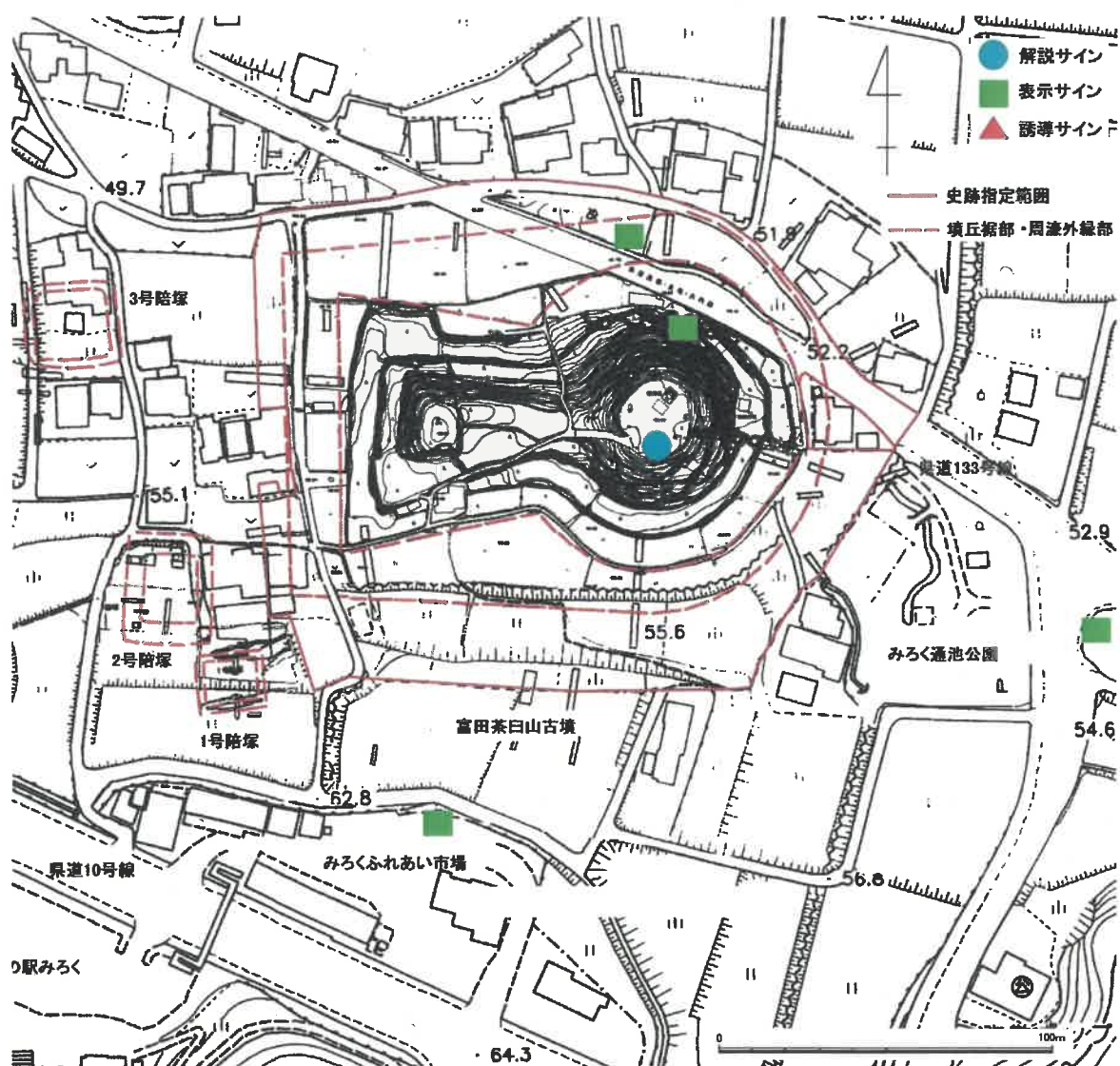


図69 富田茶臼山古墳のサインの現状



写真111 うのべ山古墳



写真112 川東古墳



写真113 古枝古墳



写真114 一つ山古墳



写真115 岩崎山4号墳



写真116 富田茶臼山古墳

写真111～116 解説サイン



写真117 古枝古墳



写真118 龍王山古墳



写真119 富田茶臼山古墳



写真120 富田茶臼山古墳(南面)



写真121 龍王山古墳(北面・誘導サイン)



写真122 富田茶臼山古墳

写真117～122 表示サイン



写真123 鵜部山の3古墳



写真124 川東古墳



写真125 龍王山古墳

写真123～125 誘導サイン

(3) 便益施設

現状

- うのべ山古墳は史跡地から徒歩5分の範囲に旧鶴羽小学校（さぬき市教育委員会管理）がある。旧鶴羽小学校はさぬき市の文化財整理室として使用しており、津田古墳群の現地見学のイベントの際には駐車場、トイレ等で使用している。うのべ山古墳は史跡地に隣接して駐車場・トイレとして使用可能な市有地がある。
- けぼ山古墳は史跡地から徒歩5分の範囲にうのべふれあい公園（さぬき市農林水産課管理）がある。トイレはないが17台駐車可能な駐車場と広場、展望台があり、展望台からは津田湾が一望できる景観スポットでもある。
- 富田茶臼山古墳の史跡地の東側に隣接してみろく通池公園（さぬき市教育委員会管理）がある。15台駐車可能な駐車場、トイレがあり、富田茶臼山古墳の現地見学会の際には集合場所、説明場所としてこれまでも頻繁に使用している。
- 川東古墳は丘陵上ではあるが、史跡地の北側に隣接してトイレ・広場として使用可能な市有地がある。
- 一つ山古墳は史跡地の北側に隣接して駐車場・トイレとして使用可能な市有地がある。
- 岩崎山1号墳・4号墳の周辺では津田川沿いに東屋の設置された休息場（国土交通省管理）があるがトイレは設置されていない。岩崎山1・4号墳と龍王山古墳に挟まれた谷を上がった峠付近に津田運動公園があり、駐車場・トイレが設置されている。ただ、岩崎山1・4号墳と龍王山古墳からは距離的にやや離れている。
- 龍王山古墳はトイレ、規模の小さい広場は史跡地に隣接した北側に設定できる。ただし、駐車スペースは確保できていない。
- 古枝古墳、赤山古墳、岩崎山4号墳、岩崎山1号墳は便益施設として利用可能な市有地は史跡地に隣接あるいは近接した地点にない。

課題

便益施設の内、駐車場、トイレ等の設置場所が課題である。設置場所は全体計画の中で検討していく必要がある。

(4) ガイダンス施設

現状

- うのべ山古墳から徒歩5分の地点に旧鶴羽小学校がある。旧鶴羽小学校では平成27年（2015）に津田古墳群と富田茶臼山古墳をテーマにした展示室を設けた。普段は公開をしていないが、年に1回のさぬき市古墳まつりや古墳の現地見学会ではしばしば展示室を公開・活用している。
- 富田茶臼山古墳から徒歩10分の地点のみろく自然公園内にさぬき市歴史民俗資料館がある。さぬき市歴史民俗資料館では平成27年（2015）に常設展示室の原始コーナーをリニューアルし、津田古墳群、富田茶臼山古墳の主要な出土遺物を展示している。展示室は津田古墳群・富田茶臼山古墳に特化したものではないが、前後の時期を含めた時代を学習できる。

課題

津田古墳群、富田茶白山古墳の調査成果や歴史的価値を常時公開し、活用にも資するガイダンス施設の設置が課題である。

(5) 史跡地内の見学路

現状

- うのべ山古墳は墳丘東側に隣接する南北の造成土を見学路として使用している。墳丘内は見学路を設定しておらず、通路による墳丘の改変も認められない。
- 川東古墳は史跡地内において通路を設定しておらず、通路による墳丘の改変も認められない。
- 古枝古墳は後円部南東部の傾斜面を利用して後円部頂部に至る見学路があり、墳丘の地表面は通路による改変が認められる。
- 赤山古墳は墳丘内に見学路を設定していない。
- 一つ山古墳は墳丘に二十四輩石仏群の巡礼道が設置されているが、通路として明瞭ではない。通路上には石段が部分的に設けられており、地表面の墳丘も通路として改変を受けている。
- 岩崎山4号墳は墳丘主軸に通路があり、通路の北辺ラインが筆境になっており、民有地となっている。後円部頂部から西側は後円部西側傾斜面が通路になっている。全体的に通路による墳丘の改変が認められる。
- 龍王山古墳は墳頂部の龍宮神社に至る参道が螺旋気味に墳丘上に巡らされており、墳丘は通路による改変が認められる。
- けぼ山古墳は四国88ヶ所写し霊場石仏群が墳丘を縦断しており、墳丘主軸に平行して巡礼の通路がある。通路は後円部西側傾斜面と前方部東側傾斜面を經由しているが民有地で、傾斜面には通路による墳丘の改変が認められる。
- 岩崎山1号墳は明瞭な通路の痕跡は残されていない。
- 富田茶白山古墳は墳丘裾部付近、墳丘上に農道、妙見神社の参拝道・階段が残されており、見学路はこれらの通路を利用している。後円部東側の階段は直線的で傾斜が強いため、安全面でやや問題がある。設置時期は周辺の鳥居・燈籠等から江戸時代後期頃に設置された可能性があり、古墳築造後の歴史的諸要素として位置づけられる。

課題

整備に伴う見学者数の増加を見込むと墳丘を経由する見学路は墳丘の改変につながる危険性がある。また、見学路を設置していない古墳は様々な箇所への立入りによる改変のおそれがある。見学者の通行による墳丘の改変や本質的価値の構成要素を視認する古墳の活用の側面を踏まえて見学路の固定化が課題である。

(6) 史跡地までの見学路

現状

- うのべ山古墳、古枝古墳、一つ山古墳、岩崎山1号墳、富田茶白山古墳は見学路が市有地である。

- うのべ山は指定地と公道間が私道である。
- 川東古墳は現状の見学路は史跡地外の民有地を利用している。史跡地外の北側は市有地が継続しており、北側の公道の舗装道路に接している。現状で舗装道路から古墳に至る通路は設置されていないが、見学路として整備することは可能である。
- 赤山古墳は宅地、県道2号線に隣接しており、古墳に至る見学路はない。
- 岩崎山4号墳は岩崎山の尾根先端部から尾根上を経由する見学路が利用されているが、尾根先端部から史跡地までの長さ180m間は史跡地外の民有地である。岩崎山4号墳と岩崎山1号墳の間は史跡地外の民有地であり、両古墳間の経路は柵等により遮断されている。
- けぼ山古墳はうのべふれあい公園駐車場からの山道が見学路として使用しているが、この山道の約300m間は史跡地外の民有地である。史跡地の北側に東西に延びる通路の内、東側は市有地であるが、現状で丘陵東端の麓近くで遮断されている。ただ、麓部に立地する池の堤を利用すれば市有地を通じて東側の平野部に至ることはできる。この平野部の東側には一つ山古墳があり、道の整備をすれば市有地を通じて一つ山古墳とけぼ山古墳を繋げることは可能である。
- 龍王山古墳は市道と史跡進入口の間に長さ約50mの史跡地外の民有地がある。古墳見学には民有地を経由せざるを得ない状況である。
- 岩崎山1号墳はさぬき市道と史跡地の間に1筆民有地が所在していたため(2205-2)、平成28年(2016)3月11日にさぬき市単独事業として公有地化した。これにより市有地を通じて史跡地に至ることが可能となった。

課題

見学路は安全な見学路を確保する必要がある。墳丘までの見学路が民有地を経由している場合の取扱いが課題である。見学路はトイレ・駐車場の便益施設と一体的に検討していく必要がある。

(7) 史跡の周辺環境と一体化した整備

現状

- 旧津田町(さぬき市津田町)では高速道路建設を契機として周辺地域が整備されていった。鵜部山周辺では平成9年(1997)にうのべ展望ふれあい公園が完成した。平成12年(2000)に旧津田町はふるさと海岸から津田の松原を経て、鵜部海域を結ぶ海岸環境整備として「うのべ潮騒の郷づくり事業」を計画した。鵜部山での桜の植栽が行われ、平成13年にはドルフィン・セラピー構想が具体化し、現在、イルカと触れ合える日本ドルフィンセンターが鵜部山北西部の海岸部に設置された。こうして、鵜部山周辺が整備されたが、この整備計画の中で古墳は整備計画に取り入れられなかった。
- 岩崎山1・4号墳、龍王山古墳の所在する羽立地域周辺では昭和62年度(1987年度)に津田町総合公園の建設が着工し、平成9年(1997)に完成した。続く平成10年(1998)に岩崎山1号墳・4号墳を取り込み、津田町総合公園までを一体的に散策路でつなぐ「ふるさと文化村整備」が計画されたが実施には至っていない。
- 富田茶白山古墳周辺は昭和59年(1984)頃から富田茶白山古墳とみろく自然公園を一体化

した古墳公園としての整備が計画された。平成4年（1992）にさぬき東街道（県道10号線）が建設され、平成9年（1997）にみろく自然公園と富田茶臼山古墳の中間地点に道の駅みろくがオープンした。一方で同時期に富田茶臼山古墳周辺は県営園場整備事業が実施され、富田茶臼山古墳の東に隣接していた通池は埋め立てられ、古墳見学者用便益施設として平成8年（1996）にみろく通池公園がオープンした。こうした中で富田茶臼山古墳は平成元年（1989）に確認調査が実施され、平成5年（1993）に国指定史跡に指定されている。

- 津田古墳群の現地見学会ではドルフィンセンターとの連携を行うなど周辺環境との一体的な活用を試みつつあるが、サイン等の整備は誘導サインが隣接する程度で一体的な整備は不十分である。
- 富田茶臼山古墳の現地見学会では道の駅みろく周辺を食事場所・休息場所にし、古墳とみろく自然公園（さぬき市歴史民俗資料館）を一体的に活用するイベントを実施しているが、サイン等による整備は不十分である。
- 岩崎山4号墳・岩崎山1号墳と津田総合公園は整備計画が実施されなかったこともあり、現状では活用は完全に切り離されている。津田総合公園からは滅失した津田古墳群である奥3号墳の立地が良好に視認できる。

課題

見学会などイベントとしては古墳と周辺地域の構成要素は活用を実施しているが、ハード面での整備は極めて限定的である。関係機関・関係者と連携しながら一体的な整備が課題である。

(8) 各古墳をつなぐルートの整備

現状

- 津田古墳群は東西4.5km、南北3.5kmの広範囲に古墳が分布する。さらに富田茶臼山古墳を含めると南北は4.5kmになる。この広範囲に展開する古墳群を繋ぐルートは複数ある。
- ルート上に津田古墳群・富田茶臼山古墳を周知させるような整備は実施されていない。ルート上に位置づけられる休息場として、道の駅津田の松原、春日温泉、道の駅みろく等があり、観光地として津田の松原が挙げられるがサインをはじめとして津田古墳群・富田茶臼山古墳に関する整備は皆無に近い。

課題

津田古墳群と富田茶臼山古墳の特徴は広域分布にある。古墳どうしをつなぐルートの整備に重点をおいた整備が課題である。ルート上の休息場、観光地を取り込んだ整備が課題である。

第5節 運営・体制の現状と課題

1 保存活用計画の運営体制

現状

- 史跡津田古墳群及び富田茶臼山古墳の保存・活用・整備に関する事項はさぬき市教育委員会生涯学習課が所管しており、文化財専門職員1名を配置している。

- さぬき市教育委員会の派遣依頼を受けて文化財調査及び普及啓発活動の実務を実施する機関として大川広域行政組合埋蔵文化財係があり、専従の職員2名を配置している。
- 津田古墳群・富田茶白山古墳の保存活用計画をはじめとして様々な文化財に関わる取組で文化庁、香川県教育委員会から助言を受け、また協議を行っている。
- さぬき市歴史民俗資料館のボランティア組織「れきみん会」は現地見学会の補助や小学生の古墳学習、古墳見学会のイベントのガイド、さぬき市所蔵資料の整理など様々な活動を実施している。
- 年1回の「さぬき市古墳まつり」に際しては、さぬき市古墳まつり実行委員である地域住民が主体となり、事前にうのべ山古墳等の清掃活動を実施している。
- さぬき市文化財保護協会はさぬき市合併前の旧5町でそれぞれ昭和30年代に結成された文化財保護協会を合同した組織である。市内文化財に関する知識の向上を図り、市内文化財の保護・研究を行っている。活動成果は年に1回刊行される『さぬき市の文化財』でまとめられている。会員は地域住民からなる。

課題

確実な保存活用事業を推進していくためには、運営の主体となるさぬき市の人員配置や管理体制の拡充など体制整備が課題である。また、有識者、関係機関、地域住民との連携強化が課題である。

2 さぬき市内部関係部局との連携

現状

- 普及啓発活動に関しては、古墳見学を取り入れたイベントの開催などさぬき市内部関係部局との連携は定期的に実施しているが、保存管理に関する連携はほとんど実施されていない。

課題

整備事業では土木・建築専門の技師の積極的な関与が不可欠である。地元イベントや公演等の広報活動では商工観光課、園地としての土地利用では都市整備課との連携が重要である。他に周辺地域の開発の把握、防災対策においても密接な連携が必要である。定期的な協業体制の構築が課題である。

3 さぬき市の諸機関との連携

現状

- 小学校・中学校での古墳学習行事及び学校現場での教材研究会で連携を行っている。高校との連携は皆無である。
- 他市町との連携は少ない。
- 大学等の研究機関との連携は、古墳の測量調査やシンポジウム等で広島大学や徳島文理大学に協力を受けている。

課題

学校現場との積極的な連携を構築し、古墳群の学校教育への活用が課題である。普及啓発や古墳の新たな価値を創造するための研究を推進していく上で、石清尾山古墳群、快天山古墳、鳴門板野古墳群、渋野丸山古墳など津田古墳群・富田茶臼山古墳と関連の強い他市町や、大学等の研究機関との連携が課題である。

4 外部団体との連携の現状と課題

現状

- 鵜部山周辺では周辺の外部団体との関係を構築しつつある。毎年、年に1回開催される「さぬき市古墳まつり」は地元自治会の方々を中心とした「さぬき市古墳まつり実行委員会」が主催となって実施されている。また、津田古墳群に隣接する日本ドルフィンセンターとは「さぬき市古墳まつり」やジオサイト企画で連携事業を実施している。
- 鵜部山周辺以外の地域では定期的な連携は行われていない。
- 見学会など古墳に関するイベントでは新聞社などのマスコミ機関に情報を提供している。

課題

様々な団体と交流を深め、地元住民と一体となった古墳の保存管理、活用が課題である。

第6章 保存活用の大綱・基本方針

第1節 大綱

- ・古墳時代社会の地域統合が体感できる古墳群
- ・謎の4世紀を解明する鍵を握る古墳群
- ・日本列島における古墳時代前半期の縮図である古墳群
- ・「群」として保存活用し、地域住民と連携して将来に守り伝える

津田古墳群と富田茶臼山古墳は東西・南北4.5kmの広範囲に10基の古墳が分布する。古墳群は群としての結びつきを重要視し、歴史の町さぬき市の重要な歴史文化遺産として地域住民と一体となった保存活用に努める。保存活用は史跡地のみならず周辺環境と一体的に取扱い、古墳群がふるさとの象徴として活動や交流の拠点になることを目指していく。

本計画ではこうした観点から保存管理、活用、整備の方針を提示し、これらを確実に実施していくための管理・運営体制の方針を定める。

第2節 基本方針

- 1 本質的価値を適切に保存する。
- 2 調査成果に基づいた計画的な保存・整備を行う。
- 3 古墳「群」としての保存・活用・整備を行う。
- 4 史跡地とともに史跡をとりまく環境との調和を目指し、地域と一体的な保存・活用・整備を行う。
- 5 史跡の持続的な保存・活用・整備を行うための体制をつくる。
- 6 継続的に調査・研究を行う。

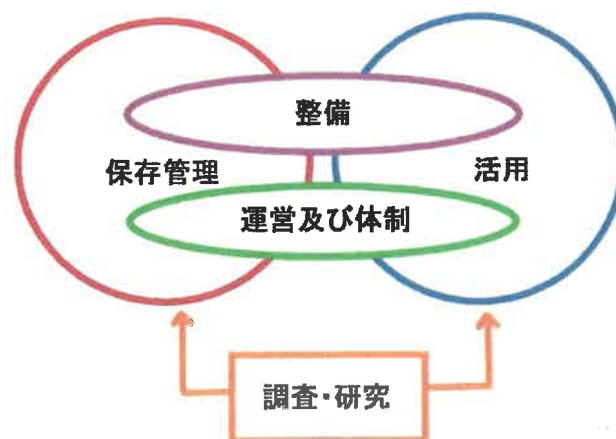


図70 基本方針模式図

第7章 保存管理の方向性と方法

第1節 保存管理の方向性

津田古墳群・富田茶臼山古墳は古墳が広域に分布するため、古墳の保存状態や古墳の周辺環境が古墳ごとに多様である。また、古墳の特質は積石塚、盛土墳といった差異がある。さらに、個々の古墳の中でも史跡地内のエリアによって本質的価値を構成する要素の密度などに差異がある。よって史跡の特性・特質に沿った保存管理の方法を策定する。

史跡地は周辺に宅地、道路、農地などの土地利用がなされている古墳があり、史跡地内でも一部の古墳では土地利用が認められている。よって史跡の保存管理には土地所有者、利用者、地域住民などとの協議・調整及び協力が不可欠であり、土地利用の基準を策定する必要がある。

史跡地の土地所有は現状で市有地と民有地があり、史跡地外に本質的価値の諸要素の認められる古墳もあり、史跡の確実な保存を進めていくために公有化・追加指定を実施していく必要がある。

以上のような史跡の現状を踏まえ、保存管理の方向性を以下のように設定する。

- 本質的価値を構成する要素を確実に保存する。そのための継続的な調査・研究を実施する。
- 史跡の適切な保存管理を進めるために、史跡内を地区ごとの特性・特質に基づいて地区区分する。
- 保存管理を継続するための日常的な維持管理の方法を定める。
- 自然的・人為的災害等による史跡の改変の発生時の方策を定める。
- 史跡地内及び史跡周辺の地域住民の生活との調和を図り、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針を定める。
- 史跡地外に本質的価値を構成する要素が及ぶ場合は調査・研究により詳細を把握し、必要に応じて追加指定を行う。
- 史跡内及び史跡の保存活用上不可欠であるとされる場所は公有地化を図る。

第2節 地区区分と具体的な手法

1 地区区分の概要

史跡地は本質的価値を構成する要素の分布によって特性・特質が異なるため、地区区分を行い地区区分ごとの保存管理方針を策定する。

2 地区区分

史跡地

A区・・・古墳で本質的価値を構成する要素が最も凝縮している墳丘と外周施設をA区に区分する。墳丘は墳丘、外表施設（葺石・埴輪列）、埋葬施設、外周施設は周濠、周庭帯、墳丘基盤、区画溝からなる。A区の範囲は墳丘を包括する外周施設の外縁になる。ただ、範囲は堆積土等により明瞭ではないため、墳丘裾部から3m外側までを範囲とし、外周施設を包括できるようにする。区画溝は外側肩部から3m外側までをバッファゾー

ンとしてA区内とする。富田茶臼山古墳は墳丘裾部の外側に周濠、周庭帯、陪塚が位置する。よってこれらを含むエリアとし、陪塚は墳丘裾部から3m外側までを範囲とする。

A区の範囲は現状では不明瞭な事例が多く、継続的な調査・研究によって変更していく。

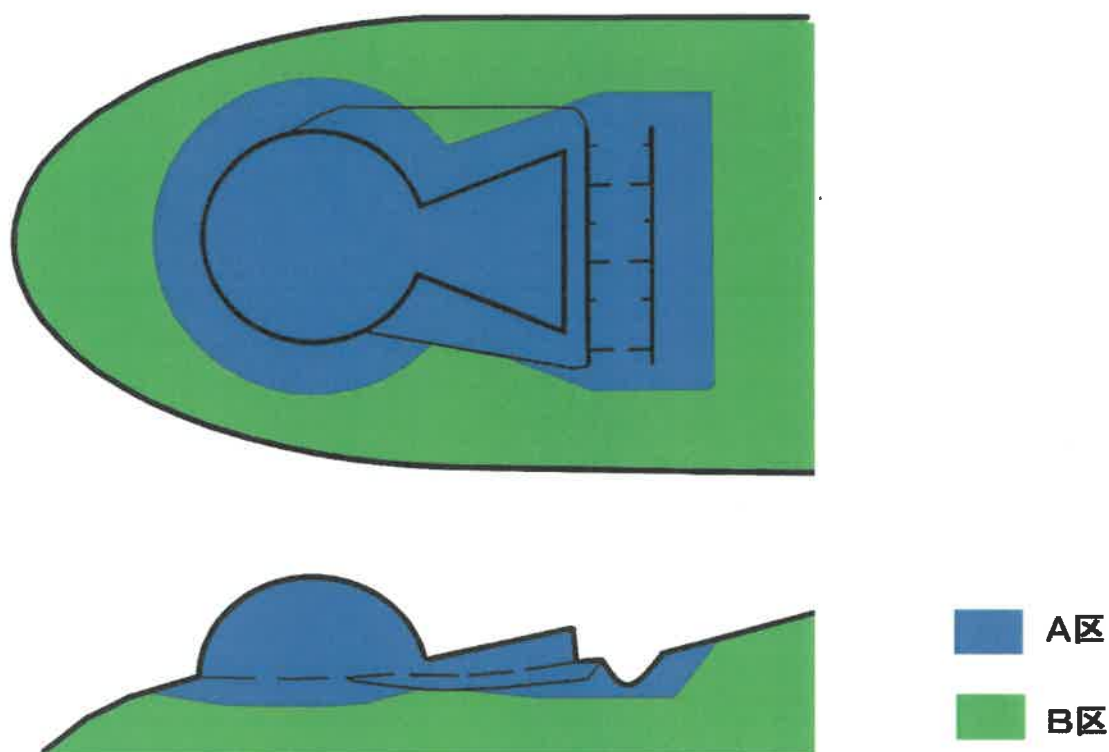


図71 保存管理の地区区分

B区・・・A区から外側の自然地形面で、A区以外の史跡地である。多くは史跡地の外周部である。未知の遺構が存在する可能性はあるが本質的価値を構成する諸要素は希薄である。ただし、転落した葺石や盛土、埴輪等の遺物が存在する。また、古墳に関連する施設が存在する可能性もある。

3 地区区分ごとの具体的手法

(1) A区

- 積石塚は積石石材の転落・移動が容易であるため、積石部を保存するために立入禁止柵により立入を制限する。
- 盛土墳は土砂流出防止策を講じる。
- 眺望維持・土壌侵食防止を考慮した適切な植生管理を実施する。
- 墳丘の崖部・急傾斜部の保全対策を実施する。
- 過去に確認され、現状で地下にあるために遺存状態・範囲の不明瞭な遺構は現状を把握し保

全対策を実施する。

(2) B区

- 眺望維持・土壌侵食防止を考慮した適切な植生管理を実施する。
- 崖部・急傾斜部等でA区を崩落させる危険性の箇所の養生を実施する。

(3) その他

地区区分についてはA区、B区を基本とするが、必要に応じて「C区…所有者の協力の下、必要に応じて発掘調査を行い、結果に基づき適切に遺構の保存を図る」地区と「D区…近隣住民との合意のもと、必要な機能の維持向上を目指す」地区を設定する。

第3節 各古墳の保存管理の方法

各古墳の保存管理の方法を整理する。

1 うのべ山古墳

分類				地区	保存管理の方法
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構	墳丘	A	- 遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 - 改変部は計画的に適切な復旧を行う。 - A区は立入禁止柵（A・B区境に設置）により立入禁止とし、墳丘の改変につながるA区の樹木は伐採し、B区は現状維持する。 - 石材間の腐葉土は現状維持する。 - 見学路は墳丘上には設置せず、立入禁止柵の外側に設置する。 - 外周段築の保存状態を把握する。 - 前方部前端面の積石部は長期的には法面保全を実施する前の旧状に復する。
			埋葬施設	A	不明
			外周施設	A	・墳丘基盤
		古墳の立地する地形		B	- 西側の崖面・小崖面の法面保全。 - 古墳東側の造成土は外周段築とその下部の自然傾斜面が視認できる地点まで除去する。残りは通路・広場として利用する。 - 史跡地北側の造成土の高まりは除去する。 - 史跡地東辺の竹林は伐採する。
		眺望		B	古墳から北西部側の海への眺望を確保するために眺望ポイントを定め適切に植生を管理する。
		古墳築造後の歴史的諸要素		A B	・石祠 ・供養塔 ・史跡と一体化した保全を図り、現状維持する。き損が著しい場合は現状維持に必要な措置をとる。
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	保存／活用 に有効な諸要素	サイン	A	・解説サイン ・表示サイン ・注意喚起サイン ・現状は仮設の解説サインである。将来的には本設の解説サインを設置する。設置場所は整備計画の中で計画的に決定する。 ・注意喚起サインは安全性を確保した整備が完了するまで継続する。 ・表示サインを史跡入口部に設置する。 ・破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
			保存管理に 有効な諸要素	A B	・前方部擁壁 ・前方部崖面保全 ・水路 ・ロープ（立入禁止） ・擁壁、法面保全部、水路はき損等がないか定期的に点検し、適切に維持する。 ・前方部の立入制限のロープは安全性を確保した整備が完了するまで継続する。それまで定期的に点検し、適切に維持する。
			史跡地の境界を明示する 諸要素	史跡 境界	・史跡地の境界を明示するために史跡境界標を設置する。
		その他の諸要素		A B	・植生 ・電柱 ・ホース格納庫 ・造成土 ・眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。 ・工作物は現状変更の基準を定める。利用状況を定期的に把握し、長期的には可能な限りにおいて史跡地外への移設を検討する。 ・史跡地東側の造成土は外周段築裾部と丘陵傾斜面が把握できる地点まで除去し、残りの部分は通路として利用する。
史跡地外	活用 に有効な諸要素			・誘導サイン ・便益施設用の区画 ・破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ・史跡地に隣接して便益施設用の市有地がある。将来的に便益施設を設置し適切に管理する。	
	その他の諸要素			・宅地	
史跡の価値を補完する諸要素				・出土遺物 ・発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等で有形文化財への指定を実施する。	

表34 うのべ山古墳の保存管理の方法

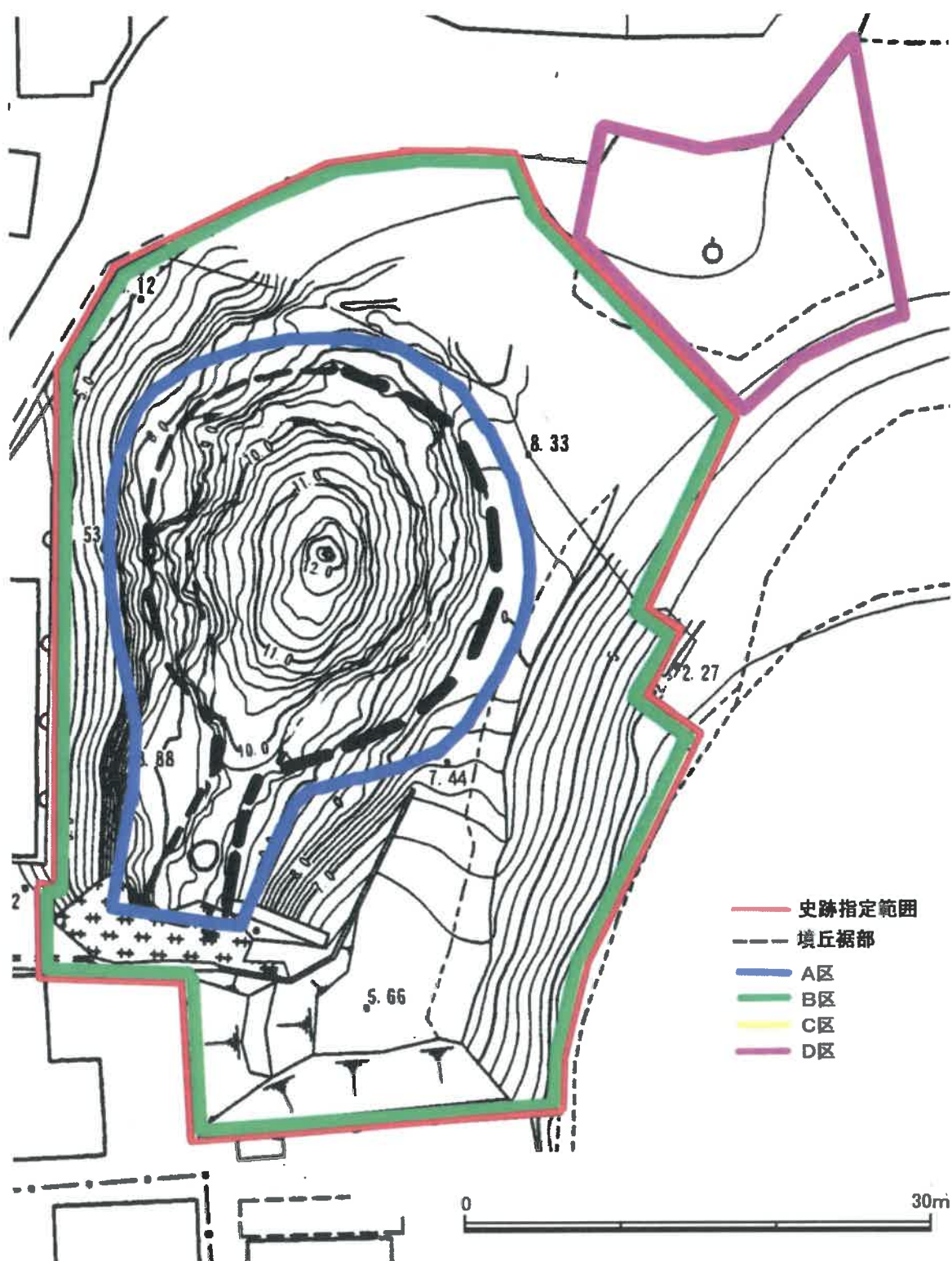


図72 うのべ山古墳の地区区分

2 川東古墳

分類				地区	保存管理の方法	
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構	墳丘	・ 前方後円墳 ・ 積石塚 ・ 土器仮器の囲繞	A	・ 遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。き損のおそれのあるものを早期に把握する。 ・ 改変部は計画的に適切な復旧を行う。 ・ A区は立入禁止柵（A・B区境に設置）により立入禁止とし、墳丘の改変につながるA区の樹木は伐採し、B区は現状維持する。石材間の腐葉土は現状維持する。 ・ 墳丘範囲を発掘調査によって把握する。 ・ 見学路は墳丘上には設置せず、見学路は立入禁止柵の外側に設置する。 ・ 原位置から完全に移動している積石石材で復旧が不可能な石材は回収し、活用・整備に利用する。
			埋葬施設	不明	A	
			外周施設	・ 墳丘基盤	A	・ 区画溝の有無を発掘調査によって把握する。
		古墳の立地する地形		・ 丘陵 ・ 安山岩の露頭	B	・ 史跡地西端の崖面は隣接する土地所有者との調整の上で崖面保全を実施する。
		眺望		・ 平野部の眺望 ・ 古墳の眺望	B	・ 古墳から南部の平野部の眺望を確保するために眺望ポイントを定め適切に植生を管理する。
		古墳築造後の歴史的諸要素		・ 中世墓か経塚	A	・ 史跡と一体化した保全を図り、現状維持する。
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	保存／活用 に有効な諸要素	サイン	・ 解説サイン	A	・ 解説サインはさぬき市合併前に設置している。将来的に内容更新していく。 ・ 表示サインを史跡入口部に設置する。 ・ 破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
			保存管理に有効な諸要素			
			史跡地の境界を明示する諸要素		史跡境界	・ 史跡地の境界を明示するために史跡境界標を設置する。
		その他の諸要素		・ 植生	B	・ 眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。
史跡外	活用に有効な諸要素		・ 誘導サイン ・ 見学路（山道） ・ 便益施設、活用のための土地		・ サインは破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ・ 見学路である山道は民有地である。土地所有者との調整の元に維持管理する。 ・ 便益施設用の土地は将来的に便益施設を設置する。活用のための土地は将来的に平野部の展望台として利用する。これらは適切に管理する。	
	その他の諸要素					
史跡の価値を補完する諸要素			・ 出土遺物		・ 発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・ 金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・ 出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等で有形文化財への指定を実施する。	

表35 川東古墳の保存管理

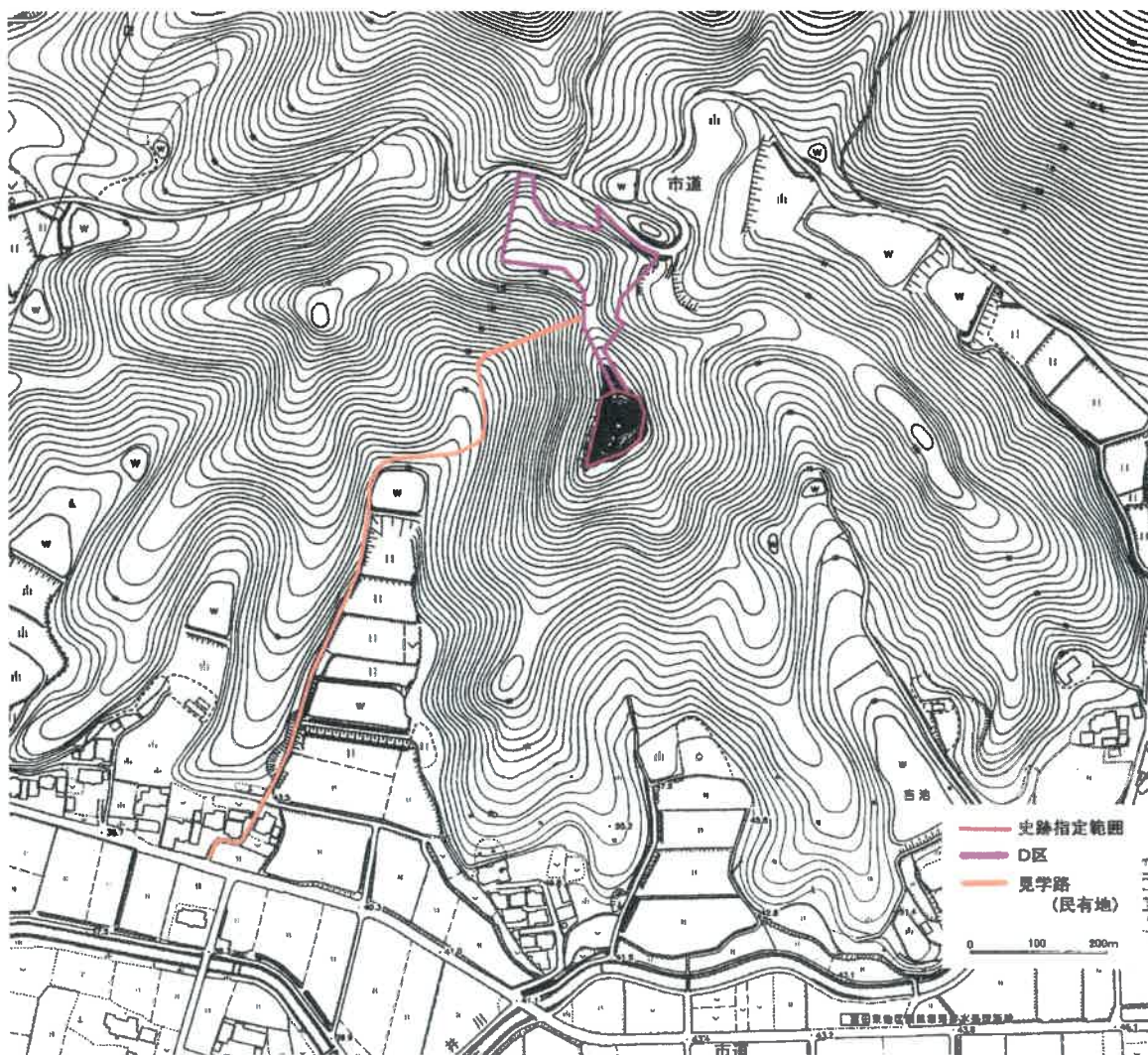


図73 川東古墳の史跡地周辺の地区区分(1)

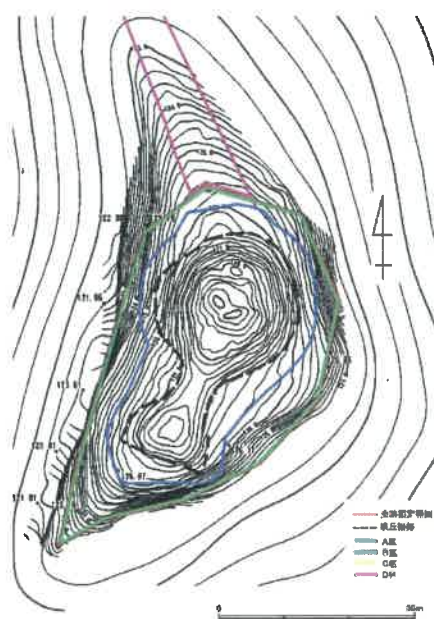


図74 川東古墳の史跡地周辺の地区区分(2)

3 古枝古墳

分類				地区	保存管理の方法
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構	墳丘	A	・遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・改変部は計画的に適切な復旧を行う。 ・墳丘範囲の確認調査を行う。 ・前方部前端部の石列の遺存状態を確認する。
			埋葬施設	A	・埋葬施設の遺存状態を確認した上で保存管理方法を検討する。
			外周施設	A	・改変部がないか、定期的な点検を行う。
		古墳の立地する地形		B	・改変部がないか、定期的な点検を行う。
		眺望		B	・古墳から南部の平野部の眺望を確保するために眺望ポイントを定め適切に植生を管理する。保安林のため関係機関と調整する。
		古墳築造後の歴史的諸要素			
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	保存／活用 に有効な諸要素	サイン	A	・解説サインはさぬき市合併前に設置している。将来的には内容変更を実施する。 ・破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
			保存管理に有効な諸要素	A B	・効果と景観を考慮した獣害防止用の柵を設置する。本設置に期間が経過する場合は、仮の獣害防止柵を設置する。 ・墳丘上の見学路は傾斜の急な後円部には設置しない。墳丘上の見学路は盛土等によって遺構を保護した上で、景観に配慮しながら整備する。 ・墳丘周囲の見学路は古墳を一巡する。B区に設置する。見学路には見学者を誘導するサインを設置する。
		史跡地の境界を明示する諸要素		史跡境界	・史跡地の境界を明示するために史跡境界杭を設置する。 ・史跡地南端は丘陵裾部が境界である。また、南端の西半にはフェンスが設置しており、境界を把握する目安に利用する。
		その他の諸要素		A B	・眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。 ・既存樹木に倒木の危険性が予測される場合には、森林管理担当機関に連絡し、対応策を検討する。 ・現状の獣害防止柵で古墳に至る見学路が分断されている。古墳の保全を加味した獣害防止柵に変更する。
史跡外	古墳築造後の歴史的諸要素			・石碑は土地所有者との調整を行いながら現状維持する。	
	保存活用 に有効な諸要素				
	その他の諸要素				
史跡の価値を補完する諸要素					・発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等で有形文化財への指定を実施する。

表36 古枝古墳の保存管理

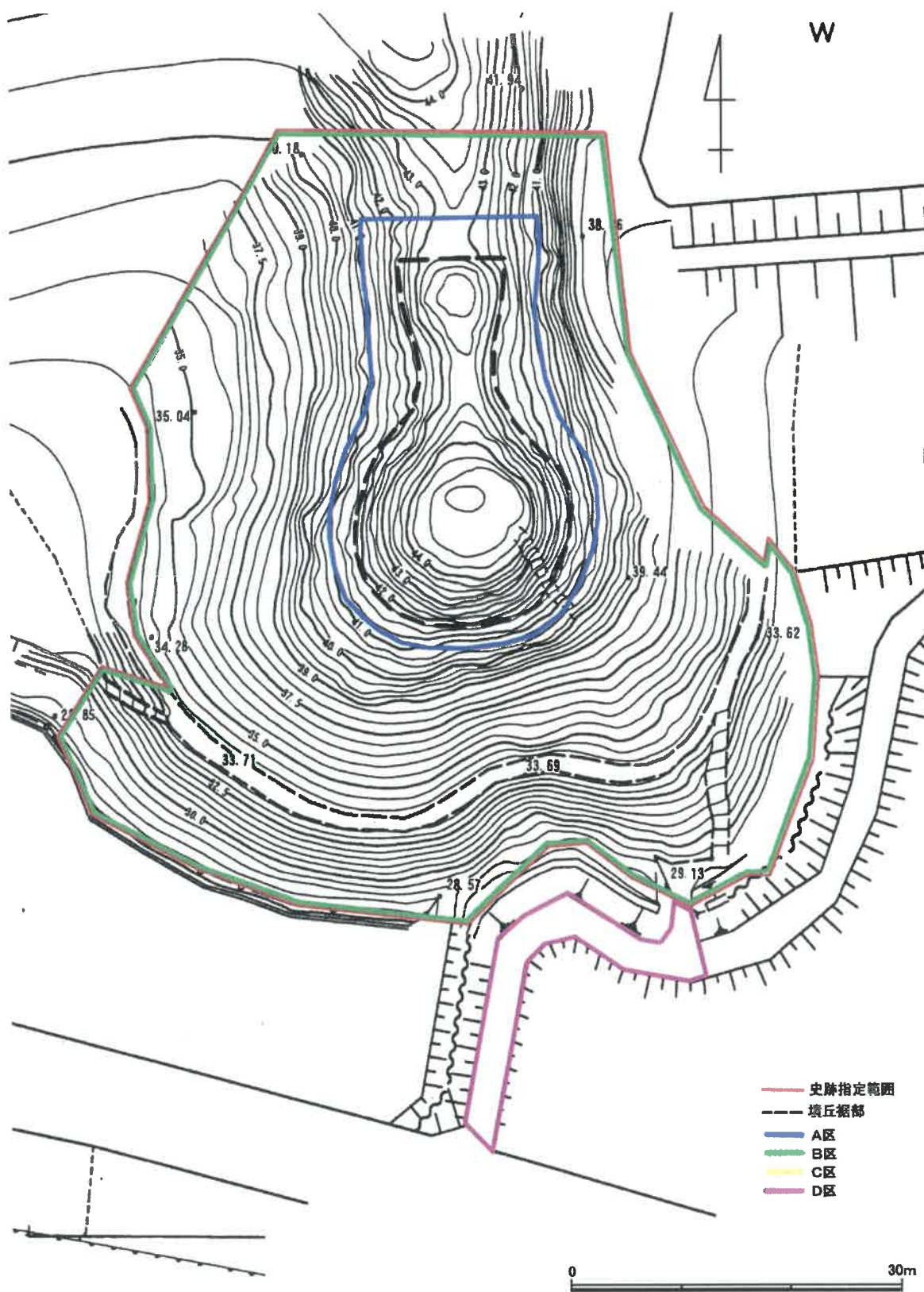


図75 古枝古墳の地区区分

4 赤山古墳

分類				地区	保存管理の方法
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構	墳丘	A	- 遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 - 改変部は計画的に適切な復旧を行う。 - 葺石は定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 - 葺石に異常が生じた場合は発掘調査によって現状及び構造を把握した上で保存方法を決定する。 - 葺石で保存上問題のある場所は注意喚起サイン等により来訪者が立ち入らないように誘導する。 - 周囲の崖面は保全を実施する。長期的には盛土による崖の解消を目指す。
			埋葬施設		
			外周施設	A	・墳丘に同じ
		古墳の立地する地形			
		眺望		A	・古墳から北部の海への眺望を確保するために眺望ポイントを定め適切に植生を管理する。
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	保存／活用 に有効な諸要素	サイン		・現状はなし。将来的に設置する。整備計画に基づいて設置場所を検討する。
			保存管理に有効な諸要素	A	- 擁壁はき損等がないが定期的に点検し、適切に維持する。 - 見学路は設置していない。整備計画に基づき計画する。 - 墳丘上の見学路は遺構に影響がないように盛土を実施した上で設置する。 - 植生は樹木が墳丘への風雨による悪影響を防ぎ、草類は土壌侵食を防止するため、適切に植生管理する。
			史跡地の境界を明示する諸要素	史跡境界	・史跡地の境界を明示するために史跡境界標を設置する。
		その他の諸要素		A B	- 眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。 - 倉庫は取扱い及び現状変更の基準を定める。長期的には可能な限りにおいて史跡地外への移設を検討する。
	史跡地外	本質的価値を構成する諸要素	・埋葬施設 ・刳拔式石棺 ・葺石 ・前方部先端ライン	C	- 刳拔式石棺の保存状態等を調査する。刳拔式石棺の現状を記録化する。 - 刳拔式石棺と埋葬施設の関係を発掘調査により確認する。 - 発掘調査、環境調査の成果を整理し、適切な保存管理方法を検討する。 - 刳拔式石棺・埋葬施設は保存管理を実施するまでの間に適切な仮保全を実施する。 - 重点モニタリングにより定期的な点検を行い、き損部及びき損の危険性が生じた場合は保存対策を検討する。
古墳築造後の歴史的諸要素			C	・石仏は現状維持する。	
活用 に有効な諸要素					
その他の諸要素		・宅地			
史跡の価値を補完する諸要素			・出土遺物	- 発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 - 金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 - 出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等で有形文化財への指定を実施する。	

表37 赤山古墳の保存管理

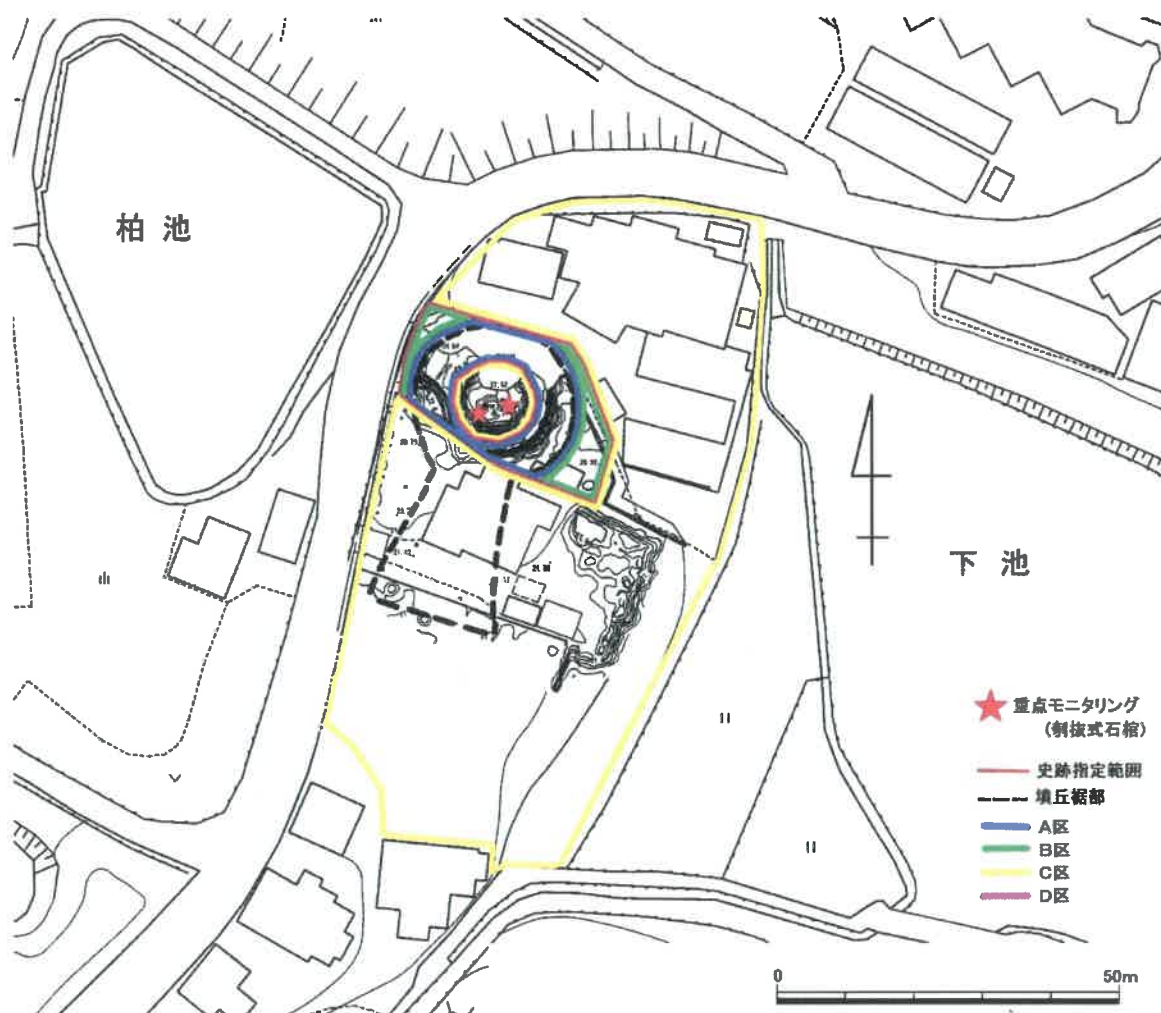


図76 赤山古墳の地区区分

5 一つ山古墳

分類			地区	保存管理の方法		
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構				
		墳丘	・円墳 ・段築 ・葺石 ・埴輪列	A	・遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・改変部は計画的に適切な復旧を行う。 ・葺石は定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・葺石に異常が生じた場合は発掘調査によって現状及び構造を把握した上で保存方法を決定する。 ・葺石で保存上問題のある場所は注意喚起サイン等により来訪者が立ち入らないように誘導する。 ・原位置から完全に移動している積石石材で復旧が不可能な石材は回収し、活用・整備に利用する。	
		埋葬施設	・竪穴式石槨 ・割拔式石棺	A	・竪穴式石槨の保存状態を確認し、き損及びき損の危険性がある部分は保存対策を検討する。 ・竪穴式石槨の保存状態を確認した上で保存管理方法を検討する。 ・割拔式石棺の保存状態等を調査する。割拔式石棺の現状を記録化する。 ・発掘調査、環境調査の成果を整理し、割拔式石棺の適切な保存管理方法を検討する。	
	外周施設	・墳丘基盤	A	・墳丘と同じ		
	古墳の立地する地形	・丘陵	B	・史跡地北端の崖面を保全する。 ・改変部がないか、定期的な点検を行う。墳丘の改変につながる要因を早期に把握する。		
	眺望	・平野部の眺望 ・古墳の眺望	A B	・古墳から北から東にかけての海への眺望を確保するために眺望ポイントを定め適切に植生を管理する。保安林のため関係機関と調整する。		
	古墳築造後の歴史的諸要素	・二十四輩石仏群	A B	・史跡と一体化した保全を図り、現状維持する。		
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	保存／活用に関する諸要素	サイン	・解説サイン ・表示サイン ・注意喚起サイン	B	・解説サインは将来的に内容を更新していく。 ・表示サインを史跡入口部に設置する。 ・墳頂部の崖面には整備が実施されるまで注意喚起サインを設置する。 ・破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
			保存管理に有効な諸要素	・崖面保全 ・シート(墳頂部) ・シート(崖面) ・ロープ ・見学路	A B	・シートとロープは整備を実施するまで定期的な点検を行い、適切に管理する。 ・墳丘上の見学路は盛土等によって遺構を保護した上で、景観に配慮しながら整備する。 ・丘陵上の見学路は古墳を巡るように設定するが、北面が崖面のため一周はしない。見学路には見学者を誘導するサインを設置する。 ・丘陵斜面部の見学路(登山道)は二十四輩石仏群の参拝道を利用する。定期的な点検を行い、適切に管理する。
		史跡地の境界を明示する諸要素	・境界杭 ・地形	史跡境界	・史跡地の境界を明示するために史跡境界標を設置する。	
その他の諸要素		・植生(保安林)	A B	・眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。保安林のため関係機関と調整する。 ・既存樹木に倒木の危険性が予測される場合には、森林管理担当機関に連絡し、対応策を検討する。		
史跡外	活用に関する諸要素	・誘導サイン ・便益施設用の区画		・破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ・史跡地に隣接して便益施設用の市有地がある。適切に管理する。		
	その他の諸要素					
史跡の価値を補完する諸要素		・出土遺物		・発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等で有形文化財への指定を実施する。		

表38 一つ山古墳の保存管理

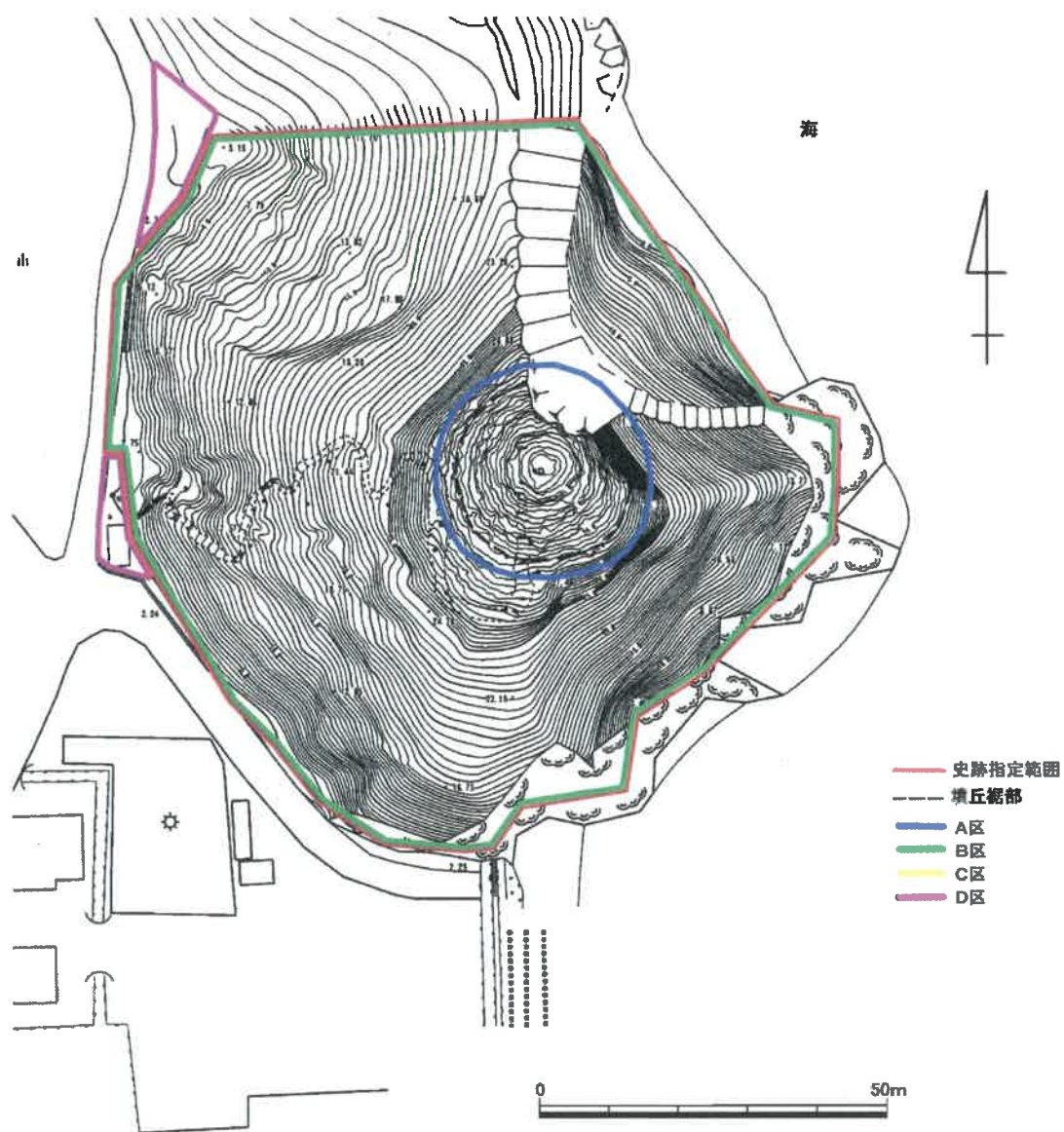


図77 一つ山古墳の地区区分

6 岩崎山4号墳

分類			地区	保存管理の方法		
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構	墳丘	A	・遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・改変部は計画的に適切な復旧を行う。 ・前方部の平面形を確認調査で確認する。 ・墳丘北側の崖面は保全し、前方部が改変されている場合は長期的には墳丘復元を目指す。 ・後円部南西部の耕作地に改変されている部分は長期的に墳丘復元を目指す。 ・葺石は定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・葺石に異常が生じた場合は発掘調査によって現状及び構造を把握した上で保存方法を決定する。 ・葺石で保存上問題のある場所は注意喚起サイン等により来訪者が立ち入らないように誘導する。 ・原位置から完全に移動している横石石材で復旧が不可能な石材は回収し、活用・整備に利用する。	
		埋葬施設	・竪穴式石槨 ・割板式石槨	A	・竪穴式石槨の保存状態を確認し、き損部及びその危険性がある部分は保存対策を検討する。 ・竪穴式石槨の保存状態を確認した上で保存管理方法を検討する。 ・割板式石槨の保存状態等を調査する。割板式石槨の現状を記録化する。 ・発掘調査、環境調査の成果を整理し、割板式石槨の適切な保存管理方法を検討する。 ・割板式石槨及び竪穴式石室凝灰岩葺石の保存処理を検討する。	
		外周施設	・区画溝 ・墳丘基盤	A	・区画溝範囲を把握する。	
	古墳の立地する地形	・丘陵	B	・史跡地北端の崖面を保全する。 ・改変部がないか、定期的な点検を行う。墳丘の改変につながるき損部を早期に把握する。 ・史跡地北西部の耕作地跡は現状を維持する。		
	眺望	・平野部の眺望 ・古墳の眺望	A B	・古墳から北に見える海、南に見える平野部の眺望を確保するために眺望ポイントを定め適切に植生を管理する。		
	史跡内の他の古墳	・岩崎山5号墳	B	・史跡と一体化した保全を図り、現状維持する。		
	古墳築造後の歴史的諸要素	・岩崎権現(石祠) ・出雲社(石祠)	A B	・史跡と一体化した保全を図り、現状維持する。		
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	保存／活用に関する諸要素	サイン	・解説サイン ・表示サイン	A	・解説サインは基部が腐食しており、内容を更新した新たな解説サインを設置する。設置場所は整備計画に基づいて策定する。 ・後円部頂部の表示サインはき損しているため撤去する。 ・表示サインを史跡入口部に設置する。 ・破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
			保存管理に有効な諸要素	・獣害防止柵 ・見学路 ・植生	A B	・効果と景観を考慮した獣害防止用の柵を設置する。本設置に期間が経過する場合は、仮の獣害防止柵を設置する。 ・墳丘上の見学路は墳丘上の見学路は盛土等によって遺構を保護した上で、景観に配慮しながら整備する。 ・丘陵上の見学路は古墳を巡るようにB区に古墳を一巡して設定する。見学路には見学者を誘導するサインを設置する。
			史跡地の境界を明示する諸要素	・畦畔 ・地形 ・崖面	史跡境界	・史跡地の境界を明示するために史跡境界標を設置する。
		その他の諸要素	・植生 ・耕作地	A B	・眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。 ・史跡地南端の崖面付近の竹林は駆除する。 ・既存樹木に倒木の危険性が予測される場合には対応策を検討する。 ・耕作地は利用状況を定期的に把握し、取扱い及び現状変更の基準を定める。長期的には史跡としての利用を目指す。	
史跡外	活用に関する諸要素	・誘導サイン ・見学路(山道) ・鉄塔		・破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ・尾根先端部から史跡地に至るまでの見学路(山道)は民有地である。土地所有者との調整の元で定期的な点検を行い、適切に管理する。長期的には公有化を検討する。		
	その他の諸要素					
史跡の価値を補完する諸要素			・出土遺物	・発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等で有形文化財への指定を実施する。		

表39 岩崎山4号墳の保存管理

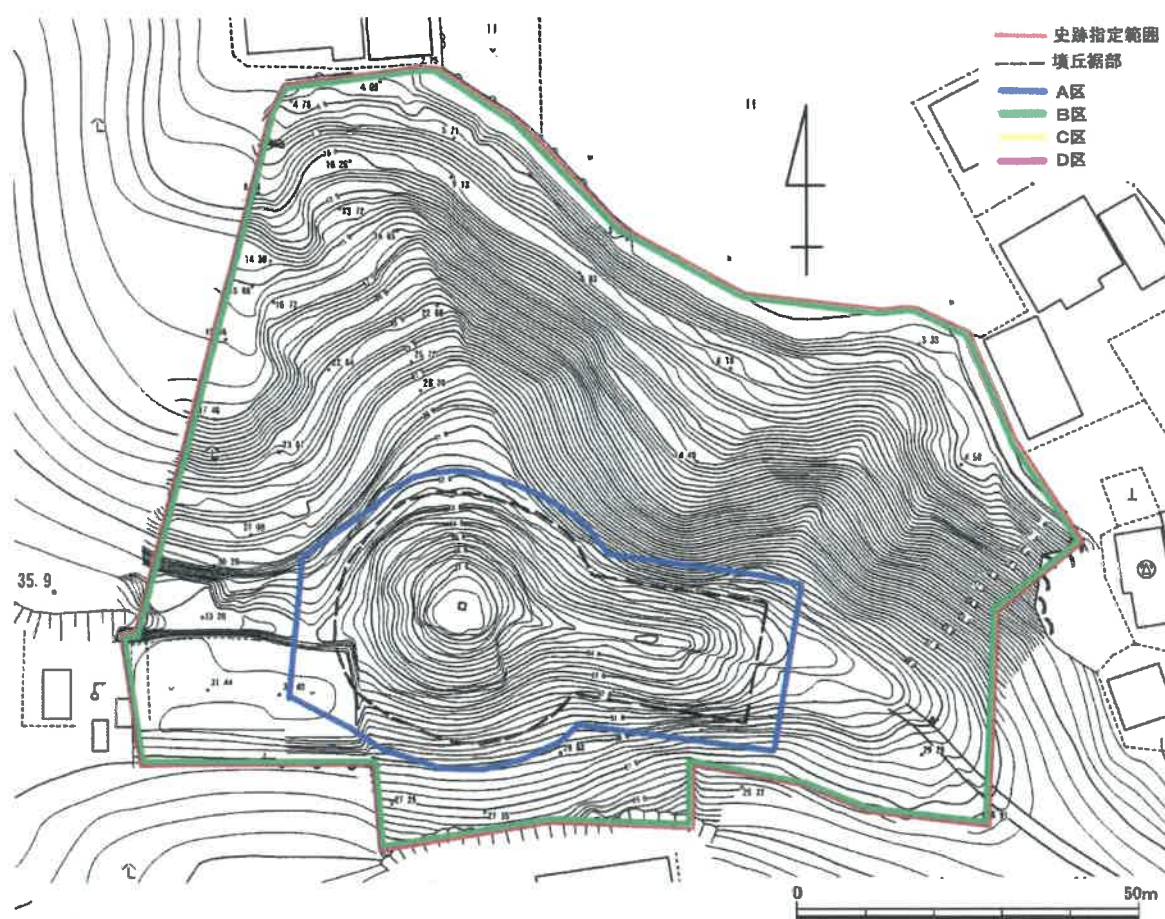


図78 岩崎山4号墳の地区区分

7 龍王山古墳

分類			地区	保存管理の方法		
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構	墳丘	・円墳 ・葺石 ・埴輪列	A	・遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・改変部は計画的に適切な復旧を行う。 ・墳丘頂部は風雨による墳丘の浸食を防止する保全をはかる。 ・葺石は重点モニタリングにより定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・葺石に異常が生じた場合は発掘調査によって現状及び構造を把握した上で保存方法を決定する。 ・葺石で保存上問題のある場所は注意喚起サイン等により来訪者が立ち入らないように誘導する。 ・原位置から完全に移動している積石石材で復旧が不可能な石材は回収し、活用・整備に利用する。
			埋葬施設	・竪穴式石槨	A	・重点モニタリングによって定期的な点検を行う。 ・竪穴式石槨の保存状態を確認し、き損及びき損の危険性がある部分は保存対策を検討する。 ・竪穴式石槨の保存状態を確認した上で保存管理方法を検討する。埋葬施設の位置は保存管理・活用のために表面に表示する。表示方法は整備計画に基づいて策定する。
			外周施設	・区画溝 ・墳丘基盤	A	・区画溝の範囲を把握する。
		古墳の立地する地形	・丘陵	B	・改変部がないか、定期的な点検を行う。墳丘の改変につながる原因を早期に把握する。 ・史跡地南端付近の耕作地跡は現状を維持する。	
		眺望	・平野部の眺望 ・古墳の眺望	A B	・古墳から北に見える海と平野部の眺望を確保するために眺望ポイントを定め適切に植生を管理する。	
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	古墳築造後の歴史的諸要素		・龍宮神社(基壇・巨石・テラス)	B	・史跡と一体化した保全を図り、現状維持する。
		保存／活用に関する諸要素	サイン	・解説サイン ・表示サイン	A	・墳丘頂部にある表示サインは劣化状況によって撤去する。 ・新たな解説サイン、表示サインを設置する。設置場所は整備計画に基づき策定する。
			活用に関する諸要素	・見学路	A B	・墳丘上の見学路は盛土等によって遺構を保護した上で、景観に配慮しながら整備する。 ・丘陵上の見学路は古墳を巡るようにB区に古墳を一巡して設定する。見学路には見学者を誘導するサインを設置する。 ・丘陵斜面の見学路は龍宮神社に至る参道を利用する。定期的な点検を行い、適切に管理する。
			史跡地の境界を明示する諸要素	・境界杭 ・水路 ・崖面 ・地形	史跡境界	・史跡地の境界を明示するために史跡境界標を設置する。
			その他の諸要素	・植生	A B	・眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。
史跡地外	保存活用に関する諸要素	・誘導サイン ・見学路(麓)		・破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ・寿団地内の道路から史跡地入口に至る約40m間は民有地であり、土地所有者との調整の元で定期的な点検を行い、適切に管理する。長期的には公有化を検討する。		
	その他の諸要素					
史跡の価値を補完する諸要素			・出土遺物		・発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等で有形文化財への指定を実施する。	

表40 龍王山古墳の保存管理

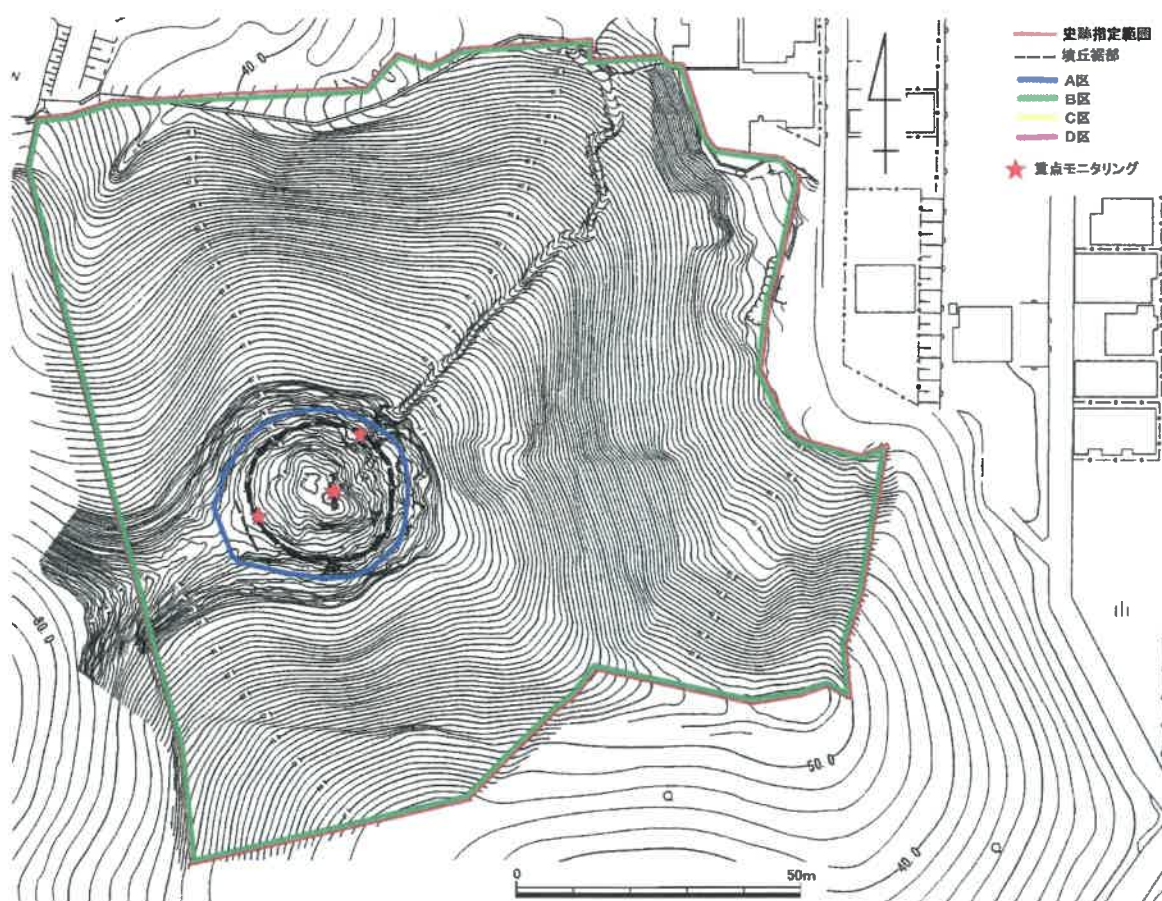


図79 龍王山古墳の地区区分

8 けぼ山古墳

分類				地区	保存管理の方法
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構	墳丘	A	・遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・改変部は計画的に適切な復旧を行う。 ・前方部の平面形を発掘調査で把握する。 ・史跡地北辺の崖面を保全し、長期的には後円部と前方部の改変部を復元する。 ・葺石は定期的な点検を行う。改変のおそれのあるものを早期に把握する。 ・葺石に異常が生じた場合は発掘調査によって現状及び構造を把握した上で保存方法を決定する。 ・葺石で保存上問題のある場所は注意喚起サイン等により来訪者が立ち入らないように誘導する。 ・原位置から完全に移動している積石石材で復旧が不可能な石材は回収し、活用・整備に利用する。
			埋葬施設	A	・竪穴式石槨の遺存状態を確認し、改変及びその危険性がある部分は保存対策を検討する。 ・竪穴式石槨の遺存状態を確認した上で保存管理方法を検討する。 ・割拔式石槨の保存状態等を調査する。割拔式石槨の現状を記録化する。 ・発掘調査、環境調査の成果を整理し、割拔式石槨の適切な保存管理方法を検討する。 ・割拔式石槨及び竪穴式石室凝灰岩蓋石の保存処理を検討する。 ・竪穴式石槨の凝灰岩製蓋石は保存管理を実施するまでの間に適切な仮保全を実施する。 ・竪穴式石槨の凝灰岩製蓋石は重点モニタリングにより定期的な点検を行い、き損部及びき損の危険性が生じた場合は保存対策を検討する。
			外周施設	A	・区画溝 ・墳丘基盤
		古墳の立地する地形		B	・丘陵
		眺望		A B	・平野部の眺望 ・古墳の眺望
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	古墳築造後の歴史的諸要素		B	・四国八十八箇所写し 霊場石仏群
		保存／活用／有効な諸要素	サイン	A	・解説サイン ・表示サイン ・誘導サイン
			保存管理に有効な諸要素	B	・コンクリートブロック
			活用／有効な諸要素	A B	・見学路
			史跡地の境界を明示する諸要素	史跡境界	・境界杭 ・石垣
史跡地外	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	その他の諸要素		A B	・植生(保安林)
		活用／有効な諸要素			・誘導サイン ・見学路 ・うのべふれあい展望公園 ・駐車場
	史跡の価値を補完する諸要素		出土遺物		・発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・金属器、凝灰岩製製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等有形文化財への指定を実施する。

表41 けぼ山古墳の保存管理

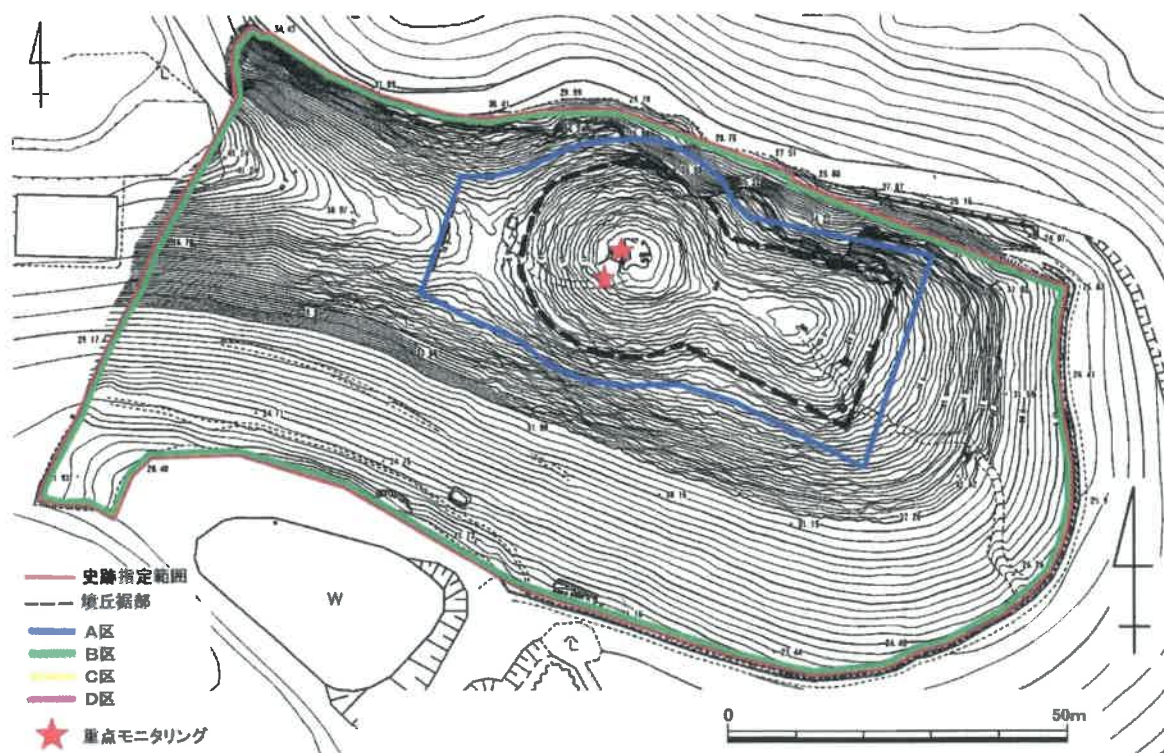


図80 けぼ山古墳の地区区分

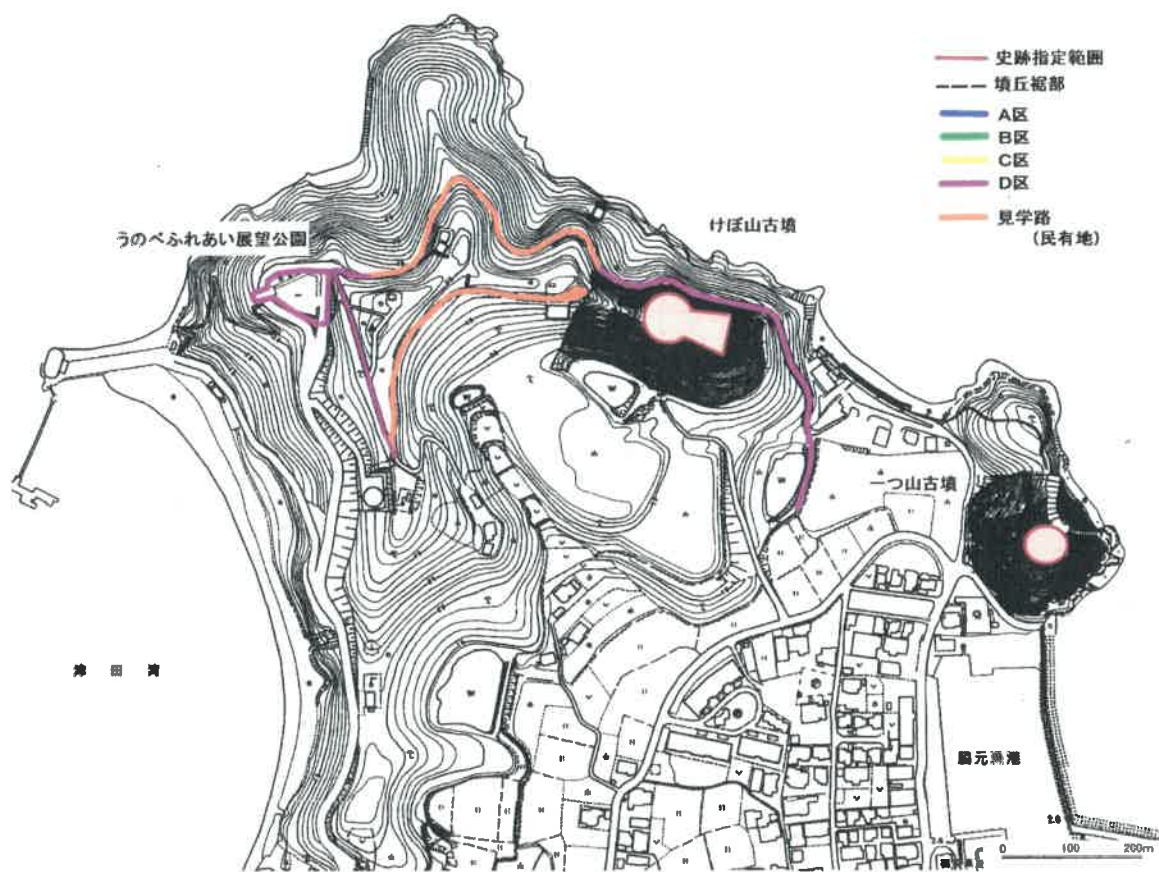


図81 けぼ山古墳周辺の地区区分

9 岩崎山1号墳

分類				地区	保存管理の方法	
史跡内	本質的価値を構成する諸要素	遺構	墳丘	・円墳 ・埴輪	A	・遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。き損のおそれのあるものを早期に把握する。 ・き損部は計画的に適切な復旧を行う。 ・墳丘表面は風雨による墳丘の侵食を防止する保全をはかる。 ・墳丘裾部の位置を地表面に表示する。表示方法は整備計画に基づいて策定する。
			埋葬施設	・箱式石棺2	A	・箱式石棺の保存状態を確認し、き損及びき損の危険性がある部分は保存対策を検討する。 ・箱式石棺の保存状態を確認した上で保存管理方法を検討する。埋葬施設の位置は表面に表示する。表示方法は整備計画に基づいて策定する。
			外周施設	・区画溝 ・墳丘基盤	A	・区画溝範囲の確認調査を実施する。地表に区画溝の範囲を表示する。表示方法は整備計画に基づいて策定する。
		古墳の立地する地形	・丘陵	B	・き損部がないか、定期的な点検を行う。墳丘のき損につながるき損部を早期に把握し、き損部は計画的に適切な復旧を行う。 ・史跡地北端の崖面は長期的に保全を実施する。	
		眺望	・平野部の眺望 ・古墳の眺望	A B	・古墳から西から北にかけてに見える海と平野部の眺望を確保するために眺望ポイントを定め適切に植生を管理する。	
		史跡内の他の古墳	・岩崎山2号墳 ・岩崎山6号墳	B	・史跡と一体化した保全を図り、現状維持する。き損が著しい場合は現状維持に必要な措置をとる。	
	本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	保存／活用に有効な諸要素	古墳築造後の歴史的諸要素			
			サイン	なし		・解説サイン、表示サインを設置する。設置場所は整備計画に基づき策定する。
			活用に有効な諸要素	・見学路 ・ロープ(移動補助用)	A B	・墳丘上の見学路は盛土等によって遺構を保護した上で、景観に配慮しながら整備する。 ・丘陵上に見学路は古墳を巡るようにB区に古墳を一巡して設定する。見学路には見学者を誘導するサインを設置し、見境のない墳丘への立ち入りを防止する。また、見学者が無意識に見学路を通行できるように修景に考慮しつつもやや目立つ園路とする。 ・丘陵斜面の見学路(山道)は傾斜が急であり、草類の繁茂も顕著である。刈草等の日常管理をし、定期的な点検を行う。 ・見学路(山道)に設置しているロープは定期的に点検し、安全性を確保する。
			史跡地の境界を明示する諸要素	・境界杭 ・崖面	史跡境界	・史跡地の境界を明示するために史跡境界杭を設置する。 ・史跡北端の崖面は史跡境界を把握する目安になる。崖面は定期的に点検し、崩落の危険性を早期に把握する。
			その他の諸要素	・植生	A B	・眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。
		史跡地外	保存管理・活用に有効な諸要素	・見学路		・舗装道路から史跡地までの間は市有地で見学路として利用している。草類の繁茂が著しく足元が良好ではない。将来的には見学路として整備する必要がある。定期的な清掃と点検を実施する。
		史跡に必要なでない諸要素	・太陽光パネル		・利用状況を定期的に把握する。	
史跡の価値に関連する諸要素			・出土遺物		・発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例指定等文化財への登録を実施する。	

表42 岩崎山1号墳の保存管理



図82 岩崎山1号墳の地区区分

10 富田茶臼山古墳

分類				地区	保存管理の方法
史跡内	遺構	墳丘	・前方後円墳 ・三段築盛 ・葺石 ・墳輪列	A	・遺構を確実に保存するため、定期的な点検を行う。き損のおそれのあるものを早期に把握する。 ・き損部は計画的に適切な復旧を行う。 ・墳丘各所の崖面の保全を実施する。 ・崖面の石垣は定期的な点検を実施し、墳丘のき損につながる危険性が高い場合は保全を実施する。 ・墳丘の土壌露出部は風雨による墳丘の侵食を防止する保全をはかる。 ・葺石は定期的な点検を行う。き損のおそれのあるものを早期に把握する。 ・葺石に異常が生じた場合は発掘調査によって現状及び構造を把握した上で保存方法を決定する。 ・葺石で保存上問題のある場所は注意喚起サイン等により来訪者が立ち入らないように誘導する。 ・原位置から完全に移動している積石石材で復旧が不可能な石材は回収し、活用・整備に利用する。 ・造出の有無及び形態の確認調査を実施する。
		埋葬施設	・不明	A	
		外周施設	・周濠 ・周庭帯	A	・周濠北東部の外縁ラインを表面に表示する。表示方法は整備計画に基づいて策定する。
	古墳の立地する地形		・微高地	B	・墳丘と同じ
	眺望		・平野部の眺望 ・古墳の眺望	A B	・現状を維持する。
	古墳築造後の歴史的諸要素		・妙見神社 ・弥勒庵(石仏) ・茶臼山城跡・旧宅 ・耕作地・讀枝往還 ・記念碑	B	・史跡と一体化した保全を図り、現状維持する。
	保存活用に関する諸要素	サイン	・解説サイン ・表示サイン	A	・解説サインは基部が腐食し倒壊の危険性がある。新たな解説サインを設置する。解説サインの設置場所は整備計画に基づき策定する。 ・史跡地入口部に表示サインを設置する。設置場所は整備計画に基づき策定する。
		保存管理に有効な諸要素	・前方部法面保全 ・石垣 ・コンクリートブロック	A B	・平成12年に実施した前方部法面保全は経年により劣化が進行している。定期的な点検を実施し、保全を実施する。 ・墳丘上の見学路は盛土等によって遺構を保護した上で、景観に配慮しながら整備する。 ・史跡地内の各所にあるコンクリートブロックは定期的に点検し、適切に維持管理する。
		活用に関する諸要素	・見学路	A B	・平野部の見学路は古墳を運るよう古墳を一巡して設定する。見学路には見学者を誘導するサインを設置し、見境のない墳丘への立入りを防止する。また、見学者が無意識に見学路を通行できるように修景に考慮しつつもやや目立つ園路とする。
		史跡地の境界を明示する諸要素	・道路 ・宅地の境界線 ・フェンス ・地形の段差	史跡境界	・史跡地の境界を明示するために史跡境界杭を設置する。
	その他の諸要素		・植生 ・農道 ・農地 ・耕作地 ・バス停 ・ガードミラー ・電柱 ・水路 ・水道 ・下水道 ・井戸	A	・眺望の維持、土壌侵食の防止、植生による風雨による悪影響の防止を考慮して適切に植生管理する。 ・利用状況を定期的に把握し、取扱い及び現状変更の基準を定める。長期的には可能な限りにおいて史跡地外への移設を検討する。
史跡地外	本質的価値を構成する諸要素		・周濠 ・周庭帯 ・陪塚3基		・周庭帯は範囲と遺構の内容を明らかにする確認調査を実施し、追加指定を目指す。 ・陪塚は保存状態を把握し、追加指定を目指す。長期的には1号陪塚は墳丘範囲及び立地を復元する。
	活用に関する諸要素		・解説サイン ・さぬき市歴史民俗資料館 ・みろく通池公園(広場・駐車場・トイレ)		・ふれあい市場ひろく、県道33号線沿いにある解説サイン(表示サイン)は破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。 ・さぬき市歴史民俗資料館はガイダンス施設として適切に管理する。 ・みろく通池公園は便益施設として適切に管理する。
	その他の諸要素		・宅地		
史跡の価値を補完する諸要素			出土遺物		・発掘調査の出土遺物、寄贈資料・採集資料の遺物の遺物台帳を作成し、適切な遺物の保管を行う。 ・金属器、凝灰岩製品など保存処理の必要な遺物は計画的に保存処理を実施する。 ・出土遺物の継続的な調査・研究を実施し、重要遺物として確実に保存していくために条例等有形文化財への登録を実施する。

表43 富田茶臼山古墳の保存管理

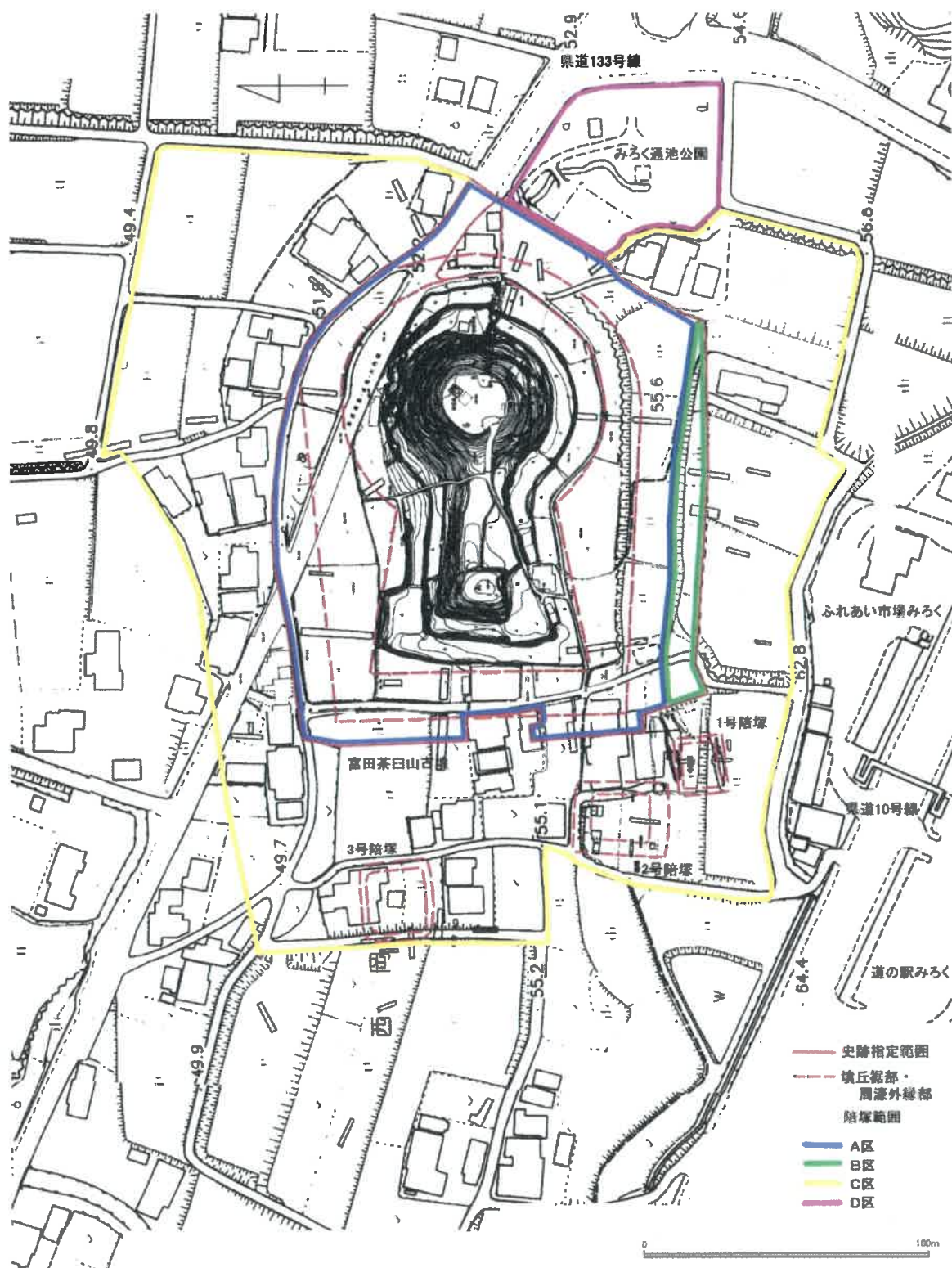


図83 富田茶臼山古墳の地区区分

第4節 現状変更の取扱い

本節では、史跡地における現状変更の対象行為をあげ、その取扱い基準を示す。

1 現状変更等の対象行為

(1) 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」125条の基底に基づき、史跡地においては、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という)については、文化庁長官の許可を得る必要がある。

なお、現状変更行為のうち、文化財保護法施行令第5条の規定に定められたものは、さぬき市教育委員会がその事務を行う。

(2) 現状変更等の内容

ア 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。

津田古墳群、富田茶臼山古墳において想定される現状変更行為には、土地所有・管理物、農林業関係者、公益施設の管理者、史跡の管理者等が史跡指定地内で行う以下の行為がある。

- ①建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- ②工作物の設置、改修、除却
- ③土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
- ④木竹の伐採、植栽
- ⑤地下埋蔵物の設置、改修
- ⑥発掘調査等各種学術調査、史跡の保存管理・整備活用にかかわる行為（①～④も含む）

イ 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、史跡そのものの物理的な変更を行うものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来たす行為をいう。

津田古墳群、富田茶臼山古墳において想定される保存に影響を及ぼす行為としては、遺構上等における過度の利用による踏圧・振動を与える行為が想定される。

2 現状変更等の取扱い基準

(1) 現状変更等の取扱いの基本方針

津田古墳群、富田茶臼山古墳にかかわる現状変更等については、史跡に資するもの以外の行為は認めないことを原則とする。ただし、史跡地における住民の生活や農林業等の生活・正業関連、一定の手入れの必要な山林等があることから、これら行為については史跡の価値に影響を与えない範囲で認めることとする。

許可の条件として、史跡地内で行う必然性があること、史跡の価値に影響を及ぼさないこと、史跡景観の保全に配慮されていること、地形の変更及び行為の規模が必要最小限であること、当該地の歴史的経緯や発掘調査等各種調査成果を十分ふまえるものとする。地下遺構の存在が想定される箇所ではさぬき市教育委員会による事前の発掘調査等を実施し、その結果によっては計画

の変更もありうる。

(2) 現状変更等の許可申請の範囲

津田古墳群、富田茶臼山古墳における現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為には、以下のものがある。

ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるものとする。

イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為には以下のようなものがある。

a 史跡を構成する主たる要素の復旧

- 古墳を構成する墳丘、外周施設や遺構と一体となった土地の改変、衰亡箇所の復旧
- 刳拔式石棺、埋葬施設構築材関連の石造物の風化進行の軽減のための石材強化処理
- 埋没遺構上の堆積土砂の除去

b 史跡の保存管理、整備活用上必要な施設の整備等

- 柵、サイン、境界標等保存施設の設置
- 保存管理・整備活用のための植物の伐採、移植、植栽
- その他、保存管理、整備活用上必要な建築物の新築・増築・改築・改修・除却、工作物の設置・改修・除却
- これらに伴う土地の形質の変更

c 史跡の風致景観を阻害する要素の移転、撤去

ウ 公益上必要な行為

以下に示す行為に伴う「工作物の設置、改修、除却」「土地の形状の変更」「木竹の伐採、植栽」

- 既存の道路に係わる施設の補修、整備
- 水道管等の地下埋設管等の改修、整備
- 斜面崩落防止等防災関連施設の整備

エ 居住者の日常生活や農地等生業、森林の機能維持に必要な行為

- 建築物、工作物の新築(設置)・改築・改修・整備
- 木竹の伐採、植栽、移植

オ 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為については、事前にさぬき市教育委員会とその内容について協議した上で、許可対象物件か否かを判断する。

種類	取扱い基準	行為	許可権者	ゾーン		事前の 確認調 査の必 要性
				A	B	
地形の変更 (盛土・掘削・切土など)	遺構に影響を与える土地の改変は認めない。	開発	—	×	×	—
建物物等 (農業用倉庫)	新築は認めない。 増築・改築・除却は遺構に影響を与えないもの、史跡の景観に影響を与える影響が軽微なものは認める。	新築	—	×	×	—
		増築・改築・除却 (設置から50年経過)	文化庁	○	○	○
		増築・改築・除却 (設置から50年以内)	市	○	○	○
工作物 (石祠・庵・鳥居・燈籠・石柱)	地域住民によって利用されている信仰物。歴史の重層性を示す要素である。土地の掘削・盛土・切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限り認める。	新設	—	×	×	—
		改修 (設置から50年経過)	文化庁	○	○	○
		改修 (設置から50年以内)	市	○	○	○
		除却	市	○	○	—
		移転	市	○	○	○
工作物 (バス停、交通安全施設)	土地の掘削・盛土・切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限り認める。	設置	文化庁	×	○	○
		改修 (設置から50年経過)	文化庁	○	○	○
		改修 (設置から50年以内)	市	○	○	○
		除却	市	○	○	○
工作物 (電柱・水道・水路・下水)	土地の掘削・盛土・切土、その他土地の形状の変更を伴わないものの改修・除却に限り認める。	新築	—	×	×	—
		改修 (設置から50年経過)	文化庁	○	○	○
		改修 (設置から50年以内)	市	○	○	○
		除却	市	○	○	○
未設置の工作物 (太陽光パネルなど)	将来設置される可能性のある工作物。	新築	—	×	×	—
道路	修繕は土地の掘削・盛土・切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限り認める。舗装は景観に与える影響を考慮して認める。	新設	—	×	×	—
		未舗装道路の舗装	市	×	○	○
		修繕	市	○	○	○
植生管理	A区・・・樹木の植栽は史跡の保存活用・防災上必要なものの他は認めない。伐採・伐根は史跡景観を向上させ史跡景観に与える影響が軽微なものは認める。遺構に影響を与えるような伐根は認めない。 B区・・・樹木の植栽は史跡の保存活用に資する場合及び景観の維持に必要な場合は認める。	立木伐採（主伐）	市	○	○	—
		立木伐採（伐根）	文化庁	×	○	○
		下刈・枝打	—	○	○	—
		芝草等の地被植物の植栽	—	○	○	—
		樹木の植栽	—	×	×	—
		管理歩道の新設	文化庁	×	○	○
耕作地	A区・・・土壌改良やゴボウ類など深く長く根をはる作物の栽培は遺構に影響する可能性があるため協力を求める。	新設	—	×	×	—
		継続	—	○	○	—
		廃棄	—	○	○	—

表44 現状変更の取扱い基準（開発・日常生活）

種類	取扱い基準	行為	ゾーン		事前の 確認調 査の必 要性
			A	B	
発掘調査	保存活用に伴う発掘調査	発掘調査	○	○	—
		保存のための試験材料の採集	○	○	—
		計測機器の敷設	○	○	—
		測量標識の打設	○	○	—
地形の変更 (盛土・掘削・切土など)	墳丘の復元、埋葬施設の移設、き損部の復旧	墳丘の復元・整備	○	○	○
		埋葬施設の修理	○	○	○
		埋葬施設の移動・移設	○	○	○
		見学路の設置・修繕	○	○	○
建物	遺構展示施設	新築	○	○	○
整備 (工作物)	サイン、便益施設 (多目的広場)	サインの設置	○	○	○
		便益施設(多目的広場)の設置	×	○	○
見学路	階段、手すり、バリアフリー工作物、舗装	新設	○	○	○
		未舗装通路の舗装	○	○	○
		修復	○	○	○
整備 (工作物)	安全柵、石垣・擁壁、地下埋設管、雨水排水	安全柵、石垣・擁壁	○	○	○
		地下埋設管、雨水排水	×	○	○
植生管理	A区・・・樹木の植栽は史跡の保存活用・防災上必要なものの他は認めない。伐採・伐根は史跡景観を向上させ史跡景観に与える影響が軽微なものは認める。遺構に影響を与えるような伐根は認めない。 B区・・・樹木の植栽は史跡の保存活用に資する場合及び景観の維持に必要な場合は認める。	立木伐採(主伐)	○	○	—
		立木伐採(伐根)	×	○	○
		下刈・枝打	○	○	—
		芝草等の地被植物の植栽	○	○	—
		樹木の植栽	×	○	—
		管理歩道の新設	○	○	○
		作業運搬車の走行	○	○	—

表45 現状変更の取扱い基準(保存管理・整備)

3 現状変更等の行為のうち、さぬき市教育委員会が処理する事務

文化財保護法第125条による現状変更の許可申請が必要な行為のうち、以下のものについては、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、さぬき市教育委員会が行う。

(1) 掘削を伴わない小規模建築物(プレハブ相当)の新築・増築・改築・除却

- 階数2以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積120m²以下のもので、2年以内の期間を限って設置されるものに限る。
- 増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が120m²以下のものに限る。

(2) 建築物等の除却

- 建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に限る。

(3) 工作物の設置、改修若しくは除却

- 改修又は除却は、設置の日から50年を経過していない工作物で、それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

(4) 道路の舗装若しくは修繕

- それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

(5) 史跡の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

- 文化財保護法第115条第1項に規定する標識、説明板、境界標、囲い等の設置、改修又は除却

(6) 埋蔵物の設置又は改修

- 電線、ガス管、水道又は下水道管の設置又は改修(設置の際に土地の掘削を伴う場合、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には国の許可が必要)。

(7) 木竹の伐採

- 現状変更等の許可を要しない場合に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

4 現状変更の許可を要しない場合

文化財保護法125条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可を要しないとされている。以下、津田古墳群及び富田茶白山古墳における許可を要しない場合をあげる。

(1) 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に維持の措置の範囲として以下のように定められている。

- (1号) 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の現状に復するとき。
- (2号) 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。
- (3号) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

ア 非常災害のための必要な応急措置

地震・風水害等の災害時に史跡の管理者や土地の所有者、公益施設管理者等が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。

[応急的な措置の例]

- 遺構の保存・養生のため、遺構と一体となった土地の崩落防止・養生のための、土のう・簡易な土留め杭の設置、立入禁止柵等の仮設物の設置
- 倒壊工作物等・流木・土砂等の除去

イ 土地等の維持管理行為

史跡の管理団体、公益的施設の管理者、及び土地所有者が行う管理行為は土地等を一定の状況に維持するために必要不可欠な行為として許可を要しない場合に該当する。また、史跡の周知、普及等のために管理運営の一環として行うイベント等行催事、及び史跡地の宗教的行事等に伴う仮設物の設置等もこれに含むものとする。以下に示す仮設物の設置、修繕、更新については掘削を伴わないこと、従前と同規模・同素材・同色彩のものを前提とする。

[住民活動関連]

- 宅地等の私有地における小規模破損箇所の復旧等、土地建物に関わる維持管理的行為
- 里道等の小規模破損箇所の復旧等
- 神社・庵等の祭礼等に係る行為で臨時的に仮設の工作物等を設置する行為
- 木竹の剪定、下草刈り、つる打ち、枝打ち
- 病虫害や害獣の駆除行為及びこれら行為に必要な小規模仮設工作物（掘削に伴わないものに限る）の設置・撤去

[公益上必要な関連施設]

- 道路及び付属施設の清掃、路面の小規模修繕（掘削・外観の変更を伴わないもの）、水路及び護岸等付属施設の清掃、水路堆積物の除去
- 既存の建築物・工作物の補修、小規模工作物の撤去、更新（ただし更新に伴う掘削は従前の掘削範囲内であるものに限る）で外観の変更を伴わないもの

[史跡の特有の価値を構成する要素及び史跡等整備施設の小規模復旧関連]

- 史跡に管理者が「維持の措置」として行う遺構や遺構等と一体となった土地等の軽微な補修・改善等の措置
- 史跡等整備施設の小規模改修、管理用柵の修繕・更新、サインの部分的又は同規模・同素材による更新（ただし更新に伴う掘削は従前の掘削範囲内であるものに限る）

[史跡の管理者が行う維持管理行為]

- 日常の維持管理行為とは、史跡を維持するために行う必要のある行為（点検、維持的措置）であり、史跡に影響を与えない行為をいう。
- 史跡の本質的価値を構成する諸要素や文化財保存管理・活用施設の見回り等点検、病虫害駆除のための薬剤散布、清掃・除草等の日常的行為
- 樹木の剪定、枯枝・枯死木・危険木の除去、薬剤散布、枝下し等

第5節 植生管理について

津田古墳群・富田茶臼山古墳にはすべて山林が認められる。よって保存管理において植生管理は大きな割合を占める。植生は様々な側面をもつ構成要素である。土地利用の差異や自然災害が植生差に反映されている点では古墳築造後の歴史的諸要素として捉えられ、風雨による墳丘・丘陵の土壌侵食の防止、葺石等の石材の移動の軽減、人工物の視界の遮断という側面からは保存管理に有効な要素に位置づけられる。一方で、土砂崩れの原因、根による古墳・自然地形のき損・古墳からの眺望の遮断という側面からは保存管理に有効でない要素としても位置付けられる。また、樹種によっても取扱い方が異なる。以下では古墳の性質、地区区分に分けて保存管理の方法を整理する。

1 A区

- 眺望維持・土壌侵食防止を考慮した適切な植生管理を実施する。
- 墳丘・外周施設の樹木は基本的に既存の樹木を現状維持するが、新たな樹木の植栽は行わない。墳丘表土の侵食防止のため草類、低木は刈込による適切な維持管理を継続する。墳丘が裸地化して土壌侵食のおそれがある場合には専門家の意見を受けて芝草等の地被植物の植栽・播種を実施する。
- 墳丘、埋葬施設等の遺構の保存に悪影響を及ぼすおそれのある樹木は伐採する。既存樹木において倒木の危険性が予測される場合には、専門家の意見を受けて対策を決定する。
- タケは密度の高い根茎マットを形成するため、葺石等の墳丘をき損させるおそれ大きい。よってタケは駆除する。
- 墳丘の眺望を遮る程度に樹木の密度が高い場所や枝が繁茂している樹木は伐採や剪定を行い良好な眺望を形成する。
- 枝の剪定等や下刈による植生管理により古墳から見た平野部の眺望を維持するが、古墳に隣接する宅地のプライバシー保護や風雨による墳丘・外周施設の土壌侵食にも配慮する。
- 幹や枝が枯損し、落下の危険性が高い場合には、適宜伐採や枝おろしを行う。
- 倒木が発生した場合には、史跡地に搬出するか、史跡地内のB区の保存・活用に支障のない場所に移動させる。
- 宅地に隣接し、落葉が周辺地域に悪影響を与えている樹木は、落葉樹の樹木数が少なく、周辺に常緑樹が一定量見られるなど伐採による影響が少ないと判断できる場合は伐採する。

2 B区

- 眺望維持・土壌侵食防止を考慮した適切な植生管理を実施する。
- 基本的に既存の樹木を現状維持する。
- 古墳からの平野部の眺望を維持し、一方で平野部に隣接する宅地のプライバシーに配慮し、さらに風雨による墳丘・外周施設の土壌侵食を防止することを配慮し枝の剪定をして調整する。
- 既存樹木が倒木や危険枝の落下等の危険性が予測される場合には伐採あるいは危険枝を切除する。

- 自然災害、山火事等により山林に空白が生じ復旧が必要な場合、周辺住宅のプライバシー保護、周辺建物や工作物の遮蔽、見学路の整備、防災、その他保存管理・眺望に問題がある場合は、史跡の保存に悪影響を与えないように十分に配慮した上で植栽を実施する。
- タケは浅い根茎マットのため、土砂崩れの原因となる。よって崖面等の急傾斜に生育するタケは駆除する。それ以外の場所のタケは現状維持する。

3 保安林に指定されている古墳（一つ山古墳、けぼ山古墳、古枝古墳）

- 伐採は行わず、危険枝の切除や刈草による環境整備を行う。既存樹木に倒木の危険性が予測される場合には、森林管理担当機関に連絡し、対応策を検討する。

第6節 追加指定

赤山古墳は史跡地が後円部の一部分のみで史跡地として括られている内部にもドーナツ状に史跡未指定地が残る。赤山古墳の墳形は前方後円墳が想定されるため現状の指定範囲は墳丘全体をカバーできていない（第5章図56参照）。確認調査により墳丘範囲及び遺存状態を把握し適切な範囲の追加指定を実施していく。

富田茶臼山古墳は周濠の一部と陪塚、外周整地帯が史跡地外である。陪塚、外周整地帯は範囲及び構造の不明な点が多い（第5章図62参照）。確認調査により墳丘範囲、構造、遺存状態を把握し適切な範囲の追加指定を実施していく。

けぼ山古墳は史跡地北端に崖面が東西に延びるが、その東部付近は史跡地外である（第5章図52参照）。崖面養生措置を実施するに当たり、当該地の追加指定を実施する。

その他、調査・研究により本質的価値を構成する要素が史跡地外に新たに確認された場合や本質的価値を構成する要素を確実に保存するための管理上史跡地とする方が有効な場合は、必要に応じて適切な範囲の追加指定を実施していく。

第7節 公有地化

1 史跡地内の民有地の公有地化

現状と課題で整理したように（図44、46、52、60、62）、川東古墳、龍王山古墳、富田茶臼山古墳が史跡地内の一部、岩崎山4号墳、けぼ山古墳は全てが民有地である。保存活用事業を確実に進めるため、史跡地内の民有地は全て公有地化を実施していく。公有地化は土地利用の状況、整備の優先順位等の諸条件を踏まえて土地所有者等の理解、協力をもとに計画的に進めていく。

2 史跡地外の活用目的のための公有地化

- 駐車場・トイレ・広場等の便益施設が整備されているのは富田茶臼山古墳のみである。各古墳では史跡地に隣接して便益施設として使用可能な市有地の一定面積が確保できる古墳と、困難な古墳がある。スペースが確保できない古墳については、適切な場所の公有地化を実施する。
- 史跡地に至る見学路には民有地を経由せざるを得ない古墳がある。また、見学路が設定されていない古墳もある。民有地の土地所有者に協力を求めつつ民有地通過のルールを策定する。

また、可能な限りにおいて見学路の公有地化を目指していく。

3 公有地化の優先順位

史跡地の本質的価値は確実な保存が必要であるため、優先的に公有地化を進める。次に古墳の立地する自然地形の保存に影響がある古墳を対象とし、最後に史跡地外の活用に利用する地域について公有地化を図る。ただし、状況の変化に随時対応していく。

第8節 日常管理

1 定期的な点検

本史跡の維持管理や諸要素が史跡に与える影響の把握を目的として、本質的価値を構成する要素の現状及び地表への露出、改変、遺物の露出、便益・管理施設の破損の有無等を定期的に点検する。主な点検項目は表46に掲げた。

2 重点的なモニタリング

露出している埋葬施設・葺石は小型石材で構成されていることから、改変のおそれが高い。また、凝灰岩製の刳拔式石棺及び竪穴式石槨蓋石は軟質な石材であり、石材の剥離・変色が目立つ。これらは重点的なモニタリングを行い改変につながる変化の早期発見に努める。

- 現況を記録した管理用カルテを作成する（図84）。
- 定期的なモニタリングで変形の有無を確認する。
- 改変のおそれのある場合は必要なデータを収集し、適切な保存対策を検討する。

3 点検回数

- 管理項目ごとに点検回数を定める。境界標・擁壁の点検は年に1回とし、その他は年に2回とする。
- 寺社施設・水路・道路・下水道・電柱の管理状況の把握を行う。
- 台風や豪雨の前後には状況確認を行う。

4 環境整備

清掃や定期的な除草・下刈を行う。露出している竪穴式石槨・刳拔式石棺・原位置をとどめた葺石周辺では特に入念かつ慎重に実施するが、刳拔式石棺は地表面の土壌の跳ね返りが石材剥離の要因となるため、刳拔式石棺周辺は裸地化しないように配慮する。環境整備は年に2回実施する。

作成日	年 月 日 ()		
記入者	職名		氏名
項目	結果		
	○ / ×	発生部位	内容
□崖面の崩落・土砂の崩落			
□墳丘の掘り起こし			
□葺石石材の移動・露出			
□公有地内の耕作			
□公有地内の工作物の設置			
□石垣のはらみ、石垣石材の転落			
□階段の毀損			
□祠・庵・燈籠、鳥居、石柱の毀損			
□サインの毀損・劣化			
□樹木の倒壊・折損			
□適切な樹木・植生管理			
□県道内の工作物の設置・解体			
□農道の毀損			
□水路の毀損			
□宅地の増築・改築・解体（民有地）			
□耕地の適切な使用・管理（民有地）			
□陪塚保存地の環境の変化（史跡地外）			
□宅地建設の兆候・計画（史跡地外）			
□宅地の解体（史跡地外）			
□土の掘り起こし（史跡地外）			
□工作物の設置・解体（史跡地外）			
(特記事項)			

表46 主な点検項目

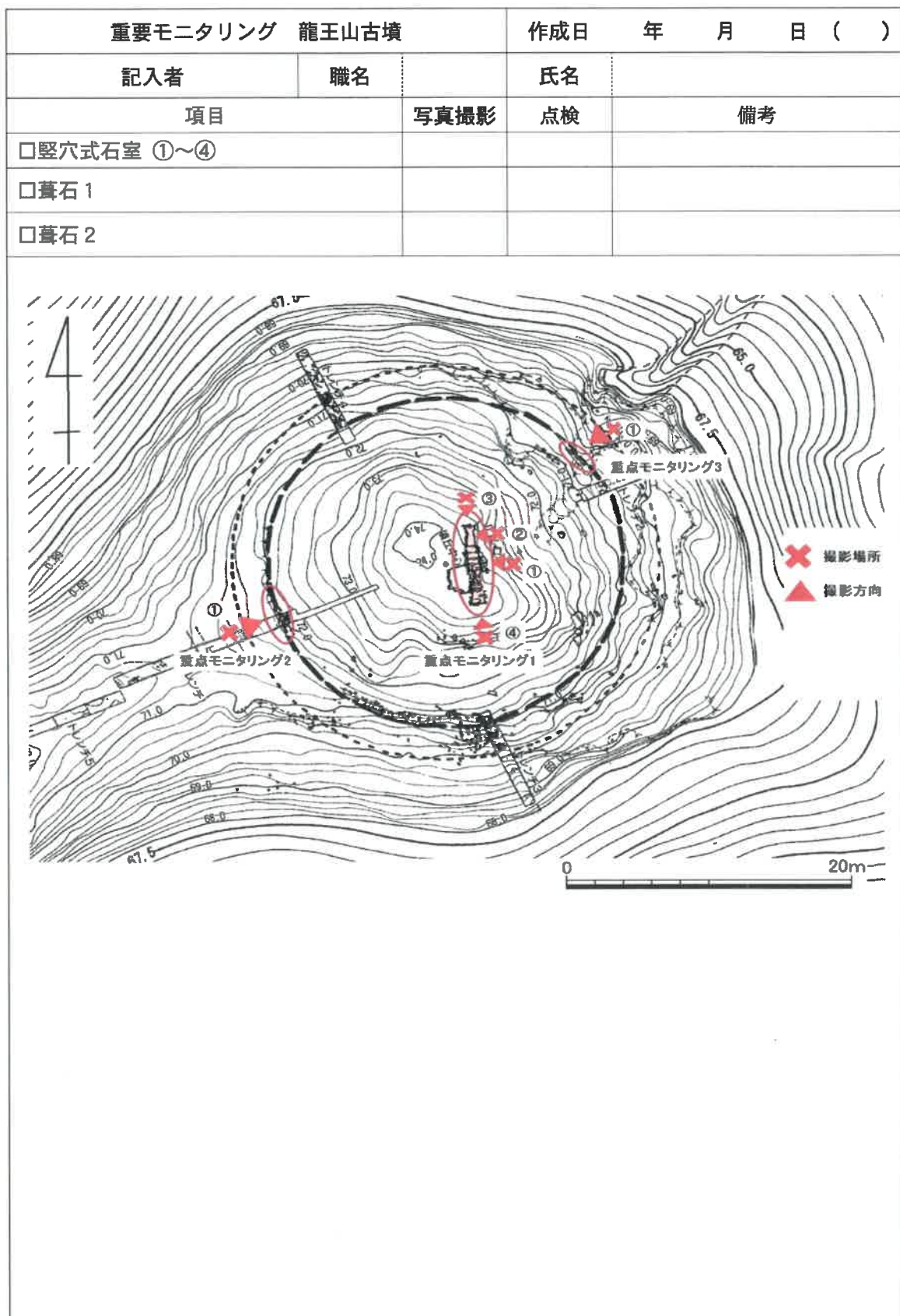


図84 重点モニタリングカルテの一例 (1)

第9節 防災

津田古墳群・富田茶臼山古墳が蒙る可能性のある災害として台風、豪雨、強風、地震、火事、獣害などがあげられる。近年は大型台風や集中豪雨、強風などによる被害が増加しつつあり、史跡への災害の発生が懸念される。防災として平常時から危機管理体制を構築し、適切な防災措置を講じるための安全管理マニュアルの作成を検討する。

1 平常時の対応

- 史跡に関する関係者、防災施設、防災組織等の情報をとりまとめ、市の文化財担当職員が非常時に把握できるようにしておく。
- 土砂災害のおそれのある崖面等の危険箇所を抽出し、定期的な点検を行う。
- 危険箇所の崩落防止対策や強風による倒木を防ぐための枯損木の撤去など、災害の予防対策を実施する。
- 災害に対する予防措置や応急措置、関係者の連絡体制等について安全管理マニュアルの作成を検討する。
- 非常災害に備えて、応急措置のために必要な土のう、防水シート・木杭・立入防止用柵等の資材について準備・保管しておく。

2 災害時の対応

(1) 災害の事前・事後の点検

- 台風・豪雨前は事前に指定地内の状況を巡回・点検する。特に日常管理で把握している崩落の危険性のある箇所や崖面、倒木のおそれのある樹木等を注視する。状況によってはシート掛けやき損を最小限に抑える対策、樹木の倒伏防止のための補強を講じる。そして、事後の状況を巡回・点検し、被害の拡大、二次的災害の防止、及び緊急的・応急的措置の必要性について確認・検討する。
- 事前に予測できなかった強風・大雨・揺れの強い地震・山火事が発生した場合は、発生後に状況を確認する。

3 危険箇所が発生した場合の対応

- 危険箇所の状況を確認し、香川県教育委員会に報告する。そしてき損届等の事務処理を速やかに行う。危険箇所が文化財的価値の消失のおそれがある場合には、現況の写真撮影・図面作成等による必要最小限の記録を作成し、香川県教育委員会・文化庁・専門家等と対応策を協議する。
- 来訪者の安全が確保できない危険箇所が確認された場合、崩落の危険性が高まった場所は、シート掛けによる応急手当や一般者の立ち入りを制限するなどの措置を取る。これらの情報はホームページ等で報告と説明を行い、史跡保護への協力を求める。
- 応急的な復旧措置はさぬき市教育委員会の判断により実施する。
- 根本的な復旧作業は文化庁に現状変更許可申請を提出し、文化庁の許可の後に復旧・保護のための措置を行う。

- A区は原則として異常前の状態に復旧させるが、崩落等の状況に応じて方法を検討する。B区はA区への影響や景観を考慮しつつ復旧方法を計画する。

第8章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

史跡の本質的な価値を確実に保存することを大前提として活用を図る。そのために継続的な調査・研究を実施する。学術調査の成果を踏まえ、史跡の本質的な価値を正しく分かりやすく伝える。そして情報伝達は多面的に発信していく。学校教育・生涯学習として、学校教育現場や地域住民と連携して情報伝達のための様々な企画を実施する。

以上の点を踏まえて以下の活用の方向性を示す。

- 古墳と古墳時代社会が体感できる活用
- 古墳群の広がる地域や地域の歴史・環境について幅広く学習できる活用
- 人づくり・まちづくりの拠点としての活用

第2節 活用の方法

1 現地公開・見学会

積石塚であるうのべ山古墳と川東古墳は現地で立入りを制限するため、公開日を設け、年に数回の見学会を実施する。その他の古墳についても随時、現地公開や古墳見学会を計画する。現地見学会として以下のような取組みを計画していく。

- 発掘調査等の現地見学会

地下に遺存し、日常は見ることのできない古墳の遺構を見学できる機会であり、積極的な開催を実施していく。

- 整備中の工事現場の現地見学会

古墳の遺構を見学できる機会である他に、地元の古墳が整備されていく様子を地域住民に知ってもらうことで、古墳に対する愛着が深められるようにする。また、保存に関するわかりやすい情報を提供し、保存の意義を周知する。

- 他地域の古墳・古墳群との比較をテーマとした現地見学会

さぬき市内では津田古墳群と同時期に展開した古墳群としてさぬき市西部の塚原地区の古墳群がある。また、津田古墳群と対照的な展開をした古墳群として高松市石清尾山古墳群がある。これらが所在する高松市や自治体と連携した現地見学会を計画していく。

- 古墳周辺の自然環境の現地見学会

古墳周辺の自然環境に焦点を当てた現地見学会を企画する。古墳を構成する本質的な価値を構成する要素である刳拔式石棺や埋葬施設の石室石材、葺石等は周辺の自然環境の中で採集された岩石である。また、古墳及び周辺の植生は過去の開発や自然災害を色濃く反映して植生分布している。こうした古墳と関連する自然環境に注目し、古墳に興味のない人も巻き込む工夫をする。香川大学などジオサイトグループと連携したイベントを開催していく。

- 古墳まつり・古墳現地見学会等のイベント

様々な外部団体と連携して、里山、観光、グルメ等の様々な要素を取り入れた現地見学会を企画・実行する。里山は雨滝山、火山の山頂から津田古墳群・富田茶臼山古墳の立地する平野部を俯瞰し、臨海部と内陸部を結ぶ峠道を歩くイベントを実施する。観光・グルメは津田古墳群の古墳間に所在する津田の松原、津田の町並みを見学コースに取り入れ、地域活性化を目指すグループとの連携を試みる。

- 現地見学希望者に対するガイドの随時受付

現在、富田茶臼山古墳に関してはボランティアグループ「れきみん会」が中心となり、現地見学希望者に対するガイドの随時受付を実施している。現地案内は希望者1名から受付けており、さぬき市歴史民俗資料館のホームページやわがかがわ観光推進協議会の冊子で受付を掲載している。津田古墳群に対しても同様の取り組みを実施していく。

2 古墳・出土遺物を体験・体感する

- 出土遺物を体感するための体験学習

小学生を対象とした勾玉づくりは古墳まつり及び夏休みにイベントを実施しているが、埴輪づくり、鏡づくりなどその他についても体験学習を実施する。また、津田古墳群の特徴は凝灰岩を使用した刳拔式石棺が多数認められる点にある。そこで凝灰岩を素材としたミニチュア石棺や古墳を製作し、凝灰岩の質感を体感してもらう取り組みを行う。

体験学習の対象者は様々な年齢層を対象にする。作品は現地及び現地周辺の活用施設や展示施設に展示し、古墳に対する親しみを増大させ、地域住民の関わる親しみのある整備を実現していく。

- 古墳の体感

古墳は実際に登り、歩くことでその大きさが体感できる。墳丘を1周できるコースを設定し、様々な角度から古墳を視認できるようにする。

- 古墳の築造の体験

古墳の外表施設である葺石は発掘調査によって採集した葺石石材を利用して石材の重さや運搬方法、石積み方法が体験できるようにする。体験の機会はさぬき市歴史民俗資料館等の展示施設やイベント等で実施する。

- 古墳の立地の体感

古墳の立地は、徒歩用の見学路を山の麓から設置する。実際に墳丘上まで歩くことで古墳の立地する高さや自然地形の傾斜、地形を構成する地質を体感・学習できるようにする。

- 古墳群の体験

津田古墳群と富田茶臼山古墳は群として存在する。古墳ルートを経由して実際に古墳群を歩く

ことで古墳の眺望や古墳間の距離、周辺の景観を深く知ることができる。各古墳を歩き、古墳間の距離や周辺の景観、古墳の眺望を体験・学習できるようなイベントを計画する。

3 展示

現在、さぬき市歴史民俗資料館の原始展示室で津田古墳群及び富田茶臼山古墳の常設展示を実施している。

将来的には津田古墳群と富田茶臼山古墳の全体の概要が解り、古墳が視認できる位置にガイダンス施設を新設する。

- 収蔵資料の積極的な展示活用

さぬき市に保管されている津田古墳群・富田茶臼山古墳の遺物は展示物の他に収蔵状態の遺物も多い。これらを随時積極的に活用していく。

- ジオラマ、レプリカの作成・展示

展示方法としては、実物展示の他に古墳・出土遺物のジオラマやレプリカを作成していく。古墳の復元ジオラマを作成して築造当時の古墳の姿を視覚的に体感できるようにする。また、古墳のジオラマを年代順に並べることによって古墳の展開について視覚的にわかりやすく学べるような工夫をする。刳拔式石棺は大部分が現地の古墳にあり、展示室で見学できるのはけぼ山古墳の事例が唯一である。完存している岩崎山4号墳、赤山古墳石棺のレプリカを作成し、さらに東かがわ市で確認されている岡前地神社古墳や徳島県の大代古墳の火山石製刳拔式石棺についても各関連機関に協力を求めながらレプリカを作成する。これらを並べることによって火山石製刳拔式石棺の特徴を視覚的に理解できるようにする。

出土遺物に関しては、さぬき市以外の機関で保管されている遺物もある。中でも東京国立博物館では岩崎山4号墳のイモ貝製の貝釧や岩崎山1号墳の石製模造品、帯金式甲冑など津田古墳群を特徴づける貴重な資料がある。東京国立博物館に協力を求めながらこれらの資料のレプリカを作成し、津田古墳群の出土遺物の特徴について視覚的に理解できるようにする。

- 外部施設での展示

津田古墳群・富田茶臼山古墳の存在を広く周知していくためのパネル展示等を実施する。道の駅、サービスエリア、温泉施設等の人々の集まる場や公民館等の公共施設に設置し、古墳や歴史に興味のない人にも史跡の存在について関心が高められるようにする。

4 パンフレット・マップ

- パンフレット

津田古墳群のパンフレットを作成する。津田古墳群と富田茶臼山古墳の全体についてのもの、古墳ごとのものを作成する。パンフレットには古墳の概要とともに見どころを記入した墳丘のイラストを入れ、現地では見ることのできない出土遺物の写真も掲載する。

- 古墳マップ

散策用の古墳マップを作成する。マップは展示施設、休息施設、観光地も記入する。また、古墳ルートも明示し、車用コースと徒歩・自転車用コースを記入する。

- パンフレットと古墳マップの設置場所

パンフレット・古墳マップはさぬき市歴史民俗資料館の他、道の駅、温泉施設等、多くの人々の目に触れられるように様々な施設に配置する。また、史跡地ではパンフレットの保管箱を設置し、現地での設置も実施する。パンフレットの内容は、学術調査・研究による新たな情報を取り入れながら、長期的には更新していく。

5 見学モデルコース

- 古墳の見学モデルコース

津田古墳群、富田茶臼山古墳の「群」として価値や古墳時代社会の変容を体感できる見学コースを設定する。例えば、古墳の築造順に巡り、古墳の変化が体感できるコースとして、うのべ山古墳⇒古枝古墳⇒岩崎山4号墳⇒けぼ山古墳⇒富田茶臼山古墳がモデルコースとして設定できる。

また、さぬき市には津田古墳群・富田茶臼山古墳の他にも著名な古墳が多数ある。古墳時代中・後期の古墳との違いを体感できるような見学コースも想定できる。さぬき市内の代表的な中期古墳の大井七つ塚古墳、川上古墳や後期古墳の大石北谷古墳、椋の木古墳、緑ヶ丘古墳等を取り入れたモデルコースが設定できる。

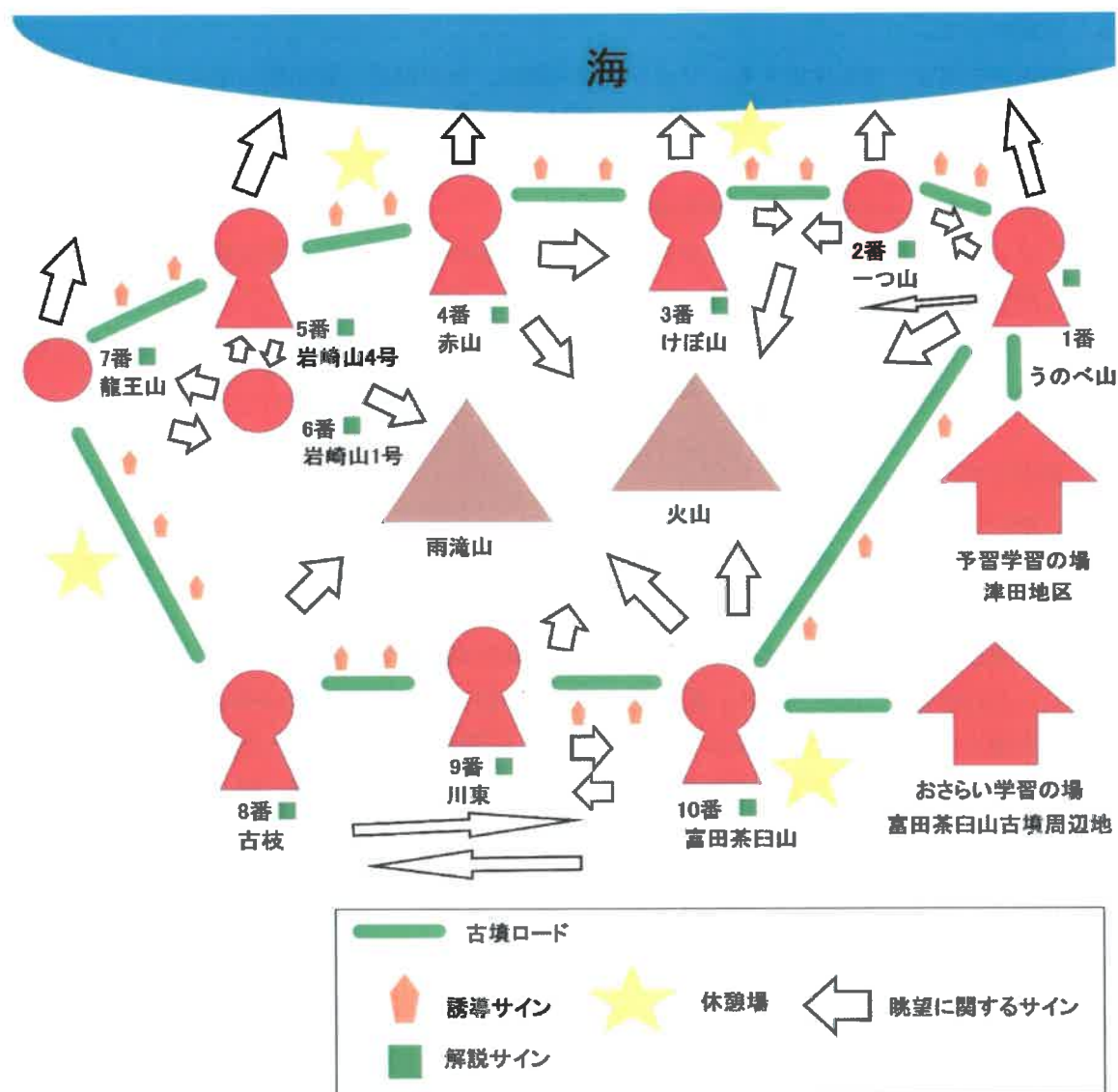


図86 見学モデルコース模式図

- 周辺の歴史・文化財・観光地やジオサイトを取り入れた見学モデルコース
さらに古墳以外の周辺の歴史・文化財・観光地をコースとして取り込むことや、ジオサイトを組み入れたコースを設定することも可能である（図86）。

6 情報発信

- 調査・研究成果の情報発信

調査・研究の成果は、研究会・講演会・シンポジウムによる情報発信の他に、広報誌や電子媒体の活用、報道機関への情報提供、資料館での展示等を通じて情報発信する。

- 見学モデルコースの情報発信

古墳の見学モデルコースや周辺の歴史・文化財・観光地やジオサイトを取り入れた見学モデル

コースを冊子、チラシ、電子媒体を通じて情報発信する。

- その他の情報発信の手段

情報発信はまた、さぬき市観光協会やさぬき市ケーブルテレビ、図書館、公民館、FM放送局、観光情報冊子の出版社、新聞社と連携して実施していく。地域住民が公案したキャラクター「うのべちゃん」を積極的に活用する。また、古墳群らしくキャラクター数を増やしていく。

6 学校教育への活用

- 教職員との情報交換と副読本の作成

地域の将来を担う子供たちへの教育を通じて、史跡に興味を抱いて地域の宝として未来へつなごうとする思いを育めるようにする。古墳学習を課外学習として取り入れることを働きかけ、学校現場との情報交換を実施する。

教職員を対象とした古墳の研修会を行い、津田古墳群、富田茶臼山古墳の本質的価値と学校現場における活用について意見交換を行う。そして学校現場との連携により社会科副読本等の教材の開発を行う。副読本の作成は小学校、中学校、高等学校ごとに検討していく。

- 古墳学習の実施

古墳は学校教育と連携して地域学習の場として活用する。学校のカリキュラムとの連携を図り、古墳の現地見学やさぬき市の文化財担当職員等による出前授業、遺物の貸出等を実施していく。古墳の現地学習の見学モデルコース、出前授業の内容、貸出用遺物をそれぞれリスト化する。

- 自由研究等のサポート

自由研究等の夏休みの宿題や職場体験学習をサポートする。例えば、夏休みに古墳見学や自由研究を補助するようなイベントを実施する。学校教育が主体となり実施されている職場体験学習では文化財整理の仕事について受け入れを行う。

- 現地説明会等

古墳の発掘調査や整備事業に伴う現地説明会には一般対象とは別に学校を対象とした機会を検討する。

7 社会教育への活用

地域の歴史・文化、自然について学ぶための素材とする。講座、現地見学会、刊行物等により複合的な活用を行い、地域住民・見学者の多様な需要に応じた活用を行う。また地域住民から様々な情報を提供してもらう交流の機会を設け、史跡の活用方法を多角的に模索していく。主な活用方法を以下に挙げる。

- 調査・研究の発信（講座・現地見学会）
- 古墳の出土遺物体験イベント（勾玉づくり、鏡づくり、凝灰岩を使用した工芸品づくり）
- 古墳に関わる過去の思い出、郷土に対する思い出など様々な情報を交換する交流会。

8 地域と調和した活用

古墳は丘陵上の非日常的な場に所在するが、古墳ルートは地域住民の日常生活の場に入り込むことになる。よって、古墳ロードは地域住民に古墳群に対する親しみを生じさせる装置として活用できる。

- 地域住民による活用を意図したサイン

古墳ロードの各所に各古墳のサイン（誘導サイン・解説サイン等）を設置し、古墳までの距離・所要時間を記載する。加えて、徒歩用コースには古墳まで歩くことで費やされる消費カロリー等も表示して日常のウォーキングやジョギング等のコースとしても利用できるようにする。また、古墳は丘陵上に位置するため、山道の見学路は登山コースとしても利用できるようにする。

- 周辺施設との一体的な活用

岩崎山1号墳には南西部に老人ホームさわやか荘がある。また、北側には津田運動公園がある。古墳と各施設は連絡していないが、通路を設置すれば、散策やウォーキングやジョギングを兼ねた古墳見学が可能となる。周辺施設との一体的な活用を整備計画で計画していく。

地域住民との連携としてさぬき市古墳まつりの取り組みが挙げられる。さぬき市古墳まつりは地域住民が主催となって毎年開催されており、今後も連携して実施していく。

- 地域住民との日常的な交流

地域住民との連携を推進し、交流の機会を増やしながら多角的な意見を集約して魅力的な活用事業の創出を目指していく。

9 観光まちづくりへの活用

さぬき市を代表する観光資源の一つに位置づけ、さぬき市観光協会など地元観光団体や公共交通機関との連携を深め、古墳見学会等のイベントの実施や情報発信を行いながら観光資源として定着していくことを目指す。

- イベント

津田古墳群周辺には津田の松原やドルフィンセンター等の観光地がある。また、交通アクセスは高速道路の出入り口が古墳から1～2kmの距離に2か所あり、その間にはサービスエリアもある。さらにJRの駅も2駅が津田古墳群のエリア内にある。休息場は津田古墳群から2km東に大川オアシス、津田古墳群のエリア内に道の駅、春日温泉がある。このように津田古墳群周辺は観光地、交通のアクセス、休憩地に恵まれている。これら諸機関、諸施設と連携した観光ツアー等のイベントを計画する。

- まちづくりの中核地

津田古墳群周辺にはドルフィンセンターが所在する。また、北には海産物業・食品業の企業がある。その他、周辺には海産物をはじめとした地元特産物を取り扱っている地域住民がいる。津

田古墳群のガイダンス施設のスペースをこれらの企業や観光施設の連携した中核地にしていくことを目指し、駐車場や地元特産物の販売所等、多目的に活用できるようにする。

10 観光戦略

津田古墳群、富田茶臼山古墳は3.5～4.5kmの広域に展開しており、各古墳を繋ぐ古墳ルートは巡回できるようにする。

史跡地を多数巡回し、講演会・現地見学会を多数参加したリピーターには巡回回数・参加回数を表示顕彰し、記念品を贈呈する。リピーターには津田古墳群から富田茶臼山古墳への発展になぞらえて、巡回・イベント参加回数に基づき初級者＝うのべ山クラス、中級者＝岩崎山クラス、上級者＝茶臼山クラスに区分する。

11 研究の推進

津田古墳群及び富田茶臼山古墳の研究を深化させ、その成果を講座、展示、現地説明会等の活用に活かしていく。研究は発掘調査等の学術調査の他に、津田古墳群と富田茶臼山古墳が立地する地域の特質を通史的に明らかにしていく調査、自然環境との関連調査、地域住民からの古墳に関する過去の情報の聞き取り調査等、多角的な研究を進めていく。そのために、さぬき市の歴史・文化財の整理・研究を担う組織を充実させ、大学や他機関と積極的に連携していく。

12 連携事業

大学、香川県（香川県立ミュージアム、香川県埋蔵文化財センター等）及び周辺自治体と連携し、横断的な調査研究・情報交換を行う。そして、共催イベントや展示会の開催、刊行物の作成を実施する。

周辺地域では県内の高松市石清尾山古墳群、丸亀市快天山古墳や徳島県鳴門板野古墳群、徳島県徳島市渋野丸山古墳など津田古墳群・富田茶臼山古墳を評価する上で重要な古墳・古墳群の調査等が実施されている。また、火山石製の刳拔式石棺は岡山県備前市、徳島県鳴門市、大阪府岸和田市の古墳から確認されている。こうした津田古墳群・富田茶臼山古墳と関わる古墳のある周辺自治体と連携する。

第9章 整備の方法と方向性

第1節 整備の方向性

史跡の本質的な価値を確実に保存することを大前提として、本質的価値を適切かつ効果的にわかりやすく表示できる整備を目指す。そのために、本質的価値を適切に把握するための調査・研究を計画的に実施する。墳丘の改変部は修復し、修復の困難な場合は、さらなる改変を生じさせないような保全措置を講じる。古墳築造後の歴史的経過を示す構成要素は古墳の今日に至る歴史の重層性を示す履歴として重要であるが、古墳の保存・復元的な整備を行う上で現状を維持することが困難な場合も考えられることから、移築も含めて慎重に検討する。

各古墳は墳丘及び周辺部において急傾斜面や崖状になった地点が見られる。よって、見学者の安全性に留意した整備を目指す。宅地が隣接する古墳や各古墳を繋ぐ古墳ルート沿いには宅地が展開している。史跡周辺の地域住民のプライバシーの保護を意識した整備が重要である。

津田古墳群、富田茶白山古墳は3.5～4.5kmと広域に展開する古墳群である。古墳をつなぐ古墳ルートの一部は地域住民の生活圏を経由する。よって地域住民と一体となった整備を進め、地域住民に親しまれ、憩いの場となるような整備を目指していく。

以上の点を踏まえ、整備の方向性を以下に挙げる。

- 本質的価値を確実に保存管理するための整備。
- 学術調査の成果を踏まえた史跡の本質的価値や特徴を現地で体感できる整備。
- 古墳に積み重ねられてきた歴史との一体的な整備。
- 来訪者の安全を十分に確保した整備。
- 周辺の地域住民のプライバシーの保護を意識した整備。
- 古墳「群」としての特色を活かした多様な活用の図れる整備。
- 史跡地とともに史跡地をとりまく環境との調和を目指し、地域と一体的となる整備。
- 様々な人々が交流できる親しみのある憩いの場としての整備。

第2節 保存のための整備

指定地全体の本質的価値を確実に保存管理するための整備について整理する。

1 墳丘

(1) 墳丘の改変部

- 軽微な墳丘の小崖面は盛土等により保全を図る。
- 崖面等による大規模な改変部は露出している土壌・岩盤の状況、本質的価値を構成する要素（盛土・葺石・埴輪等の遺物）など現状を記録し、保全方法を計画する。
- 法面保全は修景を考慮し、種子吹付、擁壁、盛土等の方法を計画する。
- 保全措置を行うまでに安全性・保存に影響が予測される場合には仮養生を実施する。
- 墳丘に土壌が露出し風雨による墳丘侵食のおそれのある場合は、芝草等の地被植物による植栽・播種、もしくは本来の地形を大きく改変しない程度の盛土を行う。

(2) 墳丘改変の予防

墳丘周囲の崖面等により墳丘改変のおそれのある場所については、周囲の崖面の法面保全や排水施設の整備等を検討し、墳丘改変の予防を行う。

(3) 獣害対策

- 獣害の生じている古墳及び獣害の生じるおそれの高い古墳については、獣の侵入を防ぐための措置として、獣害防止柵等を設置する。
- 柵は効果と景観を考慮して規模・構造を決定する。原則としてBゾーンに設置し、墳丘・外周施設を囲むが、崖面に接する地点は巡らす必要はない。柵にはゲートを設け、日常的な立ち入りができるようにする。
- 本設の獣害防止柵の設置まで期間の経過が予測される場合は、本設置までに仮の獣害防止柵を設置する。
- 獣による掘り起こし痕は掘り起こし状況を把握した上で復旧方法を検討する。

(4) 葺石

葺石の大部分は地下に遺存している。本質的価値の保存のため、原則としてそのまま地下で保存していく。岩崎山4号墳、龍王山古墳等、地上に露出している葺石で改変のおそれのある場所は注意喚起サイン等により来訪者が立ち入らないように誘導する。

(5) 積石塚

- 積石塚の積石石材は転落・移動が容易である。よって立入禁止柵により墳丘上（A区）への立ち入りを制限する。この立入禁止柵は獣進入防止の柵を兼ねる。
- 立入禁止柵は墳丘の見学・観察を配慮してA区とB区の境に設定する。設置の際には事前に確認調査を実施する。
- 積石石材間に堆積した腐葉土は現状維持する。

(6) 墳丘範囲の表示

現地において墳丘範囲が分かるような表示を行う。この表示は保存管理と活用の両面で有効である。表示方法は整備計画に基づいて決定する。

2 埋葬施設

(1) 竪穴式石槨

現状を記録し、石室石材の割れの有無・風化程度、風雨による影響などの環境調査の結果等を総合的に分析して整備の方法を検討する。

(2) 剝拔式石棺・竪穴式石槨の凝灰岩製蓋石

- 現状を図面化し、き損部・石材の脆弱部・地衣植物等の付着状況等の保存状態を把握する。
- 原位置の有無等、埋葬施設との関係を発掘調査によって把握し、現地保存か移転保存かの判

断材料の一つとする。また、判断材料として刳拔式石棺の移転により埋葬施設が蒙る影響についても考慮する。

- 保存状態や埋葬施設との関係を総合的に判断して現地保存か移転保存かの方針や保存処理方法を決定する。
- 地表に露出している刳拔式石棺は整備を実施するまでの間に適切な仮養生を実施する。

(3) 埋葬施設の表示

埋葬施設は多くが地下に遺存している。埋葬施設は発掘調査によって位置を明確にした上で地上に表示する。表示方法は露出公開・復元公開・範囲表示等があるが、本質的価値の保存を前提とした表示方法を選択する。

3 史跡の境界の明示

保存管理と土地の財産管理のために、史跡地境界に境界沿いに境界標を設置する。境界標は文化財保護法第115条第1項の規定に基づく。

境界の視認は境界沿いに分布する工作物・地形の段差も利用する。

第3節 活用のための整備

古墳は本質的価値を適切かつわかりやすく表示する整備を実施する。また、10基の古墳をつなぐ古墳ルートを整備し、地域と一体となった憩いの場を創出していく。

1 段築・埴輪列の表示

墳丘の段築、埴輪列の大部分は地下に遺存している。本質的価値をわかりやすく明示するために遺構の表示を行う。表示方法は露出公開・復元公開・範囲表示が想定されるが、本質的価値の保存を前提とした整備方法を選択する。これらの遺構の表示は保存管理と活用の両面で有効である。また、段築・埴輪列の内容は解説サインにおいて紹介する。

2 古墳規模・形態の体感

- 墳丘は墳丘裾部の地点を地表に明示する。特に墳丘主軸ライン上の墳丘裾部はわかりやすく明示し、墳丘規模を視認できるようにする。古墳周囲の古墳外に見学路を設定し、様々な角度から墳丘が視認できるようにする。前方後円墳の場合、後円部・前方部先端、墳丘の側面形が視認できるようにし、墳丘の見え方の違いが体感できるようにする。特に富田茶白山古墳は古墳の規模や前方後円墳・三段築成などの形態が視認できるように整備する。

3 見学路（史跡地内）

- 史跡地内の見学路は古墳周囲を一巡するルートと、そこから墳頂部に至るルートを整備する。後円部急傾斜面は見学路としない。墳丘上の見学路は盛土等によって遺構を保護した上で、景観に配慮しながら整備する。
- 古墳周囲を一巡するルートは立入り制限の柵を施す積石塚は柵の外側に、その他の古墳で獣

害対策の囲い柵を施す古墳は柵の内側に見学路を設定する。見学路は原則として古墳を回遊できるようにするが、急傾斜面、崖面を生じている場合は現状に即して計画していく。

- 見学路には見学者を誘導するサインを設置する。見学者が無意識に見学路を通行できるように修景に考慮しつつもやや目立つ園路とする。
- 規模の大きい富田茶白山古墳は現状の通路を利用した見学路を設定する。墳頂部に至る見学路は妙見神社に至る参道と農道を利用する。後円部東側の直線的な階段は傾斜が急で安全性の問題があるが、階段は近世にまで遡る可能性がある古墳築造後の歴史的諸要素であるため現状維持する。安全対策はロープや手すりを計画する。古墳を周遊する見学路は市道、農道を利用し、複数地点に眺望ポイントをサインで明示する。古墳周遊コースは長期的には周濠外周部を一巡する見学路とし、また、陪塚の整備の実施に伴い陪塚に連絡できるようにする。

4 サイン（史跡地内）

- 古墳を表示した表示サイン、古墳の概要や各遺構を説明した解説サイン、見学者を誘導する誘導サイン、立入禁止や危険箇所を明示する注意喚起サインを設置する。
- サインの設置場所、仕様は整備計画に基づいて決定する。
- 既存のサインは適切な維持を行い、将来的に更新を行い統一的な仕様にしていく。
- 解説サインは写真・イラストを取り入れて、わかりやすい工夫をする。また、最新の情報を記載する。
- 全体の概説は史跡の進入部に設置する。地図（墳丘見取図）を用いて遺構・サイン設置地点・見学路の全体図が見学者に把握できるようにする。

5 サイン（史跡地外）

- サインは津田古墳群と富田茶白山古墳を表示した古墳マップ、古墳へ誘導する誘導サイン、古墳ロード沿いの文化財、自然景観、古墳の眺望に関する様々な解説サイン、古墳を表示した表示サインからなる。
- 古墳マップは古墳の位置の他に雨滝山・火山、古墳ロードや主な観光地、休息地点も記載する。設置場所として道の駅やサービスエリア、温泉施設、みろく自然公園、鉄道の駅、大川オアシス、ドルフィンセンター・津田松原等の観光地、歴史民俗資料館、津田運動公園等が想定される。
- 解説サインは写真・イラストを取り入れて、わかりやすく最新の情報を記載する。
- 誘導サインの表示内容は、第3節（活用のための整備）の5項（古墳ロードの設定）で示した。設置場所は古墳ロード沿いの他に鉄道の駅にも設置し、古墳ロードまでの誘導を試みる。他にドルフィンセンター入口付近に設置する。一方で古墳ロード沿いにあるうのべ展望ふれあい公園にはドルフィンセンターの誘導サインを設置し、観光地との一体化した振興を図る。
- 自動車用の誘導サインは幹線道からの誘導が現状において欠如している。富田茶白山古墳南の県道10号線、津田地区の国道11号沿い、そして高速道路の出入り口部への設置を関係機関と連携して設置していく。
- 既存サインは有効に活用しつつ、更新のタイミングを見計らって適宜更新し、統一的な意匠

のサインにしていく。

6 眺望

● 古墳からの眺望

古墳からの眺望は古墳の可視性を意識した範囲や古墳の立地を知る手がかりとなる。津田古墳群の多くは海上からの古墳の眺望を意図して選地されており、内陸部の古墳は内陸部に立地していた地域の中核的な集落からの視認を意図していた可能性がある。また、内陸部に立地する富田茶白山古墳は東西南北の交通の要衝が選地されている。

古墳からは古墳の選地に深く関連した臨海部の海や平野部の交通路を視認することができる。また、それぞれの古墳からは古墳群を構成する他の古墳を視認することができる。視認場所の古墳より古い古墳は古墳時代にも古墳の存在が視界に入っていたことが想像でき、新しい古墳は古墳時代には視界にはなかったが、現在において古墳の位置関係を知る手立てとなる。

これらを見学者に明示する主な方法として、写真や図で周辺の景観を表示し、内容を記載した解説サインの設置や、樹木の伐採や枝打ちによる眺望の確保が挙げられる。

● 麓からの古墳の眺望

麓から見た古墳及び古墳の立地する丘陵の眺望は本質的価値を理解する上で重要である。麓に眺望ポイントを設定する。

● 地形の眺望

津田古墳群・富田茶白山古墳の展開する臨海部・内陸部・丘陵部で構成される地形の眺望ポイントを設定する。眺望ポイントを設置する場所として、うのべふれあい公園、サービスエリア津田、雨滝森林浴公園等が挙げられる。

7 見学ロード

(1) 設定の基準

津田古墳群と富田茶白山古墳は南北・東西4.5kmという広域に分布していることが特徴である。津田古墳群と富田茶白山古墳を一体的に整備するためには、個々の古墳の整備のみならず各古墳をつなぐ経路に重点を置く必要がある。そこで各古墳をつなぐ見学ロードを設定する。古墳ロード（古墳巡礼道）は以下の点を考慮して設定する。

- 自動車を対象としたルートと自転車や徒歩を想定したルートの2ルートを設定する。
- 各古墳を巡って1周できる巡回コースとする。
- ルート上に各古墳を眺望するポイントを設定する。
- 展示室・ガイダンス施設をルート上に設定する。
- 津田の松原、津田の町並等、他の文化財や観光地を取り込んだルートとする。
- ルート上に津田古墳群の特徴である刳拔式石棺の採石地である火山の眺望ポイントを設定する。
- 古墳の近くには津田町と大川町の2ヶ所に道の駅がある。また春日温泉等の温泉施設がある。ルート上にこれら休憩場・休息場を取り込む。
- 高速道路出入口や鉄道の駅からのアクセスを考慮する。

(2) 見学ロードの整備・眺望ポイントの設定

● 見学ロードの構造

見学ロードは古墳の系譜や築造順序が体感できるルートとする（第8章2節10項参照）。見学ロードは巡回コースとし、始点と終点を定め、始点をうのべ山古墳、終点を富田茶臼山古墳とする。そして、将来的には、津田湾側に始点の展示・休息施設、終点の富田茶臼山古墳周辺に展示施設を併設したガイダンス施設を建設する。

● 見学ロードの解説サイン

古墳や火山・雨滝山の眺望ポイントには写真で表示した解説サインを設置する。また、古墳ルート上に分布する歴史文化遺産・文化財、山、津田湾に視認できる島等に関する解説サインをそれぞれ設定する。

● 見学ロードの誘導サイン

自転車や徒歩を想定した見学ロードには各古墳の表示、古墳の方向、古墳までの距離・所要時間を表示した誘導サインを多数設置する。この誘導サインはウォーキングやジョギング用に兼用できるように、消費カロリー等を表示して日常的な散策コースとしても活用できるようにする。このようにして見学ロードは地域住民の日常的な憩いの場として機能するように工夫する。

● 休憩場・公園の活用

サービスエリア、休憩場、公園からの眺望を活用する。津田サービスエリアからは鶴部山の他、津田湾が一望でき、雨滝森林浴公園からは内陸部の平野が一望でき、富田茶臼山古墳が視認できる。他に古墳ルート上の眺望ポイントとしてうのべ展望ふれあい公園、津田総合公園、ふれあい市場みろく、道の駅みろくが挙げられる。これらの地点に眺望に関するサインを設置する。

● レンタサイクルの設置

自転車や徒歩を想定した見学ロードにはレンタサイクルを設置する。

● 自動車を対象としたルート

自動車を対象としたルートでは幹線道路上のポイントや高速道路の出入り口に運転手が見やすい大型の古墳への誘導サインを設置する。

● 地域住民のプライバシーの配慮

見学ロードの設定・活用実施には地域住民のプライバシー保護も留意する必要がある。地域住民の協力の元に話し合いの機会を頻繁に設け、地域住民の意向を積極的に取り入れていく。

8 古墳見学路（史跡地外の山道）

- 史跡に至るまでの史跡地外の山道の見学路として、川東古墳、岩崎山4号墳、けぼ山古墳は民有地を経由せざるを得ない状態にある。見学路の維持管理は当面の間、所有者の協力を得

て実施していくことになる。長期的には見学路の公有地化、新たな見学路の設定を検討していく。

- 見学路には急傾斜等により、見学者の安全性に問題のある箇所も認められる。転落防止策や階段を設置する等の利便性の向上を目指していく。

9 ガイダンス・展示施設

(1) 設置場所

うのべ山古墳は津田古墳群で最初に築造された古墳である。一方、富田茶臼山古墳は津田古墳群の後の一連の史跡の中では最後に築造された古墳である。見学ロードの始点・終点に隣接する場所に展示・休息施設やガイダンス施設を設置する。

(2) ガイダンス・展示施設

- 内容

ガイダンス施設は初めて津田古墳群と富田茶臼山古墳を訪れる人を対象とした、見て、触れて、体感できる展示を中心に「古墳全体の学習の場」（エントランスゾーン）として位置づける。古墳の種類・規模・構造・副葬品など古墳に関する基礎的な情報を紹介し、古墳時代の時代背景と津田古墳群・富田茶臼山古墳の概要が分かるような展示を行う。また、実物の墓石や石棺と同様の石材である凝灰岩を手で触れられるようにし、埴輪・刳拔式石棺、竪穴式石棺等はレプリカを作成して実物を体感できるようにする。

ガイダンス施設はリピーターの知的欲求に応える本質にせまった展示を中心に、「古墳全体の学習の場」として位置づける。出土遺物を古墳の築造順に展示し、内容の変化が読み取れるような展示を実施する。津田古墳群・富田茶臼山古墳の本質的価値が理解できるような展示内容とする。

富田茶臼山古墳の部門展示は富田茶臼山古墳の大きさが実感できるジオラマ、富田茶臼山古墳の築造時の姿がイメージできる復元図、富田茶臼山古墳の出土遺物、畿内の巨大古墳との比較、地方の巨大古墳との比較、香川県の他の古墳との比較、富田茶臼山古墳の現在に至る記録等の展示を実施する。

- 多目的な活用のための整備

ガイダンス施設は地域住民や来訪者の交流の場として位置づけ、地域活動、観光など多目的な活用とする。敷地内に園路、照明、排水等の設備、古墳・観光マップのサイン、東屋、ベンチ、手洗い場、便所、駐車場等を整備する。富田茶臼山古墳との一体的な整備を検討し、眺望に関する解説サインなどの整備を実施する。

- みろく自然公園の活用

資料館はみろく自然公園の中にある。よって広場を活用し、石棺・埴輪製作、石材移動体験、演劇等のイベントを企画する。また、公園内には国指定文化財旧恵利家住宅やさぬき市指定文化財弥勒石穴がある。これらの文化財と連携させ、さぬき市の歴史・文化財の拠点施設として活用

整備していく。

(4) 休憩場へのパネル展示

- 古墳ロード（古墳巡礼道）上に分布する道の駅・サービスエリア・温泉施設等にパネル展示を中心に展示施設を設け、配布用のパンフレット・古墳マップをおく。パネル展示は津田古墳群・富田茶臼山古墳の概要について地図や写真で紹介する。
- 各古墳およびガイダンス施設に古墳巡り帳に押印するためのスタンプを設置する。

10 便益施設

便益施設として駐車場・駐輪場・トイレ・広場が基本である。また、スペースや全体の整備計画の中で休憩場や東屋、ベンチ、手洗い場、フェンスを設置する。さらに史跡地名を示した史跡標柱を設置する。駐車場は大型バスの利用を考慮する。便益施設の整備は修景を重視し、景観と調和した外観とする。

11 見学者の安全性の配慮

津田古墳群・富田茶臼山古墳には崖面や急傾斜面が認められる。崖面は転落防止の安全柵を設置する。また、注意喚起のサインを設置する。安全柵は修景を考慮して整備する。

12 地域住民のプライバシーへの配慮

- うのべ山古墳、赤山古墳、富田茶臼山古墳には宅地が隣接する。墳丘の樹木を利用して下部の宅地が見えないような配慮や注意喚起のサインの設置を行う。
- 各古墳をつなぐ古墳ロードは地域住民の生活圏を通過しており、地域住民のプライバシーに配慮する。騒音・ポイ捨て等に対する注意喚起のサインを設置する等の周辺集落に十分な配慮を施し、出来るだけ住民生活への負担を低減する方法を検討する。



図87 うのべ山古墳、一つ山古墳、けぼ山古墳の古墳・平野部からの眺望地点



写真126 ① うのべ山古墳からの眺望



写真127 ② うのべ山古墳からの眺望



写真128 ③ 平野西部からのうのべ山古墳の眺望



写真129 ④ 平野南西部からのうのべ山古墳の眺望



写真130 ⑤ 平野東部からのうのべ山古墳の眺望



写真131 ⑥ 一つ山古墳からの海の眺望



写真132 ⑦ 一つ山古墳からの海の眺望



写真133 ⑧ 平野西部からの一つ山古墳の眺望



写真134 ⑨ 平野東部（海）からの一つ山古墳の眺望



写真135 ⑩ 海からの一つ山古墳の眺望



写真136 ⑪ 鶴部山からの一つ山古墳の眺望



写真137 ⑫ けぼ山古墳からの海の眺望



写真138 ⑬ 平野東部からのけぼ山古墳の眺望



写真139 ⑭ 平野南東部からのけぼ山古墳の眺望



写真140 ⑮ 鶴部山南部からのけぼ山古墳の眺望



写真141 ⑯ 海からのけぼ山古墳の眺望



写真142 ① 龍王山古墳の麓から



写真143 ② 岩崎山から



写真144 ③ 津田の松原から



写真145 ④ 海上から



写真146 ⑤ 赤山古墳から



写真147 ⑥ 相地峠から



写真148 ⑦ 青木海岸から



写真149 ⑧ 打伏の鼻から



図89 赤山古墳の古墳・平野部からの眺望地点



写真150 ① 赤山古墳からの平野部の眺望



写真151 ② 鶴部山からの赤山古墳の眺望



写真152 ③ 平野北西部からの赤山古墳の眺望



写真153 ④ 東の丘陵部からの赤山古墳の眺望



写真154 ⑤ 平野東部からの赤山古墳の眺望



写真155 ⑥ 平野南部からの赤山古墳の眺望



写真156 ⑦ 平野南部からの赤山古墳の眺望（昭和17年頃）



写真157 ⑧ 平野南部からの赤山古墳の眺望

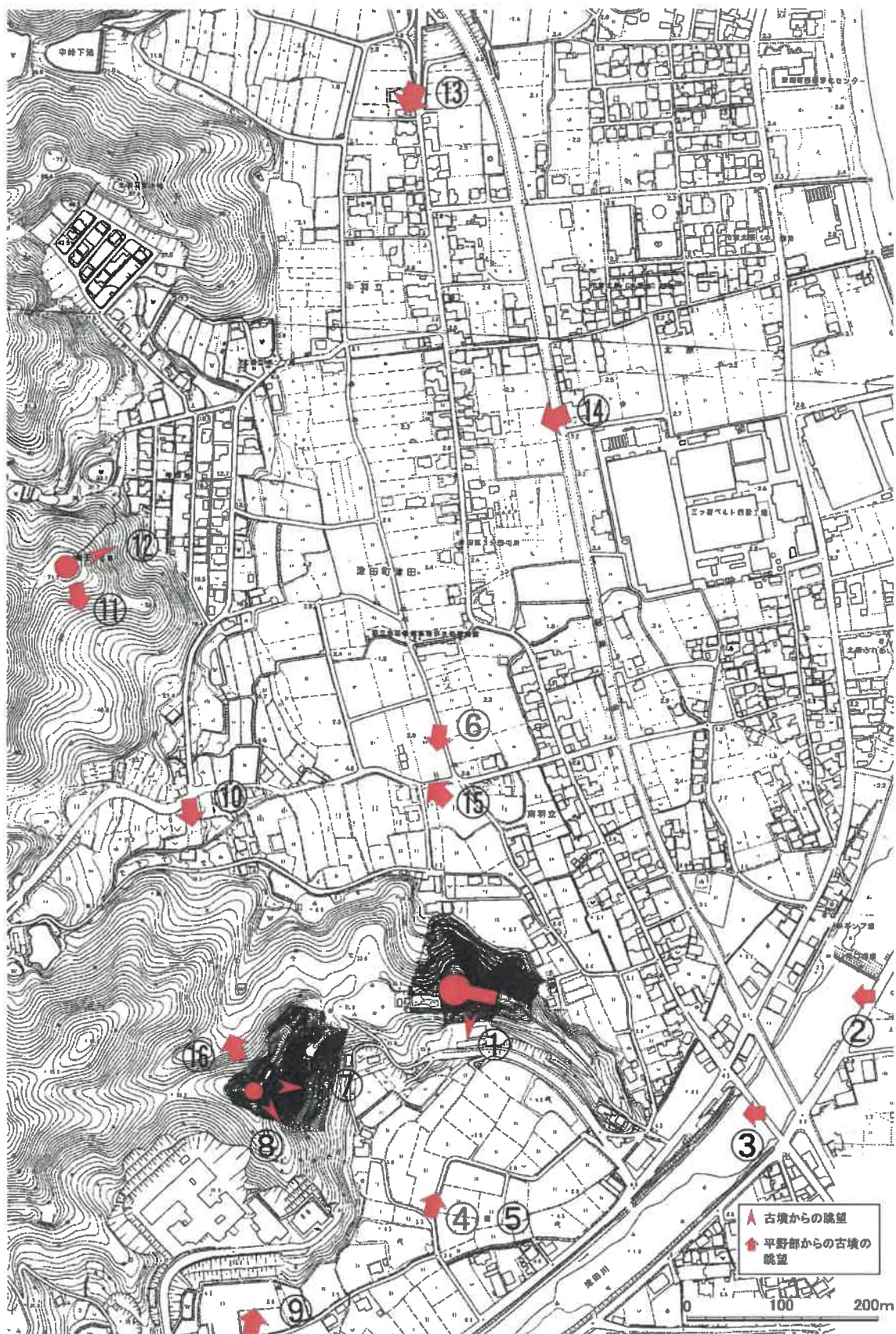


図90 岩崎山1号・4号墳、龍王山古墳の古墳・平野部からの眺望地点



写真158 ① 岩崎山4号墳からの平野部の眺望



写真159 ② 平野東部からの岩崎山4号墳の眺望



写真160 ③ 平野東部からの岩崎山4号墳の眺望



写真161 ④ 平野南部からの岩崎山4号墳の眺望



写真162 ⑤ 平野南部からの岩崎山4号墳の眺望



写真163 ⑥ 平野北部からの岩崎山4号墳の眺望



写真164 ⑦ 岩崎山1号墳からの平野部の眺望



写真165 ⑧ 岩崎山1号墳からの平野部の眺望



写真166 ⑨ 平野南部からの岩崎山1号墳の眺望



写真167 ⑩ 平野北部からの岩崎山1号墳の眺望



写真168 ⑪ 龍王山古墳からの岩崎山1号墳の眺望



写真169 ⑫ 龍王山古墳からの平野部の眺望



写真170 ⑬ 平野北東部からの龍王山古墳の眺望



写真171 ⑭ 平野東部からの龍王山古墳の眺望



写真172 ⑮ 平野南東部からの龍王山古墳の眺望



写真173 ⑯ 岩崎山1号墳からの龍王山古墳の眺望



図91 川東古墳、古枝古墳、富田茶臼山古墳の古墳・平野部からの眺望



写真174 ① 川東古墳からの平野部の眺望



写真175 ② 川東古墳からの平野部の眺望



写真176 ③ 平野東部からの川東古墳の眺望



写真177 ④ 平野南部からの川東古墳の眺望



写真178 ⑤ 長福寺池付近からの川東古墳の眺望



写真179 ⑥ 平野西部からの川東古墳の眺望



写真180 ⑦ 古墳東の平野部からの古枝古墳の眺望



写真181 ⑧ 平野南東部からの古枝古墳の眺望



写真182 ⑨ 富田茶臼山古墳からの平野部の眺望



写真183 ⑩ 富田茶臼山古墳からの平野部の眺望



写真184 ⑪ 通池からの富田茶臼山古墳の眺望（昭和40年代）



写真185 ⑫ みろく通池公園からの富田茶臼山古墳の眺望



写真186 ⑬ 讃岐往還からの富田茶臼山古墳の眺望



写真187 ⑭ 讃岐往還からの富田茶臼山古墳の眺望



写真188 ⑮ 讃岐往還からの富田茶臼山古墳の眺望



写真189 ⑯ 讃岐往還からの富田茶臼山古墳の眺望



写真190 ⑰ 古墳西からの富田茶臼山古墳の眺望



写真191 ⑱ みろくふれあい市場からの富田茶臼山古墳の眺望



写真192 ⑲ 古墳北からの富田茶臼山古墳の眺望（昭和40年代）



写真193 ⑳ 古墳北からの富田茶臼山古墳の眺望



写真194 ㉑ 県道10号線からの富田茶臼山古墳の眺望



写真195 ㉒ 富田西からの富田茶臼山古墳の眺望



写真196 ㉓ 川東古墳麓付近からの富田茶臼山古墳の眺望



写真197 ㉔ 石仏遺跡付近からの富田茶臼山古墳の眺望



図92 火山・雨滝山の眺望地点



写真198 ① 火山 国道11号線から



写真199 ② 火山 道の駅津田の松原から



写真200 ③ 火山 古枝古墳の麓付近から



写真201 ④ 火山 富田東八剣池付近から



写真202 ⑤ 火山 岩崎山の麓から



写真203 ⑥ 雨滝山 津田川の津田橋付近から



写真204 ⑦ 雨滝山 寒川町神前から



写真205 ⑧ 雨滝山 富田神社南の平野部から



写真206 津田サービスエリアからの津田湾の景観



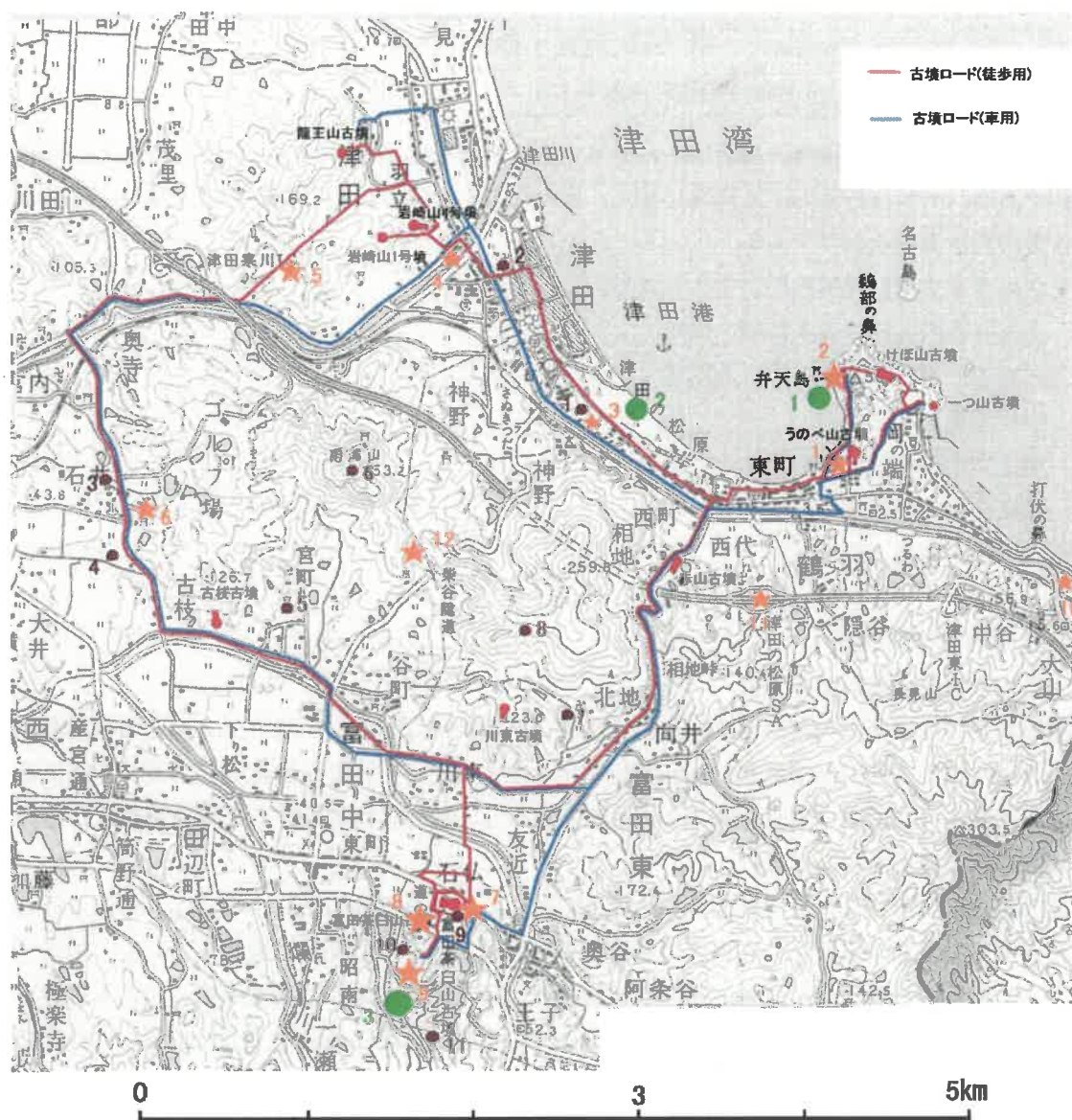
写真207 うのべ展望ふれあい公園からの津田湾の景観



写真208 津田総合公園から奥古墳群跡の景観



写真209 雨滝森林浴公園から富田茶臼山古墳の景観



★ 休憩・トイレ・駐車場・
多目的広場・展示

- 1 旧鶴羽小学校
- 2 うのべ展望ふれあい公園
- 3 道の駅津田の松原
- 4 東屋(国土交通省土地)
- 5 さぬき市津田総合公園
- 6 春日温泉
- 7 みろく通池公園
- 8 道の駅みろく・ふれあい市場みろく
- 9 みろく自然公園
- 10 大川オアシス
- 11 津田の松原SA
- 12 雨滝森林浴公園

● 観光地

- 1 ドルフィンセンター
- 2 津田の松原
- 3 みろく自然公園

● 指定文化財

- 1 石清水神社三十六歌仙扁額(市指定)
- 2 実相寺押絵貼群鶏図屏風(市指定)
- 3 石井廃寺(市指定)
- 4 大井七つ塚古墳群(市指定)
- 5 富田神社の大楠と大杉(市指定)
- 6 雨滝城跡(市指定)
- 7 西教寺六面石幢(県指定)
- 8 西教寺(奥の院)の磨崖仏(市指定)
- 9 西岡石仏(市指定)
- 10 旧恵利家住宅(国指定)
- 11 弥勒石穴(登録)

図93 古墳ロードと展示・便益施設、おもな観光地・指定文化財

第10章 運営・体制の整備

第1節 体制整備の方向性

史跡の確実な保存と積極的な活用、わかりやすい整備を実施していくには体制の強化と整備が必要である。それは行政内での連携に加え、様々な人々の協力が不可欠である。運営・体制の整備の方向性は次のとおりである。

- さぬき市文化財保護部局が主体となる。
- さぬき市内各庁の連携体制の構築
- 有識者、専門家会議等による助言・指導体制の構築
- 学校現場との連携
- 周辺文化財機関、外部団体との連携
- 地域住民との連携
- 次世代を担う人材育成

第2節 体制整備の方法

1 さぬき市による体制の確立

史跡地及び周辺部の保存活用は、さぬき市文化財保護部局が適切に行う。このため事業主体となるさぬき市の文化財保護部局は保存活用事業の推進のために体制を強化していく必要がある。専門的知識と発掘調査の技術を有する人員数を増やし、保存活用に関する予算を確保し、適切で継続的な体制整備を構築していく。

非常災害発生時の対応及び整備事業の推進には土木・建築の専門技師の協力が不可欠である。保存管理では道路や道路下の埋設管の整備の管理等において関係部局と連携していく。地元イベントや公演等の広報活動では観光部局との連携によって、興味関心の異なる多くの人々を巻き込むことが可能となる。また、整備に関する行政内の手続きは関係部局と十分に協議し、作業の円滑化を図っていく。

市の文化財部局以外の部局との情報共有・連携を行う体制を構築する必要がある。文化財担当部局を中心とした関係機関との日常的な情報収集・伝達体制を確立し、定期的にさぬき市教育委員会が主催する合同会議を実施する。

2 学校現場との連携

複数の小学校による小学校6年生による富田茶白山古墳の課外学習は10年以上継続している事業である。今後は津田古墳群も含めた学習プログラムを作成し、様々な活用方法を検討していく。そして、こうした取り組みは学校現場との連携の中で構築していく。子供たちの古墳に対する疑問・質問を集約し、子供たちに印象の残る課外活動を計画していく。その中で津田古墳群・富田茶白山古墳に関する副読本を学校現場と連携して作成する。

こうした取り組みを実施するため、学校現場との情報交換の機会を定期的に開催する。

3 研究機関、周辺文化財機関との連携

保存活用に関してはこれまで通り香川県教育委員会を通じて文化庁からも助言を得ながら事業を進めていく。

周辺地域では県内の高松市石清尾山古墳群、丸亀市快天山古墳や徳島県鳴門板野古墳群、徳島県徳島市渋野丸山古墳など、津田古墳群・富田茶臼山古墳を評価する上で重要な古墳・古墳群の調査等が実施されている。市町村、県間での史跡の情報共有・調査活用の連携体制を整える。

大学などの研究機関、香川県（香川県立ミュージアム、香川県埋蔵文化財センター等）及び周辺自治体と連携し、横断的な調査研究・情報交換を行う。そして、共催イベントや展示会の開催、刊行物の作成を実施する。

4 地域住民との連携

さぬき市では毎年、地域住民が主催する「さぬき市古墳まつり」が実施され、地域住民及び外部地域からの来訪者に津田古墳群・富田茶臼山古墳への関心を高めていくきっかけとなっている。

さぬき市の文化財の保護・研究活動を実施しているさぬき市文化財保護協会では地域住民が中心となり古墳清掃、地域史研究、歴史・文化財の研修を実施している。

さぬき市歴史民俗資料館のボランティア組織「れきみん会」は、古墳見学会等のガイドや小学校の課外活動での講師、さぬき市に保管されている歴史資料の整理を実施している。

こうした津田古墳群・富田茶臼山古墳の保存管理・活用に関わるグループや観光グループと積極的に連携し、保存管理及び活用を実施していく。

文化財との直接の関わりはないが、津田古墳群の分布する臨海部では漁業を中心として津田地区の観光を活性化させようとする地域住民のグループがある。また、観光地としてドルフィンセンターがある。さらに海産物、養鶏、酪農等で地元を活性化しようとしている人々がおり、富田茶臼山古墳をテーマにした食品を提供している人もいる。こうした人々と連携して様々な経験できる魅力的な場を創出していくことを目指す。

地域住民との連携により、保存管理においては行政の目が届かない点を補完でき、調査・活用・整備では地域の目線に立った意義が発信できる。そのために地域住民の意見を取り入れる機会を計画していく。

5 保存管理に関する体制

古墳の見回り、古墳清掃等の日常管理について、ボランティア組織や地元住人など地域住民と連携した体制を目指していく。地域住民が史跡を身近に感じ、地域住民自らが史跡を守っていく意識を高めていけるようにする。

史跡地に所在する人々の日常生活に利用されている農道、水路、耕作地、神社・庵等の管理は、本保存計画に基づいて土地所有者や関係者と調整を行う。県道・市道、下水道、水道の整備等においては、関係機関と本保存計画に基づいて調整を行う。

非常災害等の対応は予防策を土木・建築の専門技師の協力を得ながら検討し、災害の発生時は同様の機関・専門家の意見をもとに対応を行う。

津田古墳群を特徴づける刳拔式石棺及び竪穴式石槨の保存管理は学術経験者からなる委員会を

設置し、保存管理を実施する。

6 整備に関する体制

整備は多面的な展望のもとに継続的に取り組む必要がある。また、状況の変化に対応して適切に再検討を行っていく必要がある。その中で計画的に実施できるような組織体制を構築する。さぬき市教育委員会が中心となり、学識経験者、関係機関等の土木・建築の専門技師、まちづくりや観光を担う関係各課、地域住民からなる整備検討委員会を設置し、整備の具体的な方向性や手法を計画していく。

第11章 施策の実施計画の策定と実施

第1節 実施期間

津田古墳群及び富田茶臼山古墳の保存・活用計画策定後の施策の実施計画について、向こう10年間の計画を作成した。この10年間は史跡地の公有化、緊急性の高い古墳の保存管理を優先していく。実施期間の後半期にはそれまでの成果を踏まえたさらに向こう10年間の計画を検討していく。

第2節 主な実施内容について

実施計画の一つは史跡地の公有化である。公開・活用事業を確実に進め、維持管理等に十分な対応ができるようにするためには、民有地は史跡指定の後に全て公有化していく必要がある。公有化は土地利用の現況、整備の優先順位等の諸条件を踏まえて計画的に進めていく必要がある。

各古墳の遺構の保全や本質的価値の明示を行うための総合的・個別的な整備計画を作成する必要がある。そして整備計画にのっとった整備を随時実施していく必要がある。また、整備に伴い学術的価値を明らかにするための最低限度の発掘調査を実施していく。

史跡地の保存管理とともに、トイレ、駐車場、多目的広場、ガイダンス施設等の便益施設の整備と共に、各古墳、眺望地点、ガイダンス施設を繋ぐ見学ルートの整備を実施していく。

イベント、学校教育、情報発信等の史跡の活用は継続して取り組む。また、運営・体制に伴うボランティアガイドの養成や活動支援、管理運営組織としての保存活用協議会の設立を行う。保存活用協議会は地元住民や史跡に関わる団体に参加を呼びかけて、市民と行政が協働していくための取り組みである。市民が主体的に史跡と関わりを持つシステムを構築していく。

計 画		2025 (R 7)	2026 (R 8)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)
保 存 管 理	日常点検・モニタリング										
	樹木管理										
	学術調査										
	公有地化										
	史跡地境界杭の設置										
	追加指定										
	埋葬施設の現状把握										
	割抜式石棺の保存対策										
	法面保護										
	墳丘毀損部の保全										
活 用	現地見学会・講座・展示										
	学校教育との連携事業										
	情報発信（パンフレット 等）										
	観光資源としての活用の検討										
	古墳ロードの設定										
整 備	サインの設置										
	見学路の設置										
	便益施設の設置										
	ガイダンス施設										
運 営 ・ 体 制	ボランティアガイドの養成										
	関係機関との連携										
	さぬき市内機関合同会議										
	2025～2034年 現行計画の見直し										
	2035～2044年 次期計画の検討										

表47 10ヵ年計画表

第12章 経過観察

第1節 方向性

津田古墳群及び富田茶白山古墳を確実に保存し、有効に活用するためには将来にわたり持続的・継続的に維持管理に取り組み、計画的に活用・整備を行う必要がある。

このため、これまでの章で整理してきた保存（保存管理）、活用、整備、運営と体制の整備、調査研究等の各分野について定期的、日常的に点検することが必要であり、施策・事業の進捗状況を個別的及び全体的に把握し評価することにより、課題を抽出し、的確な改善方法を次の施策・事業に反映させることができる。

経過観察は史跡の保存、活用、整備を主体的に担うさぬき市教育委員会生涯学習課が中心となり、本史跡に関わる施策・事業の経過観察を全体的に取りまとめる。また、教育、まちづくり、観光などの関係部局とも連携してその成果・結果を活用していく。

第2節 方法

さぬき市教育委員会生涯学習課が管理する。

経過観察を行う際には、保存（保存管理）、活用、整備、運営と体制の整備、調査研究等の各分野について、施策・事業の進捗状況、実績の点検、課題の抽出などの点検指標を明示したチェックシート（自己点検表）を利用する。評価は3段階（未取組、計画中、取組済）で行い、取組の現状・目的・成果等を付記する。作成は各年度の年度末に1回とする。

本質的価値のうち、埋葬施設や葺石等の外表施設、急傾斜面・崖面など特に重点的に観察の必要な地点は重点モニタリングを実施する。重点モニタリング用のカルテを作成し、1カ月に1回の定期点検と台風・豪雨等の自然災害の予測される前後に点検を実施する。

経過観察結果は、さぬき市教育委員会生涯学習課及び関係部局の内部と、史跡整備等各分野の有識者、専門家などで構成される委員会で報告し、指導・助言を受ける。

表48 経過観察点チェックシート（案）

項 目	実 施 例	取 組 状 況			
		未取組	計画中	取組済	備 考
(1) 基本的情報に関する こと	・ 標識は適切に設置されているか				
	・ 境界線の設置、現地での範囲の把握はできているか				
	・ 説明版、案内板は設置されているか				
(2) 計画策定等に関する こと	・ 総合計画に位置づけられているか				
	・ 予算確保のための取組はあるか				
	・ 保存活用計画の見直しは実施されているか				
	・ 保存活用計画に基づいて実施されているか				
(3) 保存に関する こと	・ 指定時における本質的価値について十分把握できているか				
	・ 公有地化は進捗しているか				
	・ 石棺を含む埋葬施設に関する状況把握と保存対策はできているか				
	・ 墳丘上及び周辺の植生管理はできているか				
	・ 見学路の管理はできているか				
	・ 墳丘保存のための獣害等の対策はできているか				
	・ 安全策など見学者の安全面での対策はできているか				
	・ 葺石や石棺、毀損箇所のモニタリングはできているか				
	・ 崖面・墳丘毀損部の保護はできているか				
	・ 史跡の保存に適切な範囲を指定しているか				
	・ 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	・ 工作物・樹木の撤去について、遺構を傷つけることなく行われているか				
	・ 専門技術者との連携は図られているか				
	・ 災害対策は十分にされているか				
	・ 現状変更に対して適切に対処し、遺構の保護が図られているか				
	・ 古墳の眺望ポイントの景観は維持できているか				
	・ 環境保全のために、地域住民や関係機関との合意・連携は図られているか				
	・ 保存活用計画に基づいて実施されているか				
(4) 管理に関する こと	・ 日常的な管理はされているか				
	・ 史跡地周辺の環境保全や土地境界の把握はできているか				
	・ 森林施業の状況を把握し調整できているか				
	・ 地域住民や関係機関との連携が図られているか				
	・ 保存活用計画に基づいて実施されているか				

項 目	実 施 例	取 組 状 況			
		未取組	計画中	取組済	備 考
(5) 調査・研究に関すること	・石棺を含む埋葬施設の保存対策のための発掘調査等、調査の方法を計画・実施できているか				
	・墳丘保存のための構造・形状・範囲確認の調査は計画・実施できているか				
	・追加指定のための範囲確認の調査は実施・計画できているか				
	・最新の学術的な成果を把握して評価できているか				
	・古墳の歴史的評価、各種調査機関成果の総合化はなされているか				
(6) 公開・活用に関すること	・史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	・出土遺物等の調査に基づく成果の公開や、発掘調査成果の公開が適切に行われているか				
	・イベントや体験プログラムは継続的に企画・実施されているか				
	・現地でのガイダンス機能を充実させているか				
	・パンフレット等の充実やweb等による情報発信はされているか				
	・市民の文化的活動の場となっているか				
	・まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか				
	・文化的観光資源としての活用がされているか				
	・周辺の歴史的文化遺産や文化財、観光地と一体的な連携は図られているか				
	・外国人向けの対応はなされているか				
(7) 整備に関すること	・整備基本計画は策定されているか				
	・史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	・遺構等に影響がないように整備されているか				
	・整備後に、修復等の状況を管理しているか				
	・活用を意識した整備が行われているか				
	・多言語に対応した活用が行われているか				
	・整備において目指すべき環境等の姿を実施できているか				
(8) 運営・体制・連携に関すること	・運営については適切に行われているか				
	・体制については十分であるか				
	・市内部の他部局との連携については十分であるか				
	・地域の連携については十分であるか				
	・教育機関・研究機関・他自治体等との連携は十分であるか				

史跡津田古墳群
史跡富田茶臼山古墳
保存活用計画

2025年3月

編集 さぬき市教育委員会
発行 さぬき市
〒769-2401
香川県さぬき市寒川町石田東甲425
電話 0879-26-9974
印刷 四国工業写真株式会社